

嵐山町議会平成27年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
陳情の委員会付託について	11
散会の宣告	12

第 2 号 (12月7日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
本会議に出席した事務局職員	14
説明のための出席者	14
開議の宣告	17
諸般の報告	17
一般質問	17

2 番	森	一 人	議員	1 7
3 番	佐久間	孝 光	議員	3 7
6 番	畠 山	美 幸	議員	5 4
1 番	吉 本	秀 二	議員	7 5
散会の宣告				9 8

第 3 号 (12月8日)

議事日程	9 9
出席議員	1 0 0
欠席議員	1 0 0
本会議に出席した事務局職員	1 0 0
説明のための出席者	1 0 0
開議の宣告	1 0 3
諸般の報告	1 0 3
一般質問	1 0 3
5 番 青 柳 賢 治 議員	1 0 3
1 3 番 渋谷 登美子 議員	1 3 2
9 番 川 口 浩 史 議員	1 6 8
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 8 3
会議時間の延長	1 9 2
休会の議決	2 0 9
散会の宣告	2 1 0

第 4 号 (12月11日)

議事日程	2 1 1
出席議員	2 1 3
欠席議員	2 1 3
本会議に出席した事務局職員	2 1 3
説明のための出席者	2 1 3
開議の宣告	2 1 5

諸般の報告	2 1 5
諮問第 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 1 5
諮問第 4 号の上程、説明、質疑、採決	2 1 8
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 1
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 8
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 1
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 2
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 4
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 8
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 3
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 7
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 1
議案第 5 9 号の修正案の提出	3 0 4
会議時間の延長	3 0 7
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 0
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 1
議員派遣について	3 1 4
閉会中の継続審査について	3 1 4
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	3 1 6
日程の追加	3 1 6
発議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 6
発議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 3
発議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 6
発議第 2 4 号の修正案の提出	3 3 1
発議第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 3
町長挨拶	3 3 9
議長挨拶	3 4 0
閉会の宣告	3 4 0

署名議員.....	3 4 3
-----------	-------

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第165号

平成27年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月26日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成27年12月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（14名）

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐久間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	渋谷 登美子	議 員	1 4 番	大 野 敏 行	議 員

○不応招議員（なし）

平成 2 7 年第 4 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

1 2 月 4 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（大野議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 小久保教育長）
- 日程第 5 陳情の委員会付託について

○出席議員（１４名）

１番 吉 本 秀 二 議員	２番 森 一 人 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 長 島 邦 夫 議員
５番 青 柳 賢 治 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 松 本 美 子 議員	１２番 安 藤 欣 男 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 大 野 敏 行 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
村 上 伸 二 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年第4回嵐山町議会定例会は成立いたしました。ただいまより開会いたします。

なお、私ふなれではございますが、一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきまして進行させていただきます。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○大野敏行議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 佐久間 孝 光 議員

第4番 長 島 邦 夫 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

〔長島邦夫議会運営委員長登壇〕

○長島邦夫議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

第4回定例会を前にしまして、11月27日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員ほか委員外議員出席者として大野議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長に出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、諮問2件、条例8件、予算3件及びその他1件の計14件でございます。その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日12月4日から12月11日までの8日間とすることに決定いたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問につきましては、受け付け順として、12月7日に1番の森一人議員から4番の吉本秀二議員、8日に5番の青柳賢治議員から8番の清水正之議員といたします。以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○大野敏行議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日12月4日から11日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○大野敏行議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、諮問2件、条例8件、予算3件及びその他1件の計14件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、８月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成27年10月20日、吉見町のフレサよしみにおいて埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員13名が出席いたしました。平成27年11月30日、さいたま市埼玉教育会館において、埼玉県町村議会議長会主催議会広報研修会に議会報編集委員４名が出席いたしました。以上、議員を派遣しましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第４号 日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書の写し及び陳情第５号 消費税率引上げ中止の意見書提出を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○大野敏行議長 日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成27年嵐山町議会第４回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、諮問２件、条例８件、予算３件、その他１件の計14件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、

ご決定賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成27年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げておりますが、主なものといたしまして、健康づくり事業の一環である「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」を挙げさせていただきます。

高齢化が進む中、健康寿命を延ばすことは重要な課題の一つでございます。町では町内3カ所において、体力測定、運動教室、食事指導教室などを継続して実施をし、延べ550人余りのご参加をいただいております。本プロジェクトを展開することにより、生活習慣が改善をされ、生きがいを持って生活する元気な高齢者がふえ、地域の活性化とともに、医療費削減など社会保障負担の軽減につながるものと期待しております。今後も誰もが生涯を通じて健康で生き生きと豊かに暮らせるまちづくりを一層進めてまいります。

議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会関係（こども課）につきまして報告させていただきます。

2、学校教育関係、就学時健康診断についてでございますが、今年度10月、3小学校、124名受診をいたしました。

工事関係でございますが、1つは冷却機能つき食器消毒保管庫修理工事でございますが、学校給食センター修繕工事一式でございます。請負金額等は記載のとおりでございます。

もう一件、菅谷小学校管理棟2階女子トイレドア修繕工事でございますが、トイレドア修繕工事5カ所でございます。

委託関係を申し上げます。菅谷小学校プール改築工事設計業務委託、平成28年3月24日までを契約期間といたしまして、概要は記載のとおりでございます。

2件目は、嵐山町タブレットP C等導入運用委託でございます。両中学校に40台プ

ラス指導者分43台をそれぞれ導入する業務委託でございます。

3、幼稚園関係。去る10月16日に入園説明会を行いました、4歳児38名の応募がございまして、来年4月、入園の予定でございます。

4、児童福祉関係でございますが、次ページをお開きください。医療費支給事業、こども医療費、ひとり親医療費等は記載のとおりでございます。

なお、(5)、地域子育て支援拠点運営事業でございますが、嵐丸ひろば監視カメラ設置工事でございます、カメラ一式の請負、記載のとおりでございます。詳細は、後ほどご高覧いただければ幸いと存じます。

以上で報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎陳情の委員会付託について

○大野敏行議長 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました陳情第4号 日清食品(株)協力工場・明星食品(株)嵐山工場に関する陳情書については、文教厚生常任委員会に会議規則第95条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。陳情第4号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○大野敏行議長 渋谷議員さん。

○13番(渋谷登美子議員) この陳情書、読みましたけれども、これはなかなか難しい問題で、今回限りで陳情を審査するというのは難しいと思います。それで、閉会中の継続審査とすべきことでもあるかもしれないので、今議会中という決定は難しいと思いますので、議会運営委員会でこのような決定をすることはできないと思います。

○大野敏行議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時15分

○大野敏行議長 会議を再開いたします。

文教厚生常任委員会に付託された中で、この会期中にこの件に関しては終わらないということであれば、その中で継続審議になっていくという判断にならざるを得ないかなというふうに思います。そのような形の中で決定していきたいというふうに考えます。

渋谷議員さん。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、今の文言は、今会期中に審議をするというふうな形のものは訂正をした言葉をいただきたいと思うのですけれども、訂正しますというふうな形で。

○大野敏行議長 これを訂正する必要はないのです。ですから、文教厚生常任委員会の中で審議する中において、継続審議にならざるを得ないときにはそうになっていくという形になります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時23分

○大野敏行議長 議事を再開いたします。

私の言葉が少し足らずに誤解を招いてしまったと思います。委員会のほうで継続審議としてなさなければならないということで持ち上がってきた場合には、継続審議になろうかと思います。

陳情第4号につきましては、そのような判断のもとに審査をしていただくということで決定をさせていただきたいというふうに思います。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時24分）

平成 2 7 年第 4 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

1 2 月 7 日 (月) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第 2 番議員 森 一 人 議員

第 3 番議員 佐久間 孝 光 議員

第 6 番議員 畠 山 美 幸 議員

第 1 番議員 吉 本 秀 二 議員

○出席議員（１４名）

１番 吉 本 秀 二 議員	２番 森 一 人 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 長 島 邦 夫 議員
５番 青 柳 賢 治 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 松 本 美 子 議員	１２番 安 藤 欣 男 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 大 野 敏 行 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
村 上 伸 二 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。平成27年第4回嵐山町議会定例会第4日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告いたします。

初めに、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 森 一 人 議 員

○大野敏行議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、森一人議員。

初めに、質問事項1の嵐山駅西口通りの活性化について（パート2）からです。どうぞ。

〔2番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○2番（森 一人議員） おはようございます。第2番議員、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大項目1と2、2点になっております。まず、大項目1から質問させていただきます。嵐山駅西口通りの活性化について（パート2）といたしまして、町は新たな子育て支援拠点施設整備と周辺のにぎわい創出事業基本構想を進め、子育て支援センターとなる嵐丸ひろばを開設しました。以前に比べ、きれいに塗装された嵐山駅に向かって歩いていく親子の姿を目にする機会がふえたと思います。大変喜ばし

いことです。ですが、まだ各世代の多くの人たちを駅通りに向けるにぎわいの仕掛けや、たくさんの方々が集えてほっとできるカフェテリアなどの居場所、休憩所の確保はできていません。駅近くにもう少し買い物ができる環境づくりも必要です。また、今後嵐山町総合戦略において、町は就労、移住の相談、観光案内を行う駅前情報発信拠点施設整備を目指し、嵐山町の総合窓口としても活用するとあります。

そこで、今後の駅通りの活性化やあり方についてどのように町はお考えになっているのか、改めて以下について伺います。(1)、厳しい財政事情だとは思いますが、駅前空き店舗、売地を購入し、観光協会、商工会事務所の移転を勧める考えは。(2)、嵐丸ひろばを訪れた方々や元気な高齢者の方々のために、商工会、観光協会等と連携し、空き店舗等を活用し、居場所づくりや休憩所設置のお考えは。(3)、商工会や各種団体、各行政区、町民と連携して、上記の場所を活用しての嵐山版チャレンジショップの導入のお考えは。(4)、今後において近隣住民や商店の方々に対して駅周辺の5年、10年先のグランドビジョンを示し、目に見える形で説明していくことは大事だとは思いますが、お考えは。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 森議員の嵐山駅西口通りの活性化について、1番から4番について順次お答えをさせていただきます。

町では、ロータリーの整備等のハード面からボックスショップや朝市などへの補助等のソフト面など駅西地区の活性化を図るべく、さまざまな事業を行ってまいりました。昨年度におきましては、嵐丸ひろばの開設、また駅の塗装等を行ったところであります。しかしながら、ここ数年、空き店舗、または売地が出てきており、以前にも増して寂しい状況も見られ、さらなる活性化を行っていく必要があると考えております。商工会及び観光協会の事務所は、現在ふれあい交流センター内に事務所を構えておりますが、会議室の利用状況、また現在の駅西の状況を踏まえますと、町の活性化の一番の担い手である商工会、観光協会の駅周辺への移転、これも自然な成り行きであると考えられております。駅西地区の活性化につきましては、長年の懸案事業であり、町長就任後もどのように活性化をしたらいいか考えない日はありませんでした。駅西地区を取り巻く状況は大きく変わってきております。新たな一歩を踏み出すべきときに来ていると考えております。

武蔵嵐山駅構内の未利用地におきましては、情報発信拠点施設の整備をする 것을検討しております。この情報発信拠点施設は、町を訪れた方に嵐山町をより知っていただけるよう、観光案内はもちろんのこと、就労、居住等の相談など総合的な窓口となるよう検討しているところでございます。駅ロータリーについても、整備は行いましたが、さらなる利便性の向上の意見が多く出ております。将来のためにも今できることは行っていく必要があると考えております。そのようなことも踏まえ、商工会や観光協会事務所の移転においても、情報発信拠点施設や駅周辺の町所有の未利用地を含め、関係機関と協議をし、財政等も勘案をしつつ総合的に検討してまいりたいと考えております。

(2) ですが、先ほどの情報発信拠点施設、これは基本的には町に来られた方に対する施設ではございますけれども、駅に、待合スペース、これがないこともあり、誰もが利用できるスペースを確保する必要があると考えております。今後総合戦略に位置づけました(仮称)嵐山活性化チームを発足させて、町の地域資源をつなげ、結ぶことを検討しております。これらの活動も取り入れながら、駅周辺の空き店舗等の実態も含め、ご指摘の居場所づくりについても総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

(3) です。(仮称)嵐山活性化チームは、ご説明させていただきましたとおり、町の地域資源をつなげ、結び、あらゆる活性化を図ることを目的としております。そういった組織や商工会、各種団体等と連携をし、駅周辺で何ができるのか、どう人を呼び込めばいいのかなどのアイデアを出し合い、企画、実行する中において、議員提案のものについても一つのアイデアではないかと考えております。

小項目の(4)です。町では、駅西地区の活性化のため、土地地区画整理事業等を検討した時期もありました。平成14年度においては、今は改正されてその位置づけはなくなっていましたけれども、中心市街地活性化基本計画、これの策定も行いました。平成17年度には、駅西ロータリー、この整備を行い、平成19年度からは都市再生整備計画により、旧まちづくり交付金により事業整備も行ってきたところでございます。今後の5年から10年先のグランドビジョンとの質問でございますけれども、現在の駅西口ロータリー、これについては大型車両が入れないなど手狭である等、意見もいただいているところでもあります。さらに、以前と比較して未利用地や空き店舗はふえている状況なども変化してきております。駐輪場対策におきましても課題となっ

ているところであります。そこで、財源をどうするか等の問題もありますが、町としては、現在の状況で満足することなく、関係者等の意見を伺いながら、今後駅西ロータリーをはじめとする長期的な駅周辺地の整備構想の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、(1) からでございますが、私は今回大変前向きなご答弁をいただいたと思っております。観光をメインにしている自治体の駅周辺には、必ずと言っていいほど観光協会事務所があります。売りにしている観光地のPRや、観光客へのご案内を行い、観光にきた方々が嵐山駅におり立ったときには、頭の中を観光や遊びでいっぱいにする必要があると感じるわけです。嵐山町で一番有名なものは、今のところ間違いなく嵐山溪谷バーベキュー場だと私は思っております。そのバーベキュー場を管理している観光協会は、駅周辺近くにあるべきだと思っております。以前移転を予定していた空き店舗においては、耐震性等の問題があり、断念されたわけですが、ぜひとも町として多少の費用がかかっても、町の玄関口への移転をお願いするものであります。それと、私は嵐山町の玄関口としてやはり駅周辺のイメージづくりというのは大変重要なことだと思っております。電車を利用してきて、町外、県外から訪れる方々が最初に目にするのは駅前通りだからです。

過日になりますが、青年部でまた恐縮なのですが、婚活事業を行いまして、県外、町外から来る方が多数いらっしゃいました。その参加者からですが、事実駅前に何もありませんね、寂しいですねと言われてちょっと頭にきたことを思い出します。駅前通りの商店街の復活というのは、現時点ではかなり難しい問題かもしれません。ですが、嵐山町らしさを感じさせる独自性がある駅通りをつくっていけばいいと思うわけです。自然を推していくなら、木々を植え、花壇もたくさん置き、ラベンダーや菜の花を植えていく。木曽義仲や杉山城址を推すなら、歴史を感じさせる工夫を凝らせばいいと思っております。人々が集まってくる仕掛けをつくれば、店舗を出したい、商売をしたい人が出てくると思います。そこで、町の事業者や特性を理解している商工会も、先ほど町長も前向きなご答弁をしていただきましたが、中心地に移転することが重要だと思うわけです。

前回駅西口通りの活性化について質問させていただきましたが、そのときに一度町長にそのイメージとといいますか、駅通りはどういうものであるかという質問を町長にさせていただいたと思いますが、改めてその点について町長のお考えを、駅通りとはどういうものであるのか、どうあるべきなのかというのをいま一度質問させていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

森議員さんからはいろいろな機会にいろんなご提案をいただいてまいりました。今回の一般質問でもいろいろご質問をいただきました。お答えをさせていただきましたけれども、今回町の総合戦略をつくるに当たりまして町民の皆さんから広くアンケートをいただいたわけです。その中にも、若い人も含めて、駅前がちょっと寂しいのではないかと、駅をおりても何も食べるものが、パンも買えないよというようなアンケートの結果報告もいただいております。そういうような状況を踏まえて、今お答えをさせていただいたわけですが、今のままではよくない、これでは困るというのは誰もが考えていることかなというふうに思います。私も強くそういうふうに考えております。さればということで、町の近くのイメージというようなお話ですが、お答えの中にも入れさせていただきましたけれども、駅前のロータリーの整備を前にいたしました。あれを整備したときには、その前の状況では、車が入っていても、入っていったらバックして出てくるような状況にあったわけで、それではどうしようもない、それではどうしたらいいか、考えても決まっているわけですが、その中でロータリー形式で入って、出やすいような状況が作りたいたいということであったわけですが、財源の問題もありますし、当時の地域、地権者の皆様方のお考えというのもあったわけで、嵐山町でのそのときの状況でできる駅前の改修、ロータリーづくりを行いました。ですので、そのときには前に比べるとよくなったなという感じも少しはあったわけですが、今とすると、話もしましたが、バスも運転して回れるスペースがないではないかというようなこと等も含めて、それと駅前のところに空き店舗ができて、そして空き地はどうするというような意見もある中で、そのところがもっと広いロータリー形式、反対側のような東口のような形にできないか、あれぐらいの広さのロータリーが確保できないかというようなことは誰もが願

っていることだと思います。非常に財源が今は厳しい状況の中であるわけですが、しかしこのまま放置できないというような状況まで来ているわけです。何としてもこの嵐山町が今置かれている人口が減っていく状況を一点突破、どこか何かをやっていききたいという、その一つのイメージをこの駅前にしっかり持って、議員さんおっしゃるような形の活性化を駅前から、それには商工会、観光協会とか、そういった組織の皆様方のお力をかしていただいて、また町民の皆様のご協力をいただいて、そして皆さんの総意が一致するところで駅前の開発を一日も早く進めていききたいという考え方でございます。イメージとすると、反対側の東口のようなロータリー形式、そしてそこのところに商店がだんだん張りついていくというような形でイメージとしては現在持っております。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 大変前向きなご答弁をいただきました。ぜひ商工会、また観光協会の事務所もあわせ、にぎやかな駅前通りをご期待するところでございます。

では、（2）に移らせていただきます。これも大変前向きなご答弁をいただきまして、情報発信拠点施設、駅に待合スペースがないこともあり、誰もが利用できるスペースを確保する必要があるというご答弁をいただきました。この再質問は観光協会、商工会事務所の移転ありきの再質問になりますが、その事務所の一部スペース、2階建ての建物であれば、1階のスペースを利用すれば、空き店舗を利用せずとも可能になると思っております。西口公園に遊びに来た方々の休憩所、元気な高齢者の方々や子供たちが集える居場所づくりをすることで駅周辺がにぎやかになると思います。それと、一番重要なことなのですが、嵐丸ひろばは、昼休みになると、遊びに来ていた親子は一旦外に出されてしまいます。ですが、そこにイートインスペースを設けることで、お弁当を持参して来たり、どこかで買い物してきたものをそこで食べられます。自宅に一度戻らなくてもよくなります。嵐丸ひろばの利便性向上につながると思いますが、いかがですか、町長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お話をいただいておりますけれども、駅の前、嵐丸ひろばを中心とした駅づくりができたわけですが、この屋内のあれができたわけですが、屋外のほうの公園を中心にした外で遊ぶ施設、これも今整備を進めております。雨の

日には中で、天気のいい日には外でというような、外と中でお父さんとお母さんと子供と遊べるようなイメージ、これもそんな感じを持っています。そして、そのところでお昼を食べたり何かをやってもらうわけですが、今はお昼の休みをつくっております。それで、これは担当の係の考え方もあるのですが、お弁当と一緒に親子で食べてもらうという考え方のもとで、昼休みはあそここのところは休むという状況で今はやらせていただいております。そういう中で、ご利用いただく皆様方の考え方はどうなのか、それと子育てのやり方、そして食事を一緒にするとか何をするとかという親子の関係ですとか、そういうようなこともこの一体にして、そここのところに場所をつくったというだけではなくて、その利用をしていただく中で、親子の関係、そして親同士の関係、子供同士の関係というようなものを小さい子供たちが交流ができる場として使ってもらえればいいかなと。そして、質問の中にもありますけれども、そここのところに向かって親子で手をつないでいく姿ですとかいうのを書いていただきましたけれども、そういうような状況ができるといいなと。それで、駐車場の話もありまして、当初駐車場をもっと狭くというか、私は駐車場をつくらなくてもいいかなというような感じを持ちました。というのは、先ほどの考え方の一つなのですけれども、子供がお弁当をお母さんと一緒に食べるというのと同じように、車は交流センターですとかそのほかのところに置いていただいて、そして歩いてその遊び場のところに行く、そして行き帰りのところでいろんな交通の勉強を教えたりとか、あるいは店舗を見たりとか、あるいはあそこら辺の通りの中に花が植えてあったりする中で花の話をするとかいうようなことで、親子の中でのその会話の中に子育てというようなこともやっていただくのに歩くのはいいのではないかなというような感じを持っていましたけれども、できる限りのスペースの中で駐車場も整備を進めました。そういう中で今言ったようにあそここのところはつくられてきているわけですが、あそここの中がどういう形であつたらさらによくなるのかというのは、今使っていただいている利用者の意見を聞きながら、そしてまた今議員さんおっしゃるような状況のご意見を広く聞きながら、さらにあそここのところの活性化が図られれば、その中であの中にさらにというようなものが何かできるのか、今そんな状況でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） これもまた前向きなご答弁をいただいたわけですが、そのスペースを活用して、商工会、観光協会の協力を得て、今現在進めている小麦粉

を使った特産品の販売であったり直売所等、農協にも協力していただければ、そういうスペースに野菜なども置かせていただき、販売することも可能であると私は思っております。これも中心市街地における買い物弱者対策の一端にはなると感じます。ぜひご検討ください。

では、(3)に移ります。少しチャレンジショップ事業についてお話しさせていただきます。鳥取市の中心市街地活性化協議会を中心に運営されており、商店街の空き店舗を整備、リフォームし、新規出店を目指す人に安価な家賃で一定期間貸し出し、専門家による勉強会など経営支援も行い、自信をつけてもらって、その後に中心市街地で商売を始めてもらう支援事業であります。私は、商工会の方でも新たに商売を考えたい人もいますし、町民個人の方でもそういうチャンスがあれば商売を考えたいという人も私はいるのではないかと感じております。また、嵐山町は過日においての嵐山まつりの模擬店出店者、嵐山夏まつりにおいては、行政区で積極的に模擬店を出店している区もあります。そういった方々、またそういった団体、行政区との協力は必要であります、そういう人たちの協力を得て嵐山版チャレンジショップを展開できれば、にぎわい創出に一役買うと感じます。ぜひとも嵐山町商工会、また中心市街地活性化推進委員会等々ご検討いただきたいと思います、町長のお考えはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

中心市街地の活性化委員会という話も出ておりますけれども、一番この活性化のベースになるというのは、そここのところで一丁やってやるかという気分というか、そういう意識というか、それがどこまで盛り上がるかということだと思っております。ですので、その盛り上げをどういう形で、どうやっていったら盛り上がるかということが一番の原点かなというような感じがいたします。ですので、今言った活性化委員会も大変結構だと思っております。商工会も観光協会もありますし、その中にまた青年部もありますし、女性部もありますし、そしてそういう形に捉われないで、ボックスショップに出していただいている人たちというのは、あそここのところで何か出したらどうなるか、このところでやって、さらにどういうことになったらもうちょっとボックスショップ大きい形にしていってという思い、願いというのは誰もが持っているのだと思う

のです。ですから、そういうような形をそのところに植えつけられれば、そういうボックスショップの拡大版ができていくのではないかなという感じがしております。物品販売ということですが、今物品といってもいろいろなものが豊富な社会になっているわけです。ですので、物品の販売もそうですが、その物品をおっというようなものが嵐山町の中で、そしてこのところに関心を持つ人たちにつくり出してもらえるような商品が生まれると、また違った展開もできてるかなというようにもありますし、いろいろな形で駅前のところでは何かちょっとやってみようという意識、この意識づくりがイの一番かなと、今そんなふうを考えております。ですので、ぜひいろんな機会にそういうようなことが発信ができるような形をとっていただければいいなと。町でもそういう発信役の一つとなって、しっかりやっていきたいと考えております。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 意識の向上が必要だということでございますが、最近商工会長やいろんな部会の方々の部長様とノミニケーションを通じて町について話をすることもありますが、かなり意識が高まっております、商工会も何とかしなくちゃいけない、ましてや観光協会も嵐山町のために、自分たちも一緒に協働のまちづくりということで頑張っていく覚悟は私はあると思っております。ぜひとも一緒になってまちづくりをよろしくお願いいたします。

それでは、（4）に移ります。私は、何かを始めようとするときとか、何かをつくるときには、関係する団体や商店、近隣住民に口頭や平面図だけで説明するのではなくて、わかりやすく目に見える形で住民、関係者、団体に説明することが協働のまちづくりには欠かせないと思っております。私自身が建築関係の仕事をしていた経緯から、お客様にプレゼンするときには平面、立面だけではなくて、イメージが湧くように、鳥が上空から見ている目線の鳥瞰図というのがあるのですけれども、こういったものを多用しますと、お客様とか住民の方々もイメージが湧きやすいのですよね。5年先、10年先のグランドビジョン、基本構想を鳥瞰図のような立面図でわかりやすくイメージの共有ができれば、理解、協力してくれる住民、商店事業主もふえてきて、まちづくりもしやすくなってくるのではないかなと思うわけです。また、まちづくりプランナーのような専門家の意見を加えていくのもいい方法だと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 わかりやすくというお話がございました。こういうふうにいこうよという、そういうものというのは、みんなで一緒に共有できるというのですかね、やつはあんなことを考えているのか、何だかわからないなというのだとなかなかうまくいかないと思うので、やっぱりこうだよな、うん、俺もそうだよというような感じというのが広がっていくような感じであるといい方向にいくのかなという感じがするわけです。それで、今まででも言われて、今でもそうですけれども、嵐山町はほかにも絶対負けないというものがあるのです。この自然環境なんていうのは、勝手にどこでもつくれるような状況ではないわけですし、嵐山町の歴史というのもほかのところですぐつくるといえるようなことはできない。嵐山町の文化、この里内、里山の自然が豊かな中で生活をしている文化というものというのは、食べるものも着るものも話すこともそういうような嵐山町の文化というものはほかにまねできない。これは、どこへ出しても一級品であるわけです。

それで、今回のアンケート調査の中で交通が不便というのがあったのです。交通が不便というのは、考え方によっては、交通が不便と言えば不便なのかなというような感じがするのです。しかし、このところ、老人会連合会ですとか、区長会の皆様ですとか、あるいはそのほかの団体の皆さんが研修旅行に行ったりと。長野に行きます、千葉のほうに行きますとか、あるいはどこに行きますとかいうようなときに、交通が不便というのはそっちのほうでは言わないのです。駅がない、どこのところからどう乗るのだろうというような感じではあるようなところというのは、交通が不便とか買い物に不便というような話というのはないのです。しばらく行かないと隣のところまで行かないとか、今度できたスーパー、買い物はどれくらいのところにあるとかいうようなところというのは、交通が不便という話もないですね。それに今日本全国の中でトップと言われているような島根のいつも話す離れ島、そこの島のところが日本で一番元気があって、活性化できているのではないかといいところなんかは、東京に来るのに、船に乗って本土に来て、本土から飛行場まで行くのにどれくらいかかるとかなんとかというようなことのところで交通が不便という話はないのです。そこのところにある資源、それで海の資源がある、平地があるので、農業の資源もある、それでその中に牧畜が飼える、山もある、川もある、そういう中の自分たちの資源、そして高

校も1つある、その高校を資源として使うとか、学校のそれぞれの小学校、中学校も資源、地域の集会所も資源という形で活性化をして、日本一元気がある離れ島と言われているわけですが、そういうことを考えたときに、嵐山町は都心まで1時間ぐらいで行けてしまうというようなこと、それで今言った自然があり、文化がありというようなこと、これは嵐山町の持つ最高のポテンシャルというか、優位性、これはしっかり生かしていく。そして、生かしていく中で今議員さんおっしゃるような状況のものどう組み合わせ、かみ合わせできるのかということで、大勢の皆様のお知恵をかりて、そして嵐山町にずっと住んでいたいというような町にしていければなというふうに思っています。つけ加えさせていただきますと、今回のアンケートの中で嵐山町にずっと住みたいという人の割合が今までになく高くなっているということなのです。そういう状況である嵐山町をさらに皆さんと一緒に力を合わせて一歩も二歩も魅力的な町にしていきたい。お力をかしていただきたいと思います。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 大変心強いご答弁でございました。住民も引き込みながらこの魅力ある駅前通りとまちづくりをぜひともお願いしたいところでございます。

では、大項目2に移らせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、質問事項2の嵐山消防団員のサポート体制と団員の確保、また各後援会（行政区人事任期も含む）及び嵐山消防団後援会連合会についてに移ります。どうぞ。

○2番（森 一人議員） 今回消防団について質問させていただきますが、あくまで一議員としての質問を心がけますが、私自身も現役の消防団員でありますので、時々感情的になってしまうこともあるかもしれませんが、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、大項目2に移らせていただきます。嵐山消防団員のサポート体制と団員の確保、また各後援会及び嵐山消防団後援会連合会について。嵐山消防団は、町の安心安全のため、そして地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、活動しております。来年度からは女性消防団員も加わっていくということです。しかしながら、現状においては欠員が生じている部もあります。町においては、ボランティア意識がある新人職員を推薦していただいておりますが、人口減少や自営業者の減少で今後さらに団員確保は難しい状態になると予測さ

れます。また、その消防団員を支えていただいている後援会連合会の皆様方、各部後援会の皆様方も大変ご労苦があると聞いております。

今後に向けての嵐山消防団と後援会連合会及び各部後援会に対しての町のサポート体制について、以下について伺います。(1)、今年2月に高市総務大臣の講演で消防団協力事業所表示制度導入推進の話を聞きましたが、嵐山町で要綱、基準等を定め、表示証を事業所に交付するお考えはございますか。(2)、町民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている嵐山消防団、団員のサポート体制の充実と団員確保について、町はどのような取り組みを考えられておりますか。(3)、嵐山消防団、比企広域消防本部と行政で町内の幼稚園、保育園に働きかけ、幼年消防クラブ設立のお考えは。(4)、地域特性や今日までの流れの中で区長任期が1年のところがあります。地域によっては、そのような状況で後援会長を区長が兼務している後援会もあると思います。業務になれたとき、また団員の顔を覚えたときにはかわられてしまいます。その他の後援会との足並みをそろえるためにも行政区の人事任期の統一が重要であり、さらなる後援会連合会の強固な発展のためには必要不可欠です。また、消防団と後援会、各防災会との強い結びつきのためにも重要だと思いますが、お考えは。(5)、各部がいただいている消防後援会費は、各部担当地区の世帯数等の関係でばらばらであり、格差が生じている状況が長く続いております。平等にし、嵐山消防団後援会連合会でまとめて一本化するべきだと思いますが、お考えは。

以上になります。よろしくお願いします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

ご提案の消防団協力事業所表示制度は、消防団員を雇用する側である事業所の理解と協力が一層進むことにより、消防団に入団しやすく、かつ活動しやすい環境を整えることを目的に、総務省消防庁が平成19年1月に創設した制度でございます。また、事業所にあっては、表示証の掲示により、消防団への協力を通じて社会貢献を積極的に行っている事業所として広く認められることも目的の一つとしております。嵐山町における表示制度でございますが、平成22年3月に比企広域消防本部が本庁をむ管内1市5町1村を対象に制定し、同年4月から施行しているところでございます。しか

しながら、本制度による認定事業所数は現在埼玉中央農業協同組合の1件にとどまっております。なかなか浸透し切れていない状況であり、その普及が課題と認識しているところでございます。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。消防団員の確保につきましては、事あるごとに消防後援会の皆様と意見交換をしておりますが、少子高齢化や自営業者の減少などの影響もあり、思うように進まない状況にあります。町といたしましては、平成17年から町広報誌に定期的に嵐山消防団特集を掲載し、消防団の活動を広く町民に理解していただくとともに、団員募集記事も掲載し、団員確保に努めているところでございます。また、町の新入職員にあっては、可能な限り入団を勧奨しているところでございます。いずれにいたしましても、消防後援会と連携を密にしつつ、町としてできることを引き続き行ってまいりたいと存じます。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。幼年消防クラブは、保育園、幼稚園の幼児を対象にした防火団体であり、楽しさの中から火遊びの怖さを知る組織として、広域財団法人日本消防協会が昭和55年に創設した幼年消防育成組織でございます。設立の目的といたしましては、1つ目に正しい火の取り扱いを学ぶ、2つ目に消防の仕事に対する理解を深める、3つ目に防火思想の普及でありまして、現在全国で約1万3,000、埼玉県では273のクラブが活動しております。嵐山町を含む比企広域管内におきましては、その発足や活動の窓口を比企広域消防本部が担っており、東松山市に3、小川町に1つの4クラブが発足し、活動をしております。消防関係者には、消防出初式や消防フェアにおけるお遊戯、パレードでおなじみでもあり、防災思想の普及に効果的でもあるため、今後嵐山分署と連携し、クラブ発足に向けた検討を進めてまいります。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。現在嵐山町では、1分団、2分団、合わせて4つの消防後援会が組織をされております。その多くは消防団OBなど長年にわたり消防団活動にみずから携わった方が役員についておりますが、中には区長さんが兼務をされている後援会もございます。町では、嵐山町区長設置条例におきまして、区長の任期は2年と定めておりますが、実態といたしましては、地域の特性や過去の慣例などから、1年の任期で交代している行政区もございます。消防後援会の円滑な運営はもとより、地域のリーダーであり、町民と行政の協働のまちづくりに欠かせない区長さんの任期問題は町にとって長年の懸案事項でもあり、本年10月

の区長会議におきまして、改めて任期見直しの検討をお願いをさせていただいたところでございます。

最後に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。さきのご質問でお答えをいたしましたとおり、嵐山消防団の後援会は一本化されているわけではなく、4つの消防後援会が独立して活動しております。このため、各部に対する後援会費の額及び各家庭からの後援会費の額については、消防後援会により差異があり、こうした事情も考慮し、平成23年1月に消防後援会連合会を立ち上げたところでございます。後援会連合会では、特別点検の際の大納会の開催、消防操法大会の激励、火災出動中の団員の慰労など、後援会連合会としての事業を行ってはいますが、各部に対する後援会費の平準化は実現できていない状況でございます。町といたしましては、可能であればすぐにでも行いたいところではございますが、それには各後援会のご理解なくしての実現は不可能であり、時間をかけて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） それでは、順次再質問させていただきます。

先ほどご答弁の中で、認定事業所数は現在埼玉中央農業協同組合の1件にとどまっています、なかなか浸透し切れてない状況であるというご答弁でございました。私は、嵐山町において消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、この表示制度を導入していただきたいと考えたわけでございます。事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実していくと思ったからです。事業所の利点としては、表示証を事業所等の見えやすいところに掲示したり、イメージアップにつながると考えていますし、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページなどで表示することができ、社会貢献を広くアピールすることができると思っています。消防団においても団員確保に向け、人任せばかりではございませんで、第1分団第1部においては、昨日平沢防災会の訓練に参加し、自分たちで作成した団員募集のチラシを配ったと聞いております。これが作成したチラシなのですが、こういったものを地道に、またお店とかにも置いていただきながら、この1分団第1部は一生懸命頑張っているわけでございますが、欠員が今2欠ぐらいになっているのですが、これから本当に真剣にどうしようかと考えるぐらい頭を悩ませているところであると聞いております。私として

も、本音を言わせていただければ、こんな表示制度とかに頼らないで団員の確保等を行える環境があればベストなことだと思いますが、しかしながらあらゆる手を尽くしてでも団員確保に努めなければ、今後何十年後には団として立ち行かなくなる可能性も私は出てくるのではないかと考えております。嵐山町の消防力低下は絶対免れないです、消防団がなくなると。こういった現状において、こういう協力事業所表示制度などいろんなことを進めていくべきだと私は思っていますが、お考えはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この1番でご提案の表示制度につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、既に平成22年に広域のほうで導入をしているということでございます。この広域で定めている要綱を見ますと、若干ハードルが高いのかなというふうに思いました。ちょっと申し上げますと、その事業所として認定できる基準というのが2つございまして、1つ目が、従業員が消防団員として相当数入団し、就業時間においても消防団活動について積極的に配慮していること、2つ目が、災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしていること、このような認定基準があると。こうしたことがありまして、現状では埼玉中央農業協同組合さん、これ1件にとどまっているのかなというふうに感じるところでございます。JA埼玉中央農協ということで登録をしておりますので、嵐山町にも支店がございまして、町の中にもそういった事業所はあるというふうにまずご理解をいただきたいというふうに思います。

団員確保について、議員さんとして、また消防団員さんとして、現在の窮状、あるいは将来への不安等を今いただきました。まさにそれが実態なのだろうなというふうに今思いました。先ほど私のほうで答弁させていただきましたが、町としてはできることを一つ一つ地道にやっていくと。その活動の一つが今ご提案の表示制度、この拡大でもあると思いますし、今回質問いただいた幼年消防クラブであったり、町のお知らせ、広報であったり、昨日平沢の防災会の訓練のほうにもご参加をいただいたということでございます。私も先日、七郷防災会の防災訓練がございまして、お邪魔させていただきました。そのときにも2分団の皆様、積極的に参加をいただいております。そういった姿を地域の皆様がじかに見ていただくということで、こうなのだな、

こんなに地域のために尽くしてくれているのだなということを理解をしていただく、こういったことが進むことによって、いずれはひいては消防団員の確保につながっていくものというふうに私も思っているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 課長のご答弁で、まさにそのとおりで思っております。団員は、地域の方々と密接な近い関係でなくてはならないと思っておりますので、ぜひともこの表示制度の普及も念頭に置いていただきながらよろしくお願いいたします。

それでは、（2）に移ります。これもいろいろなことの一つになると思いますが、私は消防団員サポート事業を提案させていただきたいと思っております。団員が消防活動を行うに当たり、その家族も、特に子供たちは寂しさを我慢して、理解を持って有事の際には送り出してくれています。家族においても待遇強化をしていくのもいいことと考えます。

全国的な各自治体の取り組みも含めてお話しさせていただきます。長野県松本市では、地域との絆、消防団応援プロジェクトとして、消防団員とその家族で団員1人に1枚配付される団員証明カードを協賛店で利用する際に提示すると、その店舗で独自の特典やサービスが受けられるそうです。また、山形県内のある自治体では、売り上げの一部を消防団活動費に充てるサポート自販機を置いてあります。私としても、地域活性の目的も含めながら、事業所や商店、飲食店の発展にもつながるように、嵐山町商工会の協力もいただき、さまざまなサービスが受けられる事業を行っていかないと考えております。具体的には、割引サービスなど業種によってはいろいろと考えられると思いますが、商工業の活性化と発展にも向けて、嵐山町でも具体的な施策を展開、実行することで、嵐山町全体が消防団に対して応援、サポートできる環境ができ、団員確保や団員家族の待遇強化につながると思いますが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 今議員さんのほうから松本市の事例を出していただきました。今回ご質問いただいて、ちょっと調べたところ、県内でも例えば熊谷市、日高市、三郷市、こういったところで今議員さんお話のようなサポート事業を行っているとなっております。何分にもこの比企にあってはまだこういった事業を導入していないと

いうこともございますので、今後どういった事業なのか、あるいはその効果がどうなのか、そういったことも研究をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 厳しい財政状況ではあると思いますが、かなりの負担を抱えているのです、消防団員の家族は。何か事故でもあった場合でも、私たちは非常備消防のほうなので、保険とか、そういったところも少し……。何かあったときには、何もなければいいのですが、普通の消防士さんと比べると家族は心配でならないのですよね。自分たちは、日ごろの練習だったりいろんな部分の中で経験もありまして、火事だといえはすぐ出ていく心構えはできているのですが、家族はそこまで気持ちの整理ができていないといいますか、家族の反対があってやめる人も消防団の中にはあるのも事実です。ぜひともそういった部分の中の待遇強化も図っていただけたらと思っていますので、ぜひご検討ください。

それでは、（3）に移ります。幼年消防クラブ、先ほど課長のほうからご答弁いただきました。東松山市に3つ、小川町に1つ、4クラブ発足していると。今後嵐山消防署と連携し、クラブ発足に向け検討していただけるというご答弁をいただきました。こういったものをやっていくことによって、地域の安全安心の担い手として幼年のころより育成することも目的に含まれているのではないかと私は思っております。これは県内のデータになるのですが、平成25年に発生した埼玉県火災発生件数は2,407件です。およそ1日当たり7件、3時間38分ごとに1件の割合で火災が発生しているということになります。火災発生原因の一つである子供の火遊びによる火災は89件発生していて、そのうちライターを使用した火遊びによる火災が多く、5歳未満の児童が起こしたライターの火遊びによる火災は、その約8割で死傷者が出ているという報告もあります。また、以前の一般質問で佐久間議員が質問しておりましたが、過日に開催された嵐山消防団特別点検のときなど、そういった幼年消防クラブが参加していただき、消防団員が昼間の仕事を終えて夜10時ごろまで、約3カ月にわたって操法の練習を、またいろんな練習を重ねていくわけです。そういったところの訓練成果を見てもらうことで消防団を幼年のうちから強く感じていただくことも大変有意義なことだと私は思っております。幼年消防クラブの保護者の方々にも消防団をPRでき、ともすれば団員の確保につながる可能性もあると思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

ますが、いま一度ご答弁をいただければありがたいのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから、幼年消防クラブがあることによる効果というのでしょうかね、いろいろお話をいただきました。まさに今お話をいただいたような効果が期待できるものというふうに思っております。先ほどの答弁でも申し上げましたが、嵐山分署と連携を図りながら積極的に行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

では、（4）に移ります。先ほどご答弁では、本年10月の区長会議において任期見直しの検討をお願いさせていただいたということでございます。ぜひ検討をしていただきたいものでございますが、今回あくまでも消防団関係における行政区人事の任期について質問させていただいております。このような質問をさせていただきながらではありますが、私としては行政区のお仕事で常日ごろお忙しい区長さんが消防後援会会長を兼務することは大変難しいこともあるのではないかなと思っているところもあります。各部の担当区には、先ほどの答弁にもございましたが、消防OBの方々がいらっしゃいます。例を挙げれば、第1分団第1部はOBの方が長年にわたり後援会長を献身的に務めていただいております。団員を自分の子供のように気にかけていただき、感謝の気持ちで胸が熱くなります。そういったことも加味しながら、消防団をよくわかっていただいているOBの方に後援会に加わっていただければ、さらなる後援会連合会の強固な発展につながるところでございます。もちろん区長さんや各区におかれましても、消防団活動に対して多大なるご理解、ご協力をいただいているわけでございますので、今後とも今までどおり消防団には変わらぬご対応をいただきたいわけでございますが、各後援会の足並みをそろえるためにも、町のサポートをいただき、10年先、そのまた先を見据えた後援会組織の構成を考えていくべきなのではないかと私は思っておりますが、お考えはいかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

現状後援会の構成については、消防団のＯＢ、あるいは大変ご理解のある方並びに区長さん、こういった方が役員になっているというふうに思います。区長さんが役員になっているメリット、これも大きなものがあるかというふうに思います。例えば後援会費を各区からいただくときに区長さんのお力というものはおかりをする、これは大切なことだというふうに思っております。ですから、例えばＯＢだけでやってみましょうということではなくて、双方、区長さんとＯＢと活動をよくわかっている方、こういった方がそれぞれ協力をしながら後援会活動を円滑に進めていく、これが嵐山消防団の発展のためになるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第２番、森一人議員。

○２番（森 一人議員） みんなで地域の皆様と一緒に消防団も後援会も先ほど心配な点もあると。自分の中では、何十年後かには団がなくなってしまうのではないかと思うところではありますが、ぜひそういった方々のサポート、そして町のサポートをお願いしたいと思います。

（５）に移ります。この質問をするに当たりまして、まず消防団後援会連合会の皆様、各区長のご労苦に対しまして感謝申し上げるところでございます。嵐山消防団員のために企業回りや後援会費の徴収をしていただき、団員が活動しやすい環境整備にご尽力いただいております。今ぜひとも皆様に知っておいていただきたいのは、嵐山消防団は５部で組織されておりますが、嵐山消防団は１つです。チームという意識を持って活動しているということです。自分たちの町は自分たちで守るという崇高な意識のもと、日々予防消火、有事の際には嵐山町内どこにでもこのチームが担当区関係なく出動するのです。どこで火事が起きても必ず嵐山消防団というチームが出動します。そういったことにおいて、担当地区で後援会費に格差が生じている現状は、この先嵐山消防団という組織を長く維持していくためには必ず解消していかなければならないことであります。団員皆さんが同じ活動をしているわけですから、平等にしていきたいと思います。町として連合会に対し今まで以上のサポートと格差解消のために努めていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、そもそも別々の後援会の活動を行っていたと。さまざまな問題、今森議員が提起をしたような問題、こういった問題があって連合会を立ち上げたというふうに承知をしているところでございます。全く議員さんのおっしゃるとおりで、同じ活動をしていて、同じチームであって、その中で格差がある。後援会費に差がある。いかななものかと私も思います。すぐにでも解消すべきではないかというような問題だというふうに思っております。ただ、それを実現するには、多くの皆様方のご理解、これが欠かせないというふうに思います。平成22年に連合会をつくり、既に5年が経過しております。ただ、5年がたってもそれは解消されない。ただ、世帯数が少ないところに連合会のほうから一部補填をする、こういったことは新たな事業として始まり、連合会が発足する前と比べれば若干格差は縮小されたものというふうに理解をしておりますが、ただそれを均等にというところまでは行っておらない。先ほども申し上げましたが、過去の長い歴史がある中で行われてきたものをすっかり変えてしまう、これはなかなか難しいというふうに思います。一つ一つ議論を積み重ねながらご理解をいただき、今議員さんがご提案されたような形に一日でも早く持っていく努力を町としては続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 時間をかけてでも、ゆっくりでも皆様方のご理解をいただいで進んでいければいいと思っておりますが、字が違えば考え方も違うところもございます。ただ、私は平等であるべきだと思っておりますので、時間をかけてでもいいので、ゆっくりとサポートをよろしくお願いしたいと思います。町を愛し、守っている消防団に対し、今後とも充実したサポート体制をお願いし、質問を終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

ここで10分間の暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時15分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号３番、佐久間孝光議員。

それでは、質問事項、嵐山町総合戦略における子育て支援等及び住環境整備等についてです。どうぞ。

〔３番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○３番（佐久間孝光議員） おはようございます。議席番号３番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、大項目１番、嵐山町総合戦略における子育て支援等及び住環境整備等について質問をさせていただきたいと思います。平成26年９月29日に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生法の制定を受けて、嵐山町においても人口ビジョン及び総合戦略を策定しているところであります。これは町の人口の現状と今から45年後の2060年までの将来の方向性を示し、今後５カ年の目標と取り組むべき政策を提示するものであります。つまり今後の町のあり方を決める大変重要な政策パッケージであり、少し大げさな言い方をすれば、嵐山町が単独で生き残ることができるか、それとも日本創成会議によって発表されたとおり消滅可能性自治体になるかが決まる可能性が極めて高い大変重要な計画の一つであると認識をいたしております。

そこで、（１）といたしまして、嵐山町総合戦略策定委員会委員18名の20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の各世代の人数はどのようになっているのか。またわかりましたら男女比も含めてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（２）といたしまして、嵐山町の武蔵嵐山駅周辺施設の充実に関する事業における情報発信拠点整備及び駐輪場整備管理事業の構想はどのようなものなのか。

（３）といたしまして、駅周辺の未利用地の活用における地域活性化事業において、（仮称）らんざん活性化チームの創設とありますけれども、どのような構成メンバーになっているのかお伺いをいたしたいと思います。これは想定ですね。（４）といたしまして、安心して結婚、出産、子育てができる社会をつくることに関して、全くの新規事業、新しい視点はどのようなものが盛り込まれているのかお伺いをいたしたい

と思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目１の（１）から順にお答えをさせていただきます。

町では、平成26年12月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略について本年10月末をめどに策定に取り組んでまいりました。策定に当たり、町民の方にはアンケートをお願いし、また各種団体との意見交換会と多くの皆様の協力をいただき、10月27日に策定をいたしたところでございます。中でも嵐山町総合戦略策定委員会委員の皆様には、５回会議を開催させていただき、貴重なご意見、ご提言をいただいたところでございます。

さて、人口ビジョン及び総合戦略の策定につきましては、国の計画を勘案し、策定することとなっております。国が示した策定マニュアルによりますと、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ産業界、市町村や国の関係行政機関、金融機関、労働団体、メディア、いわゆる産官学金労言でございますが、これで構成する推進組織で検討することが重要とされていたところでございます。町におきましても、幅広い年代の方に委員となっただけのような、本年５月の町広報紙におきまして20歳代、30歳代、40歳代、各１名の委員公募を行いました。残念ながら定員を満たせず、40歳代の女性１名のみの応募でございました。しかしながら、公募委員を含め、埼玉大学准教授をはじめとした産官学金労言全ての部門の方の参加をいただき、総合戦略策定委員会を構成させていただいたところでございます。ご質問の年齢構成といたしましては、40歳代４名、50歳代５名、60歳代３名、70歳代６名の計18名でございます。なお、女性委員につきましては６名であり、３分の１を女性の委員で構成させていただいたところでございます。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。武蔵嵐山駅周辺地区、特に駅西地区の活性化につきましては、町の長年の課題であり、総合振興計画策定時等に町民の皆様からアンケートをいただくたび駅前の活性化を望む声が多く寄せられる状況でございます。これまで町では、ハード面については、平成18年度に駅西口ロータリーの整備をはじめ駅西公園の整備、ポケットパークの整備や周辺道路の整備などを行い、またソフト面では、商工会に対し中心市街地活性化への補助を行い、ボック

スシヨップや朝市などを行っていただくなど、可能な範囲において環境整備や活性化事業を実施してまいりました。しかしながら、今回人口ビジョン及び総合戦略を策定するに当たり、各種団体の方との意見交換や町民の皆様のアンケートでは、駅周辺の活性化について改めて多くの方のご要望をいただいたところでございます。先ほどの森議員の一般質問にもございましたが、総合戦略においては、駅周辺地区について東武鉄道の協力を得ながら、武蔵嵐山駅敷地内の未利用地を活用し、観光案内、就労、居住等の相談など、来町される方に対する総合的な情報発信施設として整備を検討しているところでございます。さらに、武蔵嵐山駅は嵐山町の顔でございます。気持ちよく利用していただけるよう、現在東西連絡通路の改修を行っておりますし、駅周辺の環境改善と駅利用者の利便性の向上を図るための駐輪場整備を行う必要もあります。今後関係者の方々と協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。(仮称)らんざん活性化チームは、総合戦略の大きな柱の一つと考えております。第5次嵐山町総合振興計画や今回総合戦略を策定するに当たり、関係団体の皆様からいただいた意見の中で多くあったものが「嵐山町にはすばらしい地域資源があるが、それが生かされていない。こうしたものの横のつながりが無い」というものでございました。こうした意見を踏まえ、総合戦略策定に当たり、地域資源をつなげる、そして結びつけるためには、これまでのように何かを兼務をしながら事業を行っても十分な効果が見込めないため、中心的に活動していただけるコーディネーターやリーダー的な存在が必要ではないかと考えたところでございます。現在のところ構想段階ではございますが、その方については、机に座り続けるのではなく、地域を回り、人脈を形成し、また他の自治体などとも交流を広めることにより、企画実行を先頭に立って行っていただくよう考えておるところでございます。さらに、その方を中心に、農業、工業、商業、文化、スポーツなどさまざまなにかかわる若い方やその分野の中心的人物の方をメンバーとして活性化チームを編成することを検討しております。

この活性化チームには、3つの理念を掲げようと思っております。1つは、コラボレーションでございます。ありとあらゆる地域資源をつなげ、結びつけること。2つ目はバージョンアップです。地域資源に付加価値をつけ、地域資源の価値を向上させることです。3つ目はリミット。総合戦略が終了する平成31年度までに一定の結果、成果を出すというものでございます。こうした方針で事業展開をすることにより、駅

周辺の活性化のみならず、町の地域資源をつなげ、高める活動を期待しているところでございます。

最後に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。町では、本年3月に子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。本計画は、平成25年から策定を開始しておりまして、さまざまな関係者による6回の策定委員会、12月22日から1月15日までパブリックコメントを募集するなど、多くの方々の協力を得て策定されたものです。それらの策定の経過を踏まえ、総合戦略においては、基本的には子ども・子育て支援事業計画を継承しております。さらに、同様に本年3月、嵐山町健康増進・食育推進計画も策定しており、こちらも継承させていただいておるところでございます。新たな事業、新しい視点とのご質問ですが、基本的には今申し上げました各計画を継承しておりますが、多くの方々との意見交換を行う中、不妊に悩む方に対する助成や相談体制の整備を行う事業が必要との意見が出されたこともあり、総合戦略においては不妊助成事業を位置づけさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、順次再質問させていただきたいと思います。

まず、(1)でございますけれども、国のほうで示された策定委員の方針、産学金労言、これはさすがやっぱり国はよく考えているなというふうに私も評価をいたしております。いろんな分野からそういった多様な人材を募るということです。しかしながら、今課長のほうからの答弁にもありましたけれども、年代構成です。例えば20歳代、これはゼロ、30歳代はゼロ、そして40歳代は4人ということですが、多分これは嵐山の住民の方に限定するとその半分ぐらいなのかなと。それから、50歳代も多分ほとんどおられないのかなと。そして、60歳以上がその他の嵐山町の町民の選出の委員であると。つまり嵐山町町民の中において12名のうち10名は、9名ぐらいですかね、60歳以上になるかなというふうに思います。そういったことを考えますと、果たしてこれが国の方針でも示されたように幅広い世代の意見を募るということに合致しているのかどうか、そしてまた今回は45年後までも見据えた中で判断をしていかなければいけないということでもありますので、この辺の策定委員の世代、年齢の選び方というのはどれぐらい議論されたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回策定委員を選ぶに当たり、各般からのご意見をいただくと。ご提言等をいただくということもございまして、それぞれの会なら会の代表的な役職にある方、こういった方を中心的に選考させていただいたということでございまして、年代としてはどうしても高くなってしまったというのは否めないというふうに感じております。先ほどの答弁でも申し上げましたが、そういったことも鑑みて、公募委員につきましてはできるだけ若い方ということで、年代を指定して募集をかけたというところでございます。その結果が先ほど申し上げましたとおり20代、30代がゼロであったということでもございました。大変残念な結果になったというふうに思っております。若い方に参画をしていただけなかった、これは大きな課題の一つだというふうに思っています。少し話が違いかもかもしれませんが、今回アンケートもいただきました、町民の方から。そのアンケートの回答率を見ますと、やはり同じような傾向が見られる。どうしても若い方の回答率が低く、高齢の方の回答率が高い。同じような傾向があらわれているのかなというふうに思っております。これは今回の計画に限ったことではないというふうに思いますが、町としてこういった問題がある、課題があるというのは、今後の行政を進めるに当たり、1つ念頭に置いていかなければいけないのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 私も本当に残念に思います。もう一工夫してそういった世代の委員をどうにか取り込む、そういった決意というか、そういった積極的な取り組みが必要だったのかなというふうに私は思います。また、男女比の関係でありますけれども、これ3対1ということで、普通の委員会だとか審議会、そういったものに関しては、これは少な過ぎるということは全くないと思います。しかし、今回は国を挙げて女性を登用していくような、女性が子育てをしながら働いていくことができるような、そんな社会を実現していかなければいけないのだという大きな方針が示されているわけですので、男女比においてももうちょっと女性の割合を高くする、そして女性の割合を高くするだけではなくて、実際に子育てに携わっている人、この中

にはほとんど乳幼児の子育てに携わっている方はおられないのかなというふうに私は思うわけですが、こういう中でその人たちの世代の本当に必要としている意見が盛り込まれるかどうかということが非常に私は疑問符がつくところでありますけれども、その辺に関してはどのような議論がなされたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

委員さんの中には、今現在子育て真っ最中の委員さんも数名いらっしゃいます。また、もう子育ては終わっても、そういった事業で日ごろかかわりのある方、こういった方も委員さんにいらっしゃっております。そのような方からは、子育てに関してはさまざまな提言がなされたと。先ほども答弁しましたが、例えば今回新たに盛り込んだ不妊治療、こういったものもその今子育てをしている委員さんからこういった問題があるよと。ご自分はお子さんがいる方なのですけれども、お友達でそういった方がいらっしゃって、このような問題、町としてどうなののでしょうか、このようなご提言もいただきました。そういったことも鑑みて新たに計画の中に盛り込ませていただいたというところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それからあと、委員の構成のほうに関してですけれども、私もその委員の名簿を見させていただいたときに、ほとんどの方、私も面識あるし、よくわかっている。その委員の方たちは、ほかの委員会でも審議会でもほとんどメンバーになっているような方たちが多いのかなと。これだけ国を挙げて大変大きな戦略を各自治体でつくってくださいということをやっているときに、この同じようなメンバーの中で全く新しい発想が出てくるのかというような危惧を持たざるを得ないということがあったのですけれども、その辺はどこまで議論されたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのご質問にもございましたが、町に数多くの委員会等ございます。こういった中で、ある一定の役職につかれています方、また複数の委員会の委員を兼ねる、

こういったことが見受けられるところではございます。理想とすればというような言い方はよくないのかもしれませんが、より多くの皆様方に町政に参画をしていただける、これは当然必要だというふうに思います。ただ、先ほども申し上げましたが、今回の総合戦略、その会を代表してのご意見をいただきたい、そういったこともございましたので、会の長等、こういった方をお願いをさせていただいたというところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） いろいろな当面の課題というものがございますから、その分野でいろんな審議会、協議会等を立ち上げる、そういった方たちが携わるというのはある程度やむを得ないのかなというふうにも思いますけれども、今回のこの総合戦略というのは格付が全く違うと私は感じているのです。ですから、そういう中ではもう一工夫、もう一度努力をしていただければよりよかったのかなというふうに私は思います。

（2）のほうに移らせていただきます。情報発信拠点整備事業でありますけれども、これは先ほど森議員の中にもありましたけれども、観光案内、就労、それから居住等、そういった情報発信基地としていくと。この考え方は私も大賛成であります。ぜひ進めていただきたいと思います。この中で1点確認したいのは、未利用地を活用してそういったものをということですけれども、そうすると新しい建物を建築するという認識でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まだ構想段階というのでしょうか、計画の中ではこういった方向でもっていきたいというような形で位置づけをさせていただきました。今後こういった形にするかは実際に行う事業主管課において協議がなされていくものというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） これは、本当に願わしいことであると同時に大変難しい問題で、もうちょっと広げた中心市街地という点で考えると非常に難しい問題かなと思

います。現に平成16年から中心市街地活性化委員会のほうに毎年200万円ずつ計上をして、その中でずっとそういった活性化の活動をしてきてもらっています。しかしながら、そういった予算等、もう合計すると2,000万円以上を超えるわけですから、そして10年間という長い年月をかけてやってきたにもかかわらず、今回の住民意識調査を見ると、中心市街地の寂れた姿、これで嵐山町はよくなるのだろうかというふうに不安を持っている方は大変多かったと思います。そういう中で、実施機関を見ると、嵐山町、商工会、それから観光協会、町民ということで、これは委員会のメンバーとほとんど変わらないのかなというふうな感じを受けるわけです。ですから、私はそういう一つ一つの対処療法だけではなくて、森議員の一般質問の中にもありましたけれども、グランドビジョンというものをしっかりと立てて、そして長期展望に立った形で一つ一つのことを進めていかないと非常に難しいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

森議員への町長答弁にもございましたが、その辺のグランドビジョン、来たるべきときにそういったものも町民の方に示していくというようなことで町長のほうでご答弁をされたというふうに思います。今議員さんがおっしゃるように長期的な展望を持ち、実施をしていく、こういったことは必要不可欠というふうには思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、ロータリーが少し手狭になっているというか、そういったこともございましたし、それからあと今回例えば新しい建物を建てているということになったときに、逆にそういうものがマイナス要因として働かないように、ぜひ工夫をしていただきたいと思いますし、これだけ難しい問題ですから、またこれだけ皆さんが関心を持って、いろんな方たちが知恵を絞ってやってきたにもかかわらず、なかなか成果が上がらない。私は、専門家、プロというか、そういった方たちの支援をしっかりと仰いで、そしてその指導のもとに地元の人たち、そこに住んでいる方たち、生活している人たちの思いも伝えながら進めていくということが不可欠なのかなというふうに思いますけれども、いかが

でしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

策定委員会あるいは団体との意見交換会、こういった中にも今議員さんがおっしゃるようなご意見、実は賜っております。今後まちづくりを進めていくに当たり、専門的知識のあるプロの方というのでしょうか、そういったことの意見を聞きながら進めていくことが必要なのではないかと、このようなご意見もいただきました。今後そういったことも鑑みながら進めていくことになると思いますが、次の3の質問ともちょっとかぶってしまうのですが、今回らんざん活性化チームというのを載せさせていただきました。これは総合戦略にも記載をさせていただいておりますが、嵐山町版の地域おこし協力隊と。ですから、例えば何かある特定のいろんな知識を持っている方が中心となって、こういった部分をやっていこうよということを進めていただく、そういった方もある意味ではプロと言えるのではないかというふうに思います。そういった方の力をおかりしながらいろんな部分で進めていく、こういったことを考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それからあと、もう一点、駐輪場の整備事業に関してですが、今まで東口のほうは無料の駐輪場がもう整備されて、町民の方も大変喜んで利用しているところだと思います。しかしながら、西口のほうはそういった町の無料の駐輪場がないということで、整備をしてくださいという要望はかなりあったのかなというふうに思います。ただ、西口のほうに関しては、駐輪場をなりわいとしている方々もおられますので、そういったことに対して余り町が積極的に取り組み過ぎると民業圧迫になるというような配慮から、少し不便かもしれないけれども、こちら側まで来てくださいというようなことで町民の方たちをお願いをしてきたかなというふうに思っております。ただ、このところで整備をしていくということは、東口と同じような形の無料の駐輪場を整備をしていくという認識でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回アンケートをいただいた中で、西口の駐輪場問題、こういったものを挙げる方も多々おられました。この問題については、町の長年の懸案事項、今議員さんがおっしゃるように、なりわいとされている方がいるということもその一つとして、西口の駐輪場というものを整備してこなかったということがあろうかと思います。ただ、今後の駅西口、どうすべきかということを考えた場合、今人の流れが自転車の方は東口のほうに流れている、こういった現状があろうかと思います。今後駅を町民の皆様が利用しやすいように、例えば高齢化が進み、車にだんだん乗らなくなると電車でお出かけになると、こういった方もふえてくることも考えられます。そういった場合、利用しやすい環境を整えるということは大変重要であらうということがありまして、今回総合戦略の中にも駐輪場整備というものを位置づけさせていただいたところがございます。ただ、無料か有料か、こういった議論につきましては、今後十分に検討を進めていく必要はあろうかというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 西口のほうで駐輪場を営んでいる方たちは、本当に長年ある意味では嵐山町の住民の方たちの足を確保するという事で大きな貢献をしてきていただいていると思いますので、その辺のところが圧迫にならないように、例えばそういった方々に多少の補助金を出して、そして無料でどんどん皆さんにお使いをしていただくとか、そういったことも含めてぜひ検討をしていただきたいと思うのですが、その辺は議論の余地はあるでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、十分に議論をしていく必要があることだというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、3番のほうに移らせていただきたいと思います。

地域活性化事業でありますけれども、これは総合戦略の中で周辺未利用地の活用と

ということで、今も出ましたけれども、嵐山町の地域資源をつなげて新たな産業を創出する（仮称）らんざん活性化チームのアイデアにより、高齢者の居場所づくりなどの周辺の空き店舗または空き家等の利活用や新規立地等を図りますという文言があるのですけれども、何度読んでも、この新たな産業を創出するという目標に対して、そのアイデアにより高齢者の居場所づくりという、このところがどうもしっくりつながらないのですけれども、その辺はどういうことなのか、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

らんざん活性化チームでございますが、先ほども申し上げましたが、さまざまな産業、農業、工業、商業、観光だとか、歴史だとか、あとはいろんな団体、そういった今ある資源をつなぎ合わせる、今持っているものをより高めていく、こういったことを行うというふうに位置づけておるところでございます。例えば新たな産業ということであれば、農業の6次産業化というものがあるのかなというふうには思っております。嵐山の特産品を例えば開発し、それを加工し、販売していく、嵐山町の中だけで消費をするのではなく、町外に対しても売っていく、こういった展開を中心的に行っていただく、こういった機能があるというか、役割があるというふうに理解をしているところでございます。また、高齢者の居場所づくりという記載をさせていただいております。これについては、戦略の中にも書いてありますが、駅周辺の空き店舗、空き家、こういったものを利用し、利活用を図っていき、そこで高齢者が集えるような場をつくっていく、それが例えば業としてなるのかもしれませんが。あるいは、業としてではなく居場所をつくっていく、そういったことにつながるのかもしれませんが。ですから、ちょっとまとまりませんが、さまざまな分野において活躍をしていただく、そのようなことを考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 6次産業化だとか、それはもう本当に直結して、ストレートに私にも伝わってくるのですが、高齢者の居場所づくりということがこのところにイの一番にぽんと出てくるということがちょっと自分の中では……。例えば先ほど

の森議員の中にもありましたけれども、イートインスペースとかということで、嵐丸ひろばのほうでお昼どきに締め出された人たちが少し休憩できる、そういうものに総合的に活用していくということであるならば、また価値というのはふえてくるのかなと思いますけれども、そんなこともあったものですから、ちょっとお聞かせさせていただきました。それからあとは、このK P Iですかね、重要業績評価指数ですけども、平成28年度から31年度の3件と書いてありますけれども、これは累計と書いてありますので、1店舗お借りして3年間契約すれば、この目標は達成されたという認識でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 議員さんのお話のとおりで結構かと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 先ほどの高齢者の居場所づくりということで、空き店舗を利用してということもありますけれども、ちょっと前ににぎわい創出事業の中で駅前をもっとにぎやかにしていこうと。その事業を推進する中で、観光協会の事務所を移転しようということで、具体的にこのところはどうだろうかというところまで行ったわけです。最終的には、そこの店舗は少し老朽化が進んでいて、なかなかいろんな面で難しいということで、実現はなされなかったのですが、今度その対象となる仮に空き店舗を利用するということであるならば、最低限その店舗よりかは老朽化は防いでいる、耐震性だとかそういったこともきちんとなっているというところが選択されるという認識でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのお話のとおり、一度検討した建物については、耐震性の問題から断念せざるを得なかったということがございますので、そのような場所は当然選択肢には入らないというふうに理解をしているところでございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、（4）のほうに移らせていただきたいと思います。

す。総合戦略の中において、待機児童の問題、実績報告として平成26年ゼロ人というふうに記載をされていて、31年、当然目標もゼロ人ということでもありますけれども、この待機児童の定義をもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

正確な表現というのが、今資料を持ってきていないので、感覚的な話になってしまうかとは思いますが、ご容赦いただきたいと思いますが、お仕事をされて希望するという方ですね。保育所自体の入所が、保育を必要とする家庭のお子さんを対象にした保育園でございますので、その中でまた特に求職中の方とか、そういった方で保育園等に入れられない方という数が待機児童と一般的に言われているものと認識しております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 例えばある保護者の方が自分のお子さんをAという保育所に入所させたいと。希望を出したのだけれども、もう定員がいっぱいになってしまいましたと。でも、町全体としてはBという保育所があって、そちらのほうだったら定員があいていますよというような場合、多分そのお母さんというのは、自分の子が希望のところに入れられないですから、子供は待機児童の一人だというふうに認識をする人が多いのかなと思うのですが、町のカウントとしてはどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

第1希望、第2希望とかありますけれども、希望されているところに入れられないからその方が待機児童ということではなくて、ほかにあいているスペース、保育園がまだキャパとしてある場合、待機児童ということにはならないと認識しております。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 多分そういうことだと思うのですよね。例えば今回実施された住民意識調査の中で、これは20代の女性の方ですけれども、「子供を産み育てや

すい環境などと言っているにもかかわらず実際は保育園に入れない待機児童が多く、私もその一人です。今の状態では、若い人は絶対に住もうとは思わないと思います」というようなかなり辛辣なご意見がございましたし、少なくともそのお母さんは自分の子供は待機児童なのだろうなという認識だと思うのです。それからあとは、30代の女性ですけれども、「私が子供を保育園に入れて、また働こうと思ったときに、こども課へ相談に行った際、職場が決まってから相談に来てくださいと言われたことがあります。それは役所の考え方ですよ。町民の目線ではないです。子供の預け先も決まらないのに、職場をどうやって決めるのですか。もっと何事も町民目線でやっていただきたいと思います」というようなご意見がございました。

これは、ある意味では今始まったことではなくて、かなりもう前からそういった認識のずれというのはあったかなと思うのですけれども、今までは制度上やむを得なかった部分もあると思うのです。しかしながら、今回は何度も言うように国を挙げての総合戦略の策定になるわけですから、そういった今まで規制として問題になっていたどうしても解決が難しいようなところも少しメスを入れていく、新しい取り組みを盛り込んでいくという取り組みが必要だったのかなというふうに思いますけれども、その辺はご議論はなされたのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、子ども・子育て支援事業計画、これにつきましては、ニーズ調査とか人口動態、将来的な人口予測、そういったものを加味して委員会で策定させていただいたわけでございますけれども、そこにはご案内のとおり将来的な人口が入ってくる。子供の出生率の問題もございますし、5年間の計画でございますけれども、定数を現状維持で引っ張っていこうと。減らさないで、そういった論議の中で現状を維持するということで策定をさせていただいたわけでございます。26年の4月まで待機児童というのはいっしょにいなかった。ただ、27年度の4月に21名の待機児童が実際に出てしまったということでございました。一億総活躍とか、社会的な要因があるということで、そういった情報もあったわけでございますけれども、ご案内のとおり、26年度中に若草保育園さんが、60人の定員で今まで行っていたわけでございますけれども、加速化プランを使って移転をされた。そのときに11名、71人の定数にふやさせ

ていただいた。これは町のお願いということで、そういったこともございまして、十分対応できると。26年までなかった状況から11名それにプラスすると、弾力化で1.2倍ぐらいまで認められるということで、83名程度になりますかね。ということで考えていきますと、十分対応できるものと思っていたわけですが、実際には予想以上の待機児童が出てしまったということでございますけれども、今まで認可外の保育所とか休業中の延長、それから一時預かり等で対応していた部分があるのですけれども、この12月1日に太陽ホールディングスさんのたいよう保育所というのが開所いたしまして、1月からオープンするということになりました。それで、条例でこれは設置されているわけですが、3歳未満、ゼロから2歳の児童を対象に5人まで地域枠として受け入れていただくと。これはもう条例の中でうたってございます。19人以下の場合5人というのを条例化させていただいてございますので、詳細、経費的なものとか、給食だとか、例えば毛布だとか、そういったものの金額等がまだ決定してませんので、これから決定し次第、待機のゼロから1歳の入所を求めている方に対してご案内をして解消を図っていきたいということが1つ。それから、これは理由とすると、耐震の関係が主な理由だったのですけれども、当初第2保育園さんが移転建て替えというような情報もございまして。こういった中で、本来今年度実施していただくようお願いもしていたわけですが、現在の土地ですと狭いと。あと、交通の関係もあるというような中で用地の選定を行ってきた。それに時間もかかったと。それから、理事長さんが8月中にお亡くなりになったということで、当分の間そういった手がつかない状況ということで、今年度は断念いたしまして、来年度移転計画、建築計画を持っておるようございまして、そこでも60名定員だったわけですが、町といたしますと71人定員でお願いするというところで今考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 太陽ホールディングスさんのほうの保育関係、これは本当にありがたいことだなと思います。それで、例えば認可保育に関しては非常にいろんな制約がありますので、あとは課長も今申し上げたようないろんな施策をやっていきますけれども、子供たちの数が一気にふえるということはなかなか考えづらいという現実もありますので、そういったときには認可外のいろいろな保育施設、それを重視

する。嵐山だと家庭保育施設ですかね。そういったものをどんどん活用していく。そうすることによって、細かいニーズだとか、あるいは流動性を持った対応をすることによってこの時期を乗り越えていくということが非常に大切な視点かなと思います。何度も申し上げますけれども、嵐山町は私は本当に子育てにとって理想的な場だと思うのです。にもかかわらず、国よりも県よりも出生率が低い。その現状だけでは何か改善を図っていききたい。そして、国のほうでも、これは希望出生率ということですが、1.8なんていうとんでもない数字が出てきているわけです。ですから、それをすぐに実現なんていうのは到底不可能ですが、今からやっていったものが5年後、10年後、20年後やっと実るものですから、いろいろ知恵を絞ってぜひお願いしたいと思います。

最後に、岩澤町長にお聞きしたいと思いますけれども、石破地方創生担当大臣が、戦争だとかテロだとか、そういった武力による有事ではないけれども、今の人口減少というのは静かなる有事なのだと。そして、この有事を解決していくには、今までやっていた方法では解決ができないのだと。そして、さらに踏み込んで、今回の創生の政策が失敗すれば国はなくなるのだと、そういうところまで踏み込んだ発言をされているわけです。ですから、そういったところから見ると、私は今回の総合戦略ももう一步、もう二歩ぐらい踏み込んでよかったのかなというふうな認識を持っているのですが、町長のご所見をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

いろいろお考えを述べていただきました。石破大臣のお話が最後に出ましたけれども、名前からして今度のは日本再生ではないのですよね。創生という、新しくつくるのだという名前なのだと。これを石破大臣は盛んに言うわけです。今までやっていることをやったのではだめなのだ、今までやってだめだったから今度こういうことになって、それでやるのだから創生なのだとということで、各自治体が尻をはたかれているわけですが、まさに先ほど議員さんおっしゃったように、この一番の今の問題点の基本というのは人口問題以外ないのです。これが基本中の基本だと思うのです。社会福祉にしろ、経済にしろ、財政にしろ、それらのネックが人口問題ということですから、国が今度そういうようなことを取り組んだ。そして、地方も尻をはた

かれていますけれども、今も介護の話が出ました。人数を何人というか、横浜の市長さんが言ったように、何人どうしますと言ったときにも、嵐山はこのところで急に足りなくなったというのは、今ゼロ歳児が一番待機児童が多いのです。3歳児の待機児童1人とゼロ歳児の待機児童1人だと全く状況が違うわけですね、ご承知のように。ですので、それだけ根が深い、待機児童の問題にしてもそのような状況があります。それから、人口をふやしていくというのには、いろんな形で社会でサポートをする、応援をする、地域がいろんな形で見るという状況がなければ、女性が安心して子供を産みたいと言って産めるような状況にはならないと思うのです。それには、もう一つ、介護の問題もあるわけです。お父さん、お母さんたちの問題があるわけです。そういう介護の問題をとっても、子育てのときの妊娠、出産というのは、休みというか、その大変な時期というのは大体想定がつくわけですが、介護という、いつからいつまでなるのだろうというのは全くわからないわけですね。ですから、介護離職というような残念な言葉が出てきてしまっているわけですが、いつからいつまでというのがわからない。ですから、それに対してどう対応していくかというのは今までにない難しい課題になっているわけです。そういうものにいかに対応するのか、だから創生なのだと、こういうことになるわけで、今までの考え方でこれからのことに当たっていけないときになってきてしまった。2,000年を超える日本の歴史の中でこれだけ長く人口減少が想定されるということは全くの初めて、そして世界でも初めてですので、参考にする例がないわけです。ですから、そのところで創生にどう取り組んでいくかという知恵をどこまで出せるかということがありますが、今までも、今までにない考え方を持っていけないと対応はつかないなと。議員さんおっしゃるとおり、基本中の基本がなかなかクリアできないのではないかな、そういうふうに思って、嵐山町でも職員の尻をはたいて一緒に取り組んでいるところでございますので、ぜひいろんな形でお知恵をかしていただければというふうに思っています。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分いたします。

休 憩 午後 零時09分

再 開 午後 1時29分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐久間議員の一般質問について、安藤副町長より発言を求められております。安藤副町長、お願いします。

○安藤 實副町長 先ほど午前中、佐久間議員さんの駅周辺の整備につきまして地域支援課長からご答弁申し上げたのですが、答弁の趣旨は課長の申し上げたとおりでございます。1点補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、特に駅西地区の駅前につきましては、町民の皆様のアンケート調査、それから周辺にお住まいの住民の方々、多くの方から改善を求める意見が出ております。そのことについて、このたびの総合戦略の中でどう進めていくか、大きな課題でございました。嵐山町の駅、嵐山町の玄関、顔でございます。ここを何としても改善をして、その中に中核として観光情報や就労や居住の情報まで含めた情報発信ができる施設をつくりたいということで考えておまして、現在その敷地を所有する東武鉄道、旧駅舎があったところ、それから現在の橋上駅の下になる部分、1階になる部分ですが、ここを何とか町に貸していただけないか、そういう協議に東武鉄道と入っております。新年度は、総合戦略上の財政的な裏づけがとれるかというふうな課題がございますけれども、ぜひ新年度はそういった方向でこの事業を進めていきたい。町民の皆様のご期待に応えていきたい、このように考えておりますので、ぜひ引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○大野敏行議長 続きまして、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の障害者差別法の施行に向けた取り組みについてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 皆様、こんにちは。議席番号6番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず、大項目の1番目から。障害者差別法の施行に向けた取り組みについて。障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称、障害者差別解消法）が平成26年6月26日に公布され、28年4月1日から施行されます。今後は、実際に対策を推進する自治体の対応が重要となります。不当な差別的取り扱いの禁止は、国の行政機関や地方自治体等だけでなく、個人事業者やNPOを含む民間事業者にも課せられます。また、障害者への合理的配慮の不提供の禁止は、民間事業者は努力義務ですが、国、地方自治体は法的義務を負うことになっています。しかし、厚労省の調査では、障害者の福祉や権利を守る知識や経験を持つ職員がいる都道府県は55%、市区町村では28%にとどまっており、専門的知識を身につけるための研修機会の増加などが必要とされています。現在県においても市町村担当職員に向けた説明会等が開催されており、各地域の実情に応じた対策を進めることになっております。今後の町の対応についてお伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 質問項目1につきましてお答えをいたします。

議員ご質問にありましたとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日から施行されます。この法律は、行政機関や民間事業者での障害を理由とした差別をなくし、障害のあるなしにかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。嵐山町では、これまでも障害者の差別に関する相談支援を行ってまいりましたが、この法律の施行に伴い、職員対応要領の策定、相談体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置、啓発活動等を行ってまいります。今までも障害者に対しましては、おののが自覚を持って懇切丁寧な対応をしてまいりましたが、障害者差別解消法が施行され、職員対応要領が策定されることにより、より具体的な指針が示されることとなります。今後も職員研修等により法律の周知徹底を図り、差別のない社会を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 今回のこの障害者差別法ですけれども、日本は140番目の締約国ということで、来年4月1日から始まります。そういう中で、今回先ほどありました職員対応要領の策定とございますけれども、これが国の指針ですと義務ではなくて努力義務ということになっておりますけれども、今のご答弁の中には要領の策定を今後されていくということが書いてありますが、どの時期でつくられるのか確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

この職員対応要領につきましては、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について適切に対応していくものでございまして、先ほど議員が言われましたとおり、地方公共団体は努力義務ということになっております。しかしながら、県の指導によりまして、県内全て作成するように指導ということがございまして、時期的にはちょっと今のところ申し上げられませんが、県の指導要領のほうが来年の1月に策定予定ということもございまして、それを待ちまして、ちょっと検討をさせていただければというふうに思っております。策定のほうは、県の策定要領の時期を見まして、また検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第6 番、畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） それと、先ほどご答弁の中に障害者差別解消支援地域協議会の設置とございました。この協議会の設置の内容について詳しくお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 これは、また新たにつくることも可能でありますし、既存のそういった協議会にお願いするということもできるということでございまして、まだ具体的には検討はしてございませんけれども、今後各団体等を含めました協議会の設置ということも考えてまいりたいと思います。なお、そのメンバーでございしますが、福祉事務所、あるいは学校、警察、障害者団体、民生委員、児童委員、あらゆるそういったところの代表の方にご協力をお願いして、協議会の設置というの

検討してまいりたいと思います。内容は、各そういった機関によって、問題の防止や解決、あるいは各関係機関が対応できなかった事案等の共有をしていく、あるいはいろいろな相談に対しましての各関係機関との話し合い等、解決をどのようにしたらいいかということを話し合っていくというような機関でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） まず、今回の法律の概要でございますけれども、国の行政機関や地方自治体及び民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること、2つ目には、差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す基本方針を作成すること、そして3番目に、行政機関ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領、対応指針を作成すること、そして先ほど言っていました対応要領は、努力義務ではないけれども、今後県の指導、来年の1月に県の要領ができて町も考えていくということですね。そして、4番目が相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置についてという、そういう大まかな内容になっております。自治体で取り組む内容としては、不当な差別的取り扱いの禁止ということで、今後障害者への合理的配慮の不提供の禁止というものがございいます。

これはどういうことかといいますと、どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なりますと。典型的な例としては、車椅子の方が乗り物に乗るときに手助けをすること、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段、筆談とか読み上げなどの対応をすることということが書いてあるわけですがけれども、今後自治体の窓口ではこういう障害のある方々に対しての手助けが必要になってきて大変になる。仕事がちょっとふえてしまうかなと。でも、今も実際問題やっていたらいいと思うのですけれども、これですぐ思いついたのが、窓口の対応は今既にやっただいておりますけれども、自治体の中にある図書館では、こういう障害のある方々に対してのコミュニケーション手段は今現在どういうものを行っているのかお伺いをしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 答えいたします。

視覚障害者の方々のサービスでございますけれども、これは登録制ではございますが、登録していただいて、ボランティアの方による対面朗読、これは随時行っております。そのほか、文字を大きくする拡大器ですとか点字本、あと大活字本、そういったものも用意してございますし、ヨメールという読み取り機械なのですけれども、本から文字を読み取って音声が発生するという、そういう機材のほうも用意してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回この差別法ができて、今までどおりこの内容以上の何かは行う予定はあるのでしょうか、確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 先ほど石井課長のほうからもお話がありました職員対応要領の策定、こちらの中に、図書館に限らず、町内全体で同じような差別がないような取り組みをできるように検討していければと考えております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 視覚障害者の方から私にもいろいろと要望等が入ってきますので、先ほどのヨメールで読める本とかというのは現在種類がどのくらいあるのか、私にはわかりませんが、今後こういうヨメールとかで読めるような本の種類とかをふやす予定とか、そういうことはあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 具体的にどれぐらいですとか、何冊とか、そういう形ではまだ検討しておりませんが、こちらの法律、4月1日から施行されるということで、それに対応するような動きというのは現在検討しているところであります。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひ視覚障害者の方とかの要望を聞いていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。国民の皆様の障害者への理解を深めるとともに、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を築いていっていただきたいと思いますので、しっかりと障害者の方々のご意見を聞きながら策定に当たっていただきたいと思います。

ので、よろしくお願いいたします。

次の大きな2番に移らせていただきます。地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援について。現役世代の不就労者、ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっております。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められます。また、近年ではひきこもりの高年齢化が進んでいます。年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなってしまう。問題は、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代から年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子供が社会復帰できない、また不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。また、今年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、その目的について、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるとしています。町内の現状と生活困窮者自立支援法を伺います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをいたします。

生活困窮者の自立支援につきましては、平成27年4月の法施行に伴い、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が埼玉県から委託を受けて支援事業を実施しております。嵐山町においては、小川町社会福祉協議会内に設置されたアスポート相談支援センター埼玉西部の相談支援員と連携し、生活困窮者等からの相談に当たっております。この制度は、生活保護に至る前の段階のさまざまな事情で生活や仕事などに困っている方に対し、自立支援相談を実施することで自立の促進を図ることを目的としています。相談内容は、生活困窮に関すること、失業、雇用に関すること、障害に関すること、高齢者の介護に関すること、母子、児童に関すること、その他日常生活で困っていること等であります。この中には、病気や人間関係等で仕事が続けられず、社会生活の再開が難しくなっているひきこもりの方も多く含めます。親の年金を頼り、不就労状態が続くと、今は大丈夫でも今後生活困窮に陥り、生活保護に至るおそれが大きいと思われますので、早い段階で相談していただければと思っております。嵐山町の方からの相談件数につきましては、4月から11月の7カ月間で14件あり、そのうち11件について支援を開始しております。また、相談支援員の面接相談、家庭訪問等は、延べ

160回になります。相談内容は、日常生活の相談支援、就労活動の支援などでありま
す。相談ケースには、さまざまな支援が必要とされるため、相談支援員が訪問調査等
を行い、自立支援や生活向上に向けた支援を行い、就職活動の支援ではハローワーク
への同行等も実施しております。町といたしましても、さまざまな相談ケースに対し
て、各種相談機関、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、社会福祉施
設等と連携を図りながら問題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 前回6月議会で別の議員さんが生活困窮者支援法についての
質問をされていて、4月から11月の7カ月間で14件あり、そのうち11件について支援
を開始したというようなご答弁を前回伺ったなと思っておりました。今回はまた違
う視点からの質問で、前は税のことでご質問なさっていた議員さんがおられました
けれども、私は今回はひきこもりというところの視点でやらせていただいているわけ
ですけれども、今町内でひきこもりになっている人数というのは町では把握をされて
いるのか、確認をしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

現在では、ひきこもりの数というのは把握をしてございません。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 確かにこのひきこもりというものは、ご近所の方にはばれた
くないという思いでいらっしゃる方がほとんどなのかなと思います。統計がございま
して、ひきこもりの本人の年齢の推移というものがございまして、これは2014年6月
21日付の新聞なので、データが1年ぐらい古いのですが、それによりますと、
ひきこもりになって今現在の年齢というのが、2002年のときは26.6歳だったのですけ
れども、14年1月現在では33.1歳という年齢の方々がひきこもりの年齢になっている
ということです。では、ひきこもりの開始年齢というのはいつからだったのだろうと
いうことで、統計では2004年から出ているのですけれども、2004年にひきこもり開始
をした年齢というのが20.5歳、それがずっとほぼ横ばいで推移しておりまして、14年

1月現在19.9歳ということになっております。先ほど申し上げましたが、ひきこもりの年齢が2002年のとき26.6歳でしたよと。それからこの14年のデータまでだと12年、これに足してしまいますと、もう40幾つになっている人もいれば、平均ですから、大体ずっと引きこもって10年ぐらいたってしまったのかなというようなことがうかがえます。そして、今現在19.9歳という年齢だと、私もちょうどこのくらいの子供を持っている親として、高校を卒業して、大学受験がうまくいけばいいのですけれども、受験に不合格で浪人になって、2年目もまたちょっとうまくいかなかったとか、そういう方とか、例えば18歳、高校を卒業して家族のためにと働き出したけれども、1年行ったか行かないかで仕事場で何かがあって、もうやめたということで、うちの中にこもってしまったのかなとか、そういうふうなことがうかがえるかなと、この数字を見て思いました。何とかこの若い10代、20代頭の時点で何か手を差し伸べないと、このままさっき言ったとおり33.1歳まで年齢が行ってしまうわけなのです。ですので、ここで何を手を差し伸べたらいいのだろうと、本当にこれが今の現代社会での問題なのかなと思います。そういう中で、ひきこもり地域支援センターというものを立ち上げておりますけれども、私の今手元にある資料によりますと、これは27年4月1日現在で、全国60カ所にひきこもり地域支援センターを設置しましたよというデータがございます。埼玉県の中ではどこにあるのだろうと思いましたが、さいたま市ひきこもり相談センターというものが中央区にありますよということがこの資料でありますけれども、実際問題、町内でこういうお子様がいた場合にちょっとここまで連れていくのは厳しいと思うのですが、ほかに何か支援センター、こういう子供がいますといったときに何か近くにできているものがあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃったとおり、さいたま市のほうにはひきこもりのセンターがございます。そのさいたま市を除く埼玉県内全域の市町村が相談できるセンターといたしまして、今年の11月2日から、越谷市なのですけれども、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターというのを開設されたという通知がございました。こちらのほうは、専門の支援をするコーディネーターが3人常時相談を受けるということでございまして、ちょっと越谷市で遠いのでございますけれども、こちらのほうの電話等、相談を

していただければというふうに思っております。また、近隣では東松山の保健所等でも相談をしていただければなというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 越谷市のほうに今年の11月からできたということですが、こちらは電話で相談とかもやっていただけるのだと思うのですが、たしかこの間の生活困窮者自立支援法の関係で、小川町のほうの社会福祉協議会内の自立相談支援センターというものが西部支部の相談支援員と連携し、生活困窮者からの相談に当たっているというお話があったのですが、ここではこういう対応はなされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

小川町にあるアスポート相談支援センター埼玉西部ということでございまして、こちらのほうでもひきこもりに関しまして相談というものでお受けをしているということでございます。なお、こちらのほうに嵐山町の方からの電話は2件あったということでございますけれども、最近の傾向といたしましては、ご両親が高齢になって、その息子さんも40代、50代となった方という方も結構そういった相談が多くなっているということは聞いてございます。ですから、相談するのはこの小川町のほうですらっても差し支えないということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） さっきの越谷に3名いるという方は、どういう資格を持っていたのか、再度確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

3名と申し上げました。この方の資格等は、確認はしてございませんけれども、恐らく専門のそういった資格を持っている方だというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ここにひきこもり地域支援センター職員体制という資料があるのですが、ここにはひきこもり支援コーディネーターという方が2名以上いますよと。配置されていますよと。専門職は、原則、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者ということが書いてあります。そしてまた、連絡協議会の設置というものがあまして、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関から成る連絡協議会を設置し、対象者の相談内容に応じた適切な支援を行うということが書いてあるのですけれども、こういう内容で、今ちょっとわからないということでしたが、多分こういう方がいらっしゃるのかなと思います。週5日以上、1日8時間で週40時間を目安にセンターが開所されているということが書いてありまして、相談は電話でも来所でもいいですよ。訪問もやりますよと。アウトリーチ型の支援を行いますよということがここに書いてあるわけなのですけれども、ひきこもりになっていますと声を上げる親はいないと思うので、私も今回たまたまなののですけれども、この質問をする前に、町内に母子家庭のご家族でいらっちゃって、2人お子さんがいらっちゃって、上のお兄ちゃんが今ちょうど大学を卒業するぐらいのお年ごろで、20歳ぐらいのお嬢さんがいるというお電話がありまして、その人と仲よくしているお友達の方が、上のお兄ちゃんが優秀な学校を出ているのだけれども、大学に行っていないようで、引きこもっているみたいだよというご連絡があったので、あら、どうしようかと。でも、本人が何も声を上げないのに、こっちが勝手にひきこもりですかとは言えないですし、相手が声を上げて、うちの子がちょっと引きこもっていて困るのだというふうに、私にそういうふうに言っていただけるのなら、こういうところがありますよとかと言えるのだけれども、先方さんが困っているというSOSを出してくれないと、これって先に進まないのですよね。

先ほど課長から答弁いただいたひきこもり相談サポートセンターの資料をさっき窓口でいただいてきまして、ここにはあなたの思いを大切にしますと。電話でもメールなどでもご連絡いただけますよと、この資料に書いてあるのです。ひきこもり相談サポートセンターというふうに、直通の電話番号とメルアドが載っているのですけれども、どういうところに相談したらいいのだろうとか、うちの子に限って、もうちょっと様子を見れば、そのうち出ていくのではないかとと思っているかもしれないのだけれども、早いうちに手を打ってあげないと、どんどん出ていけなくなったら困

るので、こういう資料を回覧板とかで必ず1軒に1個渡せるような形で、このパンフレットではなくても、何かSOSを出せるような体制づくりをしてあげてほしいなと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

確かにひきこもりの問題は難しいところがございます、相談員の方が訪問をして親御さんから相談を受けて、相談員がお邪魔した、そのときに、親とは話ができるのだけれども、ご本人、息子さんなり子供さんとお話が直接できないという問題が一番難しいということでございますので、その辺が今後の課題かなというふうに思っております。今言われたように、広報の仕方等もこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当にこれ難しい問題なのですよね。それで、ひきこもりに関する主な相談支援機関ということで、総合的に先ほど言ったひきこもり地域支援センターというのがありますよと。その下に、子ども・若者総合相談センターというものがひきこもり支援センターの中に書いてあるのですけれども、これはどこに現在あるのか、もしこども課でわかれば。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 総合センターということでございますけれども、ちょっと私どものほうは不勉強で把握しておりません。すみません。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） あと、福祉の関係では、福祉事務所、市区町村、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、そして障害者自立支援関連施設、そして児童相談所というふうに書いてあるのですけれども、児童相談所だと、ここの管轄はどこになるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

川越児童相談所になるかと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　あと、保健医療としては医療機関、保健所、保健センター、就労の関係では、地域若者サポートステーション、ハローワーク、障害者雇用促進関連施設、そして教育の部分では、教育委員会、スクールカウンセラー、民間では、家族会、NPO法人、カウンセラーという形で、相談支援機関はすごく網羅はされているのだけれども、しかしながら今本当にこれは大変な問題になっているということです。今現在スクールカウンセラーさんは何名ですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

今圏域のスクールカウンセラーさんが1名だと思うのですけれども、月に一、二回程度だったと思うのですけれども、各学校を巡回して相談を受けているというのが実情だと思います。

以上です。

○大野敏行議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　ちょっと話を支援法のほうに戻しますけれども、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給ということが書いてあるのですけれども、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成などを実施する。福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給するということが書いてあるのですけれども、これは自立相談支援事業の内容なのですから、それで何が聞きたいかというと、結局こういう子供さんがいると、だんだん、だんだん生活が大変になってきてしまって、生活困窮家庭になってきて、生活困窮者の自立の促進に必要な事業としては、子供であれば学習支援事業もやっていってくれなくては困るし、若いさっきの19歳ぐらいのお子さんだったら、なるべく仕事につけるような形に持っていかななくてはいけないということになってくるわけですから、その辺の生活困窮者支援の関係で何か手助けする内容というものがあるのでしょうか。まず、

こども課から。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

先ほど質問の中にありましたけれども、住宅確保給付金という形ですけれども、窓口としては、小川町のほうのセンターに話をしていただければ、福祉事務所のほうにつなげていただけるということになっておりますけれども、確認をしましたところ、この住宅確保給付金、嵐山町では現在給付をしているということはございませんが、対象者、また支給要件、いろいろございまして、そちらに該当すれば、福祉事務所のほうで給付ということでさせていただくということでございます。また、学習相談のほうの関係なのですけれども、この辺でいいますと、東松山市にこの近隣だとございまして、今そちらのほうの学習支援センターのほうには生活保護の方が1名、中学生の方が行っていらっしゃるのですけれども、生活困窮者の方は今のところいらっしゃいません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 何だかいっぱい資料があり過ぎてしまって、ちょっと整理がつかなくなってしまっているのですけれども、今現在は福祉センターのほうで、生活確保給付金のほうは、現在嵐山町では該当者はいないということなのですけれども、やっていただけるということなのですけれども、ひきこもりとちょっと違うのですけれども、生活困窮者のところでちょっとお話があるのですが、やっぱりそこも母子家庭で、お子さんたちは、お兄ちゃんが1人働いていて、難病にかかれてしまったお母様がいらっしゃいました。そういう中で生活が大変になってしまって、高額療養費が出たとしても、ちょっと特殊なお薬で、1カ月のうちに入院と通院が一緒になってしまったために、通院の部分が高額療養費にならなくて、ちょっと医療費が負担かかってしまって、生活が大変になってしまったというご相談があったのです。それで、たしか社協のほうで福祉資金を用意していただいたのが、今から何年か前に用意していただいたと思うのですけれども、そこをお願いをすれば何とかなるのかしらと思って確認しましたら、生活保護に決まったときの場合のつなぎの資金であって、そういう場合には使えませんよということ言われたのですけれども、要相談ということだったので

すが、その方は、では何とか頑張って、大変なのだけれども、1月には高額療養費が戻ってくるから、頑張って、大丈夫ですと言ってきて、社協のほうには伺わなかったのですけれども、今後急に病気になってしまった、子供が仕事に行っていたのにひきこもりになってしまったといったときに、生活保護にはまだ自分のところはしたくないけれども、めどがつくまでのつなぎの資金として社協の社会福祉資金というものは活用できるようにしていただきたいと思うのですけれども、その辺は町長、どう思いますでしょうか。今回ちょっと厳しかったのですよ、最初聞きに行ったときに。だけれども、そのお金を貸すという要綱の中のその他の何とかというところに含まれるかなとか言って、貸せるかなということで話は持っていけそうだったのだけれども、そういった急なとき、つなぎでいつときお金が足りないというときに、生活困窮者ですよ、何とかそういう資金は貸していただけないでしょうかね、今後。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきたいわけなのですが、余りよくわからないのですが、要するに今お話をいろいろ細かくしていた内容、これがまさに相談だと思うのですよね。そういう細かい相談をここのところに行くことができますよ、こっちはこうですよというのを嵐山町の窓口ではやっている。そして、その中で7カ月間で14件相談があって、11件支援を始めている、嵐山町の窓口ではこういう状況なのです。ですから、今のような相談になったときには、この場合と同じように、できるだけ解決できるような窓口をいかに紹介ができるかということだと思うのです。あとは、嵐山町でやれることというのは、法に決められた内容で町がやるべきことをしっかりやっていく、こういうことかなというふうに思っています。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） よく耳を傾けていただけたらありがたいと思います。このひきこもり、本当に今これは社会問題になっていて、この間テレビではいい方向に解決したものがやっていました。40歳ぐらいの男性の方で、ひきこもり歴十何年とか20年近くの方がそういう支援の必要な子供さんたちの学校に週1回から行き出し、2回行き出しということで、その子供たちとうまく溶け込めて、今度はその学校の先生になるのだという意欲的になったいい例もありましたので、嵐山町からは、このひきこもりのお子さんというか、お子さんから若い世代までをつくらないような政策をぜひよ

ろしくお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。大項目3番、屋外、体育館のAED設置について。学校の校庭や体育館を使用することもある休日や夜間などでは、校舎が施錠されていて、屋内のAEDを使用することができません。スポーツをする方から急病人が発生したらどうしたらいいのかと不安の声があります。現在の設置状況と、室外で急病人が出た場合の対応について伺いいたします。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長　質問項目3につきましてお答えいたします。

各学校には、学校の管理によるAEDが各校1台ずつ職員室等に設置してありますが、学校開放により各種スポーツ団体が利用している学校の体育館、校庭につきましては、AEDは設置しておりません。緊急事態が発生した場合、学校職員がいる場合は学校職員に通報し、AEDを受け取ることとなりますが、学校職員が不在の場合は対応できていない状況であります。そのため、今後教育委員会、こども課、各学校と連携し、緊急事態が発生した場合の手順として、学校職員が不在の場合、セキュリティの作動は無視して窓を割り、AEDを取り出して対象者に使用するという手順を構築していきたいと考えております。町内の各種体育施設のAED設置につきましては、将来的な検討課題とさせていただきたいと思いますが、今後その前提として、施設利用登録団体には、救急講習会、AED講習会等に関する周知をし、積極的な受講を呼びかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　答弁を見ましたら、窓を割りということが書いてあったのですけれども、すごく乱暴で、けがをしてしまったら大変だし、また割と学校の窓って1枚高いではないですか。だから、これってちょっとどうなのかなと思ったのですけれども、私もスポーツの団体さんからこの間そういうご意見をいただいて、外で私たちナイターでやっているときに、そういえばAEDがなくて、もし緊急のときはどうするのと言われて、ああ、そうだねという話になって、何か窓を壊すとかというのを聞いたこともあるのだけれどもとは言っていました。しかしながら、ちょっとそれは乱暴ではないのかと。それで、以前さいたま市でお子さんが亡くなられた。グラウ

ンドで、体育の授業中だったか、マラソン中だったか、お亡くなりになった事件があったと思うのですけれども、2011年、さいたま市の小学校6年生の女儿が長距離走の直後に倒れ、AEDが使われないまま死亡するという事故があり、その反省から市教育委員会と遺族によって体育活動時間等における事故対応テキストが作成されましたと書いてあるのです。ばたんと倒れて、愛知県万博のときに心停止が5例あったそうなのですよ。そのうちAEDがあったおかげで4例、80%が回復したと。東京マラソンでも心肺停止が7例中7例救命されたということで書いてあるわけです。一刻を争うことなので、窓を割って施錠をあけてとりに行つてということで、割るものも、そばに何かかたいものがないと割れないですし、ちょっと大変だよねと思うので、今後の検討課題と書いてありましたけれども、竜ヶ崎市では今年の3月に外用のAEDを設置されたようです、屋外ボックス設置ということで。全部で19カ所、小学校、中学校の外に。うちよりは学校数は多いですけども、うちは5校ですよ。です、今後このAEDの外ボックスみたいなものを設置をしていただけたらありがたいなと思って一応値段も調べました。そうしましたら、20万円前後ということで、AEDは零度から50度以内の環境でないといけないということで、このAEDのボックスは零度から50度に、課長もご存じでしょうけれども、ちゃんと設定がなっていますよということです、うちにナイター施設は1カ所しかないですけども、B&Gとか、あと菅中、玉中、七郷もそうだけれども、体育館でいろんな団体さんが使つていらっしゃるよ。ぜひ早急にこういうものをそういう心配の声が出たときにやっぱりすぐ対応していただけたらありがたいのですけれども、これは町長に今後早い時期に設置をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

何しろ緊急の状況なわけですよ。です、どういふふうにしたらいいかというのは、今課長の答弁で窓を割つて。そんなことはというふうなお話がありましたけれども、課長も短兵急に答えたのではなくて、やっぱり調べたのだと思うのです。だけれども、それしかないやということで、それを答弁としたのだと思うのですけれども、それ以上にいい方法があるとしたらぜひ教えていただきたいなというふう思うのですけれども、いざそういう緊急の場合にみんながAEDという意識というもの

があるとする、スポーツをやる人たち全体でやる前からいざというときにはAEDだよなというような認識が広まれば、違った展開もできてくるかなというような感じがするのです。こういうスポーツ団体の中の一つのチームではなくて、その団体で用意をしているというところもありますよね。ですから、一つのチーム、あるいは何人かの人たちが、みんなが弁当箱みたいに持って歩いてというようなことというのはなかなか難しいと思いますが、これからどういうふうにしたらいいのかというのは、消防署の救急係だとか、あるいは専門の人たちに聞いて、どういう形でどういう場合に一番多く使われて、どうしたらいいのかというようなこと、それから1つが幾らかするわけですので、そういうものをどこへでも置いとくということもできないかもしれませんので、意識をしっかり持った人たちがどういうふうやっていくかということが一番大切かなというふうに思います。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 意識を持っている方がやっていていけば一番いいのですけれども、こういうことというのは緊急事態なわけですから、ちゃんとその場所に設置していただかないと、きょうに限って用意なかったよと言ってしまったら困ってしまうことなので、課長もいろいろ調べられたと思うのですけれども、いかがだったのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 特に屋外型の設置の場合、先ほど議員がおっしゃったように、まず零度から50度の中で保管しなければいけない。それと、やはり防犯上の問題が大きな要因になると思います。AEDですので、鍵をかけておくというよりも緊急に取り出せなければいけないという状態の中で、屋外で単独でというふうになりますと、その辺のセキュリティの問題が若干出てくるかと思います。郡内でも調べたのですが、東松山ですとか吉見等の屋外施設でもAEDを置いてはいるのですが、管理棟の中に実際には設置しているということで、単独で屋外での設置というのは現実的にはちょっといろいろ皆さん考えられても難しいというのが現状であるようでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 先ほどもお話ししましたとおり、竜ヶ崎市で19カ所というところに設置をしたということもございますので、先進地をまたお話を聞いていただいて、どういうところが置くのにいいのか、ガラスを割るというのもちょっとあれなので、例えば昇降口のキーもナイター施設の人に渡しといて、何かのときにはあけて入ってくださいとか、でもセキュリティがあるから難しいのですけれども、いろいろ検討していただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移ります。大項目4番目、低炭素社会の実現へ。政府は、二酸化炭素削減、低炭素社会を目指し、環境配慮型のEV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）の普及促進を2020年までに15%から20%まで引き上げることを目標にしております。そのために不可欠なのが充電設備等のインフラ整備となってきます。嵐山町では、温暖化条例もあり、今後災害時にもEV、PHVは電気供給に活用できることから、ハイブリッド車と電気自動車の導入と充電器設置のお考えについてお伺ひいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

近年ハイブリッドカー、ご質問のプラグインハイブリッドカー、電気自動車等の普及が急速に進んでおります。この背景には、自動車ユーザーの環境負荷に対する意識の変化、政府が進めてきたエコカー減税、燃料費の高騰など、さまざまな原因があると思われます。平成26年度末の国内の登録台数では、電気自動車が5万2,639台、プラグインハイブリッドが4万4,012台、ハイブリッドカーが464万743台に比べると、まだまだ普及をしていない状況にはあります。町の公用車につきましては、ハイブリッドカー2台を導入しておりますが、その他の車両37台中26台は軽自動車を導入しております。災害時の庁舎における電源供給につきましては、庁舎の非常用発電設備や災害用の発電機の配備により対応することを想定しております。ご質問の電気自動車やプラグインハイブリッドによる災害時の電源供給につきましては、家庭用の電源供給システムが普及し始めているようでございますが、公共施設においてこのような方法により災害時の電力確保を行うことは現在のところ考えておりません。

次に、電気自動車やプラグインハイブリッドの普及を促進するための充電設備の設置でございますが、ご質問のとおり、充電設備を設置することでアナウンス効果が期

待できると思われますが、かかるコストのほか、利用者が設置場所に滞在する時間、利用目的、設置場所等について検討した結果、現在のところ公共施設に充電設備を設置する考え方は持ってございません。なお、町内の設置状況につきましては、高速道路では関越自動車道上り線と下り線の嵐山パーキングエリアに各1カ所、一般道ではカインズホーム嵐山店に1カ所設置されているというふうに承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ご答弁では、電気自動車やプラグインハイブリッド車による災害時の電源供給につきましては、家庭用の電源供給システムが普及し始めているようですが、公共施設においてこのような方法により災害時の電力確保を行うことは現在のところ考えておりませんというご答弁だったのですけれども、災害時のときにこの電気自動車が充電器として使えるというメリットがあるということをテレビなんかでも言うておりますので、使うのにいいのではないのかなと思っていただけたのですけれども、現在12月8日から開催されるCOP21というのが、1997年に京都でCOP3という日本で第3回目を行ったものが今度パリで12月8日に21回目を迎えられるわけですね。それで、今後35年後の2050年までの目標をまた立てるということなのですけれども、いろいろとなかなか難しい議論があるのかなとは思いますが、世界が今どんなこういう二酸化炭素削減という方向に向かっていきますし、町内でも条例もできておりますので、いち早くこういうものに嵐山町は取り組むのがベストなのではないのかなと思って今回質問させていただいたわけです。

比企管内で調べましたところが、鳩山町と東松山市、あと小川町の役場と道の駅、東秩父では和紙の里と庁舎、さっき言った鳩山は庁舎の駐車場、東松山市も駐車場ということで調べさせていただいて、では市町村の設置状況はどうなのだろうと見たところが、東松山市がやっぱり一番、市ですから、いろんな大型店舗さんとか、そういうものにもついていますし、嵐山町では、現在もう3カ所、高速の2カ所とカインズホームと、何かうわさによるとトヨタにもついているというのを聞いたことがあったのですけれども、それはまた別のものなのか、ちょっと私わからないですけれども、大体各町で民間のものを入れると2カ所か3カ所ぐらい設置がされている状況だなというのは確認しております。さっきの自動車の数ではないですけれども、ハイブリッド車に比べると、まだまだ電気自動車の普及はされていないのが現状だなと思いまし

たけれども、しかしながら今ですと、充電のインフラ普及プロジェクト概要ということで、合同会社日本充電サービスといって、この合同会社日本充電サービスというところの資料を出したのですけれども、今なら設置するのに費用の部分で補助金が出るというようなことが書いてあるのですが、現状どうなのでしょう。この設置、充電設備の補助金について伺います。

○大野敏行議長 畠山議員に申し上げます。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開を45分といたします。よろしくをお願いいたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時44分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の再質問を続行いたします。

それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

まず、畠山議員のご質問の趣旨、こちらについては私もそのとおりだというふうに思っております。しかしながら、今補助金のお話をご質問いただきました。実は嵐山町もこの充電器の導入に関しましては既に一度検討しておりまして、平成25年12月に補正予算でこれを上げるかどうかということで検討させていただきました。そして、今でもございますが、この充電器の補助金、こちらは事業名は次世代自動車充電インフラ整備促進事業という事業名で出ておりまして、充電器の整備に関しては3分の2の補助金が出るというものでございます。ただし、この事業については今年12月末で終わってしまいます。そして、25年12月時点で検討いたしましたときに、まずはこの充電器の設備の設置費なのですけれども、急速充電と普通充電、この2種類がございます。急速充電設備に関しましては、その当時約800万円の設備費がかかる。普通充電で700万円、3分の2の補助金が出る。しかしながら、このときにランニングコスト、いわゆるその基本的な電気料、あるいはメンテナンス、こちらを計算しますと、年額約80万円かかるということです。さらに、電気自動車の購入を行いますと、まだまだ電気自動車は、普通自動車といいましょうか、ガソリン自動車並みに安くなって

いるということではございませんで、見積もりをとってみますと、日産のよく宣伝しているリーフですか、こちらで、5年リースで、これは値引きがございませんが、約480万円、それに対する補助金が約51万、購入費で5年間で420万円。一番小さいタイプの軽タイプ、こちらのほうを見てみますと、5年リースで約250万円、補助金が33万円で、約220万円程度、現在軽自動車の購入が大体5年リースで、1台入札をかけますと85万円から90万円ぐらいということでございます。こういったもろもろの事情がございまして、導入の検討はいたしました、嵐山町におきましては導入を見送らせていただいたという経過がございまして、今回につきましても、大変ご質問の趣旨は賛同いたしますが、嵐山町での導入は当分の間は難しいかなというふうに考えているところでございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今数字のほうをお示しいただきましたけれども、費用が今軽で220万円で、普通のだったら85万円だから、3分の1程度で今は済んでるということが3倍してしまうのかというのが費用の部分ではわかったのですが、ただ埼玉県では、県の公用車の導入に当たっては原則として次世代自動車を導入し、2020年までに県の公用車の8割をEV、電気自動車にかえていくというふうに県はやっていくということが書いてありました。さっきも2020年まで20%を目指してというお話をしましたけれども、設置費用がさっき800万円かかってということで、国の補助金が3分の2あったわけで、このインフラ普及プロジェクトの概要の中には、3分の2の国の補助があって、支払い分3分の1で、急速充電は170万円、1基につきと、こうやって書いてあったのですよね。それで、急速充電器の年間の維持管理費が40万5,000円というようなことが書いてありまして、確かに安い買い物ではないなというのは思っていましたけれども、しかしながら嵐山町は日本で初めて温暖化条例というものをつくったわけですので、ぜひともこういうことをどこの市町村よりも先んじてやっていただければと思って今回質問に入れたわけです。さっきの緊急時の場合というお話も、緊急のときにも使えるよねということでは書いたのですけれども、嵐山町はそういう条例もありますし、今世の中が二酸化炭素をいかにして減らしていくかということがあるものですから、先んじて嵐山町はこういうことに取り組んではいかかかかということを入れてさせていただきましたが、今後20年までに、またいい補助金とかいうか、そういう内容になったときにはぜひ検討していただいて、またい

ろいろ変わってくると思うのですよ、補助金とかも。国はこういうのをどんどん進めていきたいと思っているところだと思いますので、ぜひ今後いい内容になってきたときにははどんどんこれに切りかえていつていただきたいと思いますので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○大野敏行議長 続きまして、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の町民の町政参加啓発及び参加環境整備施策についてからです。どうぞ。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番（吉本秀二議員） 1番議員、吉本秀二です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まずもって、初めての一般質問に立たせていただき、緊張もしておりますし、何分先輩議員、あるいは精通した知識をお持ちの三役、課、局長の重責を担っておられます皆様から見ると全くの未熟者でございまして、当を得ていない質問になり、ご教授をいただくような場面もあるかと思いますが、育てていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは、質問は大きく4点になります。まず、第1点目ですが、地方自治の重要性という観点から、町民の町政参加啓発及び町政参加環境整備施策についてご質問させていただきますと思います。日本は、少子化、人口減少、現役減少社会、超高齢社会により生じてくるさまざまな問題に取り組まなければならない時代を迎え、住民の意思決定の場である地方議会の役割はますます重要であると言われております。嵐山町がこうした時代の中でさらによりよい町に進展していくためには、町の政治をよくしなければなりません。町の政治をよくするためには、議会がよくならなければならないということだろうと思います。

そこで、第1点目の1として、さきの嵐山町議会議員選挙の結果に対する町長のご所見についてお伺いします。2として、町民の町政参加意欲向上施策の取り組み状況についてお伺いします。3として、第189国会において、選挙権年齢の引き下げを含

む公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月18日から施行されますが、新たに選挙権を得る年齢層に対する政治への関心を高める取り組みについて伺います。4として、町民の中に議会議員になって町のために活躍したいと思う人がいても、手を挙げられないのは、手を挙げる環境ができていないことも要因の一つではないかと思われます。議会議員に多彩な人材が挑戦できる環境整備施策について伺います。以上4点です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉本議員さんに初めて答弁をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（1）についてでございます。過日の町議会議員一般選挙は、結果として無投票となりました。少子化、超高齢化社会を迎え、住民要望も多様化、複雑化する厳しい社会情勢の中にありまして、町民福祉の向上と嵐山町の発展のため、かたい決意のもとに立候補をされ、選挙準備を進められた議員各位にとって、選挙はそれぞれの思いや公約を町民に表明する機会でもあり、投票によりその結果を得られる機会であるという観点から見れば、無投票は残念であったと考えておられるかもしれません。また、有権者である町民にとっても、各立候補者の思いや公約を聞き、今後4年間で託す住民を代表する議会議員への選挙権を行使できない結果となったことは、残念に思う方も多かったのではないかと推察をいたします。しかしながら、投票、無投票の結果にかかわらず、この厳しい社会情勢の中であって、かたい決意のもとに立候補されました議員各位に対しましては、心から敬意を表する次第でございます。今後4年間の任期において町民の負託に応え、議員各位がさらなるご活躍をされますようにご期待、ご祈念を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは（2）につきましてお答えをさせていただきます。

町では、第5次嵐山町総合振興計画に定めるところによりまして、町民をはじめ自治組織、NPO、各種団体、企業等の参画、協働により、行政サービスの向上と地域全体の満足度を高める地域経営の視点に立ったまちづくりを進めております。そのためには、町民参加や啓発、情報の発信を欠くことはできず、審議会委員への公募制導

入や会議録の公開、町政モニター制度など、さまざまな方法を行っております。さらに、各種計画策定におけるパブリックコメントの実施や町民の声ボックス、ホームページなどにより町民のご意見をいただき、政策に反映できるよう努めているところでございます。また、地域にありましては、地域コミュニティ事業や自主防災会活動を通して地域の特性を生かしたまちづくりに積極的に取り組んでいただいております。大きな成果を生んでいるものと感じております。これからも多くの方々との協働による地域経営によるまちづくりを進めるため、積極的な町政参加を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（３）、（４）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 （３）についてお答えをさせていただきます。

将来を担う若年層が政治参加の意義や選挙制度について関心を高め、理解を深めることは、極めて大切なことです。今回の公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、初めて適用されるのは来夏の参院選からの見通しとなるという報道等がなされております。第3回定例会においても、若者の政治参加に関する一般質問をいただいております。若年層への啓発活動として例を挙げますと、埼玉県選挙管理委員会では、小中高等学校を訪問し、選挙や政治に関するミニ講座や模擬投票を行う選挙啓発出前講座を実施しております。また、本町におきましても、平成23年より高校生の選挙事務体験を実施し、選挙の大切さや選挙への関心を高めるとともに、地域の有権者に向けた選挙啓発に取り組んでおります。今後、教育委員会、管内高等学校と連携し、新たに選挙権を得る年齢に近い高校生を対象に、生徒会長選挙等の機会を捉えて、投票実務を体験する選挙啓発講座または模擬投票などの体験型カリキュラムの開催を検討し、政治や選挙についての理解や関心を深めることを目的として、一般層はもとより、若年層に対しても選挙啓発を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、（４）についてお答えをさせていただきます。選挙にお金がかかり過ぎ、候補者間の個人的な財力によって選挙に不公平が生じないようにとの目的で考えられたのが、公営による選挙制度です。公営による選挙運動は、各選挙の種類ごとに公職選挙法により定められておりまして、町長選挙及び町議会議員選挙につきましては、投票記載所の氏名等の掲示、演説会の公営施設の使用、選挙用通常はがきの交付

のほか、別に条例で定める場合はポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行ができることとされておりまして、嵐山町におきましてはその全てを実施させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 吉本議員に申し上げます。

質問は、一問一答方式となっております。（１）から順次再質問をお受けします。

第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員） ただいまの第１点目の１について町長からご所見をいただきました。大変議会に対する期待をされていることもよくわかります。無投票だからといって手を抜くものではございません。議員活動を一生懸命果たして町民の方の負託に応えたいと思っております。しかしながら、無投票当選の一般的な問題として、議会では、議会の活力が、また町民側では、政治意識の低下あるいは政治離れの増大が懸念されるところであります。

今回の選挙を振り返る意味で少し話してみたいと思います。８月20日に嵐山町議会議員立候補予定者説明会がありました。私は、町政についても大いに関心があり、またプレミアム付商品券の販売方法に関しての不満もありましたので、どのような選挙になるのかと、この説明会に出席をいたしました。その結果、この説明会に出席されたのは、現職議員13人、元議員１人、そして私の15人でした。報道機関に提供する説明会出席状況の資料をいただいたところ、説明会出席公表を希望された方が14人、非公表を希望したのが３人とありました。そして、９月17日の立候補届出書類の事前審査の結果を確認しましたところ、現職13人、元職１人の14人の立候補予定者が事前審査を受けたことがわかりました。選挙立候補予定者説明会の公表を希望された方だけでした。選挙権年齢の引き下げを含む公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が18歳以上に改正されるという70年ぶりの歴史的選挙制度の大きな改正の中であって、嵐山町の議会選挙が無投票であっていいのかと釈然としない気持ちでしたが、まだ私が立候補する決心には至りませんでした。しかし、このまま悩んでいても手おくれになってしまうとの思いで９月25日に立候補届出書類の事前審査を受けたのです。それでも、選挙の準備不足もあり、最終決断のつかないまま告示日を迎えることとなったのです。

私は、当初から一貫して、現職議員13人、元議員１人の方が着々と立候補に向けて

進めてきておられましたから、選挙になるかならないかはひとえに自分にかかっていると信じていましたので、重くのしかかる重圧と戦っていました。午後2時ごろ、町はもう選挙で動いているという天の声をいただき、最終決断として立候補の決心をいたしました。当然15人目の届け出だと思っていましたので、職員に確認しましたところ、14人ですということでした。まだこれから届け出があるのだろうと信じて、腰にヘッドランプをつけて、選挙ポスター80枚を持って、自転車で家の者に今夜夜中になるからということで、公示ポスターを掲示板に張り出しを始めました。ところが、5時過ぎ、町の防災無線で無投票ということを知りまして、なぜなのだという思いでした。私のこのような思いとは異なった捉え方をしていただいた方もいましたが、それはこれから自分の姿勢を実践していくことで理解されれば、それでいいと思っているところであります。

町の活性化を図るには、いろんな考えや知恵を持った多くの人が首長選挙、議員選挙に積極的に名乗りを上げ、それぞれの思いを町民にしっかりと訴えて、町民から支持された首長や議員が町民の負託を背に相互に競いながら政策を研究し、互いのチェック機能を生かして議論の中で足りないものを補い、問題あるものは削るといった足し算と引き算を自動に積み重ねて政策を決定していく、この二元代表制が持つ意義に沿った議会であることが重要なのだと思うのであります。私のこの後段の部分の思いを受けられて、町長にご所見をいま一度お願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉本議員さんのお考えをお聞きました。それぞれ政治参加については、個々のお考えというものがみんなしっかりあると思うのです。当然議員の先生方においては、それなりの考え方、しっかりした考え方を持って議会に出て、どうするというようなことで最終決断、判断をしているのだと思います。そういう中で、今回の場合には、議会議員の選挙においては、今お話があったように、大勢の議員さんが出て競争が激しくなるというような状況ではなかったという結果となりました。これは、それはそれとして、それなりの思い、考えがあつてのことだというふうに思っておりますので、これがいいとか悪いとかは私は思っておりません。

そして、これはちょっと関係ないと言われてしまうとあれなのですが、選挙に投票をするということがあります。投票をするのに仕方というのが、投票に行つて賛成

票を投じる、反対票を投じる、白票を投じる、投票に行かない、いろんな選挙行動があるわけです。それぞれ選挙権者が判断をすることだと思うのです。それで、外国ではこういうようなことを学校の中で教えているそうです。そして、有利な候補者、有利というのは、評判が強い、評判が弱いというような候補者がいた場合には、投票に行ったら反対票を投じないと、その有利な候補者に反対することはできない。投票をしないと、有利と言われている候補者は有利。無投票ですね、投票しないのですから。白票を投じてもうそうですし、反対票を投じなければ当然有利になるということで、これは一つの選挙行動であるかもしれないのです。

それで、選挙行動の話になるときにサイレントマジョリティーという言葉がよく使われます。これは、強い意見は言わない。それで、まあこれならいいだろうというような静かな多数というのでしょうかね、直訳をしますと、そういうような考え方で、まあこれならいいだろうということで、あえて行動を起こさないというような考え方もあるというのが、この政治活動、政治行動の話をするときには、そんなサイレントマジョリティーなんて話がよく出るのを思い出しますが、そういういろんなことが勘案をされて、そしていろんな状況下の中で、議員さんおっしゃるように、大変判断がいろいろ厳しい状況下の嵐山町の行政状況があるわけですが、結果とすると、そういう状況になったのは、それぞれの人たちがそれぞれの考え方をしっかりして、結果としてこういうことになったのだということで、私としてはそれが可とか不可とかという考え方というのは持っておりません。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。いろいろ町長からも教えていただいたような気持ちになりました。無投票だから、それは政治に意識がないのだということで、一言で言えるものではないということも私は承知しております。しかし、それぞれの議員が自分の思いを町民に向かって話す機会がなかったという点では非常に寂しかったなというふうに考えているところでございます。

それでは、第1点目の2に移らせていただきたいと思います。町民の町政参加意識の向上施策の取り組み状況についてのご答弁をいただきました。私の設問が非常に乱暴だったこともありまして、私の思いとはちょっと違った答弁のような気がいたしました。しかしながら、前回の町長選、あるいは今回の町議選と、無投票当選が続いているわけでありまして、また、過去の国政選挙や町の選挙の投票率も資料を示していた

だきましたけれども、下がってきているという状況にあります。特に国政選挙、地方選挙、嵐山の投票率について平成元年から見させていただきましたが、徐々に落ちてきている。これは、政治離れがあるのかなというような気もいたしております。そこで質問したいのですが、投票率、今私は下がっていると申し上げましたけれども、どのくらいの投票率になっているのか教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 投票率の推移ということで、私の手元にあるものでお答えをさせていただきますと思います。

平成元年からのものを調べてございます。まず、衆議院の小選挙区の選出議員の選挙、こちらが一番最初に平成元年以降に行われたのが、平成2年12月に行われておりまして、このときの投票率が73.22、次回が平成5年に行われておりまして、66.51、その次が平成8年、56.36、平成12年、ちょっと上がりまして62.03、平成15年、55.26、平成17年、67.79、平成21年、71.20、平成24年、63.28、平成26年、58.17ということでございます。もう一つ申し上げますと、嵐山町の議会議員の一般選挙を申し上げます。平成3年、これは無投票でございます。平成7年が77.35、平成11年、72.48、平成15年、68.50、平成19年、63.67、平成23年、62.15という数字でございます。もう一つ、県の選挙で知事関係を申し上げますと、平成4年が44.49、平成8年、42.84、平成12年、62.30、平成15年、41.19、平成19年、34.53、平成23年、31.67、そして今年の平成27年が33.42という数字でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。具体的に数字を上げてもらったのですが、やはり回を重ねていくたびに投票率がだんだん下がっている傾向にはあります。こうした傾向は、嵐山町だけの問題ではありません。平成23年までの総務省の資料を見ましても、全国的な傾向として、国政選挙及び地方選挙ともに投票率の低下が進んでおります。特に若者の投票率が低く、若者の政治離れが進んでいるのではないかと考えられます。また、地方選挙では、議員のなり手がなく、無投票当選率が上がってきております。中には、選挙事前説明会の段階で定員割れしそうになり、急速に議員定数の削減を議決した自治体さえあったようです。今回の嵐山町議会議員選挙の結果を受けて、議員の定数削減との声も聞かれますが、議員定数の削減について

は、町の人口、議会運営上の適正議員数、議会の活性化との側面等、多面的な検討が必要です。そうした検討とともに、町民の町政に対する高い関心を持ってもらえるように、議会も行政もさらなる努力が必要なのだろうと思います。

それでは、第1点目の3に移らせていただきます。今話をさせていただいたことを踏まえて、本質問として、新たに選挙権を得る年齢層に対する政治への関心を高める取り組みについて伺いたしたわけであります。お答えいただきましたが、大変重要な施策をしておられるというふうには思います。今政府は、選挙権年齢の引き下げに伴い、より一層の若者に対する主権者教育の推進が求められているとして、全国の高校に副教材と指導資料を配付しております。こうした教育は、学校現場に任せておけばいいものではないと思います。行政としても積極的にかかわっていく必要があるのではないのでしょうか。そういう意味において、嵐山町でもいろいろ出前の教養をしたりあるいは体験的なものも取り入れておりますので、いろいろご苦労されているということとはよくわかりました。これは私からの提案ですが、町内に居住され、新たに選挙権を得られる年齢層の方や地元高等学校で新たに選挙権を得られる学生に対し、町の議場を使用して模擬議会体験をしていただくというのはいかがなものでしょうか。総務省と文部科学省で出した副教材、これにも学校での模擬議会も含まれていますが、実際に議場を使って、三役をはじめ執行側責任者にも出席していただき、質問を受けていただく、これはかなり政治に関心を持っていただけるのではないかと考えているのです。また、マスコミ等の取り扱いにより、効果がさらに期待できるものと思われるます。ご見解をお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんにご提案いただきました。副教材のお話もいただきました。この副教材の中で、議員さんにお話をいただきましたように、学校現場における選挙あるいは政治に対する関心を持ってもらうためのさまざまなカリキュラム、これも示されております。そして、もう一点、これも今議員さんのお話にございました。学校現場だけではなくて、それ以外の関係機関、町の選挙管理委員会でありますとか議会、そういったところも含めて、その一貫した教育といいましょうか、そういった知っていただくための啓発活動、これを行っていくのだということで、この副教材も作成をされてお

ります。その中で、議場を使った形でのそういった体験学習的なものも組み込まれたらいいかというご提案でございます。私どもも、この答弁の中でも書かせていただきましたとおり、県が出前講座をやっているだけではなくて、今後必要なのは、嵐山町の選挙管理委員会としても学校等を訪問させていただいたり、学校現場との話し合いの中でどのような形で生徒さんたちにそういった体験をしていただくか、こういったことを積極的に話し合いを持ちながら進めてまいりたいというふうに考えております。議場を使ってということも今ご提案いただきましたけれども、学校との話の中でぜひそういったところで体験をさせてもらえないかというようなことがあれば、これも検討の一つになるのかなと思いますが、学校での授業の中で基本的にはやっていくというところもベースにありますので、そこからどの程度こういったところに出てきていただくかということで、それぞれの学校、あるいは先生方との協議、そういったところが必要になってくるかなと思います。いずれにいたしましても、そういった体験型のもの、これが一番効果があるというふうに考えておりますので、そういったところは積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ぜひ実現の方向で検討願いたいと思います。

なお、長崎県の……これは小値賀町というのでしょうか。既に本年子ども議会を開催しており、その中で議長、副議長選挙を取り入れて、これが評価され、第10回マニフェスト大賞における優秀シチズンシップ賞に輝いております。11月6日に受賞しております。また、当嵐山町においても平成19年12月に町制施行40周年記念子ども議会を開催しております。選挙権年齢における議会における模擬体験、目新しい施策ではないのですが、この種の施策は継続して実施することに意義があるのではないかと思います。

それでは次に、第1点目の4に移らせていただきます。首長、議会議員選挙に多彩な人材が挑戦できる環境整備対策についてのご答弁をいただきました。これも大変大ざっぱな質問で、かつなかなか難しい問題でありますので、答弁とすると、こういう形にしかならないのかなと思いました。議員をどう選ぶか、これは人口規模の大小、都市部と地方部の違いにより、専門性の度合いや議会と住民の関係のあり方など地方公共団体ごとに違いもあると思いますが、私は、嵐山町は人口規模の比較的小さい地

方公共団体であり、議会と住民との距離も比較的近いことから、多様な層の幅広い住民が議員として議会に参画すべきだと考えています。しかし、現実には、先ほど町長さんから私の質問にご指摘いただきましたけれども、今回だけを見て判断するのではないよというようなことでもあろうかと思いますが、現実的には議員のなり手がいないと思うのです。要因は、いろいろ私なりに考えて、あるのではないかなと思っています。行政や議会の取り組みもまた要因の一つであり、現実の生活面でのハードルが高くて、手を挙げづらいものがあるのではないかなと思うのです。

これは私の私見で、今後議論が必要であることは承知しておりますが、提案してみたいと思っております。それは、議員報酬は一律でなくてもいいのではないかなということです。年齢層に応じて段階があってもいいのではないかな。例えば子育ての成長の段階に応じ、生計を考慮してはどうかと思っているのです。今の仕組みですと、年金生活者や自営業、あるいは議員報酬以外に収入のある方しか議員を目指すことにはならないのではないかなと思います。行政改革で議員報酬は削減の方向で推移してきているわけで、嵐山町を例にとっても、現在の議員報酬では、子供を育てなければならない30代や40代の若い年齢層の人では議員を目指すことは厳しいのではないかなと思います。また、議員を辞した後の生活も考えなければならないのが現実であります。中には、議員は名誉職としての性格が強く、報酬云々ではない、町をこのようにしたいのだという気概が必要なのだと主張する意見もあることは承知しておりますが、現実的に議員のなり手がいない現状や多様な層の幅広い住民が議員として議会に参画すべきであるとの考えの上では、若い人や女性をはじめ幅広い層の方に手を挙げていただけるような仕組みづくりが大切ではないかなと思っています。この提案に対する町長のご見解をお伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

いろんな考え方があると思うのです。そして、そういう考え方がある中で、現在日本中の地方議会で、あるいは県議会で、そして国会の先生方ということで、現在の給料といえますかね、そういうようなものが決められてきているという長い歴史があると思うのです。その決められてきたものが、それでよしということであろうという考え方の人が多いから、そのまま継続をされてきているのだと思うのです。ただ、お

っしゃるように、今この時代の激変の中で議員さんになっていただいて、そして議会への出る日数もどんどんふえていくとか、あるいは大変なことになっているというようなこともあるわけでして、そういうようなものも考えると、今議員さんおっしゃるような状況で一概に今のものがいいのだというようなことは言えないこともあるかもしれません。これはあくまでも相対的なことでございますので、議会議員の報酬というだけではなくて、町にはいろいろ特別職の方もいらっしゃいます。きょうも大勢の区長さん方がご参加をさせていただいております。そういう区長さん方に町からほんのささやかなものも出しているわけですが、それらが適当かどうかという考え方というのはいろいろあると思います。私には、今これでいいのだとか何とかというのは、この場ではちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。まだ全国的にもそうあるわけではないので、いろいろ議論を尽くしていく段階だとは思っております。

実は、私はこの年代に応じた議員報酬を考えた際、全国でこうした施策をとっている自治体はないものと調べてみましたところ、先ほどご紹介した長崎県の小値賀町で、若い人に議員になってもらいたいということで、今年の3月に既に導入してまいりました。一般議員は、議員報酬18万円、50歳まで30万円としたのです。小値賀町は、人口2,700人、議員定数は10人、議員の平均年齢は65.3歳だそうです。参考ですが、先ほど子ども議会について紹介しましたが、この調査をしていてわかったものなのです。この施策については、憲法の平等原則に反するのではとの意見もあり、また全国町村会議長会では、議員は平等という観点から、問題は残ると指摘をしています。ある弁護士の見解では、目的を達成する手段として、合理性があれば問題ないとの見解を示しております。私は、小値賀町の施策に異なる見解はあるものの、町政に若い人、女性、サラリーマン等、多様な人材に参画してもらうための何らかの手を打たなければならないときに来ており、一つの有効な施策であるのではと評価しております。嵐山町が先行できなかったのはまことに残念であります、必ず小値賀町に続く町村が出てくるのではないかと考えております。

また、若い人、女性、サラリーマン等、多様な人材に町政に参画してもらう施策の第2弾として提案したいと考えていた案もありました。参考までに紹介させていただきます。会社勤めのサラリーマン等が企業に就職したまま議員になりたいと思った場

合には、休暇を取得して選挙運動を行い、当選後は労働基準法の7条による選挙権や被選挙権など、公民としての権利行使による議会活動の道しかありません。それも企業の理解によるところが大きいのです。判例によれば、公務への就任が長期にわたる場合、解雇事由とし得るとの解釈もあります。また、多くの企業では、就業規則により副業を禁止しております。そこで、せめて町内で就職している人には、企業等に所属したまま立候補することができ、議員を辞した後にも復職できる努力義務的な条例を制定してはどうか考えたのです。

北海道の栗山町議会における議会基本条例の制定ではありませんが、全国に先駆けた施策こそ意義があると意気込んで調査をしてみました。すると、地方制度調査会設置法に基づく地方制度調査委員会、これは内閣総理大臣の諮問により、大学教授、衆参国会议員、地方団体の首長、議長等で構成されているものです。この調査委員会では、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備というテーマで、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等の導入について検討されていたのです。その委員会では、労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にもかかわる課題であることから、まずは議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討すべきであるとしていたことから、私はまだまだハードルが高いのかなと感じ、提案しないこととしたのです。私としては、企業等への努力義務の条例であれば大丈夫なのではと捨て切れない気持ちでいるのですが、今後さらに研究してみたいと思っています。行政においても、さらなる町民の町政参加啓発及び参加環境整備施策を推進していただくとともに、私の提案する、新たに選挙権を得る年齢層に対する議場を使った疑似議会体験や議員報酬の年齢段階報酬制について調査研究、議論を尽くしていただくことをお願いしまして、第1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは次に、第2点目の質問に移ります。平成16年6月18日、法律第122号、公益通報者保護法が制定され、平成18年4月に施行になっているところです。私は、嵐山町の例規集第1編の総記から第13編の公営企業に至るまで、条例及び規則、規定、要綱について、名称程度に目を通しました。公益通報保護法に関する規定らしきものが見当たらないことから、少し調査をしてみました。私の配付しました公益通報者保護法に基づく通報相談窓口設置状況の表を見ていただきたいと思います。消費者庁では、平成19年から毎年3月31日時点での行政機関における公益通報者保護法に基づく

窓口の設置状況を調査しております。府省庁では、平成18年4月の法施行から100%窓口を設置しています。都道府県においても、平成20年3月31日時点の調査で100%設置しています。一方、埼玉県の各市町村では、平成19年の同時期の調査で34の自治体が設置していましたが、その後平成20年の同時期の調査では5市2町、平成21年の同時期の調査で2市3町、同じく22年では2市、23年では2市、24年と25年では各1市が設置をいたしました。全部足しますと52の自治体になりますが、その後の合併等で、平成26年3月31日時点の調査では49の自治体が設置をしており、無設置の自治体は当嵐山町を含む14の自治体です。

そこでお伺いいたします。1つは、嵐山町で法施行から現在までに公益通報が何件受理されているのか。2つは、公益通報があった場合の処理の流れはどうなるのか。3つは、嵐山町では平成27年3月31日時点での消費者庁の調査に対し、どのように回答されているのか。4つは、今後規定を定めて対応する考えはあるのかについてであります。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、小項目（1）についてでございます。平成18年4月以降、現在までの公益通報の件数はゼロ件でございます。

続きまして、（2）についてお答えをさせていただきます。議員ご質問のとおり、現在嵐山町におきましては規定の整備は行っておりません。実際に公益通報がされた場合には、公益通報者保護法並びに平成17年7月に国から示されました国の行政機関の通報処理ガイドラインに沿って処理を行ってまいります。このガイドラインでは、内部の職員等からの通報と外部の労働者からの通報の2種類の処理要領が示されております。このうち町が通報窓口として実際の処理が発生いたしますのは、内部職員からの通報に対するものであり、外部の労働者からの通報につきましては、本来通報すべき処分及び勧告等の権限を有する行政機関を教示することにとどまるものと考えております。

小項目（3）についてお答えをいたします。消費者庁からの窓口の設置状況及び規定の整備状況につきましては、いずれも設置していないと回答しております。

それから、（4）についてお答えをさせていただきます。平成26年3月末現在の県

内の状況を見ますと、議員に資料を提供していただいたとおりでございますが、町村では23町村中12町村で内部窓口及び規定等を整備していると回答しております。比企郡内では、小川町以外が未整備であります、今後嵐山町としては整備をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 1つ目の現在までに公益通報が何件受理されているのかについて、ないとの答えでした。私としてはなかったものと理解させていただきます。2つ目の公益通報があった場合の処理の流れについては、国の規定にのっとったガイドラインで処理していきますということであります。私としては、規定なり要領なり定めておかないと、職員の隅々まで周知させることができないように思っております。3つ目の消費者庁の調査に対しどのように回答しているのかということについてですが、設置していないというのはわかりますが、設置する予定であるか、あるいは検討しているのか、検討もしていないのかという3つの項目になっているのでございますけれども、今最後のお答えで設置を検討するということなので、それはそのように理解させていただきます。この法律の認識についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

公益通報者保護法のまず法制定の背景でございます。国民生活の安全安心を損なうような企業不祥事の多くが事業者内部の関係者等からの通報を契機として相次いで明らかになりました。このような状況を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営を促進することで国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が不当な解雇や不利益な取り扱いを受けることのないようにこの公益通報の法律が定められたというのがこの背景というふうに考えております。そして、この法の目的といたしますと、大きく言うならばまずは公益通報者の保護でございます。それから、公益通報を受けた場合の処理の仕方、その個人情報の保護、あるいはそれぞれの処分や勧告を有する行政庁の場合にあっては、その受けた通報内容をきちんと審査をし、その内容を調査した上でしかるべき措置をとる。そして、通報者に対してはその行った内容をしっかりと通知を行う。

そして、その内容につきましては、最終的には公表を行っていくというのが保護の制度の内容というふうに考えております。

それから、内部の通報と外部の通報というふうに2つの窓口の設置ということをお話し申し上げましたが、基本的には町がこの法律の通報の対象となるものは、法律的には450近い法律がこの対象になっているというふうに思います。この対象となる法律につきましては、例えば独占禁止法であるとか、あるいは刑法であるとか食品衛生法、それから金融の商品取引法ですとか、いろいろ法律があるわけでございます。こういった処分権限あるいは勧告権限を有する行政庁であれば、そういったところに関連する労働者がそこに是正措置を求めてくるということで、外部の窓口を設けると。しかしながら、嵐山町のような町でありますと、こういった刑法やさまざまな法律に基づいて処分や勧告を行うというような権限を有しているものがほとんどございません。そういったことで、窓口としては、内部の職員から、内部の職員の業務命令ですとか、そういったものにおいて、例えば個人情報保護法に違反するような命令を受けているとか、あるいはその受ける可能性があるとか、そういったいわゆる内部告発、そういったものについて受け付ける窓口を町の中に設ける必要がある。そういった点では、先ほど申し上げましたガイドライン、この中では、その内部の窓口といたしましては、職員等からの通報を受ける窓口、これについては各全部局の総合調整を行う部局、またはコンプライアンスを所掌する部局等に設置するということになっておりまして、この点については、その担当は総務課ということで、職員にはその内容については周知がされているというふうに考えております。そういった面では、職員への周知はなされているというふうに考えております。

しかしながら、この窓口の設置についてははっきりした定義がございません。例えば規定をすれば窓口を設置したということになるのか、あるいは職員に周知をすれば窓口を設置したということになるのか、あるいは町民に広報すれば窓口を設置したということになるのか、そのどれをもって窓口を設置したということになるのかという定義はございませんので、中には規定を設けずに窓口を設けたというふうに報告をしている自治体もございます。嵐山町におきましては、今議員ご質問のとおり、少なくとも規定等を設けて、そして職員に周知を行ったということで窓口を設置したという解釈をとるべきだというふうに思っております、その点で今現在窓口の設置をしていないという回答にさせていただいたということでございます。

ただ、その後の経過といたしまして、実は今年7月にこの公益通報の保護制度に關しまして、県、国の消費者庁の説明会がございました。その内容については、議員がご質問のように、さまざまな資料をもとにして、本来行政機関には、こういった規定あるいは要領、そういったものをこのガイドラインに沿って定めてほしいということが改めてその説明会の中で示されました。ここでまた議員からも今ご質問いただいたところがございますので、このガイドラインの内容を嵐山町バージョンとしてしっかりと定めた規定あるいは要領、これを早急につくってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○大野敏行議長 吉本議員の一般質問の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

再開時間を4時ちょうどとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休 憩 午後 3時48分

再 開 午後 3時59分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

吉本秀二議員の再質問を続行いたします。

第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） この法律のご認識について総務課長さんからお答えいただきました。大変ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。いろいろ私もお話ししようかと思ったのですが、かなりの部分で説明していただけたと思います。なかなか言葉からなじまないところがありまして、難しく聞こえるのですが、端的に言えば、嵐山町が発注する公共事業を一般入札で受けた企業が不正な工事をしている。これを作業員が不正を見て、義憤の念に駆られて役場のほうに話を持ってくる。そうすると、直接聞いた職員もわからない。報告をしたけれども、上司もわからない。そうしますと、これが直接業者のほうにどういう仕事をしているのだというようなことで行ってしまう。そうすると、せっかく通報してくれた人の保障がなくなってしまう。こういうような心配があるということで、私は非常に重要だと思っております。実際に2013年に東京都世田谷区の設置する世田谷保健所は、衛生管理に関する内部告発を行った人物の氏名を企業へ通知した。内部告発者は即日解雇された。そのほか、データを改ざんした。厚生労働省がデータ改ざん疑惑を保健所担当者からのメールを受けて、それをそのまま研究室に送ってしまった。こういうことで、メー

ルを送った者は辞職に追い込まれたというような非常にまずい事例も実はあるわけです。したがって、国の法律に従って、実は窓口があるようなものと、窓口を設置しているのと変わらないのだというお話もございましたけれども、ここはやはり規定なりを設置して、窓口を設置して職員に周知させていただければいいのではないかと考えております。これにつきましては、そのような方向で進むということなので、この関係につきましてはこれで終わりたいと思います。

それでは、第3点目の質問に移らせていただきます。7月に実施されたプレミアム付商品券の販売方法についてであります。この件につきましては、9月の第3回嵐山町議会定例会の一般質問において佐久間議員からご質問がありました。町民の声を遅滞なく反映していただき、佐久間議員には感謝をしております。したがって、多くは質問しないつもりでいます。この事業では、多くの町民が不満に感じたと思っています。私は、嵐山町議会議員選挙で町民にこのことを訴えてみたいと思いました。何もこの1点で全てを評価しているわけではありません。行政も議会もいい仕事をしているわけです。しかし、おかしいと思ったときに声を上げる、これが町政の活性化につながるという思いがあったからです。そこで、第3回定例会における本件に対する質問を受けられて、どのように総括されたのかお伺いします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

プレミアム付商品券の販売に関しまして商工会とともに会議を開催し、販売方法、周知方法、購入限度額などについて検討、評価をいたしました。町民の皆様からの主な意見を集約いたしますと、販売の方法に他の選択肢があったのではないか、抽せんにしてほしかったというような意見、販売するのを知らなかった、そして整理券の配布を知らされていない、整理券の配布時間や手法に問題があると。そして、購入限度額が高過ぎる、あるいは限度額を低くして、より多くの人に。そして、町外者への販売はいかがなものか。町内の人限定でよい。以上でありました。

そして、それぞれの項目に対しまして、次のとおり総括いたしました。次回の販売においては、抽せんを含め、手法を再検討すること。周知については、町広報、各回覧、新聞折り込み、ホームページ、ポスター等のあらゆる媒体を利用し、周知の期間と回数に配慮すること。そして、整理券の配布や炎天下での販売を避ける販売方法に

よって、販売時の混雑や混乱は回避すること。そして、購入限度額の設定は、プレミアム率等を総合的に勘案して適宜設定を検討すること。以上でございます。答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 今ご答弁いただきました。私が指摘したいことは全てです。まさに今総括されたとおりのことだと思います。したがって、次回からの事業につきましては、ぜひ町民の納得するような方法でやっていただきたいと思います。いろいろ表もつくったりして、皆さんに指摘したいところがいっぱいあったわけなのですけれども、今総括されたことで全部含まれているのではないかなと納得しましたので、以後の質問については取りやめたいと思います。

次に、第4点目として、嵐山町総合戦略等の重要施策における町民参加について質問したいと思います。まち・ひと・しごと創生法案に基づく嵐山町総合戦略は、極めて重要な施策であり、広く町民等の提言を受けるなど、全町民的参加型の計画推進が重要であると思います。嵐山町においても、嵐山町総合戦略策定会議の開催には、少人数とはいえ住民の傍聴が可能であったり、アンケート調査による町民意識の集約、嵐山町総合戦略策定委員の選任には、午前中の一般質問で年齢構成等のご指摘もありました。さすが鋭いところを突かれているなとも思いました。私はそこまで気がつきませんでした。各機関、団体、知識人、一般公募等、多彩なメンバーがそろっておりますし、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略計画も案の段階で開示され、一般町民の提言も公募されております。そういった意味において、午前中の指摘もありますが、ある程度幅広い対応がとられたのではないかと考えています。ただ、残念に思いましたのは、広報嵐山の9月号に嵐山町人口ビジョン及び総合戦略案パブリックコメントの実施について掲載されているのですが、見出しも小さく、国勢調査の大きな見出しで2ページを使った扱いに比べ、大変寂しいものでした。同じ地域支援課の広報ですから、パブリックコメント等の扱いの調整がついたのではないのでしょうか。

そこで、以下について伺います。公募の件数が何件なされたのか。国勢調査は大きな見出しでの2ページにわたる取り扱いで、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略計画案の提言公募が2段と小さい扱いなのはなぜなのかについてであります。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略は、本年２月に嵐山町まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、10月の策定をめどに取り組んでまいりました。また、産官学金労言の関係者と町民の方々による総合戦略策定委員会を５回開催するとともに、９月18日より10月２日までパブリックコメントを実施いたしました。このパブリックコメントにおいては、対象を町内に在住、在勤、在学の方並びに町内に事務所または事業所を有する方とし、広報紙及びホームページにおいて周知を図り、計画案をホームページと地域支援課などの窓口において閲覧をしていただいたところでございます。公募の件数といたしましては、１名の方から意見を提出いただき、意見項目は10項目でございました。なお、いただいた意見につきましては、文章の修正、追加等計画案に新たに反映したものが３件、既に記載済みのものや実際に反映済みのものが６件、今後事業を行っていく上で留意するものが６件などでございました。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。広報紙は、より多くの方に読んでいただけるよう、本年６月よりレイアウトを変更させていただき、これまで１ページは原則４段でございましたが、５段組みといたしました。また、掲載する記事につきましても、町民の活動を多く紹介したり、町の取り組みについても積極的に紹介するよう努めているところでございます。ご質問の嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略案におけるパブリックコメントの募集記事の大きさでございますが、近隣市町村の例と比較をいたしましても、決して小さな扱いであるとは考えてはございません。今回の掲載では、人口ビジョン及び総合戦略を策定する背景なども記載をさせていただいた上での意見募集としており、ただ単にパブリックコメントを募集していますといった記事とすることのないよう配慮をいたしたところでございます。なお、広報12月号では、アンケート調査の結果を２ページにわたり掲載し、また次号におきましても掲載を予定しているなど、当該計画に対して町民の皆様に理解を深めていただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員） ただいま答弁いただきました。私は、近隣の市町村も同じ大きさだったということで、決して小さいと思っていないというのは、少しお役所仕事

ではないかなという気がいたします。また、国勢調査のページにつきましてのお答えがありませんでしたけれども、国勢調査については2ページにわたる大きい記事で載っているわけです。調査員の名前入りで2ページを使っているわけです。そして、パブリックコメントについては、決して小さくないとおっしゃられますけれども、国勢調査は小川等では1ページですね。これは、比較してもそんなに小さいものではないということなのですけれども、これだけ大きいページを使って国勢調査の広報をするのであれば、パブリックコメントをもっと大きくして、誰が見ても見えるように気合いを入れるのが、この事業の重要性からいえば当然ではないかなと私は思います。東京都羽村市でも、9月の段階で羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画の案をホームページに開示して、市民からの提言を公募しております。羽村市長は、創生計画案の巻頭で、これまでに市が経験したことのない大きな課題になることが予想され、危機感を持って対応していくことが重要だと、このように町民に訴えておられます。私には、嵐山町の広報からは危機感が見えてこないばかりか、町民に本当に呼びかけたかったのか疑いたくなりました。先ほど答弁された回答からは、そういったものは決して見えてこない。それで果たして町民が納得するかということですね。私は、想像や思い込みだけで評価したり、言ったり書いたりしたくありません。したがって、反証をしっかりとってから判断するようにしなければならないと思っています。そういう意味で今質問をさせてもらったわけです。ただいまのご答弁からして、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略という事業の重要性についてどのように認識しておられるか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回の総合戦略についての町の認識というようなご質問かというふうに思います。午前中の質疑の中でも町長のほうがご答弁をさせていただいております。今回のこの総合戦略につきましては、日本全体の問題だと。これは国の見解ですね。そういったものの中で、この人口減少を何とかしなければいけないと。このまま行ったら日本はどうかなと。そういった大変な危機感を持って取り組みましょうと。これは、国が示したものでございます。当嵐山町におきましても、まさに同じような思いで取り組んでまいったところでございます。今パブリックコメントに関して危機感がないと

というようなご指摘をいただきましたが、決して我々はそのような思いは持っておらない。例えば会議であっても、策定委員会の会議等の内容についてもきちんとホームページなどで公表、公開をしていく、できるだけ町の持っている情報は町民の皆様方にお示しをさせていただく、このような形で取り組んでまいったところでございます。先ほどの答弁の中でも申し上げました12月号の広報については、町民の皆さんが今回の計画についてどのような思いがあったか。こういったことを2ページにわたり掲載をさせていただき、1月号においてもまた同様の形で考えており、その後も本計画については町民の皆様にご理解をいただくべく手だてをとっていく、このように考えておるところでございます。

また、国勢調査について答弁がなかったとお話をいただきました。大変申しわけございません。国勢調査、これは数ある統計の中で最も大切な統計というふうに言われております。そういった重要性を鑑みて、紙面に載せた調査員さんが各世帯を訪問させていただき、そういったことを町民の皆様にご理解をいただくという見地から掲載をさせていただいたところでございまして、決して国勢調査2ページというものが過大な掲載であったというような思いは持っておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ただいまご答弁いただきまして、広報に氏名を載せたことは国勢調査の重要性からして間違いではなかったというようなご答弁だったかと思えます。しかし、私は、それではもっとたくさんの調査員を持っている自治体にあつてはどのように対応するのかと、ちょっと首をかしげたくなりました。これは、嵐山町からできることではないのでしょうか。そういった意味において、やはり少し広報に関して認識が甘いのではないかなと私は思っております。もう一度この私の今の意見を踏まえていただいて、この国勢調査の広報と嵐山町人口ビジョン及び総合戦略が大変重要な事業であるという、このことから、この広報の扱いが正しかったか失敗だったか、あるいはちょっと配慮が足りなかったか、その辺についてもう一度お答えをお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおりでございますが、本日議員さんからこのようなご意見をいただいたことについては今後の行政に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 政府が地方創生、地方創生と大太鼓を打って鳴らしているのは聞こえてきても、一番身近な町の本気の音が聞こえてこないようでは、町民には伝わらないと思います。町民からの貴重な提言をいただけるチャンスであります。またその一方で、皆さんがご苦勞なされたのをぜひ見ていただくチャンスでもあるわけです。嵐山町の皆さん、地方創生地域版、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略計画案がまとまりました。まとめるに当たって町内の組織をこのようにしました。嵐山町総合策定委員の選定には、こういうふうに配慮しました。嵐山町総合戦略策定会議もこれこれ開催しました。アンケート調査による町民の意識も集約しました。ホームページに掲載しましたので、ぜひ見てください。皆さんの貴重な提言を寄せてくださいと、国勢調査ぐらいの誰の目にもとまるような大きな広報を出すべきだったのではないかと私は思っております。パブリックコメントが1件とは実に寂しい限りです。町長、今の議論を聞いていただいて、町長の見解をお伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

広報に対しまして大変貴重なご意見の一つであるわけですが、いただきましてありがとうございます。広報に対する考え方、見方、感じ方というのは、千差万別あるかと思います。そして、そこところに載せる内容については、嵐山町にかかわる情報でございますので、全てが大切な情報でございます。その中にあって、人口ビジョン、総合戦略の広報、今回の報じ方がちょっと軽いのではないかとご指摘でございました。それが国勢調査に比べても軽いのではないかとご指摘でございました。もしそういう形でお受けになったということであるとすると、それはやり方がちょっと甘かったかなという部分もあるかと思います。今後の反省材料にはしていきたい。ご意見は十分尊重していきたいというふうに思っております。

そして、2つの記事ですが、人口ビジョン、総合戦略につきましては、それまでいろんな形で、役員さんの募集でございますとか、町内にそういったプロジェク

トができましたとかいうような形で回を重ねてきて、そして今回アンケート調査をお聞きをして、それで案ができるわけです。ビジョンについては、これからがスタートなのです。ですから、これから何回、何十回載るかわかりません。これは想像ができない。わかりません。しかし、国勢調査というのはこのところがゴールなのです。ここの調査に協力していただかないと嵐山町の人口がしっかりした形で確認ができないというゴールであるわけです。そのような判断が広報のつくる立場の者にあったかどうかわかりませんが、私とすると、そういうようなことも考えた上でおっしゃるような形で倍になった、半分だったというような紙面の構成になったかもしれません。しかし、ご指摘のように、多くの町民の人がどのように受けるかわかりませんので、それらの意見をこれからも十分参考にしながら、より多くの町民の皆さんがわかりやすく、理解をしていただきやすく、そして町政に、調査にしろ、計画にしろ、しっかりこれから協力がしていただけるような状況をつくっていかねばいけないというのはご指摘のとおりでございますので、ご意見として尊重させていただきたいというふうに思っています。

○大野敏行議長 1 番、吉本秀二議員。

○1 番（吉本秀二議員） ありがとうございます。私としては70%ぐらいしか理解はできませんけれども、前向きなご回答であったかなと受けとめます。

私は、この計画は国に計画を送れば終わりというものではないと思うのです。全国の自治体では、ほぼ似たり寄ったりの計画が出されてきて、もっと予算のつけられるようなものを出してほしいということになるかもしれません。むしろこれからが正念場のような気がします。ぜひ危機感を持って、行政、議会、町民一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

さて、私は正直申し上げまして、町のことはよくわかりません。しかし、町民の多くはよくわかっていない層で構成されているのだと思います。このような町民に照準を当てた仕事ぶりが町のためには大事なことだと思います。よい施策は、大いに評価し、応援も協力も惜しみません。しかし、おかしいと思うことはしっかり指摘をさせていただき、議論したいと思います。私にどんな風が吹かせられるのかと冷ややかに見ておられる方もいますが、こうした町のことがよくわかっていない町民の立場に立って、その目線で行政や議会に私なりの風を感じていただけるよう、これから4年頑張っていくことをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時29分)

平成 2 7 年第 4 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

1 2 月 8 日 (火) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第 5 番議員 青 柳 賢 治 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第 9 番議員 川 口 浩 史 議員

第10番議員 清 水 正 之 議員

○出席議員（１４名）

１番 吉 本 秀 二 議員	２番 森 一 人 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 長 島 邦 夫 議員
５番 青 柳 賢 治 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 松 本 美 子 議員	１２番 安 藤 欣 男 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 大 野 敏 行 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
村 上 伸 二 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。
平成27年第4回嵐山町議会定例会第5日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○大野敏行議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号5番、青柳賢治議員。
初めに、質問事項1の若者の社会参画推進についてからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、青柳賢治でございます。今回初議会の定例会でございまして、私も初心に戻りまして簡明な質問に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今回5点につきまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、若者の社会参画推進についてでございます。実は、この社会参画、若者のことにつきましては、去るふれあいセンターで加藤前教育長の講義といたしますか、お話を聞かせてもらいました。その中で、お年寄りがいて、そして、こちらに子供さんがいらっしゃる。そして、その真ん中にやはり若者がいるということ、はっと気づかされたというようなことがございました。そんな中で、この質問をさせていただくところでございます。かつて第3回定例会におきましても、また、きのうの質疑の中でも、この若者の選挙権年齢の引き下げについては出ておりますけれども、さらにそこから深く掘り下げてまいりたいと思いますので、質問をさせていただきます。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法が来年6月19日に施行され、来年夏の参議院選挙から適用されるということになりそうでございます。

(1) といったしまして、該当者に対してどのような周知、啓発などを考えていらっしゃるのでしょうか。

(2) といったしまして、20歳代の年代別投票率は、2014年の衆議院選挙でも32%台の低投票率になっております。社会の一員であることの自覚などの大切さを含めて、このような現状をどのように打開していくのか、そのような方法、さらには考え方についてお聞きをさせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、最初に(1)のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

新たに該当者になられる方につきましては、周知、啓発を行う方法としては、従来行っている方法の中では、町で発行する広報、ホームページへの特集記事等の掲載などを考えております。さらに、どのような新たな啓発方法が考えられるか検討していきたいと考えておりますが、例えば参議員選挙から選挙年齢の引き下げにより該当となる方に対しましては、投票所の入場券の発送に合わせ、選挙に関心を持ってもらえるような啓發文書または啓発パンフレットなどの個別送付などは実現可能ではないかと考えております。いずれにいたしましても、選挙管理委員会の協議も踏まえて対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えをさせていただきます。

昨日の吉本議員のご質問の答弁と重複するところにつきましては、お許しいただきたいと存じます。

各種選挙におきまして、若者の投票率は他の年代と比較して著しく低い傾向にあります。毎年新有権者への啓発事業といたしましては、成人式に選挙管理委員会委員長が出席し、また、啓発物資、パンフレット等の配布を行っているところでございます。

選挙管理委員会からの一方的な呼びかけにとどまらず、若者自身が啓発活動に参加するなど、みずからの体験を通じて政治に対する意識を向上する機会を設けるという取り組みを、本町では埼玉県選挙管理委員会による小・中学校への訪問、選挙啓発出前講座の実施、あるいは平成23年度より高校生の選挙事務体験を実施をし、選挙の大

切さや選挙への関心を高めるとともに、子供から家庭へ、また地域へと、多くの有権者に向けた選挙啓発に取り組んでおります。

今後の新たな取り組みといたしましては、インターネットやツイッターを活用した選挙に関する情報提供、有効な啓発の方法や若者の政治意識の向上を図るための取り組みのあり方などについて検討し、若者の投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それでは、（1）から再質問させていただきます。

この70年ぶりの改正になりまして、非常に意味のある18歳からの選挙権になるわけでございます。今までですと、その周知については成人式などの場所を使って選挙管理委員長が説明に来たり、啓発、啓蒙といいますか、されてきたわけでございますが、今、きょうこの答弁いただきました。恐らく来年の7月となりますと、18歳、高校生になってまだ何カ月もたたない人と、さらには19歳ですから、大学1年生が対象になってくると思われます。

そのような人たちに対して、啓発のパンフレットが個別発送ができそうだという回答でございましたけれども、それは、来年の18歳選挙権年齢の引き下げからできるということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今後当初予算に、今編成をしているわけでございますけれども、その中において、選挙年齢引き下げに伴います新有権者、特に今18歳になられる方、参議員選挙から選挙権を有する方、そういう方たちに入場券だけではなくて個別に郵送して、選挙に理解を深めるというようなものについては実施できるのではないかと考えております。

ちなみに、今現在、仮に参議員選挙からなった場合に、新有権者、今17歳、18歳の方、この方たちになるだろうという人数につきましては、17歳、18歳の方、17歳については、参議員選挙ですから、そこまで年齢到達できない方もいらっしゃると思いますので、そういったことを含めて約170名ぐらいかなというふうに考えております。

さらに、拡大するならば20歳になられる方、これも初めて選挙権を有するというこ

とになりますので、その方たちが大体160名ぐらいから、合わせると300人ちょっとかなという感じで考えておりますが、そういった方たちに個別にそういった案内文書を差し上げるというのも一つの手段ではないかなというふうに考えているところでございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 非常にこの18歳、19歳、入りの段階なわけですね。初めてという体験になるわけでございます。その入りの段階でしっかりと、やはり主権者教育をしていくということは、我々有権者の先輩としても、また一議員としても大切なことだと思います。

そしてもう一点、この（１）のことにつきまして課長にお尋ねしたいと思いますが、あるところでは、これは成人式ですけれども、例えば岐阜の関市でしたか、あと宇部市なんかもやっているそうです。海外に出ていくときの日本国のマークがありますパスポート、パスポート形式にした、いわゆる20歳から大体80歳までに人は大体100回選挙を経るのだと、地方議会を含めてですね。そして、その100回のマークを押せるようなスタンプ、選挙パスポートというような名前がついているそうですけれども、そのようなことについてのご見識はございますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今議員から初めてお聞きをいたしたところでございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 一応その周知啓発については、来年度予算で約300名にそういったパンフレット等の発送ができそうだとということで、その点は私も初めて選挙権を得ると。我々の時代は、成人式でやはり大人になるのだぞということを教わって、やっぱり一票の重みとか、そういったものを大人なり先輩から教わってまいりました。今はそういうことがなく、19歳や18歳の子供たちがいきなり選挙に行くわけです。その辺も含めた、工夫をした周知、啓発をお願いできたらなと思っております。

先ほどのパスポートも含めて、（２）のほうに入ってまいります。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 今選挙管理委員会等も一緒に踏まえて対応していくということでございますが、まず一点、若者の低投票率、例えば埼玉県でも、きのう課長説明

してくれました、投票率をね。私もちょっと調べたところ、埼玉県における投票行動及び選挙啓発に関する意識調査という調査が23年9月に行われておりまして、どうも若者が非常に32.6%と、有権者の中で、20歳から恐らく29歳まででしょうけれども、占める割合が全国の6位だというようなことで、そういったようなことも影響があるのではないかなというようなこともありそうです。

ただ、そういう状況をやっぱり放置していて、我々がいいことはないだろうと思うのです。そして、やはり有権者である我々先輩が、何を入り口の段階で入ってくる若い人たちに教えていかななくてはならないかと考えたときに、やはりこの地域で育まれた、育んでいただいたのだというような思いを、その18歳、19歳の子供たちに乘せていくことだというふうに私は思うのです。それは、そこに育まれて、その育まれた一人として社会を担っていくというようなその思い、そのようなものをやはり少しでもいいけれども持ってもらう、それは入り口で大事なことだと思うのです。

そして、先ほど入り口に、選挙パスポートは行った回数に判こがあるそうなのです。押していくらしいのです。私も写真でしか見てないのですけれども。私これについて、今の18歳、19歳のお母さんたち、お父さんたちも恐らく40代ぐらいだと思うのです。30代、40代も余りいい投票率ではないのです。さあ、どうしようと考えました。

私は、嵐山式の未来ノートとでもいいですか、いわゆる選挙と自分、かわりがあるのですね、一番。やはり国政選挙は93%ぐらい関心がある。あとは、次は地方選挙は45.7%ぐらいだと。埼玉県の県知事の場合は、もう20何%だというような数字も出ていました。

そういう中で、100回のノート、パスポートぐらいのものでもいいのでしょうかけれども、自分が選挙に行ったときの時代がどんな時代だったか、一つの円を書くのです。この円の中に、国はどんな状況だろうな、360の円としますと、いや半分だなど、寿命でいけば半分だよと。そうしたら半分にするのです。半分のマーク。そして、その次の中には地域の円を書くのです、自分の住んでいるところの円を。嵐山町ですよ。嵐山町ってどんな状況だろうなと。町長や執行の人は一生懸命やってくれている。議員さんいまいちな。でも、職員の人は一生懸命やってくれている。だから、6割かなというような、6割のマーク入れるのです。

最後は自分なのです、真ん中にある円が。そして、それも自分のできばえなのです。自分で、選挙権もらったけれども、こんな状況かな、自分の思ったことがちょっとで

きてないな、3割かな、4割かな、そんなところに印をしていくのです、選挙に行くたびに。そして、その中に身の周りの出来事、そして自分自身の所感、このようなものを書き込めるA4のノートでもいいのです。横にして考えてみる。100枚つくるとなると、25ページぐらい必要ですね。

こういったようなものが一番やはり身近なものであって、そこに白紙で残っていくのか、記録ができていくのかというのは、非常に自分の人生とも深くかかわりが出てくる。そして、身近なことになってくるというふうに私は思ったりするのですが。

まず、その嵐山式未来ノート、課長はいかが思いますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

今青柳議員のお話を聞きながら、さまざまな方法、それを嵐山独自の方式という形で一つご提案をいただいたところでございます。そういった方法も確かにあるのかなというふうにお聞きをさせていただきました。

この選挙年齢の引き下げに関しましては、恐らくいろいろなところで、今議員おっしゃられたとおりで、若い方たちの投票率の低下、これはやっぱり憂慮すべきことだというその中で、一つの契機になるものだというふうに私どもも捉えております。そういった中で、さまざまな取り組み、あるいは啓発方法というものが考えられてくるのかなというふうに考えておりまして、議員ご提案のことにつきましても選挙管理委員会の中にこういったご提案があったということも含めて、検討、協議をさせていただければというふうに思っております。

きのう吉本議員のご質問の中にもございました。この選挙権年齢の引き下げに当たりまして、これが私たちが開く未来の日本という、これはきのう吉本議員がご質問をされたいわゆる副読本、これは講師用の副読本でございます。この中にも書いてありますように、この選挙年齢の引き下げに当たりまして、やっぱり副教材を位置づけた年間指導計画作成における配慮事項というようなものが一番最初にうたわれておりまして、この教材に関しては公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員の指導で活用されることが期待されていると。また、学校現場、選挙管理委員会、地域の選挙啓発団体等が一体となって、副教材を活用した出前授業等を実施することなども考えられるというふうにうたっております。

こういった中で、ちょっと答弁が長くなって申しわけございませんが、議員のご質問、本当にそのとおりだなと思ったところが、やはり地域の中で、この選挙というものも、要するに高齢者の方、そして子供がいて、そして若者がいる、これが一番のポイントではないかなというふうに思っております。

一つご紹介をしたいのは、今回の知事選挙で大妻の生徒さんにお手伝いをいただきました。この感想を幾つかご紹介したいと思います、これが非常にヒントになるのではないかなと思っております。まず一つは、こういったご感想がございます。親に連れられて投票所に来たことはあるけれども、実際の投票箱などがある空間に入ってみたかったので、見るだけではなく貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。親と来たということです。子供のころから親と選挙投票所に来たということ、この体験があるということ。

それから、こういったこともございます。選挙については特に興味もなく、何も知りませんでした。しかし、今まで軽く捉えていた自分がおかしいなと感じ、選挙についてもっと詳しく知りたいと思いました。きょうやってみてわかったけれども、投票しに来る方は本当に少なく、これからどうやったら投票者数がふえるのかな、ふやさなくてはこの県は一向によくならないと焦りを感じました。このような貴重な体験ができてとてもよかったです。こういうご意見。

それから、私もこのお手伝いをするまで選挙には興味がありませんでした。役場の方々から選挙の大切さや投票のやり方、投票の種類などを聞いて、自分は今まで何も知らなかったのだなと感じました。最近私の家の近くの駅で演説をしている人がいるので、これからはちゃんとお話を聞いて、自分の将来に役立てるようにしていきたいです。このようなご意見がございました。

同じような意見で、やはり今まで選挙には全く関心がなかったけれども、この投票所に来て、そして職員の皆さんから、不在者投票とは何か、投票までには投票所に来るだけではなくてさまざまな手続があって、さまざまな配慮がされて、そして選挙権を行使するということがとても大事なことだということが体験できた。ぜひ周りの友達にもこの体験を話をして、そして投票率といいましょうか、選挙権を行使する、そういったことが大事だということを感じましたというふうに書いていただきました。このことが、やはり家庭の中にあって選挙の話題が出るかどうか。家族そろって投票に行こうよというふうに親御さんたちが子供に話すのか、それともこんな選挙行った

って何の意味もないよねと親御さんが子供さんに話をするのか、その辺の意識、家族間あるいは地域、その中でやっぱり子供たちに対するそういった実体験といいましょうか、体験、それをいかにさせていくかということが今後大事なことになるのかなというふうに感じたところでございます。

議員のご質問の趣旨も踏まえながら、さまざまな啓発方法について今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり、きのういろいろ町長の答弁もお聞きして私感じたのは、やはりこれからの時代は、どんなことでも資源にしていくのだと、それを。そして、生かしていくのだと。その中に、私のこの背景には、嵐山町の18歳、19歳の投票率が高いぞという町になったらいいだろうなと。それも資源だよ。嵐山町の若い人って、18歳、19歳すごく関心があるね、そんな町ならいいではないですか、そういうことがあるので、私今回この質問させてもらっているのですが。

先ほどの大妻の生徒の話も大変ありがたいことです。そして、やはり大事なことは、政治に関心があるということだけではなくて、投票に行くことがもう当然なのだよというような空気です。そういったような空気を、風を吹かさなくてはいけない。これは、70年ぶりのチャンスだというふうに捉えるというぐらいの気構えでいていただかなくてはならない。そして、40年のときの嵐山町制施行のときに確かに子供議会が行われました。我々も議会人になり立てでございまして、子供さんの議会の説明のほうがよく勉強になったぐらいでした。ですけれども、我々議会も一緒になって、これはやっていかなくてはならないことです。

そんな中で、きのうから主権者教育等を含めて、学校のかかわりというものがこれから、特に高校生の場合はいろんなことが、さっき副読本なども提示していただきましたけれども、当然のことと思いますが、小中高含めて、小中なんかかかわりもあって、23年、24年あたりでは七郷小学校でもそういう出前講座も行われたというようなことも答弁いただいています、教育長のこの辺についての見解はいかがでございすか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

教育活動全体を見渡しまして、やはり先ほど来から出ておりますように、学校、家庭、地域の一体化というのが今まで以上に大事だと思います。今回18歳を中心に選挙権が下がったということは、既にもう中学校の段階でそういった意識、政治に対する関心、選挙に対する責任感を醸成していく必要があるだろうと。そういう中で考えれば、やはり出前講座も必要でありますし、先ほど来から討論に出ておりますように、家庭の中で子供をいかに選挙に対して関心を持たせるかというのも、親の学習というのでしょうか、これも大事であるというふうに私は考えております。

ただいま選挙に関するいろいろないい提案等も出ておりまして、学校教育の中に、今後公民分野の中に一層、高校だけでなく小学校高学年から、あるいは中学生のところから、そういった年間を通したカリキュラムみたいなものができて、地域と一体となって、この嵐山町の若者が選挙の投票率が高いのだと、これも一つの町の大きな、先ほど申し上げていただいた財産なのではないかということで、今後教育委員会としても考えてまいりたいと思っております。

中学校の生徒会でも、生徒会選挙もできるだけ投票箱等を実際の実物を使って、現在玉ノ岡中、また菅谷中学校でも行っているという情報もあります。そういった中で、一層意識、勧奨を持たしていく教育が大事であると思います。まず、教職員みずから、もし体験の中で、20歳からずっと今まで一度も選挙権を行使しなかったことはなかったと、教師みずから選挙に必ず参加しているのだと、こういったことも子供に言えるし、また親として、親も絶対に選挙には今まで行ってきたのだと、そういった親をつくっていくことが若者の参加につながるのではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これからの日本の国を若い人たちがしょっていくわけですから、そういった中で、この選挙に対しての関心は一層深められるよう教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今教育長の答弁にもありましたように、本当にこの、今日本の将来どうするのだというようなことを含めた、やはり考えると、一番一つの選挙権年齢の引き下げというような捉え方が肝心ではないかというように思っております。

1番の質問につきましては、この辺で終わらせてもらいまして、次に進みます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 人にやさしい安全運転のまち条例制定を。

嵐山町町民全員の誇りとも言える交通死亡事故ゼロの日が1,700日を超えました。とはいいいましても、死亡事故には至らないまでも、危険な事故は多発しております。死亡事故のない日が1日も長く続くことは町民誰もの願いであります。嵐山町が人にやさしい安全運転のまちであるということを今以上に強力に推進するために、優しさと思いやりのある心を持った運転と安全速度を守る町というようなことを基本理念とするような条例もあっていい時期に来ているのではないかと私は思っております。

町のほうの考え方をお聞かせください。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問事項2番の交通安全についての答えをさせていただきます。

交通死亡事故の撲滅、これは町民全ての願いでありまして、また永遠のテーマでもあります。町では、これまで道路環境の整備、また交通安全施設の充実、年4回の交通安全街頭キャンペーン、あるいは新入学児童・高齢者への直接的な啓発事業などなど、各種交通安全施策を推進をしてまいりました。また、交通指導員、PTA、またボランティアの皆様など多くの皆さんがご協力をいただいた結果として、お話にもあります11月末現在の交通死亡事故ゼロ1,757日を達成できたものと考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、町内での人身事故は多発をしてきている傾向であり、本年10月末現在では65件で、昨年同期の54件、これを上回っている状況になってしまっております。

このような中で、交通事故のない安全なまちづくりをどう進めたらいいのか、一層推進するためにはどうするのか、もう一歩進めた交通安全意識の普及を図る必要があるものと考えます。それには、小中学生、また高齢者のみならず、全ての町民一人一人の自覚と責任が重要であるということを改めて認識をしていただくことが大切でありまして、町民意識をさらに高めることができるような議員のご提案、人にやさしい安全運転のまちづくり条例、これらについても交通安全撲滅のために、あわせてこれから検討を続けていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この質問も、嵐山町が交通死亡事故ゼロ1,500日という達成の日に、私もその当時は議長でございまして、町長と一緒に小川警察署に行って感謝状をいただいてきたようなことがございました。そのときは、そんなに感謝状の意味といえますか、皆さんで、交通安全母の会やら、それから老人会の会長さんとか、いろんな方がかかわっていらっしゃることで、よかったな程度に捉えていたわけですが、あるいろいろな人の話を聞いてみますと、1,500日ってすごいのだよと言われたのです。これは、現職の警察官からも言われましたし、ある人からも言われました、先輩からも、OBとして。それで、そうなのだといって聞いてみると、確かに1,500日ってすごいよということなのです。

そして、私これも、今もう既に1,700日、現在も交通死亡事故ゼロなわけですよ。これも嵐山の財産だなと。そうしたら、交通安全運転条例というのは、確かに直近ですと、埼玉県ではなくて群馬県でもちょっと事故が多くて、県の交通条例が26年の12月ぐらいにできております。ただ、それは、どうも背景的には、事故が多発していることに対する対応なのです。そういったことで、一時かなり交通安全条例というものができた時期があります。

ですけれども、そうではないのだよと。嵐山は、1,700日交通死亡事故ゼロが続いているのだけれども、やはり人にやさしい安全運転するまちなのだよと、そんな条例がある町なのだよということは、では一人一人の運転手、それから歩行者、自転車の人、全てが交通法規を守らなくてはならないわけでございますけれども、そういうことをさらに一人一人の意識、大事なことは嵐山町から一人でも交通事故に不幸な人を出さないという、やっぱりそういう決意なのです、大事なことは。それは、条例というようなものを定めることによって、もっとしっかりと、いろんな交通安全協会の人や交通指導員の人、いろんな方たちがかかわっています。そういった人たちの仕事もふやすことにはならないのです。そういったところにも効果がある条例があつていいというように私は考えているところなのです。

やはり町の姿勢です。この町からそういう交通死亡事故を出さないのだと、死亡ゼロでいくのだと。それは、どこかでやはりあるかもしれない、人間のことです。ただ、そういう決意を、やはり町の中、町の外に発信をするということは大事だと思うのですが、担当課長ちょっと答弁されたので、その辺について検討を、これしていただけるということですが、さらに私が今申し上げたことあたりに対していかがでござ

ざいますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうからお話をいただいたこと、全くそのとおりだなというふうに思っております。先ほども町長の答弁の中でもございましたが、人身事故、確かにここ数年見てみますと減少しております。数値的には、ここ5年間で約38%くらい減少しております。ただ、それに比して、軽微な物損事故、こういった事故の件数は数%の減というような形になっておりまして、いまだ交通事故は減っておらないというような状況はあろうかと思えます。ただ、死亡事故が続いていると。これは、ひとえに交通安全に携わっていただける皆様方の本当にご協力のもとというふうに感謝をしておるところでございます。こういった皆様方の意識をさらに高めていく、決意を持って引き続き継続をしていただく、こういったことをいかにしていくかというのは大変大きな問題であるというふうに思っております。

こういった条例を制定をして、町の内外にアピールをしていく、こういったことも大変重要なことだというふうに思っておりますので、町長の答弁のとおり今後研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） なかなか条例といいますと、大変なような感じもしますけれども、群馬県の条例を調べてみても、目的が第1条から、県民交通安全の日含めて、死亡事故多発時の対応まで16条です。やはり理念といいますか、町として、そういう思いを町民に伝えるということも大事なことだと思います。できるだけ、我々議会も立法権がありますので、どこかでそういったことができればいいかなと思っております。

それで、1点だけ課長に確認しておきたいところがあるのですが、実は、去る11月23日だったかな、ちょっとうちの地域内で車と自転車が衝突したのです。どうも聞いてみると、最初は、いきなり自転車がちょっと出た形でやられたというような話だったから、それはちょっと、速度だとかどうだったかなと思って、私も警察に問い合わせたわけではないのだけれども、たまたまそこにあるうちの地域の区長さんでいらっ

しゃって、青柳さん、大変だよ、頭から血が出ているのだという話になってしまって、それで私も知っている方だったのです。そのときは、だからどうも嵐山のところの滑川寄りのところと、明星のちょっと先のところなので、東松山の管内なのでちょっと微妙なところらしいのです。ただ、随分小川警察署のパトカー、ずっと飛んでいったというのは、消防車というかな、記憶あるのですけれども。ただ、そのときちょっと区長さんに聞いてみたのだけれども、例えばそういう事故が嵐山町内なんかで起きたときなんか、警察から担当課のあたりに、ここでこういう事故起きましたというような連絡は来るものなのか、来ないものなのか、その辺ちょっと確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうで事例を1件出していただきましたが、恐らくそちらの事故については、東松山管内だというふうに把握をしているところでございます。

警察から連絡が来るかというご質問の内容でございますが、一つ一つ細かい事故について、その都度いただくということは、これは現状ではございません。ただ、日ごろ警察とは連絡を密にするように努めておりますので、その都度情報交換等行っていると、こんなような状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうですね、これも……そうか、区長さんあたりまで連絡来ないのだな、それは東松山の関係だったからわかりませんけれども。例えば区長さんの仕事がふえてしまって、大変だよと言われたらそれまでなのだけれども、例えば交差点だとか多発の場所がありますよね、よくパトロールのときなんかいろいろと話が出ます。もう少し地域に、例えばうちの地域の場合でいくと、ミニストップのあの辺のところの曲がり角だとか、少しピント落としてあるところもあるのですけれども、その地域の中でも。やはりしっかりと、軽微なものは別としても、ある程度ちょこちょこと言ってはおかしいけれども、ちょっと起きているなど。これは、大きな事故になってしまうなというようなものは、担当課から地域の区長さんなりに話をして、そして、地域でも総会があつたり、班長さんなんかもあるわけだね。そういう中で、ここはちょっと気をつけましようねというようなことがあるだけでも随分違うと思う

のだ。そういうことについては、担当課長どう思いますか、わかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、嵐山町内で、こういった箇所での交通事故が多発しているか、こういった町民の皆様への情報提供に関しましては、今年度5月ぐらいでしょうか、5月か6月ぐらいから、1階の町民ホールの入りのほうに大きな図面をつくりまして、掲示をさせていただいております、一定期間ですね、させていただいております。今は、もうかなり日数がたちましたので、撤去させていただいておりますが、そういった形を通して、町民の皆様にはご案内をさせていただいているところでございます。

また、今年度、新たな事業といたしまして、防犯モデル地区事業というものを開始をしております。今年度につきましては、菅谷の7区と川島1、2、3区合同で、この2つの地域で取り組んでいただいております。この事業の中におきまして、それぞれの地区でこういった箇所、防犯あるいは交通安全の観点から危険性が高いのか、こういった場所が危ないのか、こういったことを地域の皆様が地域を回りながら確認をし、それを図面に落とす、このようなことをしていただきました。既に両地区ともこういった図面が出ております。こういった図面を作成をし、それを地域の皆様方にご案内をしていく、こういったことによって、今、議員さんがお話しのような地域の皆様を守ることに繋がっていくのかなというふうに考えております。今後もこういったモデル地区事業、推進をしていきまして、それぞれの地域で取り組んでいただく、このようなことを考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そこに、1階のところで掲示してあったというようなことがありましたということですが、何かもう少し大きなことではないかと思うので、そういうことこそ広報の中に入れ込んで町民の皆さんに周知をするとか。大きなことですよ、人身事故なんかあったら。その辺は、やはりもう少し皆さんに知らせるということを、何を知らせるのだというようなことを含めて考えてもらいたいと思います。それはいいですね。

それで、いずれにしても、とにかく事故が今回は数件ふえているわけですよ、去年

よりも。だから、やはりそういった、せっかく大勢の皆様がかかわって1,700日、さらには、またさらに伸ばしていこうというようなことを思っている活動ですから、何とかそれが生きるようなところへ、役場の皆さんもそうだし、我々議員もそうだけれども、町民の皆様もあわせて進めていかななくてはならぬだろうなというように思うので、ぜひとも、ひとつさらにわかるような形でやっていってください。お願いします。

次、移ります。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 認知症対策の推進についてでございます。

今や認知症高齢者によります高速道路での逆走、さらには自動車運転による事故等は後を絶たず、認知症高齢者に対しての地域が一体となった支援というようなものが急務になってきたのではないかと思います。そんな中で、近ごろテレビを見ても、いろいろな冊子を見ても、非常に認知症の取り上げ方が多いようにも感じます。

そんな中で、認知症サポーター、さらには認知症の地域支援推進員の設置など、嵐山町に求められる実行できる総合的支援事業、支援体制といいますか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

少子高齢化社会が進展し、高齢者の人数がますます増加してきている状況の中で、認知症は誰にでも起こり得る脳の病気ということであり、大変大きな社会問題となっています。認知症の有病者数は、平成24年には約462万人、高齢者の約7人に1人と推計されていたものが、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には約700万人、約5人に1人になると推計されています。

認知症施策は、第6期介護保険事業計画において地域包括ケアシステム構築のための重点的な取り組み事項に位置づけ、今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断、対応等、本人、家族への支援を実施する体制を構築することを基本理念としております。現在平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランとありますが、を踏まえ、引き続き認知症サポーターの養成等により地域で支える体制づくりを推進するとともに、新たに認知症地域支援推進員の設置及び認

知症ケアパスの作成による医療、介護の連携強化や相談、支援体制の構築、徘徊高齢者位置探索サービス事業による介護者の負担軽減に取り組んでおります。

また、今後は集いの場を開設して、認知症の方やその家族等が情報交換や介護負担を軽減できる場の提供、認知症初期集中支援チームを配置して、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 本当そうですね。これは、どなたでもなる病気なのです。

まず、その辺から捉えていかないと、昔の名前が、有吉佐和子の「恍惚の人」というようなことがあるわけですが、これは今はもうアルツハイマー型がほとんどを占めると言われている、6割ぐらい占める、4つぐらいの型があるそうですけれども、どなたでもなる病気だという入り口の捉え方が大事なのだらうなと思うのです。

そして、今回答えていただきましたけれども、いろいろな議会において、決算委員会やら、いろいろな質疑を聞いていまして、非常に地域包括支援センターの事業というのが仕事の量が膨らんできている。そういうようなことから、まずそういったことを支えていく、それに携わる職員の皆さんとかの仕事がかなりの量になってきているのではないかというような、ちょっと私その危惧があったものでこの質問も出させてもらっているのですが、その辺のところ、こういったことだけではないでしょうけれども、介護保険事業全般含めて、痴呆症のようなものがかなりふえてきているわけです。そういうようなところでは、課長、どのように捉えてらっしゃるか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

現在地域包括支援センター、長寿生きがい課の中に設置をされておるわけですが、1人の保健師の方が退職を9月いっぱいですれまして、現在は3人の体制、それにそれを補充するような形で、嘱託員として2名の方が来ていただくようになりましたので、10月からはそのような体制で実施をさせていただいておりますが、この認知症ということだけではなくて、包括支援センターにいろいろな相談等がございます。

その件数も相当な件数になっておる状況でございます、今年の相談件数でいきま

すと、総合相談ですか、ケアマネの相談、高齢者虐待の相談等で、延べの相談回数としますと2,462回ほど11月まで受けている状況でございます。これを包括の職員が対応しているような状況でございますので、担当課としますと、今後こういった状況も、これからもどんどん続いていくのだというふうに思っておりますので、そういった体制も整備をしていただいて、今後また対応をしていければなというふうに思っています。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに、この間の広報紙の中に入りましたこの嵐山町認知症ケアガイド、さらにはこの後、11月にこういったものが発行できるというので、ガイドブック、私もいただいてきました。それで、このような知識を全ての人が持つということにはならないかもしれないけれども、ただこれから非常にふえていく認知症の人たちに対して、やはり今、担当課がどれだけのことができるかを含めてだけれども、何だかんだ、やはりそこで町として考えていかななくてはならぬのは、私ちょっと思いますけれども、この第6期の「健康で互いに支え合う生き活きとしたまちらんざん」というこの冊子も見ますと、非常にいろんな事業が展開されているのですね。

そして、そこまで至らないものもあるのだけれども、どうなのでしょう。私一つ思うのは、今2,000何百回の相談受けていると。何百人といったかな、2,400人か。そうすると、職員はもうそれだけでも手に負えないというか、大変なことだね。そんなので、こういったいろいろ行われている事業の中にやっぱり職員も出ていっているわけです。もう少しその辺のところを、これ見ていると、いろんな事業が展開されていますよね、この中には。この辺をもう少し、ある程度こちらのほうのサイドはちょっと自立してやってもらって、我々のほうが少し、今言ったそういった既に対応していかなくてはならないような場所、特に痴呆症等に対してですよ。特化をしていくと言っておかしいけれども、特にそこに力を入れていくのだと、人材投入していくのだというようなことも考えていかなくてはならないのではないかとというふうに私は思っているのですが、課長その辺どういうふうに思われる。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

担当課のほうでは、いろいろな予防教室等を実施をしている状況でございますけれども、例えば一つ認知症関係で言いますと、脳の健康教室というような事業も開催をさせていただいております。これは、簡単な読み、書き、計算をしていただいて、そういった学習を継続することで脳の活性化を図り、認知症等の予防を図るというような事業でございますけれども、こういった事業の中では、このサポーターさんという方に参加をしていただきまして、その方の指導のもとに教室をやっていただくというようなこともやってございますので、職員が全て事業に参加してやっているというような状況ではなく、今現在でもやっておりますので、そういったことが今後もいろんな教室等の中でやっていければいいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今答弁いただいたように、それぞれ部署部署でそのようなリーダーさんがいてやっていくというようなことも、かなりこれからも大事だと。ある程度自立してやっていけるようなところは、もうある程度そこに任せていくようなことも大事で、何をやらなくてはならないかと。そうなってくると、やはり介護に実際に携わる人たち、家族の人だとか、そして実際にそういうふうな立場の人たちだとか、そういう人たちに支援の手を差し伸べていくということが一番大事なのだ。そうなってくると、今ここに集いの場というのをやられるということで、非常にこれは結構なことだと思います。そこに、ぜひとも65歳から70歳まで元気な人がいるわけだ。その人たちにお願ひして、少し世話してもらえませんか、お願ひできませんかというようなことがあっていいと私は思うのだけれども、課長どう思われる。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、集いの場というようなものを今後計画をして、開設をしたいというようなお答えをさせていただきました。その中の方法の一つとしては、今議員さんがおっしゃられたような、元気にいろいろなサークルですとか、ボランティア等やられている、そういった高齢者の方に協力をいただいて、そういったことを、今思っているのは認知症カフェとかというような形で考えているわけでございますけれども、そういった中のスタッフとして、活躍といいましょうか、協力をしていただ

る、それも一つの方法ではないかというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 本当に、ここのところをどういうふうに町も含めて、町民の皆さんと協働していくかということが肝心だと思うのです。そして、やはりその辺は、今言ったところにお互いさまだと、いつ来るかもわからない、まして若年性なんかもある、そういうような理解を求めていくことも必要だと思うし、そしてぜひ私が、ここでひとつ65歳になったら、町で、皆さんお願いしますよというようなことをやってほしいのは一つあるのです。

それは、日本経済新聞に「私の履歴書」という記事が載っていますね、一番最後の。65歳になったら自分の履歴書を書いてもらうのです、65歳の履歴書を。それは何かというと、痴呆症になったときに、趣味だとか色だとか食べ物だとか、そういったものが、その先のもう非常に手がかかるようになった状況のときでもいろいろ助かるのですって。そういう本を私読んだのです。そんな中で、それは秘密のことは書けないかもしれないけれども、趣味は何の趣味だとか、カラオケが趣味だとか、あと絵を描くことだとか、そんなことでもいいらしいのです。そんなものが残っていると、それに対応できるケアが考えられてくると。非常にそれが、そういったことが、その人を生き生きとした状況にまた進めていけるというようなこともあるらしいので、ぜひひとつ検討をお願いしたいなと思っております。

認知症については、とにかく誰でもなる病気ですので、その辺の理解を深めながら、みんなの手をかりながら乗り越えていこうというふうにお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁よろしいですか。

○5番（青柳賢治議員） はい、結構です。

では、次に移ります。

○大野敏行議長 この際、暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

青柳賢治議員の一般質問を継続いたします。

項目4の嵐山溪谷ハイキング道路の補修整備についてからです。どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 続きまして、4点目でございますが、嵐山溪谷ハイキング道路の補修整備についてでございます。

こっちにつきましては、9月の台風18号の影響によって、千手堂入り口からあずまやに至るまでの道路がかなり大きな亀裂が生じて、傷みがあったわけでございます。ただ、早急な整備が実施されまして、紅葉のシーズンに間に合いました。担当課の努力に対しまして高く評価をするところであります。ただ、あの雨でございますので、山際等を見ますと、崩れている部分だとか、まだいろいろあります。

そんな中で、私が今回ここで申し上げたいのは、この町の自慢である嵐山溪谷なのです。ハイキング道路等の修繕に当たって、広く町民への協力を呼びかけたり、お願いというようなものもあっていいのではないかというふうに思ったものですから、町の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目4につきましてお答えをいたします。

嵐山溪谷ハイキング道路につきましては、平成25年度から川のまると再生事業により整備を進めてきております。この事業は、整備内容から維持管理について、県や町、地元住民の代表の方や観光協会などの関係団体の方と協議会を発足し、検討を行ってまいりました。平成27年度には、ハイキング道路などの施設整備はほぼ完了いたしますので、今後は維持管理とともに、その利活用に取り組んでまいることになります。維持管理と利活用についても、協議会において検討されているところでございます。ご指摘いただいたとおり、この事業の取り組みをいかに広く町民の方々などに知っていただき、参加していただくことが大きな課題と考えております。協議会において、主要な課題として検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） その協議会、観光協会が中心なのでしょうけれども、どのような団体が構成されておるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

関係団体でございますが、嵐山町観光協会、それからNPO法人自然の会・オオムラサキ、さいたま緑のトラスト協会嵐山支部、嵐山モウモウ緑の少年団、槻川をきれいにする会の方々が協議会のほうに参加をいただいております。それから、地元といたしまして、遠山、千手堂、鎌形の区長さんのほうに、協議会のほうに加わっていただいております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） わかりました。

この協議会の会議といいますか、どのような程度で行われているものなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 この嵐山溪谷の整備につきましては、県の川のまると再生事業ということで、槻川を一つの小京都のテーマということで、小川町と嵐山町が一体となって整備を進めている事業でございます。嵐山町部会、それから小川町部会ということで部会がありまして、その部会を合わせまして全体会ということで会議のほうを開催しております。

各部会の会議につきましては年1回程度、それから各部会の会議を受けまして、全体会議ということで、それも年に1回、そういった形で行っておりますが、細かい打ち合わせ等につきましては、関係する方々等と随時、正式な会議ということではございませんが、打ち合わせをさせていただきながら、ご相談も含めて進めさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） いろいろ団体の方がそこにかかわって、今日あのような観光協会の関東一のバーベキュー場だったり、こういう結果になってきているのでしょうけれども、嵐山溪谷は町民の皆さんの財産でございますので、その辺は町民の皆さんにおいでいただくというようなことが非常に肝心なことだと思います。

先日も、11月22日だったですか、朝日新聞か何かの紹介があったということで、非常に大勢の方が、渡りのできたところを渡りながら溪谷の上流まで行っていらっしゃるかもしれませんが、吉見だったかな、来ている方が絵を描いていらっしゃるって、やっぱりあれですね、ちょうど平成楼からある橋のところから見た色合いというのが、一番京都の嵐山に似ているのですかねというような方がいらしゃったので、そうなのですよと、あの橋の下から本多博士が上流を見たときの山が、まさに京都の嵐山だったというようなことなのですよという話をしてあったのですけれども、非常に大勢の方が絵を描いたり、来ていました。

そして、そういうことで、我々もあそこに春の時期や秋の紅葉の時期行って、自分自身の心の中を一緒に和ませるといいますか、ゆっくりしてくるわけですが、ここで私申し上げておきたいのは、今協議会という組織が何団体かあるのだと。何とかここに町民の人たちをもう少し巻き込んでいけないものなのかなというように考えるのです。そして、その嵐山の第5次総合振興計画は豊かな自然です。あふれる笑顔、心の通いあうまちらんざんです。豊かな自然ですよ。やはりその象徴は嵐山溪谷です。

そんな中で、私今回提案させていただきたいのは、嵐山溪谷の日というのですか、春と秋の紅葉ぐらいいはみんなで行って、うちの自慢の宝だから少し道普請してみようよ、ちょっと出ている枝を刈ってみようよとか、そんな形で本当にできる方に来てもらって、そしてそれが嵐山溪谷だけではなくてもいいのです。例えばどっかで枝が出ていてどうにもならないというようなところもあるわけです。そんなところにつなげていけるような活動を、それこそ官も民も一体となってやっていくというようなことがあっていいのではないかと私は考えますが、町長どうですか、答弁。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

広く町民に協力を呼びかけたらどうだという、議員さん、前から話をさせていただいて、大変ありがたい話なのですから、嵐山町のこの全体の中で、やっぱりどうにも手が回らなくなっているところというのが出てきてしまっているのです。

それで、それはこの自然環境を守るというだけではなくて、今もお話に出ました認知症ですとか、その前お話あった交通安全ですとか、いろんなところに手が回らなくなってくると。今まではやれていたのだけれどもよというようなことというのが、年

々何となく薄くなってくる、やりづらくなってくるというような状況が、これがまさにこの人口減少の社会、これをどうにかしなくてはというところが、そういうところなのかなというふうに思うのです。

おっしゃるとおりなのです。先日もやっぱり議員さん、あの場所をボランティアで回られたり、また道案内をしたりということで、詳しくふだんから活躍をしてくださっているわけですが、先日もハイキングでお会いしましたけれども、あれだけの人が、あそこのところゴールして、それでちょうど雨の上がった後だった、一部ぬかるんでいるようなところもありましたし、それとトラストの皆さんのあれなのでしょうか、大分ハイキング道路の両側、切って払って見晴らしがよくなっているのです。ああいう状況のところに来ていただいた人たちによく見ていただいて、写真を撮ったり、今お話のように絵を描いたりというようなことで楽しんでいただいているわけですが、あれはずっと続けていくことというのは、やっぱり嵐山町の嵐山溪谷、これをあのまま町外の人に見ていただくということを取り組むのには、やっぱりおっしゃるような体制をしっかりとしないといけないとできないのかなと、そんな感じがするわけです。

ですので、それをどういうふうな形にやったらいいのかなというのがあるわけなのですが、どうしてもこの意識をしっかりと持って、協力の意識づくりというのですか、交通安全にしてもそうですけれども、やっぱり町で決めたからこれやってくれ、きょうは当番が誰だよと言って出てきてくれるというような状況にもないように思いますので、やっぱりあそこのところどうしようとか、交通安全どうしようとか、認知症対策というのはどうしようとかいうようなことを少しでも意識を強く持つてもらえるような形をとっていかないといけないのかなと。

その前の選挙の投票権の問題もそうです。子供が、新しく入る人たちに対してどうアプローチをしていくか、大きな問題だと思うのですが、その前に、それではその子供たちの入る前の投票権がある人たちはどうだったのだろうということもあるわけです。ですから、若い者だけどうなの、今度新しい人が入るからどうだということだけではなくて、その上の人たちもある。

ですから、ここのところでちょっと話がそれてしまって申しわけないですが、地方創生、我が町の人口プログラムを立ててということでやるわけですが、やっぱり国というのは国土があって、それで国民、人がいて、それで制度、システム、

これがそろわないとできない。その中で、今日本の国というのは土地があって、人がいてと言いますけれども、その人が少なくなっている。ですから、そのシステム、制度でどうにかカバーをしていくというようなことというのはできないかということだと思うのです。ですので、それが全ての、本当交通安全もそうですし、認知症もそうですし、それでこの自然環境を守るということも、やっぱりそういう中で、今までにはやっていないけれども、こういうのはどうだというようなことを、どんどん今の時代に合ったものが出てこない、日本の国というのは、嵐山町だけでなくで守っていけなくなってしまうのかなというふうな感じがするわけです。

国というのをしっかりもう一回考えるようなこと、さっきの選挙にしてもそうだけれども、もう選挙権というのをどう戦って今の選挙権がとれているのかという、こういう歴史というようなものも、やっぱり先ほどのような話があった選挙にかかわる若い人たちと言いますけれども、そういうものを学校現場で、戦いといった選挙権のありがたみというようなものをもう一度教育の中でしっかり位置づけていくとかというような、一つ一つ今の人口減少社会に合ったというか、なってしまったこういう状況をもう一度原点から振り返ってみて国づくりをしていくということが、まさに今必要なのではないかなというふうに思うのです。

ですので、議員さんおっしゃる国民に、町民に1人でも広げていったらどうだろうというお考えですけれども、大変ありがたい考えで、町としてもぜひそういう形に取り組んでいければなと。それにはどうしたらいいのか、皆様方のお知恵をおかりをしたいというふうに思っております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今の町長の答弁で、本当にやはり今までできていたことができなくなるという時代にはなってきたのだと思います。ですから、やはりそれを当然と受けとめていくのか、それともこの中で、これはやはり今の時代ではふさわしくないと切っていくのかということも必要なのではないかなというふうに思うのですね。

ですけれども、やはり嵐山町が第5次総合振興計画で掲げた「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち」というのは、やはり町民の皆さんの協力のもとに、一つの象徴として嵐山溪谷でそのような作業に触れるという姿は、まさに行き着くところの、私は将来像だというふうに思っております。

ですので、これは執行のほうだけに申し上げるわけではございません。我々一人一

人、私もNPO法人の会員の一人でございますが、できる限り嵐山溪谷に大勢の方が来てくれる、それを何とかそこから、ミキシャツ買ってもらったり、経済の活力にもつなげるような形で今後とも研究していきたいと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

次に移ります。

○大野敏行議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 5点目のまち・ひと・しごとに関する意識調査についてのアンケートでございます。

この報告書を最初にぱらっと読んだときは、一人の議員としても非常に胸が痛むといいですか、ちょっと俺の考えていることと違うアンケートの答えがあるなという程度ではなく、非常に胸が痛みました。その中で厳しい意見もありまして、このような意見に対して、まち・ひと・しごとの創生の計画をつくるためのアンケートとはいえ、自由筆記の、皆さん一人一人の町民の声がかっているわけです。このようなことに対してどのように受けとめて、そしてその策定の中で生かしてきたのでしょうか、さらに今後のまちづくりを含めてこのアンケートを活用したりしていくのか、そういう点についてお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目5につきましてお答えをさせていただきます。

町では、第5次嵐山町総合振興計画策定時においてアンケートを実施をいたしました。アンケートの内容の分析をするのみならず、自由意見においても公表したところでございます。また、今回の嵐山町人口ビジョン及び総合戦略の策定におきましても同様に、アンケートの集計結果に加え、町民の皆様の貴重なご意見である自由意見についても公表をいたしました。総合戦略を策定するに当たり、アンケート以外にも各種団体の方との意見交換や嵐山町総合戦略策定委員会においても貴重なご意見をいただいたところでございます。

いただきました意見の全てを総合戦略に盛り込むことはできませんでしたが、総合戦略策定に当たり定めた3つの基本方針に適合し、総合戦略に盛り込むことが可能なものについては掲示をさせていただいております。今後総合戦略につきましては、P

DCAサイクルにより検証を行いつつ実行していくことになっておりますので、その
手続に沿って行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうしますと、今課長が答弁いただいたこの自由記述意見、
これですね、これは担当する課の課長が全て読んでいるということによろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、自由意見につきましても町民の皆様方にお示しをさせていただ
いております。当然町の職員にも同様にお知らせのほうはさせていただいており
ます。

また、今回の策定に当たりましては、庁内会議といたしまして、町長を本部長とい
たしまして、三役並びに各課の課長、局長で構成をいたします創生推進本部、こうい
った会議を持っております。この会議の中で、この自由意見についても皆で討議をし
ております。各課長にも全て目を通していただき、それぞれの所感等々をその会議の
中で話し合っております。その中でも、確かに今の議員さんのご質問の中にもござい
ました。例えば行政に対するさまざまな意見、厳しい意見も多々ございました。窓口
対応どうだとあります。こういったことを当然職員一丸となって真摯に受けとめ、今
後の行政運営に生かしていく、このような所存でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今の課長の答弁踏まえまして、私前回の議会構成のときに、
文教で子ども・子育てというのをやってまいりまして、当初第一保育園などの視察に
行ってきたところでございます。その中で、この報告書の中の6ページに、きのうち
よつと佐久間議員も触れられた子育て関係ありましたけれども、ちょっと重複する部
分があるかもしれませんが、私の視点で質問させていただきます。

これは、30歳から39歳の女性の志賀2区の方なのです。保育園や一時保育の人数制
限のため、なかなか預けられずに困っています。週に1回も預けられないため、仕事
に出られず、金銭的に厳しい現状です。一時保育の人数だけでも何とかふやせないで

しょうかという記述内容なのです。

これに対して、私の認識では、ある程度一時預かりも多少の枠があって、何とか子育てをしているお母さん方にもご不便をかけずに町としても対応できているものなのではないかというふうに認識していたところでございますが、課長いかがでございますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

現在4園、ご案内のとおり保育所はあるわけでございますけれども、そのうちの東昌第1保育園さんが一時預かりを実施していただいております。2名の保育士が担当ということで、1日の定員として12人を受け入れられるということで実施していただいておりますけれども、平成26年度の実績といたしますと、年間1,277件という実績になります。きのうもちよっと触れた次第でございますけれども、たまたまと言っていいかわかりませんが、今までは待機児童がなかったのです。それが27年度21人出てという状況の中で、ますます一時保育事業が必要になってきているというのが実情でございます。

今後の対応とすると、きのう佐久間議員さんにお答えしたような内容で推移していけばいいなとは思っているのですが、現状としてはそういう状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私これだけは今回質問の中で、ちょっと分野が違うかもしれませんが、意識調査でございますので、課長さん全て見ていらっしゃるという中で、きょうはお聞きさせてもらったのですが、これだけに限らず非常にいろいろなものが、なかなか町民サービスのどのかなというところもあると思うのです。

やはりきのうの吉本議員の答弁の中にも、今後1月号を使ったりしながら、広報でいろいろなこれに対しての回答もしていくのだというお話がございましたけれども、具体的には、どのような回答を広報の中で示していこうというふうに担当課としては考えていらっしゃいますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

昨日も申し上げましたが、今月号、12月号の広報並びに1月の広報紙を活用いたしまして、今回のアンケート調査の結果をまず町民の皆様にお知らせをさせていただくと。また、それと同時に、今回策定をいたしました人口ビジョン及び総合戦略につきましても、まずは概要版を作成をし、広報紙等を活用し、お知らせをしていく。詳細については、ホームページ等でご案内をしていく、このように考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） ちょっと私が聞き違えたのかな。1月号の広報紙では、このいろんなアンケートに対して、回答、答弁みたいなものを書くというようにお答えいただいたような気がするのですが、そんなことはないのですか。1月号に載せるその内容のような形を。私は、そのように捉えたのですが、いかがなのですか。

○大野敏行議長 再度答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今月号、12月号につきましては、まち・ひと・しごと創生に関するアンケート結果を掲載させていただいております。今回これと同時に、進路希望に関するアンケート並びに町外居住者、こういった方に対するアンケート、こういったものも行っておりますので、次号1月号につきましては、今申し上げた他のアンケート結果、こういったものをお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私がちょっと思い違いをしていたかもしれませんが、やはりこれだけの地方創生の経費もかかった上でのアンケートでもあるわけです。自由記述意見です。やはり私はこれに、町の執行の側として、マイナス情報ですよ。マイナス情報に対してはしっかりと、町はここまでできるのです、これはできませんというようなことも含めながら、丁寧な回答をすべきではないかというふうに考えますが、課

長、いかが思いますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから、丁寧な回答をとということでお話をいただきました。今回の自由意見については、ホームページのほうで詳細版を既に公表させていただいております。この詳細版の中では、それぞれの意見並びにどういった意見が多かったのか、こういったものも入れてあります。

参考までに申し上げますと、例えばまち・ひと・しごと創生に関する意識調査の中では、やはり子育て支援体制の充実、あるいは市街地や住宅地区の整備、こういったことに対するご意見多々いただいたと。こういった結果もあわせて示して、先ほどの答弁申し上げましたこういったご意見の中で取り上げられるもの、今回の計画に盛り込むことができるもの、こういったものについては積極的に入れていったというところでございます。こういったご意見を取り入れて、このような計画をつくりました。こういったことについても、議員さんおっしゃるように丁寧に、町民の皆様にわかりやすいような広報に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 書く方もいろんな思いを持って書かれたのだと思います。やはりその辺をこの中に、町から出ていってしまうよということも書いているわけです。やはりその辺もしっかりと踏みとどまってもらうような努力は当然なさらなくてはならぬ。我々議員もそうでしょうけれども。ぜひその辺を、これだけ年代別にも分けたりしているのだから、いろいろな指摘をされている部分の中でも、ある程度町の考え方、思いというものは伝えてほしいというのが私のお願いでございます。

最後に、このまち・ひと・しごとのアンケートを通じて、対応はどうするのだ、なかなかつらいね、こんなことでと、理解してもらえない、そういうこともあるでしょう。この質問に対しまして、私最後に村木厚子さんが先日といいますか、大分前ですけども、講演されました。その後、ある新聞に記事が載っていました。その記事を紹介してこの一般質問を閉じたいと思います。

非常に人を支える側から支える側に回った、このような体験された方はなかなかお

りません。この方が書いた言葉の中に、自分は変わらなくても、あるとき助けられる立場になるのだと。これが共生社会であると。拘置から終わって1年3カ月が解けて、内閣府の共生社会担当政策統括官につかれています。そこで先日も出ましたけれども、生活者困窮自立支援法などの実現に力を尽くすわけでございます。そして、いよいよ厚生次官となられて、日本の予算の3割、30兆円を使う仕事をやられるわけです。そして、彼女が大学の先生ですか、教わった言葉の中に、公務員は翻訳家であると、国民のニーズを制度や法律に置きかえて翻訳するのだと、それが公務員の仕事の意味だと。そして、彼女は公務員として信用を大事にして仕事をしてきた方でした。そういった方が、その裁判所の中でいろいろなことを言われましたが、調書が自分の言っている言葉と全然違った言葉が書いてあって、サインをしない、調書を書き直したという方でございます。

そして、その方が今の、退官されましたね、その中でニーズを感じ取る感性、そして解決する企画力、これが重要ですというふうに若い人たちに言葉を残したそうです。さらには、説明する力、これが必要ですねと。そして、組織に対して仕方がないと言うのは、そのマイナスの巨大化こそ組織として最も始末に負えないということをおっしゃっておりました。

そんな中で、我々町民の福利の向上、そして町の地域の活性化のために働かなくてはならない私一議員も含めて、執行の皆様にもこのような言葉を、生意気ではございますが申し上げて、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の埼玉中部資源組合の現状と見通しからです。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、通告書を読ませていただいて進めていきます。

埼玉中部資源循環組合の現状と見通し、1として、進捗を伺います。

2として、地権者の同意率及び同意を求める職員の働きかけの状況について伺います。これは、嵐山町ではなくて組合のことですから、そのことについてお願いいたします。

ます。

3 番目ですけれども、前回の一般質問より地域の地元の要望があれば説明会は開催するということでした。そのために、説明会開催を組合に求めたわけですが、市町村を通じて説明会の開催を求めてほしいということでした。公費経営である以上に、吉見町の地元と同様に、他の自治体についても説明会、アセスメント、予算、ランニングコストについての説明を行わなければ、各市町村の住民の公平性は確保できません。吉見町に全てお任せ状況は、各市町村長の責任放棄とも言えると考えています。

2 市 6 町 1 村において、吉見町地元と同様の説明会開催を求めます。これは、私は組合に直接求めるものであると本来思っていますけれども、そうではなくて市町村長を通じてやりなさいということなので、このことの違いがあるのですけれども、そのことについて伺いたいと思います。

4 番目です。収集運搬は、構成自治体の責任となります。嵐山町分の経費、住民の粗大ごみの持ち込み等についての考え方を伺います。

これですけれども、説明会の、今回の一般質問の資料にも出しておりましたけれども、吉見町役場からは、役場からの距離を一番最初にとったのですけれども、距離がとて長いのです。吉見町役場からだと 7 分ですけれども、嵐山町役場からですと 28 分かかります。粗大ごみなどを持っていきますと、これはとても大変で厳しいな、特に焼却ごみを持っていくわけですから、厳しいものがあるなと思います。東秩父村からですと 44 分、ときがわ町役場からですと 30 分、小川町役場からですと 33 分という形になってきています。これは、私は朝こういうことを調査するので、朝のマップなので、すね、ルート検索。ですから、本当に昼間持っていく時間になると、もっと 10 分ぐらいふえてくるのかなというふうに考えています。これかなり住民にとっては重要なことだと思います。それについて全くなされていません。

そして、出所不明なのですけれども、小川地区衛生組合自体においては、収集運搬については中間地を設けるという話が出ています。これどこから出てきているのか、さっぱりわからないのですけれども、そのように伺っています、地域で。

構成市町村の収集運搬の回数、経費、行政・民間委託等の把握及び収集運搬についての自治体間協議について伺います。

これについてですけれども、これ資料 2 になります。資料 2 については、平成 25 年

度の全部のごみの1トン当たりの負担額について計算したものです。そうすると、吉見町は1トン当たり7,843円になるのですけれども、嵐山町だと1万4,008円、これ全部資源ごみ、資源プラや缶や瓶を含めた金額です。

そうではなくて、これで見ますと、随分負担額が違うのですね、遠距離であることによって。なので、そういったことについても説明をしていかななくてはいけないと思っていますので、その点について伺います。

これ5番目ですけれども、当組合本格稼働というのは、一応33年になっています。収集運搬は、今話しましたように嵐山町民にも負担が大きいわけです。稼働する場合、経費等も含めて、これは説明会開催が嵐山町において必要です。施設建設についての説明と同時期に開催が必要ですが。考えを伺いたいと思います。

これについて言いますと、埼玉中部資源循環組合について説明会を地元で開催してください。そうしたら、それについては施設建設、施設稼働については、市町村を通じて要望があったら、それは説明するかもしれないこともあるということでしたけれども、この収集運搬については各市町村の担当になっているので、埼玉中部資源循環組合については、ここについては責任は持っていないということだったので、そうすると今の各市町村については、全くこの現状について説明が話されていなくて、予算負担についても話されていなくて、そして今の現状があるということです、お願いしたいと思います。

特に、これからの将来人口減少が進んでいるわけですが、3番について続いて話しておきますけれども、今の状況ですと、吉見町や桶川や、それから東松山、川島に関してはスケールメリットがあると思います。1日1トン当たり220トンでしたっけ、そのぐらいの感じですが、人口減少が進んでいくと、それだけの焼却量のごみを集めなくてはいけなくなってきました。そうすると、おかしい形になってくると思うのです。今までの一般ごみのほかの形の、もっと優良なところからごみを持ってこなくては焼却炉自体が維持できなくなるということもあります。

あわせて、そういったことも含めて、説明会開催をしていかななくてはいけないと思いますので、それについての中部組合の現状と見通しについて、1から5までご答弁をお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（5）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、最初に（１）につきましてお答えをさせていただきます。

進捗でございますけれども、川島町の加入につきましては本年９月、構成市町村の議決をいただきまして、11月11日付で県知事の許可が出ました。12月１日をもって正式加入となったところでございます。このことに伴いまして、ごみ処理基本計画が変わるわけございまして、その見直しに着手しております。

それから、委託関係でございますけれども、環境アセスの調査、これを行うために必要な計画書の作成、バイオガспラントの可能性調査など３業務を発注しております。

次に、（２）でございますけれども、埼玉中部資源循環組合に確認したところ、７月より組合職員と吉見町職員とで地権者宅を個別に訪問をいたしまして、現況調査等に関する協力をお願いをしているということであります。

これは、現地の調査等の実施に当たりまして、どうしても土地への立ち入りが必要となりますので、その承諾をいただくためのものでございます。この訪問時に事業全体の内容やスケジュールもあわせて説明をしているというふうに伺っております。したがって、用地取得などについての地権者の同意、これにつきましては今後の予定というふうに伺っております。

次に、（３）でございますけれども、組合では新しいごみ処理施設等の整備は、構成市町村のごみ処理基本計画と切り離すことができないものであることから、現時点では吉見町における説明会と同様、要望がある市町村と協力をして開催することを想定しております。なお、少人数であれば、組合事務所でも説明は可能ということでございます。

（４）でございますが、可燃物の収集運搬につきましては、現在まで構成市町村間の協議は実施しておりません。したがって、現時点では経費の積算も行っていないところでございます。ごみ処理基本計画の見直しに伴いまして、今後は収集運搬についての構成市町村間の協議を実施をいたしまして検討してまいりたいと、このように考えております。

また、新たなごみ収集の体制、お尋ねでございますけれども、広報や説明会を通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、（５）でございますけれども、埼玉中部資源循環組合施設の本稼働に際しましては、ご指摘いただきましたとおり住民説明会は必要と考えております。した

がしまして、町としても開催を考えております。しかしながら、時期や場所、説明内容等につきましては今のところ未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 渋谷議員の一般質問の途中ではございますが、この際、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、2番目なのですが、地権者の同意率というのではなくて、承認を求めているということですが、ここに現況調査等に関するご協力のお願いという文書をいただいているのです。それのご協力のお願いに承認された方というのはどのくらいいらっしゃるのか。これが承認されないと、環境アセスメントと地質調査、測量もできないですね。それについて伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 このたびの計画地の地権者が25人というふうに伺っております。

今現在、この地権者の方の土地に立ち入ることについて皆様方のところにお伺いをして同意をいただいているというふうな段階でございますけれども、その中で事業の計画、それから今後のスケジュール、そういったものをお話をしながら皆様のご理解をいただいていると。また全員終わったということではなくて、繰り返し繰り返しお願いをさせてもらっているというふうなことでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 職員の働きかけの状況ということですが、繰り返し繰り返しお願いに行っているということで既に7回も来ていただいて、とても困っているという状況であります。

もともとこれに反対していらっしゃる地権者の方もいるわけで、そのような場合、何回も何回も働きかけをする必要はないのではないかと思いますが、その点に

については副町長といいますか、管理者としてはどのように、副管理者としてはどのように思われますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 地権者の方の同意をいただくことというのは、この事業のキーになるわけでございまして、組合も吉見町も本当に粘り強く丁寧に、ご理解を得るべく今努力をしているというふうに伺っております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、3番に行きます。これは副町長に聞いても、2番続けてもしょうがないので。

説明会開催というのを、各市町村でこのようなものを行っていくべきであると思うのです。各市町村のごみ処理基本計画と、この焼却炉の計画とが連動するために各市町村を通してということでしたから、そうしますと各市町村は、中部資源組合と一緒に協力して、そして各市町村の住民に説明に上がるというのが、そして説明をするというのが筋ではないかと思いますが、希望者がいたら説明するというのではなく、これは自治体の責務として行うべきであると考えますが、その点についてはどのように考えられますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ごみの処理につきましては、議員さんよくご承知のとおり市町村の事務でございまして、これは効率的に処理するために一部事務組合をつくって処理をしているというふうなことでございます。

このたびの吉見町の資源循環組合につきましても、9市町村が一部事務組合をつくって共同処理するというところで進んでおるわけでございますけれども、もともとの法律の組み立てが、ごみ処理の基本計画はそれぞれの市町村がつくらなければならないと、そういうふうな基本がございまして、そういったことを基本として考えると、市町村民、それを構成する市町村の方々にも、その一部事務組合に参加をしている市町村も一緒になって説明をしていくということが求められているというふうに考えておりまして、中心となるのはあくまでも一部事務組合、それにかかわる構成市町村も一

緒になって事業を進めていくと、そういうふうになると思います。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、しかるべきときには説明会をするというお話だったと思うのですが、先ほどの答弁ですと。しかるべきときというのはいつになるのか。そのことを伺いたいと思います。

また、少人数であれば、組合のほうに来ていただければということですが、少人数であるかないかにかかわらず、地元で説明会をしていくというのも、ごみ処理を行う責務のある自治体の責務であると思うのですが、その点について伺いたいと思うのです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 現時点で、先ほど進捗でお話をさせていただきましたとおり、今関係する地権者の方の同意を得るべく努力をしているというふうな状況です。それから、このごみ処理基本計画につきましても、川島町が新しく入ることになったということで、基本計画の見直しにも着手をしているというふうな状況でございます。それから、もう一つ申し上げましたのは、環境アセスを発注するための今準備作業を行っているというふうな、今申し上げたのはその3点だったというふうに思います。

33年4月供用開始を目指しておりまして、最初の3年間、27、28、29、これが準備期間というふうに捉えておりまして、30、31、32年の3年間で建設をします。そして、33年4月から供用開始というふうなスケジュールになっておるわけでございますけれども、この段階段階で説明会が必要なのかというふうなことになるわけでございますけれども、環境アセスが発注をされて、その結果が出るときには、やはりそのアセスに基づく説明会というのを法的に義務づけられておりますので、開発許可を、権限を有する市町村の住民に対して説明をしていくというふうな法的な義務が生じてまいります。

現段階では、今申し上げたような進捗状況の中で、説明をしておかなければならない事項があるとすれば説明をしていくというふうなことになると思いますけれども、今申し上げました進捗では、まだ説明をしてもちょっと早いのかなというふうに考えておりまして、しかるべき時期というふうに申し上げたのは、一定の事業が進捗が見

られて、先ほどのようなごみ処理基本計画も固まってきて、そういったときに説明をするのがタイミングとしてはいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 建設検討委員会は、たしか11月13日と11月25日だったと思うのですが、予定されていましたが、それが全くできない状況でしたよね。では、建設検討委員会と同時ぐらいに、今後いつ建設検討委員会が行われるのかわからないのですが、建設検討委員会に少なくとも付託するわけですよね、検討事項を。

そういった段階においては、それぞれ環境アセスメントもどの程度までできているのかわからないのですが、そういったことを住民に説明していく、そういった準備が必要ではないかと思うのですが、その建設検討委員会と施設の認可を求める時期とがどのくらい離れているのかわからないのですが、そこら辺での考え方あるでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 建設の検討委員会でございますけれども、議員さん今おっしゃられていましたとおり、11月に第1回を開催する予定でした。これは、開かれなかったということでございますけれども、今年中に最初の会議が開かれまして、28年度末まで、合わせて8回会議を開催をされるというふうなスケジュールになっております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、27年度末までに8回ということですよ。

〔「28年度」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 28年度。28年度末というと、あと1年と3カ月ですか。その間に1度くらいは各説明会、住民説明会というのはあってもいいのかなと思うのですが、その時期をどのように設定していくかというのは大切なことではないかと思うのですが、それについてはどのようにお考えになりますか。

議会としても、こういった建設検討委員会に付託されている事項について、ある程度知るべきであると思いますが、本来嵐山町議会でもそういったことを求めるべきな

のだろうとは思いますが、それ以前に住民説明会というのは、やっぱり来るべきときにすべきであると思うのです。その建設検討委員会の実際の結論が出る前にやるということは、一つの住民アセスメント、パブリックコメントと同じように必要なことだと思うのですが、その点についてどのようにお考えになるか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 結論は、先ほど申し上げたのですが、説明の時期については全く未定ということでございまして、繰り返しになりますけれども、この事業がスケジュールどおり進むのかどうなのか、これやはり地権者の同意に、一つこれにかかっておるわけございまして、これは進み方によっていろんなスケジュールが変わってくると。その内容が煮詰めができた段階で説明会のほうに入れるのかなというふうに思っておりまして、今の段階ですと、そのはっきりとした事業計画等も固まっておりませんので、もうちょっとお時間をいただきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、次に行きます。

実際、構成市町村の収集運搬の回数、経費、行政・民間委託等の把握についての自治体間協議というのは、いつぐらいに開催されるか。それも建設検討委員会がある程度決まってから、事業計画が決まってからでないとできないということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今お尋ねの問題も、これも先ほどと同じになるわけですが、この3年間の準備期間を経て建設が始まってまいります。その建設が始まって、平成33年4月に供用を開始する。少なくとも1年前にはごみの収集方法等も、あるいは運搬する方法等も決まっていなくて、住民の皆様にご協力を仰ぐというふうなことになりませんので、少なくとも1年前には決定をしているというふうなことにはなるわけですが、その前に構成市町村で検討をしていくと。あるいは同じような環境を持つ小川地区衛生組合の管内ではどうするのか、そういうふうなことにもなると思います。

全く今申し上げているということというのは、こんなことが想定がされるのではな

いかというふうなお話でございまして、具体的な協議については何もないわけございまして、それらを協議をし、一定の成案を得て、そして町民の皆様方にご説明をしていくと、こんな段取りになるというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、少なくとも今吉見町にこれから粗大ごみなんかも持っていかなくてはいけないのだね、大変だねといって、つくる前に衛生組合に全部粗大ごみを持っていかなくてはいけないというふうな住民の方が結構いらっしゃるのです。吉見町まで持っていくのは遠くて大変だから、どうしたものだろうかとというふうな思いを持っている住民の方がかなりというか、この事業が始まることを知っていらっしゃる住民の方がいます。

その方に関して何らかの、今の状況では住民説明会、それからどのぐらいの期間がかかるか、金額的にもどのぐらいになっていくかわからないというふうな一応の説明があったほうがいいのではないかと思いますけれども、その点についてどのようにお考えになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 そもそも論になるわけですがけれども、先ほど申し上げましたように、法の前提はごみ処理はそれぞれの市町村ということです。しかし、これをいかに効率よく処理をするかと、それから人口減社会、これに向かってどう対応していくか、いろんな課題があるわけですがけれども、この地域、比企も含めて、松山、桶川も含めて、埼玉の中部というふうな言い方をしていますけれども、この地域では、共同処理をしていこうと。吉見町にごみ処理場、熱回収施設と呼んでいますけれども、それをつくって共同処理していこうというふうな事になったわけです。

そのもともとの考えというのは、やはりスケールメリット、これをどう我々として享受できるか、それからこの小川地区で考えたときに、今の処理をしているところに新しくごみを建設することはできないというこの前提があって、ごみ処理を吉見町のほうに持って行って焼却をするというふうなことでございまして、いろんな前提を踏まえて協議がなされ、組合が設立をされて、一步一步進んできております。

そういった中でどのぐらいの、議員さんおっしゃられるのはコスト的にどうなのか

というふうなことを、もちろんこれは大事なことでございまして、それらもごみ処理基本計画の中で一応シミュレーションがしてございます。その数字、ちょっと申し上げたほうがよろしいでしょうか。それはいいですね。

そういうふうなことでございまして、今まで、重複しますけれども、一歩ずつ議論を積み重ね、議員の皆様方にもご説明申し上げて、一定の議決をいただいてそれぞれの構成市町村が進んできておりまして、今後も町民の皆様方ご理解をいただきながら、どう事業を進めたほうがいいのか、そういうふうな目標に向かって努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 危機管理意識というのがあると思うのです。財政にかかわる危機管理意識、それについて言いますと、この33年までに稼働できなかったらば、これは全て崩れるわけです。危機管理という形で、ごみ処理も危機管理の一つだと思うのです。その危機管理が、これが崩れていくという形になっていくわけですが、この危機管理が崩れるかもしれないということが、今の形ですと承認の全同意がとれていないわけですね。それに関しては、絶対に反対していくという地権者がいて、そこに看板が立っているわけです。それでもなおかつこのところ進めていくわけですが、そういった問題全てを含めて住民で話していく、そういったことがなくて地域創生も何もないのではないかなと私は思うのですけれども、そういった危機管理について、財政、人口減少、そして実際に施設運営に関しての危機管理でもう一回ビジョンを立て直すということは必要ではないかと思うのですけれども、町長はどのようにお考えになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきますけれども、今副町長のほうから答弁をさせていただきます。それで、このところまで来る過程の中で、今までの経過があって、このところまで来る。それで、この方向をとるというスタートのところで、行政の責任としてごみ処理は各自自治体やるのだけれども、小川地区衛生組合と一緒にやってきました。

さて、このまま続けられるかという話の中で、川島のところを、吉見を選ぼうとい

うことで決断をして、ここのところまで一つ一つ積み上げてきているわけです。それで行こうということで動いているわけですので、その段階を途中のところかどうかと、方向を変えるとかということにはならないと思いますし、現在ではそのところ、一歩ずつその方向に向かって進んでいるというふうに理解をしております。ですので、大筋決まったところを動いているということだと思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 地方行政というのは、一遍決まってしまうたら、なかなか変えることができない、そのために非常に難しい現実と直面しているといつも感じるのです。

ですけれども、ここのところで私はやっぱりどの程度の地権者の方がアセスメントや、それから農地の変更もして、それから地質調査、現況調査について承諾書を出していない。そういうふうな状況の中で、やっぱり嵐山町としても、それからほかの市町村も、危機管理としてはちょっと難しい、もともとここはできないであろうという場所であるところを選んでしまったわけですね、吉見町が。そこについて、やはりそういった形でやっていきますけれども、地元の方の地権者の同意、承諾書が出ません。そういった形のことを住民の方に説明していく中で、新たな事業、どういうふうなごみの処理のあり方があるか、ごみ減量化にはどうしていくかという形のものも、皆さんで協議していくというふうなことが本来の地方自治だと思うのです。住民自治だと思うのです。

そのところが一遍決まってしまうと、そのところに動いている。だけれども、実際にはその一番大もとの地権者が反対しているという状況ですね。そのところを皆さんが十分に、うちの嵐山町の議会でもそうですけれども、十分にそのところがわかっていない。それで、なおかつ方向が決まったから進めていくというのは、今現在での土地収用法でも使わない限り難しいですね。そういう状況になっているということを説明していく必要はあると思いますし、皆さんが認識していく必要があると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

お話ししたような状況で進んできていて、危機管理というお話ありましたけれども、

今まで使っているところが、今も答弁させていただきましたが、大規模な改修も、新しくつくることもできない、この状況下でどうするというのがスタートなのです。それで、ここのところまで来ている。

それで、今の段階でどうするというお話ですけれども、そこのところで、説明にもありましたように、回数を出向いて、誠意を尽くして、説明をさせていただいて、それでご理解を得る努力を今重ねているというところですので、ここでどうするというのではなく、それを今しているということです、ご理解いただきたい。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山インターチェンジつくるときも、反対の方がいらして、なかなか進みませんでした。でも、ここはインターチェンジの場合、またちょっとごみ処理と違うと思うのです。可燃ごみのごみ焼却施設とは違って、そういうふうな状況、全然違うと思うのです。

今の場合は、危機管理として、ごみ焼却炉がなくなったときに、使えなくなったときに、春日部とか、それこそさいたま市に行ったり、持っていけばいいのかもしれませんが、民間も使えるということもあるかもしれない。だけれども、この状況であるということの危機管理意識が、危機管理についての意識がちょっと私は、特に桶川なんかも本当に認識としては弱いのかなと思っていて、嵐山の場合はまだ、小川地区衛生組合の場合はまだ焼却炉が使えますけれども、そういった状況の中であって、ではあれですか、地権者の方は土地収用法で、いざとなったら皆さん強制的に土地を収用して、そして、それを進めていくという町長たちに認識があって、そういうふうな覚悟があって、これをやっているということなのかということなのです。そういうふうなところまで覚悟をしてやってらっしゃるので、この方向で行くという形でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話をしましたように、今職員がその対象のお宅を回って、丁寧に親切に説明をしてご理解をいただきたいということでやっているという状況ですので、ご理解いただけるというふうに思っていますので、想定の問題にはお答えできません。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 説明会もいずれはするということですので、こちらも求めていきますので、次に行きます。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 27年度予算の考え方ですけれども、（１）として、27年度予算の方向を伺います。

そして、（２）として、自治基本条例制定について、予算にどのように反映していくのか伺います。

（３）として、開かれた予算として住民要望をどのように反映していくのか伺いたいと思います。

（４）として、各地区に道路管理、公園管理を一部委託していますが、地区によっては問題が出ている場合もあります。これは、今せっかくプロジェクター用意していただいたのでやりますけれども、例えば平沢土地区画整備組合内の都市公園については平沢２区の住民が管理しています。これなのですけれども、それで、建設当時というのはとてもきれいだったのです。問題なのは、やはりちょっとうまく見えないのですけれども、ここのところにブロックが敷いてあって、そこがだんだん、だんだん、皆さん平沢２区の住民の方たちが草取りをするので、草が取れてしまって、そしてブロックだけが浮き上がっているという状況になっています。これがこういう状況なのです。

今この状況ですので、実は私はここのところ最近では歩きません。きのうこの写真を撮りにいったときに、犬を散歩していらっしゃる人がいたのですけれども、犬もここを歩いていませんでした。つまりくのです。どんな状況になっているかというと、ここ、もうブロックが一つとれています。こういう状況です。

そして、次行きますと、皆さんどこを歩いているかというと、ここのコンクリートの部分、ここのところを歩いている、ここは常に、そこの横のとても本当だったら美しかったところなのですけれども、ここはもう誰も歩かない状況です。そういうふうな状況になっています。

そして、さらにこの上に階段があるのです。これ擬木なのですけれども、コンクリでできています。ここに擬木がありますね、これですけれども、これがあるのですけれども、これがへこんでしまっていて、私もこれはちょっと厳しいなと思って、５センチか７センチぐらい下にへこんでいます。土がありました。そういうふうな状況に

なっています。改善が必要だということで、区長さんなんかも要望を出したりしているのですけれども、予算がないというふうな形で言われています。

たまたま写真を撮りにいったとき、地域まもり隊の方がいらっしゃいました。そして、これは土をトラック２台入れてくれれば何とかできるのではないかという話だったのですけれども、区長さんと話したときには、一遍ブロックを全部取り外して、そしてもう一回敷き詰め直さなければいけないのではないかというふうなお話もありました。

地元住民の方と話し合って、計画的に改修していくということが必要だと思うのです。他の道路管理もそうだと思うのですけれども、公園管理も地元住民の方がやっていらっしゃる場合にはいろんな問題が出てくると思いますし、これから高齢化になっていきますので、だんだん草取りとか、それから草刈りも、地域まもり隊の人がうんと元気で、やってくださる方がいらっしゃるときはいいのですけれども、そうではないこともこれから考えていかなくはいけないというのは、先ほどの青柳議員への町長の答弁でもありました。

そのように、ではどのようにして地元住民の方が公園管理をしやすいようにしていくか。そして、なおかつ建設、自然を損なわないでやっていくか、それぞれのいろいろな地域的な問題、課題があると思うのですけれども、それを総合的に計画していくということが必要だと思うのです。それについての考え方を伺います。

以上です。

○大野敏行議長　なお、申しおくれましたが、（４）につきまして、紙面で皆さんに説明するのではなかなか理解しにくいというようなことで、プロジェクターを使わせていただきたいという申し込みがありまして、暫定的に今回私が許可をいたしましたので、ご了承、ご理解を願いたいと思います。

それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について岩澤町長、次に小項目（４）について菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○岩澤　勝町長　それでは、（１）番から（３）番についてお答えをさせていただきます。

平成28年度予算編成を進めるに当たりまして、その基本的な方針として、次の５点について各課局に指示をしたところでございます。

第1といたしまして、第5次総合振興計画に基づき、町の将来像の実現に向けて計画的な事業を行うという点です。総合振興計画については、平成28年度から後半5年間の始まることから、町の目指す将来像を実現するため、各事業が人口減少社会に対応した効率的かつ効果的なものとなるように取り組むことを指示しております。

2つ目といたしまして、町制50周年記念事業等の検討、準備に着手するという点です。平成29年4月の町制施行50周年の節目の年に記念事業として実施する事業の中に、前年度から準備する事業も考えられることから、平成28年度から記念事業の検討とともに、早期着手準備を進めることについて指示をしたところでございます。

第3といたしまして、幅広い分野における、今もお話ありました協働のまちづくりを進捗するという点でございます。地方創生の取り組みが始まるといっても、当面人口減少は続くことが予想されます。また、同時に財政規模の縮小も予想されます。一方、行政に対する住民のニーズは複雑かつ多岐にわたり、行政だけの対応は困難な状況にあります。地域におけるさまざまな課題解決、また行政施策の検討、実施について、これまで以上に地域住民や企業の参加を活性化をし、協働によるまちづくりを進める必要があると考えております。

第4といたしましては、産業振興の観点から、稼ぐ力の創出に資する取り組みに努めるという点でございます。地方創生にも大きくかかわるものでありますので、地域に人を呼び、若い人の定住を進めるためには、町なかの産業振興を図ることが重要と考えております。町内の事業者による稼ぐ力を創出し、雇用の増加につなげるような施策の検討を指示をしたところでございます。

第5といたしましては、地方創生に係る事業の計画的な実施についてでございます。町では平成27年度から子育て支援等各種事業をはじめ、地方創生元年として先行事業等を進めてまいりました。平成28年度は、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略に基づき、人口減少抑制のための具体的な事業を本格的に始める年として、このことを念頭に置いた予算要求を行うという点でございます。

この地方創生に関する事業に対しましては、国の新たな交付金制度が創設されることとなっておりますが、全体予算規模は1,080億円程度で、補助率は2分の1を地方が負担をするということになっているため、新型交付金を活用する事業といたしましては、限られた予算を有効かつ効果的に実施をすることが必要と考えられます。

2番目でございます。平成27年度におきまして、自治基本条例制定に要する予算を

計上させていただきましたが、地方創生への取り組みなど優先的に取り組まなければならない課題に対応するため条例制定を先延ばしをさせていただきました。申しわけなく思っております。

この自治基本条例につきましては、県内では21団体、全国におきましては324の団体において制定がされており、内容といたしましては他の条例に対して最高規範として位置づけているもの、その他の条例や計画策定等に対して最大限尊重するというようなところなどの条例なので、内容はさまざまでありますけれども、その重要性は高いと考えているところであります。

現在のところ、県内自治体の条例や策定経過等の研究は行っておりますが、嵐山町では協働のまちづくりを早くから掲げ、まちづくりに取り組んでいるところであります。条例制定に当たりましては、多くの町民の参画が必要になると考えております。

このため、28年度予算においては計上の予定はありませんが、町内意識の醸成を見きわめつつ、どのように策定すればより町民に広がりを持てるかなどの方法をさらに研究をしてまいりたいと考えております。

3番目です。住民要望を予算に反映する方法といたしましては、現在でも第5次嵐山町総合振興計画をはじめ、各種計画策定の際、審査会委員に一般公募の委員として参画していただきご検討いただくことや、各種計画の策定段階においてパブリックコメント等による意見募集に応募いただく方法などを実施をしてまいりました。

また、生活道路等の住環境の整備、また照明灯の設備などにつきましては、区長さん等を通じて要望をいただくことで可能なものから順次予算化し、対応をしているところであります。

さらに、嵐山町提案型事業費補助金、また嵐山町地域コミュニティ事業補助金など、地域や団体の自主的な取り組みに対する補助制度も実施をしてきておりますが、このような要望に対応するタイプの補助制度も、補助制度の拡大、これも今後の検討課題ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（４）について、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 では、（４）につきましてお答えをいたします。

町内には50カ所を超える公園と約440キロメートルの道路があり、理想的な環境の維持改善には相当の経費が必要となります。

したがいまして、限られた財政においては、緊急性の高いものから順に対応させていただき、場合によっては利用の制限をするなどのご迷惑やご不便をおかけしているところが実態でございます。このような状況において、全町的に年2回行われている町内美化清掃活動とは別に、近隣の方々などにより維持管理が行われている事例も少なからずございます。

ただいま申し上げましたとおり、行政単独では限界がございますが、ご指摘いただいたとおり地域の方々などと行政が協力をして、よりよい維持管理のあり方を確立していく必要があると考えております。

また、既に近隣の方々などに活動していただいているところにおいては、その方々のご相談をさせていただき、公園、道路の環境の維持改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 27年度予算の方向を伺いました。

それで、4番目の稼ぐ力です。稼ぐ力の創出ですけれども、これはとても大切なことだと思うのですが、稼ぐ力をどこで嵐山町は、どこに持っていくかというのが私はポイントになると思うのですが、それはどのようにお考えなのか、嵐山町の里山としての位置づけ、それから比企地域の中にある今の嵐山町の特徴をどう捉えているかによって稼ぐ力は変わってくると思うのです。その点をどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町の活性化の一番の基本にもなるかと思うのですが、稼ぐ力、これが日本中で、この創生の基本で、あちこちのところが競争をしているわけです。

嵐山町においても、きのうからお話を申し上げますように、嵐山町にはほかには負けない大変な資源もございます。それらの資源をしっかりと有効に使っていった稼ぐ力につなげていく、新しい産業につなげていけるようなことがとれないかということが一番大きなベースになるわけです。そして、それとあわせて、今までも進めてまいりましたが、外部の力を導入をする、工業導入とか企業を誘致をするとかいうようなことがございます。

残念ながら、嵐山町では広いそうした土地がなかなか確保しづらい状況にありますけれども、そういう中であっても、このところでしっかり場所を選んで、方向をつけて、そしてそういう場所もこれからつくっていったりというようなこともしなければいけないというふうに思っています。

先ほど来、答弁をしておりますけれども、今までの視点を超えた形で、今ある同じものを引きずるのではなくて、このところで一步踏み出して、そういうような状況のところができないかというようなものを、新年度予算も含めて、そういう方向をとっていただければと考えております。それにはやはり町民の皆様、議会の議員の皆様方のいろんなご指導をいただきながら、その方向性を確たるものにしていただければというふうに思っています。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私も稼ぐ力というのは、どうやってつくっていくかというのはすごく大変だなと思っていて、実は日本で必要になるのはエネルギーと食料ですよ、ね、一番。水というのは、結構あちこちから狙われていて、買われているわけですが、エネルギーというのはかなり重要な問題だなと思っているのですけれども、エネルギーを嵐山町でつくることができれば、かなりしっかりしたものができると思うのですけれども、比企地域やその他の地域での、一緒にエネルギーをつくるという形は、これからの時代必要だと思うのですが、どのようにお考えになるか伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 一番の基本というのは、今これはできるけれども、これはできないという判別をすること、これが一番だめなのかなというふうに思っています。絶対これ行けるよというのを、この方法ではだめだけれども、ではこうならどうなのだろうというようなことで、いろんなものをそののところに、成功方式のほうにつなげていく努力というのが一番必要なのかなというふうに思います。

ですので、そのエネルギーというものも議員さんおっしゃる、どのような想定をしているのかわかりませんが、以前から聞いたことがありますけれども、そういうようなことなのか、また別のことなのかわかりませんが、そういうようなことも含めて、何としても今までやってきて成果は出てないわけですから、それを成果が出

てない部分については、成果が出るようにするにはどうしたらいいのか。それには、行政がどこまでどう突っ込んでいけるのか、あるいは民間の力がどここのところどう入れてもらえるのかということを、今までを超えた形で取り組んでいく、そういう覚悟を持って取り組んでいくという必要が一番大切なことではないかなと考えていますけれども。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、後期基本計画の中で、それがうまく研究、発展されるように願ひまして、2番目のほうに行きます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 2番目なのですけれども、今後の多くの町民の参画のあり方の各市町村のことなどを研究して、どのような形で醸成していくかという気持ちを、住民の方がどの程度醸成しているかということを研究をしていくということですので、ではその研究の評価、1年間の評価とか結果というのはどこにあらわれてくるのか。

全く、ふだんですと予算と決算で見えるわけですが、そういう形ではない形で、これは今の答弁ですと見なくてはいけないわけです。それをどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） うまくわかる。わからなかったかな。

〔もう一度お願いします〕という人あり〕

○大野敏行議長 渋谷議員、もう一回お願いします。

○13番（渋谷登美子議員） 自治基本条例に関しては予算は使わない、ですけれども、市町村の各住民たちがどのような形で自治基本に関して醸成していくか十分に研究していくということでした。

そうすると、決算にも出てきませんし、どういうふうな形で私はそれを評価するのか。皆さんに、職員の方がどういう研究をしたかというのをどこで私たちは知ることができるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今まで、それは足りているというふうに私のほうも思っていますけれども、さらにこの情報公開といいますか、その判断の基準になるようなものを示せということかと思うのですが、今までのいろんな形の町民の皆様にご批判をいただいてやるような形、あるいは事業規模等も先ほど答弁させてもらったような形でもきているわけです。それで、議会の皆様方にいろんなご指導をいただきながら、予算審議、決算審議を通じて事業を進めてきているわけです。

今年だめだったというか、今年進めなかったのは、次の年にどういうふうにしていかうかというようなことで、行政の継続性をつなげながらこういうふうに来てきているわけですので、どこのところが足りないのかというのは私にはちょっとわかりませんが、この自治基本条例を通じてそういうことをやっていくという、その自治基本条例の検討の内容というのは、かなりいろんなところで、今話しましたように、この前の議会もそうですけれども、いろんなところでできているわけですから、それらをこうやるというんなことが書いてあるので、内容はわかります。

しかし、それらがどういう形で、どう町民の中に定着をして反映をして行政に寄与してくるのかというようなものがもっと見えてきたほうがいいのかな、そしてそれをご理解いただきながら、意識をしながら、そういうものをつくるのを想定をしながら地域との地域経営を進めていってその方向をつくっていききたいという、今年はそういうような形で行きたい。

それと、もう一つ言わせていただくのが、今回は特に、今回の計画人口策定と総合政策つくるのにアンケートをまだとったばかりでありまして、いろんなものが出てきているわけです。それらについて一つ一つ、これは大げさなことになるかもしれないですが、町が潰れてしまうよというふうに指摘が言われてきている中での今のこれですから、町民の、あるいはそのほかの人たちの悲鳴なのです。このまま行ったらだめになってしまうよということの悲鳴だと思うので、そういうものをしっかりどこのところにつなげていけるかということになるので、もうちょっと、さっきのこの話も出てくるのですが、こういうことについてももっとつながるような形、もっと深く行くような形が、時間がまだ必要なのかなと。ここのところで、ほかのところをつくっているような形のものをやったからといって、すぐそういうところにホップ・ステップで行けるのかなと、そんな感じがするので、このところはじっくり仕込んでいこうというような感じだと思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それは、じっくり仕込んでいただくのは結構なのですが、どう考えても、おじさん政治しか行われていないなと思うのです。女性というのは全く弱いので、悲鳴を上げているのは女性たちですよ。そこの部分を拾い上げていくときに、自治基本条例の中に、自治基本条例をつくっていく中に、そういったものが入っていくというのは、全くおばさんの声も聞こえてこないわ、私なんか一生懸命おばさんで、おばあさんなのですから、言っているけれども、ちっとも否定されてばかりいるわという感じがするのです。

そういった部分のところを自治基本条例の中で、女性をどういうふうにして、女性の声をどうやって聞こえていくかということがないから、自治体が消滅するというふうな形になってきているという指摘はどの本を見たって書いてあります。その部分がないところが問題なので、そういった部分を嵐山町ではこれについて、この予算をとらない中で、どういうふうな形で、それを形としてあらわしていくか伺いたいと思うのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今一番その大きなところというか、その基本条例というものが、今まで行政の中にあるいろんな条例等があるわけですが、それらとの位置づけというのはどういうふうなのかということなのです。何か聞いていると、議員さんの言っているのは、今までの基本条例、今までのある条例と今度つくる基本条例というのは、そちらのほう为上なのか下なのかかわからないような感じになっているわけですが、私の場合には、今まであるものが何としても基本、そこのところというふうな形がいいのではないかなというふうに思っているのです。ですので、今ある状況の中で、それをしっかりと根づかせていく仕込みのときだなというふうに思っております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、やっぱり子供や女性の意見が非常に軽視されている、それを感じるのです。それがなかなか反映されていかない。それも男性に従う女性の意見は聞くけれども、女性個人の、女性が、か細いかどうかかわからないけれども、話していることというのは本当に聞いてもらえない。そして、子供に関しては特にそうであるというふうに思うのです。

そういったものは、今までの基盤とは違いますよね。新しい基盤として、そここのところに入れていかなくてはいけないのに、その予算が、予算としてとらなくたっていいのですけれども、それをどういうふうな形で28年度予算につくって、そしてそれを29年度になって決算が出ますよね、そのときに評価するわけですから、そここのところでのどのような形であらわすか聞きたいと思うのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何度も言いますが、今あるものをベースな形で嵐山町を進めていきたいというふうに基本的に考えています。ですから、今度のこの基本条例、この決まり、まちづくりのあれを新しくするといっても、それを超えた形で行くような形というのは考えていません。

ですので、議員さんおっしゃるような形の、どちらが女性がとか、何がどうだとかいうような、そのベースが基本的に変わるような形の法をつくっていくという考え方はございませんで、今ある中に、なお、さらに新しい時代、新しいことをやらなければいけない時代を迎えて、それには地域と行政といろんな形での地域経営がさらに進むためにはどうしたらいいかという視点で取り組んでいきたいということです、ちょっとニュアンスが違うのかなというような感じはするのですけれども。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、少なくともおじさんベースの住民自治はしてほしくないのです。今まであるのは、やっぱりおじさんベースだと思うのです。そうではない、女性、新しい視点としてそういったものを加えてもいいと思うのです。加えていくということを出していくということが重要なことであって、女性の視点が入っていない、若い人の視点が入っていないというところが問題なので、これは何度も言っていますが、今まであるものにそれを加えていくという形でもいいでしょうし、でもその部分が全く欠落しているというのが、少しずつ入ってきていますけれども、欠落しているから自治体消滅と言われていたわけなので、それはどの本を読んできたって、そここのところは指摘されています。

ですので、自治基本条例の醸成をさせ、今年度、28年度醸成していくのならばそれで構わないけれども、そういった視点をもっと入れた中でまちづくりを進めていくというところをお願いしたいと思います。

次に行きます。そして、その開かれた予算としての住民要望をどのように反映していくかにつながるわけですが、そこに女性の声が反映していくようなシステムというのはあるのでしょうかということです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 多くの町民の意見を聞いて、そして多くの町民に理解をいただける、評価がいただけるような事業を行っていくというのが、これが100点満点の事業になると思うのです。それで、いろんな形で皆さんの意見を聞くという努力を今しているわけです。どこの行政もそうだと思うのです。嵐山町もしています。

その中で、きのうもいろいろご意見いただきましたけれども、例えば何をやりますと言ったときに、そここのところの委員さんになっていただく方というのが、なかなか人数分けとか、あるいは大勢の中から抽せんでとか、いろんなご意見を聞いた中でとかいうようなところまで行かなくて、ちょっと足りない感じ。

それで、どこかあの人にお問い合わせすればどうか、前もやってもらったからというようにことだとかいうようなことでお願いをするような、今地域の委員さんというのはそういう状況かなというふうに、大変考えようによってはいろんな意見があるかと思うのですけれども、例えば区長さんをはじめにして、民生委員さん、あるいはPTA、学校の関係のいろんな役員さんですとか地区の役員さん、いろんな農業関係、商業関係、いろんなところの役員さんというのが、なかなか思いどおりに、お願いするどおりに集まってこないというような状況の中で大勢の皆さんの意見を聞くということになったときも、その選挙の投票の年代別の割合みたいな形で、どうしても高齢者の方ですとか仕事がリタイア、終わった方ですとかいうような、あるいは時間的な余裕があるような人だとかいうような層がどうしても多くなっているわけです。

ですから、選挙の結果でもそういうような高齢者の人だとかいうようなものが、投票者が多いわけですから、そういうような行政というのは国の中でも多くなってくると思うのです。それが、こういう地域の議会議員の選挙でもやっぱりそういう状況起きると思うのですけれども、いや、そればかりだと地域のあれはできないよというので、そういう議員さんのような意見をしっかりと取り入れて、町ではいろんな若い意見だとか、女性の意見だとかいうような形を取り入れていこうということで、いろんな角度からとれる意見ををとっているということでございまして、嵐山町でも女性の委員

の参加が30というような状況で、半分にも行っていないではないかと前から言われているわけですが、なかなかそこがふえていかないというようなこと。それと、もっと若い人を入れたらというご意見もあるけれども、なかなかお願いしてもやっていただけない。結果的には高齢者の経験豊富な方が多くなってきてしまうというような状況が今ある。

これが、ですからいろんなところに、いろんな形で影響してきているかもしれませんが、そういう人たちも自分の層の年代のことだけ言っているのではなくて、また、事務局のほうでもそういうような意見を求めているわけではありませんで、広い、平らな意見を皆様が出していただいて、町民全域、全層にわたるような事業展開ができるような委員会でやらしていただいているというふうに確信をしております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 来ていただくとか参加していただくという形もあると思うのですが、出ていくという形もありますよね。出ていくというのは、ちょっと弱いのかなと思っているのです。ぜひ出ていきながら住民要望というのを聞いて、そして予算に反映していく形は必要なのかなと思うので、その点についていかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それがアンケート調査等々もあって、あれだと思うのです。アンケート調査の場合には、その絞った、限った、決められた人に出していただくわけではありませんので、それで今回の場合なんか特に広く嵐山町の場合にはとりました。そういう意見を聞いて、きのうからもお話ありますけれども、これ見ていただいた中で、そういうものがしっかり書かれているし、出ているわけですので、そうしたものに對して聞く耳をしっかりと立てていって、どう対応ができていくかというのを事業の中に生かしていければというふうに思っています。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。

では、4番目のことに行きます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 4番目のことなのですが、各いろいろなところから要望が出てきているわけですが、さまざまな要望が出てきていると思うのですが、それをある程度表にするとかデータにして皆さんにお示しして、この時期に来たらこのぐらいのことはできるというふうな形を出していただいて、情報として提供していくと、予算がないからやってくれないのだから、予算で切られてしまうのだからというふうな形は少なくなるかなと思うのですが、そういったことをまとめること自体、データとしてまとめるということは難しいことでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 区長さんをはじめ、さまざまな方から道路の管理、公園の管理等含めて要望というのはいただいております。

そういったものにつきましては、毎年毎年整理をさせていただいて、できるもの、できないもの、そういったものを振り分けさせていただいて今まで対応してきてございます。

そういったものをまた一覧として公表することによって、皆さんにご理解をいただくというのも一つの方法でございますので、今後どのような形でそういったものを整理して、皆さんに公表してご相談に乗っていただくような、そんな方法がとれればいいのかなと思いますので、その辺につきましては今後研究してまいりたいと思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。3番目ですが、保育園、幼稚園の運営……

○大野敏行議長 渋谷議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩をいたします。再開は、40分から再開をさせていただきます。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時40分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、3番目に行きます。

保育園、幼稚園への入園希望状況について伺います。

(1) として、次年度の保育園、幼稚園への入園希望状況を伺います。

(2) として、3歳児の他市町村幼稚園への入園状況を伺います。

(3) として、ゼロ歳児の保育園待機が多くなっていると伺っています。具体的な状況と対応を伺います。

(4) として、新たな保育園建設、保育園移転計画を聞いていますが、予定園児数、環境、町とのかかわりについて伺います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目3の1につきまして、まずお答えをさせていただきます。

次年度の保育園の入所希望状況につきましては、11月30日が新規入所の申し込み締め切りでございました。現在取りまとめ中でありまして、確定はしておりませんが、新規での入所申し込みにつきましては100名ございました。年齢別では、ゼロ歳児19人、1歳児34人、2歳児24人、3歳児17人、4歳児4人、5歳児2人となっております。

次に、(2)につきましてお答えを申し上げます。平成27年度の3歳児の他市町村への入園状況でございますが、認定こども園も含め、5園に22人入園しております。

続いて、(3)につきましてお答えを申し上げます。平成26年4月1日現在の待機児童数はございましたが、平成27年4月1日現在の待機児童数が21人ございました。その内訳は、ゼロ歳児7人、1歳児7人、2歳児5人、3歳児2人、4歳児ございません、5歳児もございません、そのような状況でございました。

待機児童の対応につきましては、認可外の家庭保育室の利用や育児休業の延長、一時預かり事業や祖父母等の預かりで対応しているのが現状でございます。また、たいよう保育所が町の条例に基づきまして16人以上20人以下の定員で、事業所内保育事業として平成27年12月1日に開所いたし、来年1月より3歳未満児5人を地域枠として受け入れが可能となりますので、詳細が決まり次第ご案内をしまいたいと考えております。

最後になりますけれども、(4)につきましてお答えを申し上げます。新たな保育園の計画はございませんが、東昌第二保育園が老朽化に伴い、耐震の関係で建て替えを検討しております。建築についての相談を町としても受けているところでござい

ます。園の意向としては、移転し、建て替えを検討しているところでございます。町といたしましては、現在の待機児童数の状況から、定員の増も含め、建築計画についてご相談をさせていただいております。定員につきましては、待機児童が生じている状況でございますので、現在の60名から71名に増員をお願いしております。

また、移転建設場所につきましては、保護者の車で送迎が多いことから、交通の安全な場所、また保育環境にも配慮した場所となるようお願いしているところでございます。町といたしましては、可能な限り、移転建設に向けて相談及び支援をしてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 保育園の入園希望というのは、ゼロ歳児が19名で、1歳児が34名という形で、ゼロ歳児、1歳児がとても多いわけですが、今保育士がとても不足しているという状況で、資格のない人が保育園に就園、就労するというのが問題になっていますが、そこら辺の町との関係では、しっかりした保育士さんを各保育園が雇用しているかどうかという判断はどこでなされているか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

今現在、ご案内のとおり4園ございます、保育所は。全ての方が保育士の資格をお持ちということでございます。なお、ちなみに内訳を申しますと、東昌保育園さんが13名、このうちお二人が回答の（3）にもありました一時預かり事業ということのご担当ということで、2名を確保しているという状況でございます。続いて、東昌第二保育園につきましては保育士さんが13人、嵐山若草保育園につきましては13人、嵐山しらこぼと保育園につきましては8人ということで、皆さん有資格者ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 新たに人数がふえるということは、当然ゼロ歳児、1歳児、2歳児という低年齢の子供になると思うのですが、それについてやはり保育士さんが

6人に1人ですか、今。4人に1人でしたっけ、そういうふうな形のものが対応できるというふうなことを前提にしていると考えてよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、ゼロ歳児が3人に対して保育士さん1人、1歳児については4人、2歳児については6人、順次上がっていきまして、4歳児、5歳児になりますと30人という、これは県の基準そのまま適用させているのですけれども、各園とも将来的にはご案内のとおり人口減という計算の中で、右肩下がりの中で保育士さんを雇うということは、経営としてなかなか、では今足りないから町の要請で、すぐ確保して雇うかということ、なかなかそういうわけにもいかないというのが現状でございまして、施設的なキャパもございまして、その辺が私どもの行政と、すぐすぐ各園が対応を図れるかということ、なかなか、はいと言うわけにはいかないというのが現状でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

3歳児の他市町村への入園状況は5園に22人ということで、それは園の教育方針がとても気に入ったということもあると思うのですけれども、そうではなくて3歳児の幼稚園が嵐山町ではないというふうなこともあってということもあると思うのです。

3歳児に対しては、いつも質問しているわけですが、今後どのような対応をとられるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

3歳児という限定でございしますが、3歳児に特化した何か、レピの中で、あれを拡張しながら3歳児に特化した事業を少しでも来年度からできたらいいかなということで今考えておるところでございしますが、さすがにゼロ、1、2ぐらいのお子さんについては、預かっているというか、そういう形でいいのかと思うのですけれども、3歳児になると、ある程度のカリキュラムをつくって対応しなくてはならない、ただ集まって遊ばせているというわけにもいかないのかなというのが、相談員と

の話の中で今持ち上がっておりまして、そういうことも含めながら、少しずつでも様子を見ながら拡大をしていけたらいいのかなと、このようには考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ぜひそれを具体化していただきたいと思うのです。

それで、今のところ待機児童が今度はなくなっていくのかなと思うのですけれども、待機児童があった場合、ファミリーサポートというのをもっと拡充していく必要があるかと思うのです。今親族が対応できていないというのが、この地域は割と親族がお子さんを見ているという状況があると思うのですけれども、そうではない家族というのはあると思うのです。その人たちは、とてもつらい思いをしていることがあるので、それについてはファミリーサポートをもう少し充実していくという方向は、どのような形になっているのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

ファミリーサポートセンター、今手持ちに実績等は持っていないのですけれども、かなり便利にお使いいただいているというのは現状でございます。毎年増加傾向にあるというのも一つございます。

それと、来年1月からファミリーサポートセンターの中で、あれは基本的にはお子さんを預けてというのが基本的なものだったと思うのですけれども、来年1月からお母さんと一緒のときも、希望があったらファミサポのスタッフでお話を聞いたり、そういった事業を入れていくものという考えで今対応しております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 赤ちゃんがいる場合なんか、そういった形のサポートがあったらとても便利かなと思います。ありがとうございます。

次に行きます。4番目です。人口減少抑制政策についてです。

（1）として、空き家情報と空き家管理の現状について伺います。

（2）として、嵐山町転入促進についての子育て世帯等転入奨励金は不動産購入が原則ですけれども、町で、例えば農業をしたりとかお店を開くとかいう場合、借家や

アパートの場合についての考え方について伺います。

(3) として、転入奨励金制度は28年度までとなっていますが、28年度以降についての考え方、判断基準を伺いたいと思います。

(4) として、小川町下里地区での有機農業が広がってきて、有機農業を行う若い世代が嵐山町への転入希望があると聞いています。有機農業を行う環境が必要であることと、地域での受け入れ、空き家の賃借、売買までの環境整備、関係づくりのフォローが必要ですが、働きかけについて伺います。

(5) として、超高齢化社会を迎え、介護保険では不足するケースが多いわけですが、町内での親子近接住居の場合、若干でも介護保険で賄えない部分をカバーできることのほうが多いと思います。町内での近接住居の場合は、転入促進と同様の支援があると今後の人口流出抑制につながることも考えられます。考え方を伺います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 質問項目4の(1)について、お答えいたします。

空き家等の実態把握と所有者等の特定のための基礎的な調査は、平成25年7月に、またこれに続く所有者の意向調査を平成26年2月にアンケート形式で実施しております。空き家台帳を作成しております。

しかし、この空き家台帳はあくまでも内部資料であり、公開情報ではございません。また、調査後2年が経過しておりますので、これを活用するためには、情報内容の更新と、さらなる付加情報の追加が必要となっております。この間、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行され、国から空き家等対策の施策の方向性が示されました。現在は、平成28年度に町の空き家等対策計画を策定すべく、協議会を発足させるなどの諸準備と情報収集の作業を進めている段階であります。また、空き家の管理につきましては、原則として所有者の責任において行われるべきものでありまして、町はその情報を把握し、適切な情報管理をするという立場となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(2)、(3)について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 (2)につきましてお答えをいたします。

嵐山町子育て世帯等転入奨励事業につきましては、町外から転入し、新築または中

古住宅を購入された方、つまり定住する意思のある方に対し補助する制度であり、平成26年度から3年間の時限的な助成としています。初年度実績は7件でありましたが、今年度は10月末で既に10件の交付を行い、事業効果が向上しているものと考えております。

貸し家、アパートについてのご提案ですが、本助成はあくまでも定住促進を行う事業であり、貸し家、アパートの方の場合は、定住の意思を確認し、それを担保する方法が大変困難であり、当該補助対象を広げる考えは持っておりません。

しかしながら、現在町には多くの空き家が存在しており、これらを利活用することにより転入促進を図ることも課題の一つと言えます。今後、商業や農業の活性化を図りつつ、その関係者の方々の定住も進めていくことにより、さまざまな課題を総合的に解決できるような方向で転入促進を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えをいたします。嵐山町子育て世帯等転入奨励金交付要綱では、事業の終期を平成29年度3月末としております。これは、本事業を、いわゆるサンセット方式により効果を見ながら限定することとしたものでございます。

しかしながら、本事業は今般策定いたしました平成31年度を期限とする嵐山町総合戦略に位置づけられていることもあり、今後の事業効果や町の財政状況を総合的に勘案いたしまして、平成28年度中に事業のあり方を判断したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(4)について、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 質問項目4の(4)につきましてお答えいたします。

平成26年度から今年度現在までの間に農業委員会へ相談のありました、嵐山町内への転入を伴う新規就農の相談件数は14件ございました。

このうち、農地バンクを利用した農地と環境農政課の把握している空き家情報を利用した住居のあっせんにより合意が成立した事例は3件ございまして、既に転入または転入を予定しての居住と就農が始まっております。また、現在調整中、協議中の事例も1件ございます。これらの事例は、全て有機農業を目指す若い世代の家族であり、小川町下里地区の有機農業を学んだ方々となっております。

有機農業につきましては、JAS法による認証が必要であり、幾つかの条件がございますが、原則的には農家本人による環境づくりの取り組みにより帰するものでござ

います。ただし、近接する農地が有機農業以外の農法である場合には、農薬の使用や農地の管理の方法が異なる部分もあり、区域のすみ分けができれば理想的ではありません。嵐山町では、現在のところそうした農地の利用区分を設定するまでには至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（５）について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 （５）につきましてお答えをいたします。

親の介護を行うため、近接地に居住していただけることは、介護をされる方にとっても、また介護をするほうにとってもよいことではないかと考えております。

親の介護のために町内に居住していただける方への支援とのことでありますが、現在町では嵐山町子育て高齢者応援リフォーム補助金を町独自で実施しているところでございます。近接居住を推進することにより、介護保険制度では担えない部分をカバーができるとのことでございますが、その効果は個々の家族状況により異なるものであり、公平な基準をどのように設定するかなど課題は多くあると考えます。

町の財政状況の厳しさは変わらず、まずは地方創生への取り組みを進め、人口減少・少子高齢社会に歯止めをかけることを第一として、総合戦略で示された子育て支援等に力を入れていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 空き家に関しては、町が行うのは関係資料ということでの、つくるということで、管理に関しては所有者ということですが、所有者で、非常に難しい部分があるのかなというのを私は現実として感じているのですけれども、所有者は嵐山町から離れていて、空き家から離れている場合、中にあるものを、仏様とか、そういったものがあって、それに関してのものがとても厳しいのかなと。

あと、空き家を貸す場合、空っぽにしなくてはなかなか借り手が見つからない。空っぽにするというのは実に厳しいものがあって、それについて何らかの、例えばどこかでシルバー人材センターがやってくれるとか、そういった新たな事業みたいなものを展開していただいて、それでやっていくような形のものがいいかなと思うのですけれども、それについては考え方としてはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

確かに空っぽの状態で借りるのが望ましいかと思いますが、先ほど関連（４）でお答えしました就農者の場合だと、例えば、仏壇があるままの農家の元屋敷というようなものをお借りするという事例もあるように伺っております。

それから、遠隔地にお住まいで、空き家の管理がなかなか行き届かないというような、そういう管理のあり方につきましては、原則的にはご本人の責任でございますけれども、空き家の処分あるいは利活用を含めて、来年度に、先ほどもお答えいたしましたように、空き家等対策計画、町の計画を策定する予定でございます。この中でどのように利活用していくのか、あるいは特定空き家を認定していくのか、あるいは利活用するエリアを設定していくのか等々を具体的に検討していただくということの中で検討させていただければと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 2番目に行きます。

子育て世代転入等奨励金は不動産購入が原則ということです。今現在の不動産の状況というのを見ますと、東京オリンピック以後は全ての地域で地価が下がる、3分の1になるという本が出ています。私もそれを見てびっくりしたのですけれども、状況として残るのは、川崎とかさいたま市ぐらいが少し値段が上がって、あとのところは全部3分の1になるというふうな本が出ていて、なるほどなというふうに思っているのですけれども、そうすると嵐山町の場合はあと4年ですか、2020、そうなりますと、嵐山町の場合、不動産自体がもう財貨として残らないわけです。土地は何とかあるとしても、土地価格もそういうふうな形になっていくという本がありまして、これは、図書館にあったのでびっくりして読んだのですけれども、何しろあるのは川崎とかさいたま市、一部の地域だけで、東京都全体も地価が下がっていくという予測がされています。

その中で、嵐山町はどんな形で生き残っていくかということが必要だと思うのです。なので、そういうふうなことも含めて不動産購入が原則なわけですが、嵐山町で事業を行う場合についてはある程度の転入奨励金的なものがなければ、全部のところが地価が下がっていくわけですから、嵐山町なんか、もういなくなってしまうす

よね。人が転入するという状況にはなっていないという予測のもとに、いろんなことを進めていくほうがよいのかなというふうに考えているのですけれども、どうでしょうか。嵐山町で事業を行う場合について、アパートなどを借りられる方、有機農業にしてもそうですけれども、転入奨励金というのを考えていったほうがいいのかというふうな感じで。何年間か住んでいただいて、その土地で生活していただく場合は、そういうふうなことも考えてもいいのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 昨年から、消滅都市の問題から、渋谷さんおっしゃったえらい時代が来ると、これは多くの学者、研究者が言っているわけですから、恐らくそういうふうなことになるのではないかと思いますけれども、何も手をこまねいていれば大変な状況になるわけですし、今度の総合戦略もそういったことで、少しでも人口減少に歯止めをかけ、そして地域経済を活性化すると、こういうことで取り組むわけですが、そうした中で、この空き家、アパートの問題をどうするか。考えられることは、町でできること、施策を総動員して対応していくと。この困難な状況に対応していくというのが基本的な考え方ございまして、ただ財政的に対応できるのかどうなのか、財政支援がどこまでできるのかということは慎重に考えざるを得ないと。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 有機農業の4番に行きます。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 転入奨励金についてです。4番についていきますと、有機農業というのはかなり広がってきていると思うのです。それで、農地の利用区分があるために、有機農業の推進、なかなか入ってきにくいわけですが、下里から南部の地域というのですか、それは割と有機農業がやりやすいのではないかなと思うのですけれども、そのために全ての方が、今入ってきてらっしゃる方は有機農業の方なわけですね。そうすると、もう少し有機農業に対しての支援という形でやっていく、土地の借地等についても利用条件を緩和していくとか、それから有機農業の方だからという形で、仏壇なんかがあってもいいですよというふうになっているわけですね。

ども、実際に貸すほうとしてはそういったことが難しいというふうなことがあるのかなと思うのですけれども、そういった点も踏まえて、関係性づくりというのはあったほうがいいかなと思うのですけれども、これのフォローというのはやはり難しいものなのでしょうか。これができれば、有機農業の人たちが下里のほうからみんな来ていて、嵐山町は有機農業をやる方たちがふえていけば、とてもいいかなと思って。有機農業をやる方たちが若い人が多いわけで、転入してこられる方というのは、嵐山町で転入されていらっしゃる方たちというのは、そういう方のほうが多くなっていて、出て行かれる方というのは、またちょっと雰囲気が違う。外に転出される方というのは、また別の職業をなさっている方が多いのかなと思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。少しフォローアップ体制をつくって、農地の利用区分で有機農業という形のものを促進するようなあり方というのは捉えられないか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 新規就農の場合ですと、有機に限らず、年齢制限はございませんけれども、支度金の制度ですとか、いろいろさまざまな補助の制度が用意をされております。そういうのをお使いいただく、現行の制度をお使いいただくということも考えていただければと思いますし、そういうものにつきましてはフォローができるかと思えます。

あと、例えば小川町の下里地区ですと約60人ほどの、農家以外の方も含めてということのようですけれども、有機農業をされている生産グループがいらっしゃるということですが、小川町としては、特にエリアを制度的に設定してということとは行っていないようでございまして、下里の1区の土地改良区内に約18ヘクタールの有機農業の農地があるというふうに伺ってしまして、割と近い範囲に集中しているということがあるようです。

嵐山町の場合ですと、まだ事例が非常に少ないということと、有機を目指しているということで、制度、JAS法の認定をとらないと有機という言葉は名乗れないわけですので、まだ有機農業ということではないかと思うのですけれども、先ほどお話ししましたように、隣接する農地が有機以外ですとさまざまな違いもありますので、できれば地理的に独立した一つの谷津田を、谷津田地域といいますか、そういうところ

を有機農業に充てていただくとか、いろんな考え方があろうかと思います。

今現在、農業の分野ですと、中間管理機構を使った農地の統廃合を集約化というのが進められておりますので、そういう中で今後有機を目指す農家がふえてくるというような状況がございましたら、町の農地の利用計画というのを考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○大野敏行議長 時間いっぱいとなりましたので、これで終了します。どうもご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の子育て支援についてからです。どうぞ。

〔９番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

第１点目として、子育て支援についてであります。本町は、次の議会選挙までに人口が１万８、０００人を割る見通しであります。したがって、子育て支援にさらに力を入れていく必要があります。ところが、子育て支援にはお金がかかり過ぎるということが言われているというか、総合戦略の中でも書かれておりますが、そういう状況であります。どういうふうにして子育て支援に力を入れ、人口の急減を鈍化させていくかを考えた場合、当面第３子について、（１）として国保税の減免を行っていったらどうか、（２）として学校給食費を無料にしたらどうかと思いますので、お考えを伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 （１）について、お答えをさせていただきます。

嵐山町総合戦略では、子供たちの未来を創出するという基本的な方針のもとで、子ども・子育て支援の充実、子育て世帯への経済的支援の充実といった具体的な施策を位置づけており、子育てがしやすい環境づくりにしていくことが大変重要であると考えております。

第3子について国保税の減免をとのご質問でございますが、国民健康保険税の減免につきましては、地方税法により減免することができる者の範囲が規定をされております。天災、その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困により生活のために公私の扶助を受ける者、失業により所得が皆無となった者等でございます。したがって、お尋ねの案件につきましては、制度上難しいと考えております。

また、町の国保の状況について申し上げますと、被保険者の高齢化や所得の低下により税収が減少している一方で、医療費は年々増加をしており、大変厳しい財政運営の中で、どうにか国保税の引き上げを抑えているのが現状でありますので、この点についてもご理解を賜りたいと存じます。

質問（２）でございます。子育て支援に係る費用につきましては、平成26年度決算ベースで申しますと、一般財源として保健衛生費の予防接種事業等6事業で4,265万1,299円、また児童福祉費の児童手当、特別支給事業等7事業で1億9,566万3,487円、教育費の私立幼稚園就園奨励費等9事業で5,068万9,832円の合計が2億8,900万4,618円の支出となっております。現在道路、上下水道も含めた公共施設の老朽化が進み、ますます維持管理費にかかる経費がふえてくることは確実ですので、全ての事業でダウンサイジングを検討している状況にあります。

ご案内のとおり、現在町では認定こども園や幼稚園、保育園等の保育料につきましては、3人目以降は県と2分の1ずつ負担をし、無料にしているところでございます。ご質問は、第3子の学校給食費の無料化をとのご質問でございますが、当町の財政状況を鑑みますと、現時点で実施していく考えはございません。

多子世帯に対する支援につきましては、他の市町村でもさまざまな取り組みを行ってきつつありますが、今後嵐山町でもどのような支援ができるか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これでは、総合戦略で45年後9,000人になる見通しだということを1万2,200人までで食いとめようということですよ。こういうことでは、食いとめられないのです。予算もありますので、私も1回目の質問で全部通ると思ってはいないのですけれども、もう少し丁寧な、少し検討したいというような答弁なら、

まだわかるのですけれども、これではちょっと成功しないなというふうに思います。
総合戦略の目的が成功しないなというふうに思います。

ちょっと先に伺いたいのですけれども、国保は厳しいのはわかるのですけれども、
今3人目というのが仮に減免された場合、これ幾らになるかというのは、担当課わかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答えを申し上げます。

川口議員のご質問をいただきまして、試算をいたしました。18歳以下、3人目以上、
この方を全て免除した場合です。費用といたしましては61万7,520円です。これは、
あくまで現在の試算ということでございますので、ご了承いただければと存じます。

対象世帯数でございます。対象世帯数は38世帯、人数が42人。このうち既に6割軽減、
4割軽減の対象になっている方がいらっしゃいますので、その方は42人中16人が
軽減の対象になっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 国保財政も厳しいのはわかるのですけれども、全体で61万
7,520円ということですので、総合戦略でも2人目、3人目が欲しいという方がかなり
多いという、こういう結果出ているのですよね。そういうことでいいのですよね。

○大野敏行議長 答弁を求めますか。

○9番（川口浩史議員） いや、うなずいてもらえればいいのですけれども。それが載
っていますから。

そうすると、そういう町民が多いわけですから、そういう環境をいかにつくってや
りやすくするか、お金がかかり過ぎるということでためらう方がやっぱりいると思う
のです。そういう方に対して61万ですから、これ町のほうで、町も厳しいのですけれ
ども、補助をして、産みやすい環境をつくっていくということが、私は総合戦略にの
っとったやり方になるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 先ほど、答弁漏れがあったそうでございますので、その前に、山岸税
務課長から答弁漏れのところをさせます。

○山岸堅護税務課長 大変失礼いたしました。

ただいま申し上げました必要額、約61万7,000円でございますけれども、こちらの額につきましては、均等割の額を免除した場合ということでございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子育て支援で国保税の減免ということです。先ほど答弁をさせていただきましてけれども、2つの点で現状ではやりづらいと、できないということでお答えをさせていただいたのですけれども、1つ目は地方税法にあるわけなのです。それで、地方税法の中で、天災ですとかいろんな事情、貧困により、また失業により所得が皆無になったとかいう状況が書かれているのです。それで、そういう状況ならということなのですが、そういういろんな状況の今法制度の中で、42人のうちに16名がそういった形になっているわけなのです。それで、そのほかの人たちに対してはどうかということになるわけですが、それは、国保の状況を勘案をしていただきたいという、2つの答えをさせていただいたわけです。

それで、その国保のほうは、ご承知のように値上げをいつするかというような状況に来ているわけでありまして、そういう状況の中で国保を緩めていくというのはちょっと無理だなというような状況で、1項目めについては無理ですというお答えをさせていただいたわけです。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 天災あるいは収入が少なくなったということが書いてあるわけですね。最後に町長が認めることというのが書いてあるはずですね。ですから、町長が認めることでやれば、これは大概できるわけなのです。

ただ、今おっしゃったように、確かに値上げを町も繰り入れている状況でいますので、値上げはいつなのかという状況が現実にあるわけなのです。値上げされては困るのでございますけれども、これそんなに多額ではないので、時期を見て、ぜひこれはやっていってください。時期を見てでいいですから。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、現状想定をする中では、無理だということでございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 時期を見てやっていってくださいと言っているのだから、いつだとかとこちらも言っていないのですから。私も言いづらいのだよな。では、値上げをしたときでいいですなんて言いづらいのだ、こういうものは。時期を見てぜひやって、総合戦略を本当に成功させようという気持ちに、私はきのうも本当に感じたのです。吉本議員さんが、わずかなスペースのものだけでやっているというのに、何の反省もなく、他の町との比較だけで立派にやっているのだという、こういうことでしょう。

それで、私はパブリックコメントがいっぱい来ているのなら、まだそれでもいいのです。これたった1名でしょう。本当にこれ成功させようと思ったら、あら、1名かと。これちっとも町民に理解されていないなと。ポテンシャル云々と書いてあるわけです。潜在的な力を引き出すわけでしょう、町民の。そうでないと、総合戦略は成功しないわけでしょう。それなのに、町民は理解してないわけです。それなのに平気なのです。私は、本当にこれで総合戦略やる気があるのかということを今の答弁でも感じます。ついでだから申し上げておきました。これ言っても無駄だと思います。

学校給食費のほうも幾らになるか、計算できていたら、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

第3子といっても、その線の引き方というのがあるのかと思うのです。先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、保育園の3子、これは埼玉県の特例で扶養が3人目という線の引き方で判断しているわけですが、私どものほうで第3子を無料にした場合という試算で行った場合、はっきりした数字がとれないので、児童手当の関係で15歳以下のお子さんの中での第3子という把握の仕方をさせていただいて、数字で申し上げますと、小学校、中学校合わせまして134人、小学校については月4,000円の11カ月、中学校については4,700円の11カ月ということで試算をしますと595万7,600円という数字になります。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 595万円で第3子が希望するご夫婦が産みやすい環境つくってやって、産んでいただければ私は結構なことではないかなと思うのですが、これちょっと、町長やらないでしょうから、もう結構です、これは。

次に移ります。

○大野敏行議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 指定管理についてです。

（1）として、図書館を指定管理にするため調査していると聞きましたが、これ事実でしょうか。

（2）として、事実であれば、どのような理由から調査をしているのでしょうか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

図書館の指定管理制度につきまして、埼玉県内、また全国でどのような導入実態であるのかに関しまして情報収集していることは事実であります。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。嵐山町において、人口減、職員数の減等が、将来でなく既に進んできていることに加え、現実的にそれらが今後さらに進んでいくことを考慮したときに、現行と同じ人員配置、予算で、現行と同様な町民サービスを継続していくことが非常に困難な状況にあると想定されます。

そうした状況の中で、町立図書館の指定管理者制度の導入に関する検討は、今後の図書館運営を町としてどうすべきかという課題の中で、方策の一つとして上がった検討事案であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、まだ検討中だということなのですね。

では、その前に町長のほうに伺いたいと思うのですけれども、町長は、1～2年前だったでしょうか、誰かの質問のついでに、嵐山町程度の自治体では指定管理はなじまないのだというようなことをおっしゃったことがあったのです。覚えてないですか。私は覚えているのです。では、嵐山はやらないのだなということで私は聞きましたので。ところが、こうやって、また指示をしたのだと思うのですけれども、何が一番町

長を動かしたのか、何か講演会聞いて、いい話聞いたから、これでやろうかというふうに思ったのか。率直なところでちょっとお聞きしたいなと思ったのですけど。いいですか、余り覚えてないのでは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何を心を動かしたかということなのですけども、嵐山町の行政改革大綱というのが、前決めたのあるのです。その中に、図書館は指定管理者制度も考えていったらいいのではないだろうかということ書いてあるのです。

それで、それだけではないのです。毎回というか、議会でも話をしていますけれども、予算は最少の予算で最大の効果を決められているわけですけども、費用対効果というのを毎年毎年しっかり適用されてきております。ですので、図書館もそうですし、ほかのところもそうですけれども、今のままでいいのかというのは、今の時代考えないといけないということなのです。係にいつも言っています。去年やったことを今年やって、そのままでいいのか。ですから、図書館もそういうことの一環として、今のままでいいのか、さらに費用を少なくして、町民の皆様に図書館の機能が十分行き渡るような形がとれるとしたら、ほかに何かないのか。

それで、今全国的に、一部批判も出ておる部分もありますけれども、民間委託をして成果が上がっている。成果というのは、図書館に来る人が多いとか、本の貸し出し数が多いとかいうようなことが中心かと思うのですけれども、そういう成果が出ているというところと、また本の図書の選別の仕方が今までの仕方とちょっと変わって、なじみにくいというようなことだとか、それから選別の中にちょっと問題になるかなというようなものが入っていたとかいないとかいうような新聞報道がありますけれども、そういうのもあるけれども、そういうのが出る前は効果が出ているという意見が多かったのです。それで、埼玉県の中でもやっているところがあるわけですし、そういうものを当然検討していくのは嵐山町の姿勢だというふうに思っています。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。では、ちょっと伺っていききたいと思うのですが、全国的にも委託、指定管理、こういったのがふえているというのですけれども、課長、どの程度つかんでいますか。県内だとか、全国だとか、そういったのわかりですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

全国の市町村立図書館数、2012年ですけれども、3,248館、このうち指定管理を導入しているのが333館で10.3%、これ2012年の確定値ですけれども、この時点で2013年度に予定していたのが、プラス55館ということで、これですと11.9%になります。

埼玉県内でございますけれども、市町村立の図書館数が2015年度で201館ございます。このうち指定管理を導入している図書館が53館、パーセンテージにしまして26.4%でございます。主な市では所沢、富士見、鴻巣、越谷、春日部、幸手等々です。町立では上里、伊奈、宮代、毛呂山等でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほど。先日NHKのラジオ、11月12日だったと思うのですけれども、指定管理の図書館について特集でやっていたのですけれども、そのときに、全国では426館だとNHKの調査では言っていました。多分年度が違うので、それだけふえているのだろうなというふうに思います。

今も、町長がおっしゃっていたわけですよ。余りよろしくない報道がされているということで、そういう危険というか、そういうことはやっぱり委託の場合あり得るのではないですか。13年前の武雄市のツタヤの件です。13年前のウィンドウズ98の本が置いてあるとか、11年前の公認会計士の資格試験の本が置いてあるとか、あるいは古本がツタヤから買われて置いてあるとか、はたまた風俗の週刊誌まで置いてあるとかという、こういうことが報道されているわけです。そういう危険があるのではないのでしょうか。それいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 指定管理者制度の選定に当たりましては、当然細かい仕様が各自治体とも準備して選定に当たっております。そうした中で、今武雄市の例だと、ご存じだと思いますけれども、こちらのほうは当然選書もこういう区分で、こういうビジョンに沿ってお願いしたいと、委託するに当たってですけれども、そういう形になるかと思われるのですけれども、その辺の部分が武雄市さんの場合はかなり緩かったのではなかろうかと。通常の選書では、図書館としては考えられないような選

書の方式をとられていると。

ツタヤさんがバックの会社ですので、図書館運営のノウハウがその辺ない分、書店としてのノウハウで指定管理を導入された経緯がその辺のバックとしてあると思うのですが、全国で幾つかいろんな会社で指定管理導入されておりますけれども、図書館のノウハウをお持ちの会社では、そういった点はきちんと仕様書のほうで明記してあれば基本的には起こらないと考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ここまでは、さすがに余り例がないのかなとは思っています。選書がきちんとできれば、こういうほかの問題も問題ないというようなことでもあると思うのです、今の答弁では。

兵庫県の三田市が図書館流通センター、いわゆるTRC、図書館のTと、流通のR、センターのCでTRCと。ここに委託したわけなのです。今までいた館長がやめて、実態はどうだったかということで、選書の状況を聞いたわけなのです。選書は市側で、TRCの職員が図書館に入っていますので、そこがやるのですが、それとあわせて市側でも入っていると。その市側の人は、司書の資格を持つ職員2人が購入のリストチェックをするのだということなのです。それでもTRCが示した、ずらずらと来るわけですが、それを不採用にしたことは一度もないということなのです。TRCが示したものを、言いつ放しでそのまま買っているということなのです。

私は、やっぱり図書館というのは、守らなければいけないものの一つだと思うのです。やっぱり図書が命ですから、それが、TRCというのは図書を売る会社でもあるわけですから、売る会社の都合に合わせて、実際買っていると。ここに、名前で小林さんという人がいるのですが、市の図書の内容が非常に精度が落ちたと、質が落ちたというようなことを言っているのです。

やっぱり今までのやり方からがらっと変えて、TRCの言いなりになってしまうとこういう面が出てくると思うのです。いかがですか、それはやっぱり心配にならないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

その辺で、近隣も含めて情報収集しているところでございますけれども、導入して

いる市町村のお話では、やはり先ほど言いました仕様を、指定管理を導入するに当たって、自分たちの図書館はどういうビジョンで、どういう図書館で、どういう仕様に指定管理をお願いするのだと、その辺をいかに細かく明示するかに係っているかというふうに考えております。

川口議員おっしゃるように、選書のチェック、それだけでなく、基本的には委託をした場合は運営それ自体の当然チェックも必要になります。指定管理者制度の導入に関しては、このチェック機能、これをどうするのかというのが全国的な問題となっておりますので、その辺についても細かい事例を今後検討、検証していきたいと思っております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それと、ツタヤの場合どうしても、すごいことをやっているの、郷土資料を大量に廃棄したということで、これはほかでも郷土資料がなかなか読まれないので置かなくなってきたということがあるらしいのです。郷土資料について、どうなのでしょう、きちんとしたお考えを持っているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 嵐山町は、歴史文化財に非常に豊かな町でございます。嵐山町の図書館の一つの特色としては、やはり町の特色である歴史なり文化財、こういったものを強く押し出していく、これも一つの嵐山町の図書館のカラーと考えておりますので、現在も義仲コーナーをつくったりとかもしております、図書館の中で。指定管理というものを考えた際にも、そういった嵐山町の歴史というものを色濃く運営の中に位置づけるという形での仕様というものを当然考えたいと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。郷土資料のことは、ここに具体的なものが載っていないので、私もこれ以上言えないのですけれども、ただどこまでうまく行けるのかという不安をちょっと私は持っています。

それから、職員のやっぱり図書を見ていて、蓄積、経験というのは大事になってくるわけです。嵐山町でも正規の職員が今は1人、前は館長も正規の職員としていたわけで、その館長が今再任になっているわけですので、経験を持っているというふうに言えると思うのですけれども、それががらっと変わってしまうわけですね。蓄積さ

れたものがゼロになってしまうわけです。それは、大変問題ではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 議員ご指摘のとおり、指定管理者制度でやはり全国的にも問題になっているのが、蓄積の継続というのをどのようにしていくか、これはやはり大きな問題だというふうに捉えられておりますし、この導入の検討に当たっても、一つの大きな懸案事項であると考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひ町長、今のことは図書館、新しい人がいればそれで済むのではなくて、図書のことを知っていないと相談には応じられないということがありますので、ちょっと覚えておいていただきたいと思うのです。

それから、町長もちょっと言いましたけれども、経費の節減というのが今言われましたけれども、経費はどの程度、委託させることによって節減されるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 まだ具体的な見積もり等々はとっておりません。経費を、ではどの段階で考えるかということもあるかと思うのですけれども、やはり図書館を運営するに当たっては人件費、こちらが最も大きなものを占めると考えられます。嵐山町の職員数、嵐山町の人口のピークは平成12年度でございましたけれども、嵐山町の職員数、全体の職員数のピークが平成11年、これ図書館がオープンした年でございます。この年に嵐山町の正規の職員が176名おりました。平成27年度現在141名で、既に35名の減というふうになっております。

開館当時は正規職員が4名、臨時職員が5名という体制でたしかオープンしたと覚えております。それが、今年度につきましては、議員ご指摘のとおり再雇用の館長1名と正規の職員1名、嘱託職員が3名、臨時職員が7名という体制で行っております。どの体制が一番いいのか。本来は、正規の職員で司書を持った職員が開館当時のように3名なり4名なりいれば一番運営としてはいいわけですが、現状ではそういう体制ができておりません。正規の司書を持っている職員は1名しかおりません。それを嘱託、臨時職員という数をふやして何とかカバーしているわけですが、こ

れが先ほどの蓄積というご指摘もありましたけれども、職員として蓄積した職員が3名いるとなると、現在の単純な図書館にかかる費用とは比較できませんので、その辺も何をもってどれだけコストが安いのか、また運営というものを考えたときには、そうすることによって示された金額が果たして高いのか安いのか、その辺も細かく検討していきたいと考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 経費の節減を一番やりやすいのが人件費なのです。ほかの面では、今の直営だって相当効率的にもうやっていますので、委託業者が入ってきても、なかなか大きな効率化というのは進められないと思うのです。やっぱり人件費になると思うのです。今は司書ですから、臨時職員と言っても少しいいと思うのですが、少しいいと思うのですけれども、そんなによくはないですよ。それをさらに委託にすれば落とすわけでしょう。いわゆるワーキングプアを、官製のワーキングプアをつくってしまうわけです。そういうことは、やっぱりやってはいけないというふうに思うのです。

こっから委託で話し合えば、もうそこで働いている人の給料がどうであろうと知ったことではないなんていう、そういうことではやっぱり大変まずいわけで、経費の節減は、これ一番人件費がやりやすいのですけれども、もしこれが目的であれば、今のより安く請け負うとしたら、そこを削るしかないのですから。やっぱりそれは本当にやってはいけないなというふうに思います。これから研究段階だということなので、それ以上いいです。

それからもう一点、開館時間が長くなるということで、これ利用者側は喜ぶわけですよね。だけれども、図書館に勤めている方は曝書というのをやるわけですよね。ご存じですか。ご存じない。埼玉新聞の11月30日の解説というところにあるのですけれども、図書館ですからいろいろな資料、本を集めてくるわけです。それを適切に管理される必要がある、それを曝書というのです。その曝書というのは、どういうときにやるのかというと、休館日にやるのです。資料とリストを照合して、見つからない資料は亡失として処理をします。ふだんはできないレイアウトの変更だとか、本の修理だとか、傷みますから。本の修繕、書架を整理整頓するとかという。だから、やっぱりこういうのに一定の時間が必要だというのです。ところが、TRCにしたって年中無休でしょう。曝書がきちんとできているのかという問題があるのです。ちょっとご

存じないかな。わかりますか。では、ここも大きな問題ですよ。認識だけ伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 管内整理、嵐山町も現在月に1回行っておりますけれども、これにつきましても指定管理にすれば、その業者が好きに運営していいというわけではないわけです。当然、現在も条例で開館時間と休館日と決まっております。委託にするに当たっては、当然町の条例、この嵐山町の図書館を設置及び管理条例に従って運営するわけですので、休館日また開館時間等もそれに従った上での委託という形になりますので、指定管理の運営をしたからといって、何もかも自由勝手に業者ができるというものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうなると、委託や指定管理になぜするのかという意味がもうなくなってくるわけです。指定管理にしてサービス向上なんていうことを言うわけですが、開館時間も別に今までと同じだと。休館日もきちんと設けるということになったら、今までと同じなのですから、これはあえてやる必要があるのかというふうになるわけですので、そのことを正直に申したなというふうに思うのです。

これから検討するとはいえ、非常に前向きな私は捉え方してしまっています。危険があるなというふうに思っています。今後もこれは皆さんに聞いていきたいと思いますのでということで、次の質問に移りたいと思います。

○大野敏行議長 川口議員に申し上げます。一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩をいたします。再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時54分

再 開 午後 4時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の一般質問を続行します。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 3番目といたしまして、歩道設置についてであります。

遠山地区へ行く1-12号線ですが、この道路の一部に歩道が設置されていない部分

があります。通学路にもなっていることから、早期の設置が必要ではないかと思ひますので、お考えを伺いたいと思ひます。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 質問項目3につきましてお答えをいたします。

町道1—12号は、国道254号から遠山地区へ通ずる幹線道路として、平成3年度、4年度の2カ年をかけて改良事業が実施されたものでございますが、一部区間において歩道が未整備のまま現在に至っております。これは、平成3年当時に用地買収にご理解をいただけなかったためでございます。しかしながら、本路線は通学路にもなっており、歩道の整備が必要であることはご指摘をいただいたとおりでございます。したがって、当時の経緯を整理いたしまして、改めて協議を再開し、歩道の設置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） さすがに、これはやりませんということではないので、ぜひお願いしたいと思うのです。

理解されないという、内容は課長はもうご存じなのですか。それは余りよくご存じない。それはいいですけども、1の何号線ということで、私またこれが余り積極的にやらないで、また放っておかれたのでは、やっぱり地元の人もかなわないと思うのです。1の何号線で歩道のない道路というのはどのぐらいあるのか。ついでに、2の何号線であるのか。わかったら伺いたいと思ひます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 大変申しわけございませんが、1の何号線というものは、幹線道路のうちの1級町道ということで整理をしているものがございます。それから、2の何号線というものも、2級町道幹線道路として整備をしているものでございますが、そちらの道路の中で歩道が設置されている箇所、設置されていない箇所の別々の数字につきましては手元に資料がございませんので、今お答えすることはできません。大変申しわけございません。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） どうですか。感じとして、今長くまちづくり整備課にいるわけですから、大体できているのではないかと、特に1級道路のほうは言えるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 大変申しわけございませんが、私もしばらく道路のほうの担当というのを外れておりまして、この1年間、久しぶりに、今年まちづくり整備課長ということでお世話になっておりますが、大変申しわけございませんが、感覚的にどのくらいというのも、すみませんがちょっとお答えすることができません。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと今関係ないのではないかとっているのですけれども、ある程度私は整備されていると思うのです。そういう中で、ある面ここだけが残っているのではないかなと思うのです。ですので聞いたわけで、やっぱりここへの力の入れ方というのを私は確認したくて聞いているのです。いいですか。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そんなことはないって。そんなことわかるものですから。質問すら……。ごめんなさい。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そういうことで、もしここだけが残っているのだったらやっぱり大変まずいです。課長としてこれ……。いいと言っているのですからいいです。いいですから。課長としても、自分の責任を持って通すということを、そのぐらいの気概を持って私はやっていただきたいと思うのです。気概の表明だけちょっとお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 議員おっしゃるとおり1―12号線、遠山道につきましては、部分的に途中が抜けてしまっているという状況でございますので、こちらにつきましては先ほど答弁申し上げましたとおり、当時の経緯を改めて確認をし、整理をして、地権者の方に再度協議のほうをお願いしてまいりたいというふうに考えており

ます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） では、よろしくお願いいたします。

終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○大野敏行議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の国保の都道府県化についてからです。どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず、都道府県化についてでございますが、2018年から国民健康保険は都道府県が国保の保険者となるというふうになっています。その運営自体は、都道府県と市町村が国保の被保険者となるということで制度を共有するという、共同で行うというふうになっています。

市町村の事務は、保険証の発行、それから保険料の決定、賦課徴収、医療の給付ということで、1つは健康保険の保険料の徴収方法はどういうふうな形で変わるのかどうか。

2つ目は、その徴収基準についてはどういうふうになるのか。

3つ目は、資格証の発行と滞納の人をどのように行うのか。滞納については、非常に厳しくなるというふうになっています。

そういう面では、4点目に町独自の減免制度がどういうふうになるのかと。これは保険料の賦課方法、それから保険料の納付方法にも関係する問題です。

5つ目は、保険料、国保の県への納付についてでございますが、これについては賦課金方式に変わるというふうになっています。

以上、5点について最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について金井町民課長。次に、小項目（3）について、初めに金井町民課長が答えた後に、山岸税務課長に答えていただきます。次に、小項

目（４）について、山岸税務課長に答えていただきます。次に、小項目（５）について、金井町民課長に答えていただきます。

それでは、初めに小項目（１）、（２）について、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 質問項目の（１）につきましてお答えいたします。

今回の国保改革で、2018年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになり、都道府県は財政運営の責任主体となる一方で、市町村は地域住民と身近な関係の中で、保険給付、税率の決定、賦課徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

保険料の賦課方法はどうかというご質問でございますが、県に確認いたしましたところ、現段階では第３次埼玉県市町村国保広域化等支援方針にあるとおり、賦課基準の方針は２方式、こちらは所得割、均等割を考えているとのことでございます。今後、県に国保運営協議会が設置され、検討を進めていくこととなりますが、協議の経過によっては変更になる可能性もあるかもしれないとのことでございます。

質問項目（２）につきましてお答えいたします。徴収基準ということでございますが、県は納付金の額を決定するとともに、標準的な算定方式に基づいて、市町村ごとの標準保険税率を算定し、提示いたします。

県から示された納付金をどのように被保険者から賦課徴収するかでございますが、国保財政の十分な資金の確保ができるかどうか、被保険者の急激な負担とならないようにすること。また、近隣町村の状況を総合的に勘案して、賦課基準及び税率を決定していきたいと考えております。

○大野敏行議長 次に、小項目（３）について、初めに金井町民課長。

○金井敏明町民課長 続きまして、（３）資格証の発行につきましてお答えいたします。

資格証の発行は、滞納者への納付指導や納付機会を確保し、国保税の納付について理解を得ることにより、納付済みの被保険者との公平を図ろうとするものであります。したがって、国保の広域化以降も市町村は引き続き保険税の賦課徴収を行っていくこととなりますので、制度が変わらない限り資格証の発行も実施いくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 質問項目１の（３）、納税指導につきましてお答えを申し上げます。

す。

納税指導につきましては、督促状の発布、年4回の催告書の発布、電話催告、自宅訪問等を通じ、まずは滞納されている方との折衝の機会を設けることに努めております。そして、相談窓口に来ていただき、相互扶助という国民健康保険の運営の考え方を踏まえ、納税に対しご理解いただけるよう努めております。また、納税者の皆様に対しましては、それぞれの状況により、できる限りきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○大野敏行議長 次に、小項目（４）について、山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 質問項目１の（４）につきましてお答えを申し上げます。

国民健康保険税の減免は、貧困により公私の扶助を受ける場合、被災された場合、所得が皆無となり生活が困難になった場合など、これらが対象となります。平成26年度においては、減免の対象が17件、減免額が70万5,500円となっております。

国民健康保険税の減免は、地方税法に基づき、条例の定めるところにより行っておりますので、都道府県化以降につきましても、減免に係る法改正がない限り制度の存続は可能であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（５）について、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 （５）につきましてお答えいたします。

国保税の県への納付につきましては、市町村は県から示された納付金を確保するために、被保険者から保険税を賦課徴収いたします。この納付するための資金に不足が生じた場合には、まず国保会計の保険給付費支払準備基金を取り崩して対応いたします。それでも足りない場合には、平成30年度から県に創設される財政安定化基金から無利子の貸し付けを受けて対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 保険税についてですけれども、まず4方式から2方式に変わるというのは以前から言われていることでした。したがって、ここに書かれているとおり、所得割と均等割になるということでありました。

そういう面では、（５）のところの保険税の県への納付ですけれども、賦課徴収が、税額が決まる関係があって分賦金に変わるということで、対県との関係では市町村に

については全額納めなければならないというふうになると思うのですけれども、そういう面では所得割と均等割という形で、2方式になるということでもありますけれども、現在の段階で、この2方式になった場合の保険税については具体的にはどういうふうになるでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 4方式から2方式になった場合の保険税がどのように変わるかということですが、仮に今4方式で納めていただいておりますので、今と同じ割合というのですか、今と同じ額の保険税を徴収するためには、資産割と平等割がなくなってくると思いますので、所得割や均等割をその部分では上げざるを得ないというふうになるかと思います。ただ、今後2方式のほうへ変えていくということにつきましては、県のほうに伺いましたところ、いつまでに2方式にしないといけないという線の引くというのですか、タイムリミットはなかなか設けられないということで、あくまで方式をどのようにしていくかということは市町村の判断によることですので、近隣町村の動向とか、そういった県の動向等、状況を踏まえながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 現在の2方式になっている市町村、郡内の東松山も含めた市町村については、どういうふうになっていますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

比企郡内の市町村の状況はどうかというご質問かと存じますが、担当者の会議等でどのようにしていくかということで、幾つかそれぞれ市町村の考え方というのが多少ばらつきはございます。例えば広域化に向けて2方式へ改正予定であるというところや、また30年度、広域化をにらみながら検討していくと。していく年度については、ちょっとまだはつきりしないといったところとかで、そういったことで、あと一部、ある町では2方式または3方式を検討中というようなところもございます。

比企郡内では、今のところ4方式の市町村が大体でありまして、吉見町さんが26年

度に2方式に改定済でございます。それとあと、ときがわ町さんが来年から2方式への移行を考えているというふうに伺っております。それ以外の市町村では4方式ということで、手元の資料ではそのようになってございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 全国的な国保の状況は、今無年金者というか、無職の人が多くなっていると。そういう面では、65年と2011年を比較すると、無職の人の比重が非常に高くなっているというふうに言われています。嵐山町ではどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 ちょっと資料を持ってきてないので、詳しいことは、その点についてはいわかりません。申しわけございません。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 全国的には、96年のときには、要するに農林水産業と自営業者で、合わせて7割というふうに言われていましたけれども、それが2012年には、これが少数派になって、無職の人が43.4%というふうにふえてきているというふうに言われているのですけれども、その辺の嵐山町の状況というのはわかりませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 具体的に何%ぐらいとかという数字はちょっと今わからないのですが、やはり同じように嵐山町でも同じような傾向がうかがえるという認識は持っております。やはりだんだん高齢化とともに年金生活者の方や収入的に低い収入というのですか、そういった方の割合が多くなっているというのは資料等から把握しておりますが、具体的に今何%ということはちょっと把握してございません。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうしますと、嵐山町の場合は、比較的収入の低い人が多くなっているというのが現状というふうな感覚でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 はい、多くなっているのは事実だと思いますので、そういった認識はよろしいかと思います。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 町長に所感をお聞きしたいのですが、私の資料ですと、今課長が言われたように収入の少ない人が個々の世帯の中で多くなってきているということですが、例えば私の資料ですと、ひとり世帯の場合、総所得100万円の場合が嵐山町は110万円。これ平均だと思います。総所得200万円のひとり世帯の場合が20万円。2人世帯の場合、妻が63歳、総所得100万円の場合が14万円と。200万円の場合が23万600円。4人世帯、高校生と中学生、先ほど無料にしてくれと、3子の場合無料にしてくれという話があったわけですが、4人世帯の場合は、200万円の場合が26万7,808円と。300万円の総所得の場合が35万7,000円ということでありますけれども、国保税そのものが高いという感覚はお持ちでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 高い安いこの判断というのは、どこに基準を置くのかちょっとわかりませんが、要するに必要な分と出す分とバランスをとるという面においては、今はちょっと入る分が少な目。ですから、もっと上げないといけないということかなというふうに思います。

しかし、それが今お話が出ているように、健康保険に入っている人たちの状況というのが、皆保険制度が始まったときと状況が変わってきているという状況を考えたときには、ただただ入る分と出る分だけバランスをとっていけばいいのか。今おっしゃるように無職の方、あるいはそのほかいろんな状況で所得が低くなってしまった方等が入ってきたという状況で考えると、保険料は高いかなというような判断も出てくると思いますので、その判断の基準をどこかに置いてやるかによって違ってくるというふうに思います。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、課長のほうにちょっとお聞きをしたいと思うのですが、5番目の国保税の県への納付ですけれども、今年度については、広域になった場合の納付方法ですけれども、納付方法は今度はどういうふうになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 県への納付方法ということでございますが、今のところ私のほうで把握しているのは、被保険者の方々へ賦課徴収したものを納付金として県のほうに支払うということで、例えばこういった名称でこういうふうになるというものは、ちょっとはつきり今のところは把握してございません。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 広域行政になった場合に、県は未納をなくすという方法を考えているということで分賦金の方法をとるのだということです。

それによって、保険税については、県はその徴収の義務を負わないわけですがけれども、市町村に対しては、その分賦金によって市町村から吸い上げるという言い方はおかしいのですが、納付をしてもらうということで、その部分については、県は対被保険者に対して未納はなくなるというふうに考えてよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 分賦金というふうになるか、納付金というか、県へ納めるお金ということで、納付金という言い方でさせていただきたいと思いますが、県のほうで、国保の基盤強化ということの施策の中で、30年度から国保が広域化になるということで、国費の追加投入、これ1,700億円ということでございますが、その中に4つの大きな柱というのですか、ございます。1つには財政調整機能の強化ということで、財政調整交付金の実質的な増額と。2つ目が、自治体の責めによらない要因による医療費増への負担の対応ということで、こちらの内容につきましては、精神疾患や子供の被保険者数、また非自発的失業者数等の割合に応じた対応ということで、3つ目が保険者努力支援制度、それと4点目が財政安定化基金の創設ということでございます。

今のお話の納付金の中で、確かに県のほうから決められた納付金というのですか、それが幾らですよということで示されて、それに対応する、見合う分のお金は町のほうから納めなくてはならないというふうに考えております。

そういったことの対応として、今申し上げました4点目の財政安定化基金の新しく創設というものがございます。こちらにつきましては、県のほうで基金を設置してということですが、給付増ですとか保険税の収納不足等により、財政不足となっ

た場合に備えて、一般財源からの財政補填等を行う必要がないようにということで、県のほうが都道府県に財政安定化基金を設置して、都道府県や市町村に貸し出すというものでございます。こちらにつきましては、無利子で3年間で償還ということで、今案の中では考えられているところでございます。そういった制度を利用しながら、やりくり等を行っていければというふうに考えてございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 課長が言われる財政安定化基金については、確かに県は貸し付けをしてくれるのですが、それは後で返さなければならないということで、これは保険料に上がってくる話です。

町長は、そういう面では、どこに線を引いていいかわからないというふうに言われました。総収入の定義というのは、税務課長わかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 大変申しわけございません。今資料を持っておりませんので、明確にお答えすることができない状況です。

ただ、平均所得に関しましてお答えをさせていただきますと、26年度の決算と25年度の決算、所得割の算定基礎額、こういったものを比較いたしますと、25年度と26年度の決算においては、1世帯当たりの額については25年度が約163万円、26年度の決算では約170万円ということで、所得割の算定基礎額からいたしますと、さほど変化がないというような状況です。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 総収入というのは法定減免、いわゆる定額の減免の前のやつですね。要するにいわゆる総収入です。そこから法定の減免が、控除がなされていくと。あとは、それぞれの関係の控除が引かれるという形で、収入ですね。総収入の1%以上、どこの段階でも1%以上です。これはやっぱり高いという感じを持ちませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと今の話の感じ方というのは、これもまた違うのです。ですから、何と答えたらいいのですかね。聞いているほうもわからないのではないですか。そういうことだと思うのです。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 総収入の10%以上が保険税として納めなくてはならないというのは、高いという感覚を持ちませんかということです。総収入というのは、そこから基礎控除を引く前の収入です。そこから30数万円の基礎控除が引かれて、それぞれの控除が引かれて、それで算定されるわけですがけれども、総収入の1割以上という保険料は高いという感覚を持ちませんかということ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、先ほどお答えをしたように、必要な分というのか、収入と支出とバランスをするように税を決めていくのかということになれば、必要な分だけ税を上げなくてはいけないわけです。しかし、そのほかの国保の状況、税の状況というようなものを考えたときには、それはどうなのかということなのです。ですから、高いか低いかというのは、どこを基準にやったらいいのか。先ほど答弁したとおりでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 私は、高いというふうに思います。そういう面では、総収入の1割以上の保険料というのは高いというふうに思うのです。それが毎年毎年引かれるわけですから。

そういう面では、金井課長にお聞きしますけれども、今度の2方式になった場合に法定減免はどう変わりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 法定の減免ということでございますが、引き続き減免制度については同様に運用していくものと思われまます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、今7・5・2

ですね。それが今度の2方式になった場合に、前の課長は8割・2割だっけかな、法定減免については変わるという答弁でした。それは変わりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 ほかの賦課方式ですとか、また税率等と合わせまして、その中で今嵐山町では6割・4割の軽減割合ということで行わせていただいておりますが、県内市町村を見ますと、7割・5割・2割という市町村のほうが割合的には多い状況でございます。それらの減免の方法につきましても、あわせて検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、変わらないということよろしいのですか。

もう一つお聞きします。嵐山町には、一部負担金の軽減制度があります。それから、先ほど言った無職者に対する軽減制度もあります。もちろん免除制度もあります。それについては、県はどの程度見てくれるのですか。今度の2方式になった場合に、その部分は納付金にどの程度反映されるのですか。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 答弁の前に申し上げます。議事の途中ですが、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 一部負担金の減免と税のほうの減免制度ということで、そちらにつきましては県のほうに伺いましたら、広域化になりましても引き続き制度の運用、町独自の減免制度ということで、引き続き適用は可能だというふうに伺っております。

もう一点……

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、町がとっている今までの制度については、納付金については反映されないということになるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 反映ということがちょっとよくわからないのですけれども、制度上、それは引き続いていけるということでございますので、納付金の率に、計算の中に例えば影響があつて、町が独自で減免している部分について納付金が上がるとか下がるとか、そういったことへの影響はないかというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 納付金についてですけれども、県に対する納付金については、一般会計で見ざるを得ないというふうに思うのです。それは、県のほうから来る部分があるとしても、そうした町独自の軽減、あるいは減額の措置がとられている部分については一般会計で見ざるを得ないというふうに思うのですが、それでいいですか。

○大野敏行議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時54分

再 開 午後 4時58分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の質問に対する答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 大変失礼いたしました。

先ほどの法定の減免、減額ということでございますが、6割・4割、例えば7割・5割・2割というものにつきましては、県のほうから4分の3、それから町のほうで4分の1ということで入ってくるものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それは、町の負担分についてはどこかで見なくてはならないと思うのです。そういうことですね。それは、一般会計で見ていくということになるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 一般会計のほうで見ていただくということになります。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つ、法定減免ですけれども、法定減免については申告時点で、既に納付書を発行する時点で減額がされてくると思うのです。減額がされて、国保の納入通知書に反映されるというふうになると思うのですが、そうなった場合に、県のほうはそれを考慮して保険税を決めてくるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 具体的な県のほうでどのように賦課を、基準というのですか、決めてくるかということでございますけれども、納付金の決定するのは県のほうということでございます。その医療費水準だとか所得水準を参考にしながら、その町ごとの標準保険税率を定めるということでございますけれども、具体的にその数字の算式の中にこういったものが入ってくるというものは、ちょっと把握してございません。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 法定減免については、まだよくわからないということですね。県のほうは、4方式から2方式に移るということで、郡内もそういう……東松山も確か2方式になるか、なったか、そういう方向を打ち出しています。毛呂山は既に2方式に移りました。そういう面では、広域化に向けて多くの自治体が2方式にしていくという方向を打ち出しています。嵐山町は2方式か3方式か、まだ県のほうから正式な通知は来ていないのだということでもありますけれども、そういう点では、嵐山町は昨年度、医療費の高騰によって、年度末で補正を組んで対応するという方法をとりました。

今度は、それが納付金という形で全部県のほうに納付をするという形になると思うのですが、それに引きかえ、税の滞納者に対する徴収が非常に厳しくなるというふうに言われています。嵐山町の現時点での資格証明書の発行枚数はどのぐらいになっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 嵐山町の現在の資格証の発行状況ということでございますが、平成27年度の今現在、7世帯の方に資格証を出してございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 短期保険証はどのくらい出していますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 短期保険証につきましては、現在200ということですが、こちらにつきましては、年に勤奨の期限が切れますということで、3カ月に1回、年に4回発送させていただいておりますので、現在では200ございますが、最終的には若干数字的には変更になるものと思われます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 滞納者についての差し押さえというのは、どのくらいありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 お答え申し上げます。

平成26年度の決算でございますが、国保税に関しましては5件、金額にいたしまして14万4,432円でございます。こちらの差し押さえにつきましては、所得税の還付金につきまして差し押さをさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 諸手当についての差し押さえはないというふうに理解していますね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 お答え申し上げます。

そういった差し押さえはございません。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 差し押さえについては、諸手当はないのだということでした。

また、法改正がない限り、そういったものについては、例えば独自減免の問題だとか、

そういったものについては、そのまま引き継ぐという理解だというふうに感じました。

いずれにしても、今度の納付金制度については、そこだけちょっと確認したいのですが、町の独自減免については、それは町独自で対応するというので、その部分については一般会計から支出をしていくという理解でよろしいですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 よろしいかと思います。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 次に、移ります。

○大野敏行議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 2番目の介護保険についてですけれども、来年4月から介護保険については地域支援事業に移行するというふうに言われています。今年の認定状況を見ますと、4月からですけれども、4月が新規が13人、5月が38人、6月が51人、7月が48人、8月が10人、9月が14人、10月が21人と。変更については4月が4人、5月が11人、6月が18人、7月が15人と、8月が7人、9月が4人、10月が6人というふうになっています。ただ、認定結果については、5、6、7がなくて、4月が非該当がゼロ、要支援が17人、要支援2が8人、要介護1が17人と。8月については非該当が1件、要支援が5件、要支援2が11件、要介護1が12件と。9月は、それぞれ要支援1が3件、2が4件、要介護が11件と。10月がそれぞれ8件、11件の8件というふうになっていますけれども、具体的に要介護から要支援に移った人数というのがわかりますか。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。1回目の回答、当初の回答で。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをいたします。

介護保険法の改正により、要支援1、2の方に対して、これまでは保健給付としていたものを市町村が行う地域支援事業として実施することとなり、全ての市町村が平成29年度までに実施するというので、町では平成28年度から実施することとしています。

内容としては、要支援者の多様な生活ニーズについて、要支援者自身の能力を最大限に生かしつつ、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直し、介護予防、

訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することとなりました。

町では、来年度については既存の介護福祉サービスを介護予防・日常生活支援総合事業に組み替え、現行の介護予防給付相当のサービス、多様な主体による緩和した基準によるサービス、住民主体による支援及び短期集中予防サービスとして実施する予定であります。

また、今年度設置しました生活支援コーディネーター及び生活支援介護予防体制整備推進協議会により、地域の資源開発や多様な主体によるサービス提供のネットワーク化に取り組み、多様なサービスの充実を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今年の移行については先ほど述べたとおりです。要介護から要支援に移った人というのは、どのくらいありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今現在、介護から移った、移動した人が何人かというのはちょっと手元に資料がございませんが、今9月時点で、要支援1、2の方につきましては、要支援1が83人、要支援2が110人、合計しますと193人の方が支援の認定を受けているという状況でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 移った人はわからないということですが、この移行後の総合事業については、先ほど答弁ありましたけれども、住民の主体による支援というお話がありましたけれども、具体的に介護コーディネーターというか、資格を持っている人は全体のどのくらいいますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今現在、まだ来年の4月からこういったサービスに移行をしていくという考えでございます。今議員さんがご質問した内容につきましては、緩和した基準によるサー

ビスを実施する場合に、そういった人がどのくらいいるかというような質問だと思いますが、今まだ現在そういったところで予定をしている段階でございまして、まだ。

一応、来年度考えているのが、現行の訪問介護でしたら、訪問介護相当のサービス、それは今までやっていただいた事業をみなし事業者として行うもの。それから、多様なサービスとして行うものが、一応その構成例としますと、訪問型サービスのA、B、C、Dというような形で示されているわけでございます。その中のAというところに緩和した基準によるサービス、それからBが住民主体による支援、Cのほうは短期集中予防サービス、Dが訪問型のサービスというような形。このAからDのものが多様なサービスということで変わってくるものでございます。それも通所型サービスについても、そのような形で。

ただ、通所型サービスにつきましては、多様なサービスのところで、Dの訪問型サービスというのはありませんが、A、B、Cというのは変わらないということで、これからまだその内容につきましては検討といいたしめようか、まだやっていく段階でございまして、今の段階では、申しわけございませんが、そういったことについてはまだわかってございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、具体的に訪問サービス、それから通所サービスのサービスの内容についてお聞きをしたいというふうに思うのですが、要支援1、2と要介護1のサービスの内容についてお聞きをしたいというふうに思うのですが、どこがどういうふうに違うのですか。要支援の人については、今度訪問サービスや通所サービスについて、サービスの内容が変わってくるというふうに思うのですが、そのサービスの内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

介護1の方と要支援1の方のサービスの違いというようなことでございますけれども、要支援1、2の方につきましては、全てが基準に従うサービスということではございませんので、先ほど言いました現行の訪問介護相当のサービスも受けられるようなこともございます。ですから、そちらのほうは変わらないのではないかと。

それから、多様なサービスとして、基準を緩和したサービスとなりますと、要支援1、2の方につきましては、そういったきちんとした資格がない方でも、ある程度一定の講習といえましょうか、研修等を受けた方がそういうふうにならしてもらおうということでございまして、その資格のあるなし等の差によって、若干差が出てくるというような形になるかと思えます。利用料等につきましても、そういったことで定額になってくるのだというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今課長が言われるとおりなのです。要するに訪問型、あるいは通所型サービスのCが専門職なのです。AとBは、要するに資格がなくてもいいというふうになるわけです。この部分が変わってくるというふうに思うのですが、AとBについては、さっき言ったように役場でいう多様なサービスになるのだと思うのですが、そういう面では講習を受ければいいと、資格はどうでもいいのだというふうになるわけです。

今まで要介護1の人は専門職だったのです、ずっと。今度はそれが緩和されて、要支援2あるいは1になるようなことはないと思いますけれども、1か2になると。それによって、介護サービスの内容が、内容がというか、それに従事する職員が変わってくるということになると思うのですが、それでいいですか。

○大野敏行議長 一般質問の途中ですが、この際暫時休憩をいたします。再開時間を5時30分といたします。

休 憩 午後 5時21分

再 開 午後 5時31分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の質問に対する答弁からです。

答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今まで介護1と認定されていたものが、要支援1なり2に引き下げになった場合のサービスについてはどうなるかというようなご質問でよろしいでしょうか。

いずれにしても、この総合事業につきましては来年の4月以降始めていくということで、今現在認定がある方が、その認定の期間が終了するとき、そのときにまた介護認定等、もし必要だったらとっていただくという形になるわけでございますけれども、そのときに役場のほうと利用者さんのほうとで一応相談をしていただきながら、そういったサービス、どういったサービスを受けたいというような希望もあろうかと思しますので、介護度が例えば要支援1、2になったということは、その人の状態がよくなったというようなことでその介護度が下がったわけなので、今までのサービスとは若干サービスの中身も多少、自分でできることがふえてきているというような状況でございますので、多少は緩和したサービス等を受けていただいても大丈夫な状態になっているのではないかなというふうには思いますが、その状況によって、先ほど申しましたとおりに、現行の介護相当のもの、それから基準を緩和したサービス等がございますので、その辺についてはよく相談のときに話をしながら、ケアマネジメント等をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） よくなっているという話ですけども、総合事業だけ受けようとする人の基本チェックリスト、受け付けはどういう形になりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、認定の期限が切れるときに、そのときに利用者の方と相談をさせていただきながら、その辺の状態もチェックリスト等も見ながら、またそのときに例えば明らかにこれは介護認定が必要ですか、これ見て明らかにまたもっとよくなっていて、介護認定もう全然必要ないのではないかなというようなこともあろうかと思います。わからないようなときに、またチェックリスト等を用いまして、その状態を判断しながらやっていくというようなことになろうかと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 受け付けの時点で、用紙そのものを基本チェックリストと、

それから認定請求書と両方を同時に受け付けるということでよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、その受け付けのときに、本人が、先ほど答えましたように、どう見ても認定介護度がつかないのではないかなというようなことをこちらで思った場合も、本人がどうしても認定を受けたいということで提出されれば、それにつきましては受けないということではなくて、一緒にオーケーをするということになろうかと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） すみません。もう一回確認をさせていただきたいのですが、本人の申請で、要介護1に該当するのではないかというふうにいった場合に、両方の申請を受け付けるということでよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 一応そういった場合に、先ほど申し上げましたとおり、チェックリストでいろいろ判断をさせていただくことがあろうかと思います。その中で、ご本人様がどうしても申請をしたいのだということになれば、それは当然受け付けもする、それを拒めないということで受け付けをさせていただくということになるかと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうしますと、振り分けによって要支援、あるいは要介護のほうに、要介護から要支援に移った人でも、本人の申し出により両方の申請を受け付けるということでよろしいですか。

テレビによると、2020年には全国で20万人の不足を生じると。サービス提供者、いわゆるサービスのAは緩和されているわけですから、2020年度には20万人の人が不足をするというふうに言われました。そういう面では、このサービスAの場合は基本チェックリストのみということはありませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 緩和したサービスを受けたいという方の中には、要支援といいたいでしょうか、介護認定をされている方も含まれてくる可能性はあろうかと思えます。個人の方がサービスを希望されれば、そういったこともあろうかというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 本人の希望ということですね。そういうことでいいですね。

要するに通所にしても訪問にしても、無資格によるサービス提供はAですよ。その部分を含めて、今度の2020年には、サービスの提供者が全国で20万人不足するというふうに言われて、今度の国会の中で、外国人のサービス提供者も雇い入れようという話もあるわけですが、嵐山町はそういった部分でも十分に対応をするということなのではないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、これからまだ総合事業につきましては始まっていくというような形になりまして、今現在、まだ現在の事業をやられている事業者さんのほうにもこの事業についての説明、それからみなしのこと、それから緩和したサービス等についてのご説明等も、まだこれから行っていくというような状況になってございます。

そういったことで、今現在私のほうで考えたのは、先ほど清水議員がおっしゃられたようなことはやっていくといいたいでしょうか、介護認定の申請を受けたいという方、どうしても受けたいという方を、それを拒むことはできないのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） いずれにしても、来年の4月からはこの制度が移ると。総合事業に移るといいうふうになるわけで、もう既に、我々が審議をする時間はあと1回し

かないと。その1回は、多分いろんな法律が出てくるのだらうというふうに思うのです。そうすると、非常に期間がないというふうに思うのですが、そういう面では、ぜひこれからまだ通達として来ていない部分もあろうかと思えますけれども、サービスができるだけ専門的なサービスを入れていくというふうに、私はしてほしいと思うのです。

それは、今までやってきた人間関係も含めて構築してきたものであるし、訪問にしても通所にしても、今度のサービスAの部分は緩和されている部分ですよね。その部分のサービスが落ちていくというようなこと、A、B含めてですけれども、それはあってはならないというふうに思うのです。それは、どういう形であろうとも、今度の場合は国からの補助制度も確立されているわけで、サービスを後退させるというようなことは、とってはいけないというふうに思うのです。

その第1は、まず今までは介護保険に該当するかどうか、それはその窓口であり、施設の職員であり、そういった部分がやってきている問題です。今度は、A、Bについては一般の職員でも受け付けが可能というふうになっているわけです。そういう面では、地域支援事業だけに特化するのではなくて、サービスそのものを窓口に来た人を優先してもらおうというふうにしてほしいのです。そうでないと、その時点でもうサービスそのものが地域支援事業に移るべきというものがあってはいけないと思うのです。わかりますか。基本チェックリストそのものは、総合事業による人のみチェックリストなのです。両方の申請を受け付けるということであれば、それはチェックリストだけに特化するということではなくなるというふうに思うのです。そここのところをもう一度確認をしておきたいと。基本チェックリストだけで総合事業のほうに移行するのかどうか。そこだけ確認をさせてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今まで要支援1、2の方に対しては、介護予防給付というような形で行っていたわけですが、それが新しく介護予防・日常生活支援総合事業というような形にこれからは変わってくるという中で、今お話をさせていただきましたが、まずは今現在、要介護認定をとられている方が、来年の4月以降に認定の期間が切れるというようなときに、町と利用者さんの方と相談をさせていただきまして、今言われたチェックリ

スト等を参考にしながら、またどうしても認定を受けたいというような方につきましては当然その申請もあるということでございまして、認定の部分が丸々なくなってしまうということではなくて、今までの介護予防給付の部分、例えば訪問介護ですとか福祉用具等の対応、購入につきましては、その分は給付として残るわけでございますので、やっぱりどうしても認定をとる必要のある人もいるわけでございますので、そういったことを考えますと、今言われたように個々のチェックリストである程度こちらのほうのふり分けといいたいでしょうか、ある程度の判断ができるわけですが、どうしても利用者本人が受けたいというような場合には、介護認定の申請をしていたいてやっていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、3番目に行きます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 来年度の予算編成、補正も含めてになると思いますが、国は地方創生会議事業として、新型交付金をはじめとする地方再生の活性化を支える財政措置をします。こうした国の財政措置に対して、町の対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

国では昨年、まち・ひと・しごと創生法を制定し、長期人口ビジョン及び総合戦略を閣議決定いたしました。この創生法においては、市町村にも人口ビジョン及び総合戦略の策定を促し、国の説明では平成26年度補正予算に地方創生先行型及び消費喚起型交付金を計上するとともに、平成28年度からは新型交付金を創設するとしておりました。

この新型交付金の情報につきましては、現在のところマスコミ等からの報道のみであり、平成28年度には国費ベースで1,080億円を予算要求しているとのことで、残念ながら補助率は2分の1となる模様です。

また、最近の報道では、国の平成27年度補正予算において、（仮称）地方創生加速

化交付金を最大で1,000億円規模とするとの報道もございました。詳細については未定ですが、総合戦略に盛り込まれた事業のうち、観光や農林水産業の振興、中小企業の生産性向上、人材育成の分野などに対する取り組みに交付されるとのことでございます。

町では、これまでも地方創生関係交付金につきましては、消費喚起型交付金や地方創生先行型交付金をはじめ、先行型の上乗せ交付金となる先進的な取り組みを行うタイプⅠや10月に総合戦略を策定した団体に交付されるタイプⅡなど積極的に対応してまいりました。残念ながら、タイプⅠは採択とはなりませんでした。今後も地方創生関係交付金を積極的に活用すべく、迅速に対応できるよう常にアンテナを高くしておきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） この新型交付金についてですけれども、新型交付金については、嵐山町は当初予算、あるいは補正予算等で対応するという考え方はないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

新型交付金、今ある情報をもとにお話をさせていただきますと、対象となる事業、国のほうでは3つ示してございます。1つ目が先駆性のある取り組み。2つ目が既存の事業の隘路を発見し、打開する取り組み。最後の3番目が、先駆的優良事業の横展開と、このようなことを国のほうが示しております。こういった今申し上げた取り組みに対して交付を予定をしているというものでございます。

また、この対象となるものについては、今回策定をした総合戦略に位置づけているものと。この戦略の中で重要業績評価指標、KPI、こういったものを設定している事業について対象となるということでございます。来年度の予算編成につきましては、これからというか、今もう始まっておりますが、これから各課の中で予算要求をしていくということになろうかと思えます。当然その中で、本日の一般質問の質疑の中でもありました今回の予算編成について、総合戦略に位置づけた事業を積極的にやっていくのだよと。こういった基本的な方針も示されてございます。各課の中から、こう

いった事業を予算要求をしていくと。

ただし、先ほども申し上げました国の予算ベースでは1,080億円、まして2分の1ということでございます。国が1,080億円ということでございますから、嵐山町にこの中のどれだけが配分がされるか、交付がされるかというのが、推して知るべしかなというふうに思います。計上した事業が全てこの対象になるとも当然限らないと思います。そういったことを情報等を収集等していきながら今後予算編成がされるものというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 全国的には、事業費ベースで2,160億円というふうに言われています。そういう点では、この間、地域住民等の緊急支援の交付金ということで、住宅リフォームやこども医療の拡大というのをやってきている市町村もあるわけで、嵐山町は具体的にはどういう部分の計上を検討しているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

申しわけありません。ちょっと私1点落としてしまして、新型交付金等というご質問の中で、新型交付金については、申し上げましたとおり1,080億円、2分の1ですから2,160億円です、地方財源を足して。それ以外に、各省庁のほうで、この総合戦略を踏まえた個別の施策として、国のベースで7,763億円を概算要求をしているということで国のほうが情報を出しております。

これは国の基本目標、4つ定めておるわけでございますが、皆様のご案内のとおり、この4つは、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携する、この4つの基本目標に沿ったそれぞれの省庁ごとに事業を展開していくと。これの合計が7,763億円と。こういったものと先ほどの新型交付金、こういったものが地方創生関係で平成28年度、全国的に行うのではないかなというふうに思っております。

また、今議員さんのほうから、先行型でこども医療費拡大云々というようなお話がございました。それにつきましても、確定とかということではないと思いますが、先

日マスコミの報道を見ますと、先行型についてはこども医療費拡大分は地方創生の対象としたのですけれども、新型交付金についてはその対象は見送るような報道もされております。これ確かかどうかというのはまだわからないのですけれども、そういったいろんな動きがあるというふうに思っております。

具体的にどのような事業がということで今お話をいただきましたが、私が答弁できるもの、各課でどのようなものを上げているのかというのは現状では全くわからない状況でございまして、当課の内容を1つ申し上げますと、今回の総合戦略の大きな柱の一つである嵐山活性化チーム、こういったものについても予算要求をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 具体的な方策として、町が掲げてきた拡大分ですけれども、例えばこども医療については、中学3年までの医療費の助成というふうになっていきますし、住宅リフォームについては、子育て高齢者の応援リフォーム助成金ということで、子育てと高齢者10件ずつになっていますよね。そういう面では、何か目新しい事業ではないなというふうに思うのです。

これが具体的に一般住宅まで含めたりリフォーム助成にするとか、こども医療については高校生までするとかであれば②に該当するのかなというふうには思うのですが、計画を見ても、そう目新しいものはないなというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから目新しいものがないというか、少ないのではないかと、こんなようなご指摘もいただいたところでございます。今回の計画の策定に当たりましては、まず一つには、今後国の交付金等をいただくには、先ほども申し上げましたが、この計画に位置づけてあること、これが前提条件となります。こういったことを踏まえまして、まず今行っている事業、こういったものについては入れていくのだということは当然ベースとしてございます。それに加えて、例えば拡大できるもの、こういった部分があるのか、新しいことをどんな部分に入れていったらいいのか、こういったこ

とを加味しながら策定をしていた。議員さんのほうで新しいものが少ないなというような印象を持たれたというのは、そういった部分も確かに見方もできるのかというか、捉え方によってはそういったこともあるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 捉え方の問題ですか。何かこの、少なくとも嵐山町の総合戦略の案については現状を把握したというふうに捉えるのですが、少なくとも課長が言われるように、2分の1ではあってもそういった予算を国がつけたわけですから、それを活用していくという点においては、残念ながらという言い方をしていますけれども、確かに2分の1、50%の補助率というふうにはなるのでしょうかけれども、現状を把握したということなののでしょうか、この案は。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど明瞭な答弁ではなかったかなというふうに今思ったのですが、ベースとしては現状があると。ただ、この中には新しいものがたくさん盛り込まれているというふうには思っております。

その一つが、先ほど申し上げました嵐山活性化チームであったり、農業の六次産業化であったり、新たな観光資源の開発だとか、そういった資源をバージョンアップしていくだとか、そういったこれまでの計画にはなかったような、こういったものも盛り込ませていただいております。そういった新しい部分を注目をさせていただきたいと。

また、これ9月議会での議員全員協議会の中で最初に今回の総合戦略を説明させていただいたところですが、そのときに私一つ申し上げたことがありまして、今回の策定に当たっては、給付ということよりもサービスを充実していくのだと。こういったことを重点的に考えて策定をしたというふうに申し上げました。そのようなご理解をいただければ、大変ありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） いずれにしても、そこに載せていて、これから採択になるかどうかを国が判断するのでしょうかけれども、少なくとも新年度の中で、そういったも

のについては国に対して請求をしていくと、認定をしてもらうような努力をしていくということなののでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

私が答弁するのもあれなのですが、町の財政運営の基本、活用できる補助金、交付金、こういったものについてはこれまでも最大限活用をする。これを基本にしてきたというふうに私個人思っております。その姿勢は今後も変わりません。この地方創生に関しても、同じ考えのもとに進んでいくものというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、活用できるものは活用していくというお話でよろしいのでしょうか。今度の地方創生に対する補助金そのものは、確かに課長が言われるように2分の1という残念な結果ではあるのですが、それでも国がしっかりと予算措置をするという面では、それに対するやはり住民の要望等も十分把握をしながら採択に向けて努力をしていくということではよろしいですか。最後にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたこの新型交付金、あるいは各省庁における補助制度、こういったものがまだはつきりしていない段階で、なかなか詳細について申し上げるということは難しいかとは思いますが、まず活用できるものについては活用していく。ただし、2分の1の負担分があるわけです。それは、町財政全体のことを当然考慮しながら検討をしていく。このような形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（清水正之議員） 終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日、10日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、12月9日、10日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

なお、休会中の委員会等の日程についてお知らせいたします。

12月9日の午前10時からの文教厚生常任委員会を午後1時30分に変更させていただき開会いたします。次に、12月10日、午前10時から議案第58号の現地調査を行います。よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時07分)

平成 27 年第 4 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 4 号）

12 月 11 日（金）午前 10 時開議

- 日程第 1 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第 50 号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第 51 号 嵐山町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第 52 号 嵐山町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて
- 日程第 6 議案第 53 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第 54 号 嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第 55 号 嵐山町税条例等の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 56 号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 10 議案第 57 号 嵐山町交流センター設置及び管理条例の一部を改正することについて
- 日程第 11 議案第 58 号 字の区域を廃止することについて
- 日程第 12 議案第 59 号 平成 27 年度嵐山町一般会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 13 議案第 60 号 平成 27 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 14 議案第 61 号 平成 27 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 15 議員派遣について
- 日程第 16 閉会中の継続審査について

日程第 1 7 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第 1 8 発議第 2 2 号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出
について

日程第 1 9 発議第 2 3 号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出について

日程第 2 0 発議第 2 4 号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治
療推進を求める意見書の提出について

日程第 2 1 発議第 2 5 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の
負担軽減を求める意見書の提出について

○出席議員（14名）

1 番 吉 本 秀 二 議員	2 番 森 一 人 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 青 柳 賢 治 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 松 本 美 子 議員	12 番 安 藤 欣 男 議員
13 番 渋谷 登美子 議員	14 番 大 野 敏 行 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 泰 夫
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	
石 井 彰 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
村 上 伸 二 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
植 木 弘 環 境 農 政 課 長	
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長	
菅 原 浩 行 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
植 木	弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成27年第4回嵐山町議会定例会第8日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。

発議第22号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出について、
発議第23号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出について、発議第24号
ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出について及び発議第25号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について、以上の4件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本4議案につきましては、後刻、日程の追加の件をお諮りいたしまして、審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第1、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

ます。

人権擁護委員、大塚洋一氏の任期が平成28年3月31日に満了することに伴いまして、同氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

大塚氏の経歴につきましては、参考資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） おはようございます。本件の提案に関しまして、若干確認のための質問をさせていただきたいと思います。

人権擁護委員の任期について、条文等をちょっと確認していただいて、教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 ただいまのご質問につきまして答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、ご案内のとおり、人権擁護委員法にその規定がございます。ただいま人権擁護委員さんの任期というご質問でございますが、人権擁護委員法第9条にその旨が規定してございます。

参考までに申し上げます。人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期終了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う、このような規定でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。

それでは、後に審議されます農業委員におけます任期について説明していただけますか。

○大野敏行議長 本件、諮問第3号について、その時点でまたご質問を受けて、回答させていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 関連をしているということでのご質問でございますか。

吉本秀二議員。

○1 番（吉本秀二議員） 最初の質問に関連しての質問でございます。

○大野敏行議長 わかりました。

それでは、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 農業委員の任期につきましては、農業委員会等に関する法律で定められておりまして、第10条によりまして、委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。2号としまして、委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。3号としまして、委員は、再任されることができる。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1 番、吉本秀二議員。

○1 番（吉本秀二議員） ありがとうございます。

人権擁護委員の委員については、再任の規定はございませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この人権擁護委員法上、再任の規定というものはございませんので。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに質疑ある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第2、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第4号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員、吉野敦氏の任期が平成28年3月31日に満了することに伴いまして、同氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

吉野氏の経歴につきましては、参考資料をごらん願いたいと存じます。

なお、細部説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 人権擁護委員、吉野敦さんに関してとやかく言うものではないのですが、大体任期は3期ぐらいで交代していただくということが定説みたいになっていたと思うのですけれども、今回は、人権擁護委員は3年なので9年になって、9年経過されたということです。どうなのでしょう、そのことの考え方については町長はどのように思われているのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

人権擁護委員さんにつきましては、現在の委員さんは大変適格な委員さんということとございまして、仕事を続けてきていただいておりますけれども、今何期で何年だというお話ございましたけれども、今回お願いするに当たりまして、両委員さんとも適任でありますので、引き続いてお願いするのが適当であろうという判断をさせていただきます。推薦の意見を求めた次第でございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、直接的なあれではないのですけれども、人権擁護委員、女性2人と男性2人という形の半々でしたか、どんな感じになっていますか、教えてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

現在、人権擁護委員さん、4名いらっしゃいまして、お二人が女性、お二人が男性、このような構成になっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第3、議案第50号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについての件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

〔青木 務地域支援課長登壇〕

○青木 務地域支援課長 それでは、議案第50号の細部につきましてご説明を申し上げます。

議案第50号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、本町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案の裏面をごらんいただきたいと存じます。条例の主な内容といたしましては、まず第1条において本条例の趣旨を定め、第2条において用語の意義を定めるものでございます。

次に、第3条において、町の責務といたしまして、個人番号の利用及び特定個人情

報の提供に関して、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる旨を規定するものでございます。

第4条第1項では、個人番号の独自利用を行う事務を規定し、第2項では、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携について規定するものでございます。

また、第3項では、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨を規定するものでございます。

第4項では、他の条例や規則等で書類の提出を義務づけられている場合にあって、庁内連携により義務づけられている情報が利用できるときは、これらの書類の提出義務をなくすことにより、町民の負担を軽減するための規定でございます。

次に、第5条では、特定個人情報の提供といたしまして、同一地方公共団体内の他の実施機関へ特定個人情報を提供することができる場合の利用事務、その事務処理に必要な特定個人情報、提供を求める実施機関及び提供する実施機関を規定するものでございます。

附則でございますが、この条例を平成28年1月1日から施行する旨を定めるものでございます。

次に、別表第1でございますが、これは法別表第1に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合、いわゆる独自利用でございますが、これについて定めており、別表第2につきましては、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、いわゆる庁内連携でございます、これについて規定するものでございます。

別表第3につきましては、同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供について規定するものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今度は他機関とか庁内連携とかということで、どうしても行った先での情報の漏えいというのが心配してしまうのですけれども、その辺の管理をきちんとされるのかを伺いたと思います。

それから、カードというか、番号の受け取りの拒否をしている、あるいは留守だったりという方がまだたくさんいるというふうに、この前課長に聞いたら500件ぐらい

あるのだということをお聞きしたのですけれども、これを利用する場合、番号がなくても利用はできるのか、確認をしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私からは、1点目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

今情報漏えいが大変危惧されるというようなご趣旨かというふうに思っております。これについては、国のほうでは、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、これなのですけれども、こういったものを示しております。嵐山町におきましては、こういった国が示しているガイドライン、こういったものに沿って実施をしていくと。

このマイナンバー制度につきましては、かねてから職員で構成するプロジェクトチームを組織をしまして、随時検討を重ねてまいっております。これまで発足以来、延べ15回にわたりまして、大変深く協議を行っておるところでございます。そういったプロジェクトチームの中においても、当然こういった情報漏えい等起こらないような形で対策をとるということで検討を重ねてまいっております。一定のガイドラインに基づきまして方針を定め、実施をしていくということで考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 次に、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 では、2点目の番号の拒否をした人の分でも利用できるのかというご質問の関係でございますが、まず番号につきましては、現在番号通知ということで各世帯ごとに通知を差し上げてございます。通知そのものの郵便での受け取りというものは拒否という形でされて、町のほうに戻ってきたものはございます。ただ、番号そのものというものは、10月5日現在の嵐山町に住民登録のある方に付番をされておりますので、個人が拒否したから云々ということではなくて、各個人にもう既に付番されているものでございますので、この条例に基づいて、各関係する市内の連携ですとか、そういったことでの利用は可能かと思われます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 漏えいがあるとはならないというか、たびたび申し上げているとおり、年金の件で、あれだってしっかりやっていたのだと思いますよ。国会でもかなり質問しているのを、私最近一部分ですけれども、読ませていただいて、年金機構のほうはしっかりやっているのだということ saying it that way but, leaked that way so, apparently this kind of thing is spreading and in response to that, I am very much concerned and apprehensive. I will only mention that much.

番号を拒否した方がこういう教育委員会や各課に行って、人間ドックなどを利用したいという場合、番号を書かなくても利用できるのですかという、こういう質問なのですけれども、わかりですか。各課の担当課長が答えたほうがいいかな。番号がなくてもできるのかどうかを確認したいのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 番号を書かなくても利用できるのかというようなご質問かと存じますが、私ども町民課に関係しましては、国民健康保険ですとか、後期高齢者のいろいろさまざまな申請とか、そういったものがございます。その中で、申請用紙に新たにお名前や住所、そのほかに個人番号を入れていただく欄というのが新たに様式の中で追加されるというような様式がどんどんふえてくるというのですか、そういったことがあります。その場合に、例えばカードを忘れてしまって、その場で書けませんとか、ちょっと忘れてしまったのですけれどもといった場合に、その申請を受けないで帰っていただくということもこれは不合理な面がございますので、お客様というのですか、その方にこちらで調べさせていただいて記入をしていいのですかというような同意を得た上で、町側で調べさせていただいて、その申請を受け付けるといったようなことを内部では考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 質問させていただきます。

1つは、窓口やなんかでの提示義務なのですけれども、先ほど金井課長が答えてはいたのですけれども、必ずこれを提示して、あるいは書類を受けるとか、申請をするとかということが生じるのでしょうか。

それから、これは例えば子供なんかが、今でも住民票なんかではほかの人が代理でとることもできるわけですけども、その辺のところの関係ではどういう扱いに今度なるのでしょうか。

それから、何歳からこれを必ず所持して提示しなければならないのか、そこの3点を聞いておきたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 まず、必ず所持して提示しなければならないのかというようなご質問でございますが、それぞれの各課で決められた様式ですとか申請ですとか、内容が違ったものがあるかと思います。場合によっては、特に記入する必要がなくて、今までどおりということもあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、様式が入れていただくような様式になっているものについては、できるだけ町民の方のほうで入れていただくことをお願いしたいというところでございます。

それと、住民票等の関係につきましては、やはり住民票で希望があれば、住民票の中に個人番号を記載したものであるということで申請いただければ、発行はできるところでございます。ただ、通常はなるべく入れないものであるということで、とっていただくことがよろしいのかなというふうに思いますが、住民票は誰でもとれるということではなくて、本人や同じ世帯の方、あとは8業種というのですか、そういった職務上の請求で申請していただくというようなことで、住民票の取得の関係に関しましては、従来どおり、それに基づいてやっていくということになろうかと思います。

それと、今お手元に届いているものは通知カードといいまして、これは全ての皆様に紙ベースというのですか、ほとんどの方が今届いて、封をあけていただいて、中を見ていただいているところかと思いますが、紙ベースで通知カードというものが入っております。それは、封筒の中に、世帯ごとですから、当然4人の世帯であれば4枚入っておりまして、個々の通知カードにくっついているのですけれども、下の部分が番号カードという申請書になってございます。申請書を切り取りいたしまして、必要な所要の部分にお名前を署名していただいて、判こを押していただくと。それと、あと写真を撮っていただいて、写真を張りつけて申請していただければ、同じく通知カードが送られた封筒の中に返信用の封筒がございます。それは、町に来るものではなくて、直接発行してくれる機関、国のほうへの宛名が書いてございまして、国のほう

うでつくるようになっている封筒でございますので、そこに入れていただいて投函していただければ、発行の手続きができるものでございます。

その後、作成されたものが一度でき上がると、それが自治体というのですか、町のほうへでき上がったものが送られてきてまして、その後町のほうからは各町民の方々に、準備ができましたから、お預かりに来てくださいというような流れになるわけですが、番号カード、例えばキャッシュカードみたいなプラスチックのお手元のそういったものをイメージしていただければわかりやすいかと思うのですが、それに写真がついてＩＣチップのついた、そういったものということで、現物はまだ私も見ていないのですけれども、以前住基カードというものがありました、あれと同じような感じのものということでイメージしていただければよろしいのかなと思います。それは必ずしも全員が持たなければいけないということではなくて、あくまで希望者というのですか、希望者の方は先ほど申し上げました申請用紙、通知カードの下にある申請部分の用紙のところに写真を張って申請をしていただくということで、希望ということでよろしいかと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員） 課長の説明なのですが、住民の人はあれを受け取って、非常にわかりにくいというのです。というのは、写真まで撮らなければいけないわけですね。それを送らなければならないと。それでいくと、例えばカードを持たなければならない、番号を持たなければならない、その年齢や何かの関係もあるし、お年寄りなんかだと、そんな面倒くさいことわからないからできないよとかというのを私も聞きますので、そこら辺の対応は町のほうはどういうふうこれから対応を考えているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 確かに通知カードが送られてきた中に申請の仕方ということで印刷のものが入っておるのですが、資料を見ますと、結構細かく書いてございまして、確かにわかりにくい部分があるかと思われます。どのような対応かということでございますが、町といたしましては、窓口等でお客様に聞かれれば、電話等でも問い合わせがあるので、なるべく丁寧な説明の仕方で、この部分については

こういうふうに書いてとか、こういうふうにしていなければならないということで、そういったことでなるべく丁寧な対応の中でさせていただければというふうに思っています。

それから、1点、先ほど私、住民票のほうは従来どおりというふうに申し上げましたが、ちょっと訂正をさせていただければと思います。個人番号の入った住民票の請求については、弁護士等による第三者請求は認められないということで、自己または同一世帯の人のみということでございますので、訂正をさせていただき、おわび申し上げますが、大変失礼いたしました。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 何点か伺わせていただくのですけれども、まず通知カードの発行した数、そして受け取り拒否をされた数、それから通知カードを受諾されていない人の数というのは、今現在どのぐらいになっているかということを伺いたと思います。

それと、別表関係、それぞれ扶助費にかかわるものがとても多いと思うのですけれども、なぜこのような扶助費にかかわるものを出したのか、そしてこの扶助費にかかわるもの、嵐山町の事務ですけれども、これになぜこのマイナンバー法を入れなくてはいけないのか。これは本来入れなくても今までもやっていったものですよ。なぜそういうふうなものを選んできたのか。特に療育手帳の管理に関する事務、それから障害者の日常生活用具給付に関する事務、それから在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務、人間ドックの実施に関する事務、法定外予防接種の実施に関する事務、介護保険利用料助成に関する事務です、こういったものがなぜ必要になってくるのか。本来必要ではないものです。今までだってやっていったものに、なぜマイナンバー制度のナンバーを加えてきたのか。

そして、実際には、ずっと資料を読んでいますと、このマイナンバー法のマイナンバーを入れなくても、これは全部、住民の人たちはこれに差しさわりのなく、こういったものの恩恵は受けられなくてはならないものであります。それをなぜこのところに持ってきたのか。

そして、なおかつ先ほど住民の方をお願いをして、マイナンバーを書かせていただ

くということでしたけれども、何もマイナンバー法のカードを提示して自分で書かなくても、行政の側がわかるわけですよね。マイナンバーのカードというのは、毎日毎日これ行政に来るときに持ってこなくてはならない、そういうふうな事態になりますよね、今のこの事務手続だと。そうすると、漏えい以前に、紛失したときというのはとても成り済ましとか、そういったことが大きくなってくることが予測されています。それについて、こういったことを何もこんな手続に、住民の人がカードを持ってきて、カードにそれぞれの申請のところに自分で名前を出して、12桁ですよ。12桁だから、覚えられないわけです。そんなものを覚えている人なんかいません。そうですよね。自分の生年月日より長い番号が、何かわけのわからない番号がずるずるついてきているみたいですから。なので、特に扶助費関係のものに嵐山町のマイナンバーの事務を持ってきたことの理由を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

最初に、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、私のほうからは、通知カードの拒否された件数と返戻された件数とかということでございますので、そちらの数字につきましてお答え申し上げます。

この通知カードにつきましては、転送不要の書留で送られてございますので、郵便局のほうにお客様のほうで、転居とかをして転送をしてほしいというふうに届け出があっても、今回の通知カードについては、その住所にいらっしゃらなければ、町のほうへ戻されるということがございます。それら、まず宛てどころなしとか、宛てどころ不完全、それからあと郵便局員の方が配達をして、そのときに対面で渡すわけですが、いらっしゃらなかったときに不在票を置いてくるわけなのですけれども、その不在票を置かせていただいて、一旦郵便局員さんは郵便局のほうへ持ち帰って、7日間保管するというところでございますが、その間に連絡等がなかった場合はやはり町のほうに戻される分がございます。それと、あわせて先ほど、対面はできたのですけれども、受け取り拒否ですよということでは言われた方ということではございます。今のところ、きのう現在で、その通数が616通でございます。内訳といたしましては、受け取り拒否の通数が9通、それから宛てどころ不完全、宛てどころなしというものが172通、とめ置き期間が経過したもので返送されたものが435通です。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

別表第1の規定でございますが、これは先ほどご説明を申し上げましたとおり、法の別表第1に掲げられていない事務において、個人番号を利用する場合ということで、今回規定をさせていただいたものです。こちらに規定をさせていただいたものについては、今回の独自条例を制定したものについては、これを制定したから、これまでと違うことを事務上行うというものは一つもないのです。今行っている事務を同じようにまず使っていく、そのためにこういったものを規定することが必要かということで内部で検討いたしました。検討した事務、総数が221ほどたしかあったと思うのですが、それを一つ一つ法別表の規定があるかないか、また今町が使っているシステム上、ここで条例で規定する必要があるかないか、こういったことをプロジェクトチームの中で一つ一つつぶさに当たり、今回この条例を上程をさせていただいたところになっております。

個々の詳細についてはなかなか把握できないところでございますが、今扶助費が多いというようなご指摘をいただきました。こういったものについては、例えば療育手帳であったり、障害者日常生活用具であったり、在宅手当、重度心身障害者手当、こういったものについては、まず県の独自の施策でございます。それに基づいて町で行っている法の規定がないと、そういったことがあって、県で行い、町で行うということで、必要だということで規定をさせていただいたものです。

また、人間ドック、あるいは法定外予防接種、こういったものについては法の別表第1に規定はあるのですけれども、法の規定を上回る形で町が実施をしている、こういったことがあって必要だということで、こちらに載せさせていただいているというものでございます。

また、3番目のというか、なぜ書くようにするのかというようなご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、今行っているものを同じようにやっていくために必要だという形で、ここに載っている事務を行うのにシステムを使っているわけですが、そのシステムを使うに当たってどうしてもマイナンバーが必要になってくる。そういったことがあって載せさせていただいたというところでございます。

また、先ほど町民課長の答弁の中にもございました、例えばお持ちいただけなかった場合はどうするのだというようなことがございます。申請書にご自分で記載できな

い、そういった場合には同意書をいただいて提供を受ける、こういったことで事務処理のほうは行えるというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 金井町民課長、答弁を求めます。

○金井敏明町民課長 先ほどのご質問の中で1つ答弁漏れがございました。大変失礼いたしました。

発行の件数ということでございますが、7,578件というのですか、データ件数につきましては7,578件でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、ちょっとぱっと計算ができないのですけれども、616だから、約8%ぐらいの方が受け取っていないというふうな感じですね。それはそれでよいのですけれども、221の独自のものを調査して、そしてシステム上必要なものとして7点ですか、私がちょっと気になりますのは、これ全て扶助費関係で、そして親御さんたちというのですか、この関係に係るものに関しては絶対にやらなくてはいけないというふうに思われますよね。マイナンバーがないといけないというふうに思われると思うのですけれども、全然、嵐山町でシステム上、どこにマイナンバーのナンバーが必要になってくるのか理解できませんね、私は。少なくとも嵐山町で独自にやっている事業に関して、マイナンバーが出てくる必要性があるのですか。例えば医療事務に関してもそうですけれども、何でこんなことが必要になってくるのか、独自事務ですよね。独自事務に関してまでシステム上必要であるということの根拠と理由をお示してください。

法定外予防接種の実施に関する事務など、全く必要のないことですし、介護保険利用料助成に関する業務に関してもしどこにそういうふうにシステム上出てくるのか、システムをそういうふうにわざわざ変えていくのか、今までもシステム上なかったものをこのようにしていくということの問題点があると思うのですけれども、そしてそれは一人一人の人がマイナンバーカードを持って歩かなくてはいけないということになりますよね、ここに来るまでに。そこに関して、紛失したときの問題というのはどのように把握しているのか伺いたいと思います。

嵐山町のことで、ほかの国の法律で定めていることだったら、それは問いません。

ですけれども、嵐山町のことでこれだけの事務をするというのは、私は結構すごいなと思って、障害者の日常生活用具給付に関する事務、在宅重度心身障害者手当の医療費に関する事務、重度心身障害者医療費の助成に関する事務、それは何でこれが必要になってくるのかということを伺いたいと思います。

全てのことですよ。人間ドックに関してもそうですけれども、県の助成が途中あるかもしれないけれども、それに関してどうして嵐山町のシステム上それが出てくるのか、そしてシステム上どうしても必要なものであるならば、嵐山町に持ってきてもらわないで、町のほうで書き加えていけばいいだけの話ではないのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、今町で使っているシステム、この中に宛名システムというものがございます。この宛名システムを、これ基幹系の中にあるのですけれども、この宛名システムを使って事務を行う場合には、それがどうしてもマイナンバーがひもづけられてしまう、あくまでもシステム上で使われてしまうということになります。独自利用分については、実際のご本人が申請する場合には、マイナンバーを記入することはないというふうに理解をしてございます。

以上です。

○大野敏行議長 続けて、答弁ございましたら。

○青木 務地域支援課長 繰り返しになりますが、事務を行うに当たって、例えば職員が誰々と検索をかけます。こういったときに、マイナンバーがついてきてしまう、事務を行うに当たって。そういった利用についても、この独自条例に規定をしていないと、事務をすることができないのです。そういったことで、今回条例の中にこういった事務を入れさせていただいたというものでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対討論いたします。

私は、この条例ですけれども、マイナンバー法のマイナンバーカードが2018年には個人を識別するためのチップを入れる、どういうふうな形になってくるかは、今は検討中という形になっていますけれども、それは非常に危険なものであると考えています。個人の情報漏えいだけでなく、それから成り済まし、そういったことがとても危険であるということに加えて、今嵐山町はシステム上やらなくてはいけないということになっていますけれども、国の制度ですから、そもそも国の制度に反対しているわけですから、このことに関しましては、私は情報のこれに関して、嵐山町が条例制定すること自体に関しても反対せざるを得ない。嵐山町が、しかもこれは話を聞いていますと、個人の番号を持っていらっしゃらない、個人のカードを持ってきていらっしゃらなくて、個人が書かない場合には職員の方が住民の方の同意を得て書くというふうな形になっています。本来同意を得て書かなくても、そんなことは行政の側で手続的にやっていけば済む話なので、マイナンバーカード自体は個人が申請しなくても済むようなシステムになっているはずなので、これに関しては今の答弁もおかしいと考えますし、制度自体のあり方に問題があると思い、反対いたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第4、議案第51号 嵐山町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定することについての件でございます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、農業委員会の委員の定数を定めるため、本条例を制定をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

〔植木 弘環境農政課長登壇〕

○植木 弘環境農政課長 議案第51号 嵐山町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定することについての細部について説明申し上げます。

条例の趣旨は、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更となりましたことによるものでございます。

第2条の定数は、国の示す指針によりまして、現行の半数程度が適当であるとされており、現行定数20人、現在の任命委員数16から8へと変更しようとするものでございます。

なお、これによりまして、附則の2では選挙による委員の定数条例、附則の3では議会選出による委員の定数条例を廃止するものでございます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 農業委員会の委員さんに関しては、嵐山町議会が選任するときは、なるべく女性の方を出していくということを中心に推薦をさせていただいていました。今回、町長の指名になってくるわけですが、それはどのような形でなさっていくのか。農業委員の方は、女性が入っていたり、消費者が入っていたりするわけですが、その部分はある程度若い人が入ってきたり、農業に関して新

しい意識が形成できるような形の選任をされるかと思うのですけれども、どのようにお考えになっているのか伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今回、農業委員会委員の定数の変更、農業委員会法が変わったわけですが、今まで行われてきた農業委員会というのは、現在の国が進める農政の方向にそぐわないと言ったら言葉がおかしいかもしれませんが、そういう面が出てきたというふうに、国、国会が判断をして、こういう法律ができたのだと思うのです。ですので、そういう状況というものをしっかり判断をいたしまして、嵐山町の中に今度の法律改正の趣旨というものがしっかりできるだけ反映ができるような形の委員の選出をしていきたいというふうに思っております。国の状況が変わったということと同時に、嵐山町でも農業というものが変わってきているわけですので、嵐山町の農業の将来というようなことも踏まえて、今度の農業委員会の委員の皆さんがそういったものにしっかりマッチできるような形の委員選出をしっかりやっていきたいというふうに思っております。そして、渋谷議員さんからお話がございました女性というような視点につきましても、当然のことですが、今までと同じように女性についてもしっかり意見が酌み上げられるような状況を考えていきたいというふうに考えています。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） お伺いします。

嵐山町の農業が変わってきているということは、後継者不足、あるいはどのような形の町長は判断を持っていらっしゃるのか伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり、人口の減ってくる、それと高齢化というような状況、そして農業に携わる人がここ何年間で半分になったとかなんとかという情報が流れるわけですが、嵐山町においてもやっぱりそのとおりであるわけです。そして、今回ちょっと話がそれますが、農地というものについてもまた見直しがされてきている。そういうような状況も踏まえた中で、嵐山農業というものがしっかり次の世代に引き渡せられるような体制づくりをしていかなければいけないわけなのです。

で、そういう人たちがかわって、そして業として成り立つような稼ぎ出せる農業というものを目指していかなければ続いていけないというふうに、持続可能な体制というのはとれていけないと思うのです。農地にはこういう機能があって、これがないとどうですよということはずっと言われてきて、今もそういう機能がしっかりあるわけですけれども、それに先立つ稼ぐ力というものがないと、なかなか持続可能な形にはなっていないなというふうに思います。ですので、嵐山町に合った形の稼げる農業というものを早急に方向を見出して、気候変動がこれだけある中ですから、今までのものを今まで同じような形でやっているのではなくて、また今までと同じ方式の米中心という形が難しい状況になってきていますので、今後はどういう状況に食生活の変更、変わり方等を検討入れながら、視野に入れながら嵐山農業を考えていかなければいけないというふうに思います。その先頭に立っていただけるような農業委員というような考え方を持っています。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 農業委員会等に関する法律の8条5項で、認定農業者が委員の半数を占めなさい、また同6項で、農業委員会の所掌に関する事項等に関して利害のない者を含まれるようにしなさい、それで7項では、年齢とか性別に配慮しなければならないという努力義務になっているわけなのです。5項、6項は法律で決められていますので、問題ないわけなのですけれども、7項に関しましては努力義務なので、なかなか難しい面があるのではないかと思います。本年の9月に農林水産省で改正法の資料を出してくれているのですけれども、それを見ますと、女性、青年も積極的に登用するということで示唆した資料が出ているわけなのです。私は、この条例の定数だけ8人ということになっていてのですけれども、条例の品格というものもありますから、いろいろな意見もあろうかと思うのですけれども、その中に定数の構成は農業委員会等に関する法律第8条5項及び6項によるほか7項の規定を遵守し、任命時に50歳未満の委員を2人以上とし、うち1人は女性とすることというようなものを入れていただくと、そういった法の目的とするところが達するのかなという気もしております。その辺についてご検討等があったのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

第8条第7項の努力義務についてということでございますけれども、本来町長の任命というふうに今回公選制から変わりましたが、公募をいたします。公募で応募のありました方がまず優先をされるということでございまして、その後必要に応じて定数以上の応募がありましたときには、その選定をする委員会等を設ける等の規定がございます。そういう中で、全体の年齢構成ですとかのものについては配慮ができるかと考えておりますし、仮に公募がうまくいかない場合には、団体からの推薦というような枠もございますので、そういう中で配慮をしていけるのではないかとということで、条例につきましては他市町村の自治体の条例案等も勘案をいたしまして、シンプルな形にさせていただいたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先日の説明会のときにいただいた農業委員会農地制度の改革の件で資料をもらったものがございまして、今吉本さんがおっしゃったとおり、今回の農業委員会の選出方法には女性や青年の登用促進ということがうたっております。それで、お聞きしたいのですけれども、今青年と言われる農業者というのは、嵐山町内におきまして何名ほどいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 青年を何歳までにするかということがあるかと思いますが、60歳以上、60歳以下、65歳以下とか、あるいは新規就農者で支援をしていますのが45歳までというようなこともございますが、具体的な数字は、申しわけありません、今現在手元には把握しておりません。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ちょっと人数のほうがわからないということでしたけれども、今回公募ということですので、周知の方法につきましてはどのようにお示しをするのか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 法律の施行に伴いまして、政府のほうから示されているところでは、インターネット等を使って周知をするというようなことが示されております。そのほかにもさまざまなメディアを使ってできる限りの周知をしたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今インターネットというお話がございましたが、若い方はインターネットをごらんになるのかなとは思いますが、以前嵐山町の農業者の平均年齢をお伺いすると、60歳を超えていたような気がいたします。そういう中で、広報紙とかにも載せたりとか、あとこれは国で今回こういうふうに変えていくわけですから、テレビなんか、マイナンバーのときも、ウサギちゃんでマイナンバー制度の説明がありましたが、今回そういうテレビ放映みたいなこともあるのか、確認なさっていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 テレビ放映等については、予定があるというふうには伺っておりません。インターネットといいますのは、町が今とっているインターネットといいますと、町のホームページでの公開ということになります。当然そのほかに広報ですとか、チラシ、農業委員会だよりとか、そういったものを使って広報させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 3点ほど質問いたします。

1点は、農業委員は選挙管理委員会の管理下に置かれているわけですがけれども、選挙管理委員会の選挙事務、これについては仕事から外れるのかどうか、今後ですね。

それから、2つ目は、農業は第1次産業ですよ。そういう中で、定数が半減するわけですがけれども、地域が見えなくなってくるのではないかなというふうに思っているのですよ、8人では。やっぱり農業というのは基本産業ですから、このところちゃんと選ばれた人がちゃんといろんなものを把握していかないと、なかなかいろんな提言や何かもできてこないだろうと思いますので、地域が見えなくなることについてはどういうふうに考えているのかを聞いておきたいと思います。

それから、報酬の関係ですけれども、費用弁償等も含めて、この数になってくると、予算でどのくらい変わってくるのでしょうか。

その３点を聞きたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 選挙の事務につきましては、公選制から任命制に変わるということで、事務はなくなります。

それから、地域が見えなくなるのではないかというご心配でございますけれども、この後の議案で提案をさせていただきます農地利用最適化推進委員という新しい制度がございまして、そちらのほうは地域主体に活動をしていただくということで、より地域に密着した形の行政が展開できるのではないかというふうに考えております。

それから、報酬につきましては、これもその次の次の議案で提案をさせていただきます予定になっております。結論から申し上げますと、報酬につきましては、増減は今のところ発生しないというふうに積算をしております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑の途中でございますが、この際、暫時休憩をいたします。再開時間を11時20分といたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時18分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号の質疑を続行いたします。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 農業委員会の会議録を見てみますと、やっぱり農転が一番多いなというふうに思うのです。そういう農地転用が適切に、人数少なくなって判断できるのかという心配するのですけれども、その点、第1点目としてお聞きしたいと思います。

それから、今度の改正では、嵐山町民だけではなくて、住所も職業も国籍すら問わ

ないと、農業委員になれるということであるわけですね。町長に伺いたいと思います
が、嵐山町民だけでなく、いろんなところから選びたいというお気持ちがあるのか、
すぐすぐではなくても考えの中にあるのかを伺いたいと思います。

それから、先ほど選管を外れるということであったわけですが、今まで別の
執行体でしたよね。これは、今後は町長部局の中に入ってくるという理解でよろしい
のでしょうか。

それから、町長に伺いたいのですが、町長は米屋さんをやっていて、いい農
地から安全なおいしい米ができると思うのです。農地を守れるかどうかというのが、
まさに農業委員の大きな役目であるわけです。それを半減するということに対して、
町長としての立場ではもう仕方ないと思うのですが、商売人としてはやはりち
よっとこれは危惧されるなというところを表明していただければと思うのですが、
そういう気持ちがなければしょうがないのですが、その点伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

1 番目と 3 番目の質問に対しましては植木環境農政課長、2 番目と 4 番目の質問に
対しましては岩澤町長、順番でお願いします。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 1 番目のご質問でございますけれども、農地転用等の事務が
適切に行われる判断ができるのかということでございますが、こちらについてはこの
後に提案をさせていただきます農地利用最適化推進委員会を含めまして、連携をして事
務を行ってまいりますので、従来どおり適切な判断ができるという見通しでございま
す。

それから、3 番目の選挙管理委員会を外れるということでございますが、農業委員
会の位置づけにつきましては今までどおりでございます。

〔何事か言う人あり〕

○植木 弘環境農政課長 従来どおりでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

農業に取り組む人が今までの国内の人だけではなくて、幅広い形に対する考え方と
いうのはどうかということですが、日本の国土、耕地というものをどうやって

守っていったらということが基本になると思うのです。それで、そのところ、例えば嵐山町にしてもそうですけれども、嵐山町の農地を嵐山町の人だけでやっていけるのかというような状況で、やっていける状況であればいいと思うのですけれども、そうでないと誰かのお手伝いをいただかないと、嵐山町の農地も活用することはできないというような状況になったときには、どうしたらいいのだろうというふうを考えると思うのです。現在でもあちこちの地域のところで農業をやる人たちのもとで、実習等も含めて外国の若い人たちが来て、一緒にやっていただいているというふうな状況が見られるわけです。そういうようなことを考えていったときに、今までのままの状況ではできないだろう、だからどうやっていったらいいのだろうというのは、それぞれのところで考えていかないとだめだと思うのです。

それで、日本の国をどうやるというときに、いろんな産業、イノベーション、イノベーションと、こう言いますけれども、農業についてそういうものというのは余り言われないですね。ですから、やっぱり今までと違った考え方をどうやって、それと技術革新というか、そういうものをどういうところに入れられるのだろうとかいうような、今までにない発想を入れていかないことには、農業というのはさらに発展をしていくというような状況というのは難しいのではないかなと考えるのです。

それで、もう一つ、今もお話ありました。いい農地で米がというような話がありました。九州の宮崎のコシヒカリというお米は、今までの場合だと早場米ということで、そのところの評価は高かったのです。鹿児島だとか種子島だとか、そちらのほうが早いのですけれども、そこより宮崎のコシヒカリというのが評価が高かった。だけれども、それらのお米というのは、今年はどこのところがあったかはあれですけれども、Aランクというのが変わってきているのです。要するに南のほうのお米というのは、ランクが下がりつつあるのです。それで、新潟県で今新潟のJAといいますか、農協、農業団体、そしてその中があれなのですけれども、新潟のコシヒカリというのが右翼で言われてきたわけですが、一番いいと言われてきたわけですが、それもちょっと大変になってくるだろうということで、何太郎っていうのですか、何とか新品種で、それを取り組み始めているのです。それで、そっちのほうに変えていくこと。それはどういうことかと思ったら、要するに温暖化をしてくるものに対応していくようなお米ということで、それらが今までと同じような収量が得られるかどうかということも含めて、味ももうちょっと考えていかないとということで、新品種に対

してすごい力を入れて、新潟も入れて、米王国が揺らいでしまうのではないかという、北海道、東北に持っていかれてしまうというような危機感があるわけです。そういうようなことを考えていくと、いい農地でいい何というようなことというのは、今まで言われていたいい農地というのは、この農地にはこの品物、製品をつくる、商品をつくる、農産物をつくるということでもいいのかという時代になってきてしまった。ですから、それらに対応していくためには、いい農地をいつまでもいい農地にするためには、そこに作付をするものは何がいいのか、どういうものでもいいのか、変えたらいいのか、変えないのでもいいのかというようなことも含めて、全くまさにイノベーションだと思うのです。そういうような状況というものが農業の中にも入ってこない、今までの状況というのは続けていけないような状況になってしまうのではないかなというふうに思うのです。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 温暖化で新潟云々という、私も話はちょっと聞いているわけですが、ただ、その問題と農業委員を半減するという問題は結びつかないのではないかなと思うのです。農業委員の仕事としてはやっぱり農地を守るとするのが大きな使命ですから、そこを半減にして大丈夫なのかということを考えなくてはならないと思うのです。イノベーション、技術革新でしたよね、たしか訳すと。第1次産業ですから、いろいろ機械化は進めてきてもやっぱり難しいという面はあると思うのです。そこをまだ技術革新しなければいけないという面はあると思うのですけれども、したほうがいいですけれども、わかりました。いいです、私は。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今度の条例で農業委員を半分にすると、要するに8人にすると、そのうちの半分は認定農家の人たちだということなのですが、嵐山町で認定農家の人というのはどのくらいいらっしゃるのですか。そういう面では、女性も登用する、中立的な立場の人でも登用するということで、農業委員会そのものは、非常に先ほどの話ではないですけれども、売買や賃貸や転用という権限を持っている、ある意味、特殊の行政ですよ。それを半分にするということは一体どういう意味を持っているのか、嵐山町でどのくらいの認定農家がいらっしゃるのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、農地法については変更はないというふうに思うのですが、そういう面では農業委員会が持っている権限そのものの緩和というのですか、弱くなるというふうに、人数少なくなるほど弱くなるということですが、と思うのですが、その辺の農業委員会が持っている権限についてどう認識されているのかお聞きをしたいと。

それから、次の議案にもあるわけですが、先ほどの話ですと、地域が見えなくなるという話だったわけですが、次の条例によって8人が選出されることによって、地域が見えるだろうと。そういう点では、非常に農業委員会の持っている権限そのものが弱くなるというふうに感じるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、認定農業者の数でございますが、現在26人が登録をされております。

それから、農業委員会の権限等についてでございますけれども、農業委員会は引き続き独立行政委員会という立場は変わりはありません。農地法に関する事務についても従来どおりでございます。ただ、もう一つ、今回新たに必須事務として位置づけられたのが農地利用の適正化ということでございまして、特に農地法の権限にかかわる事務と同じくらい重点を置いて、地域の農地利用を最適化していくのだと、それに特化して農業委員会を機能させていくのだというような趣旨がこの法律でございまして、そういう意味では、農業委員会の権限が決して小さくなるというものではございませんというふうに認識をしております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 認定農業者が26人いるということですが、そういう面では、今度の8人の選任はかなり、そういう点では認定農家の人たちが半分ですと、女性も登用するのですと、同時に中立な立場の公正な判断をすることができる者を1人以上するのですと、かなりダブってくると思うのですが、そういう公募をするということなののでしょうか。少なくとも認定農家については、半分は認定農家の人たちをするのだということですが、要するに4人は認定農家の人たちから選ぶのだということですね。

公募をするということですが、どういうふうに公募をしていくのか、また私

は農業委員会というものが非常にそういう面では、先ほどの話ではないですけども、農地を守っていく、特別的なやっぱり行政の使命を持った、農地法に基づく使命を持った、そういう委員会だと思うのですが、そういう点では、課長は権限はそれほど影響ないのだというふうに言われていましたけれども、農業委員会が持つ行政の権限というものが今まで16人いたわけですけども、それが半分になると。まして、会長、副会長を置くということになると、非常に権限そのものが農地法に基づく行政機関であるがゆえに、権限そのものが弱まってくるということに感じるのですが、その辺は大丈夫ですね。

○大野敏行議長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えをいたします。

まず、認定農業者が半分ということでございますが、ただし書きがございまして、認定農業者が委員の定数の8倍を下回る場合にはこの限りではないということで、その条件が幾つかございまして、例えば認定農業者のOBですとか、あるいは認定農業者の農業に参画する者ですとか、親族ですとか、あるいは集落営農の組織の者、役員ですとか、あるいは国や地方の計画に位置づけられた農業者であるとか、そういう方も認定農業者が十分に数を満たしていない自治体においては含めましょうというようなことになっております。嵐山町の場合ですと、仮に8人の定数でございまして、8倍ですから64人ということになりますので、それを下回る人数しかないということで、認定農業者のOBですとか、その家族ですとか、今申し上げましたような条件で、仮に26人の方の中から4人が選ばれない場合には、そういう方も含めて検討するということになろうかと思います。

それから、権限についてでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、独立行政委員会でございますので、農地法にかかわる事務につきましては従来どおりの権限、農地転用にかかわる事務等についての権限は全く変わりはありません。これは人数によって縮小するというような性格のものではございませんので、その点は大丈夫というふうに認識をしております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 新たな方向が出てくるというふうに思いますが、要するにこれ改正についてというところの資料から質問させていただきますが、8人ということになる、今まで16人が半分になるわけですが、ただ、先ほど質疑を聞いておりますと、後の委員も8人出てくるわけですから、16人ということになるわけですが、改革の方向からすると、これに合わせたものを委員として入れなさいよということになっております。

農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続というのが次のに出ておるのですが、これは公募については農業委員及び推進委員と一緒に公募するということになるのでしょうか。

農業委員、1つ会ができるのだと思うのですが、任命を受けた中で、聞きたいのは、公募があって、候補者が定数を超えた場合には、透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならないというくだりもあります。候補者が超えた場合のことと、それから町村長は、農業委員は会ができて、それが推進委員に委嘱するのだということであまりとわかりにくいのですが、まずは農業委員会ができる、スケジュール的には、議案を作成して、市町村長が推薦、公募の結果を尊重して選任議案を作成、市町村議会が同意、同意をした者について市町村長が任命するということになっているのですが、スケジュール的には3月議会に議会の同意を得るのか、その前に臨時会でも開いて同意を得ていく必要が出てくるのか、その辺の総体的なスケジュールについてもちょっと聞きたいのですが。オーバーしたためのものと、それからちょっとわかりにくいのですが、農業委員が推進委員をお願いしていくのだということなのですね。この辺についてちょっと私もわかりにくいので、お伺いしてみたいと思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

かなりわかりにくい制度になっております。まず、農業委員については、町長が任命をするということでございます。それから、この後の提案をさせていただきます農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するというところでございます。ともに公募をいたします。公募のここからはスケジュールになりますけれども、3月の議会で議会の同意をいただくための選任の議案を上程をさせていただく予定に

なっておりますので、それ以前に公募ということになろうかと思います。本日、今議会で定数条例等をご承認いただければ、今後速やかに公募の手続事務に入らせていただくことになろうかと思います。法律では、農業委員と農地利用最適化推進委員は、同時に兼ねて応募することができるということになっておりますので、こういう言い方は適当かどうかあれなのですが、農業委員から漏れた場合に農地利用最適化推進委員のほうをお願いするという場合もあるかと想定されます。

人数が公募で定数よりも多く募集があった場合どうするかということでございますけれども、この場合には法律では委員の評価委員会というものが設置できるというふうにございまして、必要に応じて評価委員会を設置するわけでございますが、これにつきましては、今後農業委員会の町の内規によって、その委員会については規定をさせていただく予定でございます。そういうことで、新しい農業委員につきましては、3月の議会でご承認をいただければ、4月1日から任命をするということになります。新しく発足しました農業委員会におきまして、新たに設置されます農地利用最適化推進委員を決定し、4月以降に委嘱していくと、このようなスケジュール、日程になっております。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 大分わかってきたのですが、4月以降に最適化推進委員は決めていくと。それは8人ですが、そうした中で同時に公募するという両方の関係については、公募の人数というものを1人とか2人とか、そういう公募の人数の決定というものが必要になってくるのかなと思うのですが、その辺のことについてはいかがなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 これにつきましては、運用ということで、町の内規で決定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そういうことにはなるかと思いますが、ただそれもスケジュール、工程表で当然決めていかなくってはならないわけですから、早目に公募の数も決

めていかないと、事務的に大変になってくるのではないかと思いますのですが、その辺いかがですか。

それと、もう一点、これは農業委員会が農地利用適正化委員の出席を求めることができるということになっているのです。通常の会議、今大体毎月1回はやっておりますが、現行の農業委員会の仕事と、これからの農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員、これの仕事といいましょうか、毎月会議を持つ必要が出てくるのか、そういうもちろん内規ができるのですが、その辺はどういうことになってくるのでしょうか。

毎回、農業委員会に出席を求めることができるようになっていいます。そこで、推進委員として意見を述べるようになっていいますが、農業委員会、同じ会議のところに推進委員が来ていただいて、会議を同時にやっていくのかどうか、その辺をお伺いしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、日程につきましては、今後この条例を可決いただいた後に、速やかに手続を始めたいというふうに考えておりますし、また委員の構成につきましても、その時々現状といいますか、それに合わせて決めていくということになりますので、それも今現在の状況を踏まえた上で構成、女性の割合ですとか、そういったものも最善のものになりますように速やかに進めてまいりたいと考えております。

また、農業委員会が現在のところ総会、あるいは農地調査会、毎月1回ずつ行っておりますけれども、新しい制度のもとでの農業委員と農地利用最適化推進委員のどういう出席構成で、農業委員会の総会を行っていくかということでございますが、あくまでも農業委員会の総会につきましては農業委員が中心に行うと。関連する事項で、事務で必要があれば、農地利用最適化推進委員に参加していただくということでございまして、この後ご説明申し上げるべきかと思いますが、農地利用最適化推進委員につきましては、主に日常的にその地域で活動をしていただいて、地域ごとの農地利用の最適化に向けての活動をしていただくというのが中心を占める使命になろうかというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。嵐山町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定することについて、反対をいたします。

農業委員会は、農業の発展と経営の合理化、農民の地位向上を目的とし、行政庁から独立した立場を与えられている行政委員会です。農民から選挙で選ばれる委員と、土地改良区などの団体から推薦された委員で構成され、農地の権利移動や転用に関する許認可業務をはじめ、認定農業者の育成や農地の適正利用、農業に関する意見の公表、建議など、さまざまな業務を行っています。

改正案は、農業委員を選ぶ選挙を廃止して、市町村長による任命とし、数も半減させるという内容です。農地利用最適化推進委員という実働部隊を新しく設けると言いますが、農地の番人としての役割の弱体化は避けられません。その狙いは一体何にあるのでしょうか。この改正を進めてきたのは2013年、平成25年1月に設置された規制改革会議です。議長は住友商事の岡素之相談役で、メンバーの多くを財界人が占めるなど、農業関係者は全く参加していません。そこが選挙制度を廃止するとともに、議会推薦、団体推薦の選任制度をも廃止と明記するなど、この審議会で今回改正の大筋となる案を答申しました。規制改革会議の上位の諮問機関である産業競争力会議で、安倍首相は2014年5月19日の会合で林農林水産大臣に、農政転換のラストチャンスとの認識のもと、改革について官房長官と調整して実行していただきたいと言明しました。まさに安倍首相の戦後レジームからの転換の一環だということであり、企業による農業に力を集中して、成長戦略を推進するという方向です。

ところで、農業委員は、本来自由であるはずの農地という私有財産の使用・処分に介入する仕事であり、農家の理解と納得を得るためにも地域からの厚い信頼がなければ務まりません。だからこそ、農民がみずからの意思で代表を選ぶ方法がとられてきました。現在、農業委員は75%公選制の枠組みで選ばれています。無投票が多いといっても、それは市町村議会議員と同じで、自民、公明の議員も数多く無投票で選ばれ

ています。だからといって、議員の権威が損なわれているかということ、そうではありません。市町村議会で無投票が多くなったからといって、選挙をやめよう、市町村長が選べばいいとしたら、地方政治は大変なことになります。

公選制の廃止以外にも問題はあります。農業委員会は、農業・農民に関することについて意見を表明し、行政庁に建議することができるとの条文があったのですが、これを削除して、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するために必要があると認められるときは、また農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出と、条件を細かくつけた条文に変えました。要は、農地の最適化についてだけ意見を言わせてやる、農政全般に関してはあれこれ文句を言うなということのようです。

茨城県の事例では、産廃マフィアのような人物が水耕栽培でトマトをつくと称して農事組合法人を設立し、農地を取得して膨大な建設残土を持ち込んだということです。建設残土といっても、実際見てみると、コンクリート殻が埋まっていて、産業廃棄物だったということです。この人物は、地元の農業委員からの告発を受けながらも、いまだにトマトをつくるのだと言い張っているということです。今回の改正により、農業委員が住所も職業も国籍すら問われなくなれば、場合によってはこうした人物が農業委員になってしまうという事態にもなりかねません。

今回の改正案は、農業を営む人から提案されたものではなく、特定の観念に基づいて提案されたものです。農業は、長年の自民党政治により先細りの一途をたどっています。こうした施策から決別して農業を発展させ、後継者ができるように変えることが求められています。国民の主食を守ることが最大の安全保障になるからです。

安倍首相は、ＴＰＰを推進しています。このことは、日本の農業はもはや見捨て、自動車など輸出で外貨を稼ごうということでもあります。日本の農業に大打撃を与えるといって、ＴＰＰに反対した農協を解体しましたが、これらと一貫したのが今回の改正ということでもあります。農業の未来をますます奪う今回の改正を認めることができないことを申し上げ、反対討論を終わります。

○大野敏行議長　ほかに討論ある方。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長　討論を終結いたします。

これより議案第51号　嵐山町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定すること

についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第5、議案第52号 嵐山町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについての件でございます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 議案第52号 嵐山町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについての細部について説明申し上げます。

制定の趣旨は、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会の必須業務となりました農地利用最適化を推進するために、農地利用最適化推進委員を新設することによるものでございます。

第2条の定数は、農地の面積100ヘクタールに1人という国の示す指針によりまして、8人とするものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

ます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。農地利用最適化ということで、遊休農地率が全国平均は3%であるということですが、そして担い手の農地の集積率は全国平均は50%ということですが、嵐山町ではどのようなになっているのか。

その農地の転用にかかわる問題ですが、今現在は農地の転用件数はどのくらい嵐山町ではあるのか。

そして、その農地の転用のものなのですが、これから開発、今まででしたら、昨年度は農地転用という形では太陽光発電の問題とかがあったわけですが、これからもそういった開発問題が出てくると思うのですが、それにかかわって農地転用推進委員会の方はどのような形で実際にかかわっているのか、かかわっていくのか、研修の機会などをどのようにして行っていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 質疑の途中でございますが、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開時間を1時半といたします。よろしくお願い申し上げます。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時27分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号、渋谷議員の質疑に対する答弁から始めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、遊休農地の面積でございますが、平成27年4月1日現在で申し上げます。農地の台帳の面積が792.1ヘクタールございまして、そのうちの118.2ヘクタールが遊休農地となっております。率にしますと、14.9%となります。

また、農地法の4条、5条の関係の転用でございますが、平成26年度の実績で申し上げますと、4条関係が1件、603平方メートル、5条が19件、1万3,845平方メートルとなっております。また、5条関係ですと、太陽光の関係が6件ございまして、5,755平方メートルとなっております。太陽光発電に関する開発は、近年多くなっている傾向ありますけれども、農地法の関係の事務につきましては、その他の案件と同

様に厳正に対処しているところでございます。

それから、農地利用最適化推進委員、新しく任命される委員の職務内容ということで、研修ということがお尋ねかと思いますが、まずこの方たちに、先ほども答弁の中で日常的な活動を、地域の活動を中心にやっていただくというお答えを申し上げたところでございますけれども、特に中心となるのが地域の担い手への利用集積、集約の促進ということで、経営の大規模化、効率化を図っていくというのが1つございます。それから不正転用の防止、あるいは耕作放棄地の解消というようなことで、農地の適正な利用の促進というようなことが挙げられます。

また、中間管理機構を通じた農地の集約化を今進めているところでありますけれども、そういった関係の地域の合意の取りつけというようなことがこの新しい制度で設置されます委員に期待される主な職務内容、事務内容ということになるかと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 農地法改正についてという資料ですけれども、資料の中に遊休農地率は全国平均は約3%となっていて、嵐山町はこれ14.5%となっていますが、こんなに多いものなのですか、嵐山町の遊休農地率というのが。再生可能な耕作放棄地が全国平均で3%で、そうすると嵐山町では14.5%あるということだから、再生可能な遊休農地がとても多いというふうに判断していいのでしょうか。

それから、先ほど担い手への農地の集積率というのが、全国平均は約50%ですが、嵐山町は幾らですかというのは答弁がなかったように思います。

農地の転用率というのは、5条と7条とおっしゃったのでしたっけ、4条と、具体的にはどういうものかわからないのですが、これでいきますと、嵐山町での農地の転用に係る面積案件というのは、ここまでは嵐山町がします、それ以上は埼玉県がやりますという境目みたいなのが基準があると思うのですが、それについてはどうなっているのか。そして、埼玉県に埼玉県農業委員会というのですか、それについて委託というのですか、そちらが判断したものはどのくらいあるのか伺いたいと思います。

研修体制ですけれども、今の現状で農地の最適化委員会ですけれども、これに関して言うと、農地転用の部分がかなり多く占めて、そしてこれは19件と1件で20件あったということで、8人でどのくらいの日数かけて、そして農地転用にかかわるものを

これからやっていくのか、そしてそれをさらに農業委員さんのほうとお話し合いをするという形になっていますよね。農地の集積なんかに関しては、農業委員さんが区画を分けて、その中から農地最適化推進委員になっていただいて、そして判断していくというふうになっていると思うのですけれども、その区画というのは農業委員会が行わない限り、農地利用最適化推進委員会に関してはできないわけで、そこら辺のいつぐらいになったらそれができてくるのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、農地転用の事務でございますが、4条、5条、4条についてはご承知かと思えますけれども、農家の方がご自分でご自分の土地を権利移動を伴わずに転用する場合でございます。5条の場合は、権利移動を伴う転用でございます。2ヘクタール以上になりますと、現在の制度ですと、県の判断を仰ぐということになります。それ以下の場合ですと、嵐山町の農業委員会の事務ということになります。ちょっと頭が混乱しておりまして、前後するかもしれませんが、それから今現在、県へ判断を仰ぐ内容については、4条、5条を問わず、市街化調整区域ということになっております。

それから、研修ですけれども、まだ農地利用最適化推進委員の制度は決まりましたけれども、具体的な運用等につきましては十分に示されている状況ではございません。ですが、今現在、都道府県には都道府県農業会議というのがございまして、これが全国組織ですと全国農業会議というのがございますが、これも新しい制度の改正によりまして、都道府県農業委員会ネットワーク機構というものになることになっております。埼玉県の場合ですと、埼玉県農業会議が今後は一般社団法人の埼玉県農業会議、農業委員会ネットワーク機構へと移ることになります。法律の中の改正の中で、この機構の役割として、地域の農業委員会、あるいは最適化推進委員の研修というようなことが含まれておりますので、資質の向上のための研修ということが含まれておりますので、そういう新しい制度の中で、そういった研修のプログラムが組まれてくるかというふうに考えております。

それから、農業委員会での転用に関する事務がどのくらい行われているかというようなお尋ねだったかと思いますが、案件が提出されて、事務局でいろいろ書類審査等行いますけれども、農業委員会では農地調査というのが月に1回行われておりまし

て、そこで現地を確認をいたします。そして、その後総会に諮り、決定をしていくと。先ほど申し上げましたように、県の事務に委ねる部分につきましては、その後農地調査を経て、県のほうに上げていくということになります。そして、県のほうで現地を確認する、そういう過程を経て、最終的に判断をしていただくということになります。

それから、答弁漏れございましたら、またお答えをさせていただきたいと思いますが、以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 遊休農地の可能性というのは14.5%ですから、嵐山町の場合とはとても可能性があるところが多いというふうに考えていいわけですね。そうすると、新たに担い手の農地の集積率がわからない、答弁漏れなのですけれども、担い手さんをふやしていくとか、そういうことが仕事になっていくわけですけれども、嵐山町の場合、8人の最適化推進委員さんでやっていくことが十分適切な人数なのかどうか伺いたいと思うのですけれども、担い手への農地の集積率というのは今のところ全国平均は50%ということで、担い手への農地の集積率が70%以上のところは推進委員を委嘱しないことができるとなっているのですけれども、嵐山の場合、どのくらいになっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 申しわけございません。嵐山町の場合の担い手への集積率は23%となっております。

それから、遊休農地14.9%というふうに先ほど申し上げましたけれども、内訳については、申しわけありませんが、数字把握していないのですが、この中にはすぐに解消が可能なものと、それから実態としては農地からかけ離れているものというようなことで、A判定、B判定というようなものがございまして、それも全部含んだ数字となっておりますので、若干高い数字が出ているかなというふうに。先ほどの全国平均の数字3%だったのでしょうか、これについてはA判定の解消可能な遊休農地というふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9 番（川口浩史議員） この推進委員の活動がどうもわかりにくいのですけれども、まず農業委員会の会長から指示をもらって、それで活動することになるのですか。推進委員の中では、この後金額出てきますけれども、会長とかそういうのは置かないみたいなのですか、全員が同じ金額ですよね。そうすると、推進委員会の中での代表者というのがいないわけなのですか。ちょっとそこがわかりにくくて、全員の中で農業委員会から指示を受けて、それで活動するのか伺いたいと思います。

推進委員会だけで会議をするということはあるのでしょうか。その場合の招集者は誰になるのか伺いたいと思います。

それと、農転などの調査をしてくれと、ここを農転として認めるわけにはいかないといった場合に、農業委員会はきちんと尊重どころではない、理解してやってくれるのか、そこにそごは生じることはないのか、農業委員の身分にもかかわりますので、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。農業委員の権限の件です。

農業委員と同じ人たちが推進委員になれるという認識でいいのでしょうか。やはり認定農業者が過半数、先ほど課長は4人とおっしゃったような気がするのですが、8人の場合、過半数ですと5人になると思うのです。私のほうが認識間違っているのか、人数の確認もしたいと思いますので、伺いたいと思います。

以上が質問なのです。

○大野敏行議長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、農地利用最適化推進委員でございますが、こちらは農業委員会の会長の指示で動くというものではございません。農業委員会が委嘱する委員ではございますが、独自の職務が与えられている委員でございます。

会議につきましては、まだ農地利用最適化推進委員会とするのかはまだ決まっておりませんで、今のところ委員としての委嘱ということで考えております。ですから、会議の運営方法等につきましては、今後決定されていくことになります。

それから、農地転用等の許認可の権限でございますが、こちらにつきましてはあくまでも農業委員会が持っているものでございまして、農地利用最適化推進委員がその権限を持っているものではございません。ただし、農地利用の最適化に係る事項について、農業委員会の求めに応じて意見を述べることができるという位置づけになっております。

それから、農業委員と同じ人がなれるのかということでございますが、この農地利用最適化推進委員は地域に密着して活動していただきますので、地域の農地の事情ですとか農業の実態、それから農家の皆さんとのいろいろなネットワーク、そういったものを考慮して委嘱をされる性格の委員かなというふうに考えておりまして、先ほどそれから最後に農業委員の認定農業者の過半数でございますが、おっしゃるとおり過半数でございますので、8人であれば5人ということになります。訂正をさせていただきますと思います。申しわけありません。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。そうすると、まだ固まっていないということで理解しました。ただ、この後出てくる職員の費用弁償等の関係では全員同じですので、代表者もそうするといないと、今後どうなるか、そこら辺もわからないということなのでしょうか。代表者はどうなのか伺いたいと思います。

それから、農転の関係で、権限は農業委員会が持っている。そうすると、推進委員がここはだめだと言ったものが農業委員会では認められると、いいですよということになることはあるということなのですか。余り高い身分ではないというふうに理解していいのでしょうか、その点伺いたいと思います。

それから、認定農業者がやはり5人は推進委員も入らなければいけないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、農地利用最適化推進委員は、農業委員会の求めに応じて意見を述べるということでございまして、権限はございませんので、農地法に関する、転用に関する権限は持っておりません。あくまでも農業委員会のほうに権限は持っているということでございます。ですから、農地利用最適化推進委員が、この転用が適当である、不適当であるというような判断をするものではございません。

それから、立場でございますけれども、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員は、任命の方法が異なるわけでございますけれども、立場上は全く独立したものでございまして、どちらが上、どちらが下という関係ではございません。

それから、農地利用最適化推進委員につきましては、今のところ代表者を置くとい

うようなことは法律上はまだ定められておりません。今後運用の中で、会議を持つ等の中で代表者が必要になってくれば検討していくということになりますが、法律上はあくまでも委員としての任命でありまして、委員会という組織を定めたものではございません。

以上でございます。

〔「認定農業者が5人」言う人あり〕

○植木 弘環境農政課長 失礼いたしました。農地利用最適化推進委員に関しましては、先ほど申し上げましたような性格のものでございまして、認定農業者がこれに当たるというような条件はございません。ですから、認定農業者が何人入らなければいけないとか、そういう定めはございません。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今川口議員さんの関係でも関連するところもあるのですけれども、私は最初の農業委員の定数の決定のところで、これだけの人数では、いわゆる農業地域や何かいろんな関係で農業そのものが見えなくなってくるのではないかという形で質問したわけですが、これで今度は利用適正化推進委員という形で、また8名をこれは農業委員会がこの人たちを委嘱していくという形で、農業委員の選び方と、それから適正化委員の選び方というのは、農業委員会が委嘱するわけになると、ますますいろんな地域が見えなくなってくるのではないかというふうに考えるわけです。

先ほど課長からの答弁の中でも権限が推進委員にはないということでもあります。例えば推進委員を農業委員会が委嘱していくという形になると、上下関係というのが全て成り立つのでしょうか。その後の報酬の関係や何かでも、農業委員の三役と、それから委員との関係は全然報酬でも違ってくるわけですから、その関係はどういうふうになっていくのでしょうか。

それから、もう一つは、いわゆる農業委員会が決定した内容について、推進委員が地域でのいろんな活動なり、いろんなものを委嘱されての、今年やっていくわけですが、先ほども川口議員さんのほうから農転の関係なんかの話が出たのですけれども、例えば調査の収集なり指導なりという形がどういう形であるいは農業委員のほうに返っていくのかどうか、この辺が推進委員の中だけでは会議もちゃんと開

かれるのか開かれないのか、その辺のところははっきりしないのですけれども、先ほども後からこれから決めていくという内容だということなののですけれども、そこら辺のところをもう少し明らかにできたらお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、定数でございますが、この定数につきましては、冒頭で申し上げましたように、町の農地の面積100ヘクタールごとに1人置くのだというのが一応国から示された目安になっておりまして、嵐山町の場合、七百九十幾つになっておりますので、8人という数字が出てくるわけでございます。農業委員と農地利用最適化委員という2つの委員が新たにといいますか、2つの委員に分かれるということで、私自身も混乱しているわけですが、わかりにくくなっている部分があるかと思うのですが、農業委員会についてはあくまでも従前からある農地法の関係の転用等の許認可の事務というものが1つと、それから従来から農地利用最適化の事務というのはあった事務でございますが、これは任意の事務でございまして、この部分を今後は強化していくのだということで、新たに農業委員会から切り離して、それを主に中心にやっていただく委員として、農地利用最適化推進委員を新たに設けたということでございます。

この2つの委員会については、農業委員会が農地利用最適化委員を委嘱するわけでございますけれども、公募という手続をとりますし、それから地域ごとに分担する地域を持っていただいて、そして活動していただくというような内容でございますので、お互いの委員会と委員の間では上下関係はございません。それから、あくまでも職務上の分担というふうに考えていただきまして、全く同等の立場で仕事をしていただくというものでございます。

それから、農業委員会が決定した内容を活動していただくというものではありませんで、今申し上げましたように、当初から主に分担する職務の内容が異なるというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そこのところで、分担したことが異なるということの関係がどこまでという形になってくると、ちょっとそこら辺がわかりにくいと。農業委員会

でいろんな決定したことの例えば調査なり収集なり、あるいは指導なりという形がはっきりわからないのですね、そこら辺で。これは、またこれからという話も今課長のほうから出ているのですけれども、そこら辺の関係では、推進委員のほうがいろんな形で決めてきても、それが農業委員会の中にどう反映されていくのかになってくると、これが全て否定されたりなんかするという形、例えば先ほどの農転の問題なんかでは出てくる可能性も出てくるわけです。そのところの権限がない関係での上下関係というのはないのかどうか、ここら辺がちょっと疑問なののですけれども、それはどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 先ほどもお答えいたしましたように、農業委員会に農地利用最適化推進委員は出席して、審議に加わるというようなことを行うということが法律の中で位置づけられておりますので、必要に応じてその会議に加わり、そこでは合議体として、その場では参加するということも含まれております。

それから、あくまでも申し上げましたように、農業委員会のほうは農地法に基づく事務が1つ、従前からの大きな事務でありまして、その事務については農地利用最適化推進委員は持っておりません。ですから、権限がないかあるかということではなくて、別のところで地域活動を中心にやっていただくのだと。しかも、農地利用最適化ということに特化した地域活動をしていただくのだということでご理解をいただければと思います。

あくまでも上下関係ではございませんで、農業委員会の会長から招請されて、出席を求められて出た場合には、その審議には合議体として審議に加わっていただくということになろうかと思います。ですから、農地利用最適化推進委員が何かを決定して、それが農業委員会で覆されるとか、そういう立場、関係ではございません。あくまでも委員としての活動でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、農業委員会で開く会議には、農業委員はそこに呼ばれなければ参加するということはないということですね、そこだけ確認しておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 基本的には呼ばれなければ参加することはないということになります。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） よくわからないのですけれども、要するに今転用の話が出ましたけれども、利用権設定が嵐山町の場合は多いからというふうに思うのですが、利用権設定の場合の権限というのは、農業委員会が持つということではよろしいのかどうか。今の話ですけれども、推進委員は呼ばれなければという話があるのですが、必ず意見を聞かなければならないというのが、農業委員会は必ず推進委員の意見を聞かなければならないというふうに出たわっているわけですが、今までの調査に対しては、農業委員は3人1組でやっていたと思うのです。ある面だと、地域を限定をして推進委員を決めると、農業委員もそういう形になると思うのですが、だからそういう面では、農業委員と推進委員というのはある面一体のものではないかなというふうに思うのです。そういう点では、農業委員会は推進委員の意見を聞くということになると、これが1人ということになりますと、その人個人の意見になってしまうというふうには思うのですが、将来的には推進委員会という会を立ち上げるという形になるかと思うのですが、そういう面では推進委員の果たす役割というのは非常に大きいものがあるなというふうに感じるのですが、その地域指定、あるいは人数等について、また利用権設定についての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 利用権の設定につきましては、農業委員会でございます。利用権の設定についても先ほども少しだけ申し上げたのですが、農地利用中間機構というのがございまして、そちらを通じて集約化していく、大規模化していくというような方向で今国も県も町も動いておりまして、その方向でもう一度、地域の合意形成をしていくというのが大きな課題となっております。その部分で一番活躍をしていただくのが農地利用最適化推進委員ということになろうかと思えます。

農業委員会は、現在3人、4人で農地調査等を行っていただいております。今後8

人ということになりますと、少なくなるのではないか、委員はそれぞれ地域を分担しますので、1人が決定をしていくのかというようなご心配かと思いますが、これにつきましてもなるべく農地利用最適化推進委員が1人が分担する地域につきましては、複数の委員が兼ねるというような形で、1つの地域を1人だけで持つという、1人の委員に負担をかけるということではなく、清水議員おっしゃるとおり、いずれは委員会というような運営組織になっていくのかと思いますが、複数の人間が地域をまたがって分担をしていただいて、従前から行っているような体制が後退しないように、新たな地域の分担の体制を構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 地域を複数で兼ねるということなのですけども、そうしますと、嵐山町全体、菅谷の場合はほとんど農地というものがないのだと思いますけれども、川島も一部あるという中で、この8名という人数の定数、これは8名で足りるのですか。地域をまたがるということで、まして複数でということで、実は志賀の中に中間管理機構という形で今事業が進められているわけですけども、そうしますと、8名という定数で実際に複数で担当するということになる、これ人数的には足りるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 複数の地域を分担していただくと、例えば、まだ正式にどういうふうに地域を区分していこうかということは決まっておりますが、8つの地域に区分されていたとしますと、1人の人間が1つの地域を分担することになりますと、1人が1地域で8地域、1人1地域ということになるわけですが、1人が1、2、3の地域を持つと、2番目の方は2、3、4の地域を持つというような形で、例えばの話ですが、幾つかの地域を1人の委員の方に持っていただくということで、必ず1つの地域については複数の委員さんが担当するというような体制を組む必要があらうかというふうに考えています。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ごめんなさいね、聞き方が違っていたのかもしれないのですが、複数の地域を1人の人が受け持つという答弁でした。農業委員会は、必ず推進委

員の意見を聞かなければならないというふうになっていますね。その推進委員が1人ですと、その人の意見に左右されるというふうになると思うのです。今までは3人あるいは4人1組で現地調査をしてきたと思うのですが、今度の場合は複数の地域を1人が受け持つ、その1人の人が農業委員会に意見具申をするということなのですか。だとすると、やっぱり8人というのは、非常に推進委員に負担がかかるし、人数的にも少ないというふうに考えるのですが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 今1つの地域を複数の委員に担当していただくというふうに申し上げたのは、農業委員会で意見を述べなければならない、農業委員会は推進委員の意見を聞かなければならないということがございますので、1つの地域に複数の委員が担当するということになりますと、農業委員会の会議にも1つの地域を担当する複数の農地利用最適化推進委員が出席をして、意見を述べるということになろうかと思えます。あるいは今後農地利用最適化推進委員の合議体のようなものを設けていくかどうかというようなことも今後検討する必要があるかと思えます。

以上です。

○10番（清水正之議員） 例えば今志賀の土地改良区内には、ここに書いてあるように、中間管理機構を使った集積をやろうというのが持ち上がっていますね。例えば今の話ですと、農地利用のいわゆる推進委員が、例えば志賀と川島と、幾つかの集落を持つようになると思うのですが、そうなった場合に、推進委員というのは幾つかの地域を持っても、その地域に対しては、例えば志賀に対しては1人で農業委員会に意見具申をするということですか。

○大野敏行議長 再度、答弁をしてください。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 わかりやすく申し上げますと、志賀という地域を担当しているのは、Aさん、Bさん、Cさんが志賀を担当するということでありまして、Aさんだけが志賀を担当するということではございません。ですから、Aさんは志賀と川島と菅谷を担当するかもしれませんが、志賀についてはAさん、Bさん、Cさんが担当しますので、農業委員会の会議にもそのA、B、Cの3人の最適化推進委員が責任を持って参加するということになろうかと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 賛成多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第6、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、新たに農地利用最適化推進委員の報酬等を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第53号につきまして、細部の説明をさせていただきますと存じます。

農業委員会等に関する法律が改正されまして、設置されることとなりました農地利用最適化推進委員の報酬額等を定めるために改正をお願いするものでございます。

改正条例をごらんいただきますと、今回定めさせていただきます農地利用最適化推進委員の報酬額につきましては、農業委員会委員と同額の年額18万1,000円に、さらに日額費用弁償につきましても同額の1,000円とさせていただきますものでございます。これに伴いまして、第5項の追加を行いますので、それ以下の項番号につきましては順次繰り下げをさせていただくというものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第7、議案第54号 嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについての件でございます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、本条例を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第54号の細部につきまして、ご説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律が改正をされまして、当該法の条文に追加、変更がございました。それを引用しております嵐山町定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例の引用条文及び文言の整理を行う必要が生じたので、これに伴いまして、今回の改正をお願いするものでございます。

改正条例をごらんいただきますと、第1条が嵐山町定数条例の一部改正を、第2条では証人等の実費弁償に関する条例を法改正に合わせ、引用条項等の改正並びに文言の整理を行わせていただいているものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第8、議案第55号 嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、嵐山町税条例等の一部を改正することについての件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 議案第55号 嵐山町税条例等の一部を改正することについて、細部説明を申し上げます。

議案第55号、参考資料をごらんください。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、今回の改正は、第1条及び第2条に分けて改正するもので、嵐山町税条例及び嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

初めに、第1条の改正は、地方税法の一部が改正され、地方税の猶予制度について、猶予に係る分割納付の方法、申請手続の方法等、一定の事項を地方団体の条例で定めることとされたことに伴い改正するものです。

なお、地方税の猶予制度につきましては、徴収の猶予と換価の猶予があります。徴収の猶予は、納税義務者等が災害、疾病、事業の廃止などにより、一時に納税できないと認められる場合、納税義務者などからの申請により、原則として1年に限り税の

徴収を猶予するものでございます。換価の猶予は、滞納処分により生活の維持を困難にするおそれがある場合などにつきまして、職権または納税義務者などからの申請により、原則として1年に限り滞納処分による財産の換価を猶予するものでございます。

以下の8条から12条につきましては、これらの猶予制度につきまして、地方税法の規定に基づき一定の事項を定めるものでございます。

第8条は、徴収猶予及び徴収猶予期間の延長に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について規定するものでございます。

第9条は、徴収猶予及び徴収猶予期間の延長に係る申請手続における申請書の記載事項、添付書類、申請書及び添付書類の訂正について規定するものでございます。

第10条は、職権による換価の猶予及び職権による換価の猶予期間の延長の方法、分割納付等の内容及び提出書類について規定するものでございます。

第11条は、申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予期間の延長の方法、申請期間、申請書記載事項及び添付書類、期間延長の申請、訂正とその期間等について規定するものでございます。

第12条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予については、猶予に係る金額に相当する担保を徴する必要がありますが、その例外として担保を徴する必要がない場合を規定するものでございます。

第18条は、嵐山町税条例の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

裏面をごらんください。第2条の改正は、法人番号の記載について、国税と同様の取り扱いをすることに伴い、嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部、以下の2条から第149条までを改正するものでございます。

最後に、附則第1条は条例の施行期日、第2条は徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これまで、やはりこういうふうな方もいたのではないかと
思うのですけれども、徴収猶予、それから職権による換価の猶予というふうなことに
対応するような住民の方はどのくらいいらしたのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　今ご質問いただきました猶予の関係、該当者がどのくらいいたかということでございますが、これまで嵐山町ではそのように該当した方はいらっしゃいませんでした。県内を見ましても、非常にこの猶予制度を活用しているという状況が少ない状況です。そういったこともありまして、国のほうで地方税法を改正して、より利用しやすくするようにということで、この制度を今回改正されたというような経緯がございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、猶予制度がなかったために、滞納という形になってきたということになるのでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　猶予制度につきましては、これまでも地方税法の中に規定されておりまして、猶予制度自体はこれまでもありました。しかしながら、内容を見ますと、猶予期間が1年、最長でも延長して2年、そういったことになりますので、税額滞納額が多額になりますと、短期間で納めていくというのはなかなか難しいという状況がございます。そういったことから、利用がなかなか進まないというような状況にあると考えております。

○大野敏行議長　ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　確認なのですが、裏面の法人番号の記載とあるわけですが、これは法人番号とマイナンバーは同じと理解してよろしいのですか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　こちらの議案の条文のほうを見ていただければと思います。条文の6ページになります。6ページの36条の2、こちらの8項の中ほどに下線が入っているかと思いますが、その部分をごらんいただければと思います。法人番号ということで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号ということでございます。

〔「マイナンバーと同じということですか」と

言う人あり〕

○大野敏行議長 再度答弁願います。

○山岸堅護税務課長 失礼しました。法人番号については、こちらは国税庁のほうで各法人につける番号でして、個人番号とは違うものでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 私はちょっとわからないのですが、個人番号、要するにマイナンバー法に伴って法人番号が決められている、来ている。それは個人番号とは違いますけれども、法人番号が振られているという捉え方だと私は思っているのですが、その辺いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 議員今おっしゃったとおりでして、番号法の中に個人番号と法人番号がございまして、その中の法人番号ということでございます。この法人番号については、国税長官が付番するということになっておりますので、国税庁等のホームページに行けば公開になっている番号です。また、この番号については、ほとんどの法人が付設されます。付設されない例として、PTAですとか、町内会ですとか、そういった、これが法人と言えるかどうかは微妙なところだと思いますけれども、こういったところに付設されないというように理解をしております。

○大野敏行議長 よろしいですか。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今の件なのですけれども、お話を聞いていると、何か2通りに私には聞こえてしまうのですけれども、従来法人には戸籍の謄本、会社の謄本とったり、印鑑証明をとったりするときのカードがございまして。それには番号が載っております。その番号のことだと思うのですけれども、違うのですか、ここに書かれているのは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 お答えを申し上げます。

今回、番号法が施行されまして、それに基づいて新たに法人に付設される番号というふうに理解しております。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それをおっしゃるのだと、それが法人のマイナンバーというふうに私なんかは受け取っているのですけれども、そうではないのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 見方といたしますか、言い方といたしますか、そういったところからすると、法人にとってのマイナンバーということになるかと思います。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 嵐山町税条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時39分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第9、議案第56号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町重度心身障害者医療費の窓口払いを廃止をするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

石井健康いきいき課長。

〔石井 彰健康いきいき課長登壇〕

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、議案第56号の細部説明をさせていただきます。

改正条例の対照表をごらんいただきたいと思います。第1条の改正につきましては、改正前の嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則に規則番号及び略称規定の表示がつけてありませんでしたので、改正後の条文に「(昭和59年規則第9号。以下「規則」という。)」を追加するものであります。

次に、第3条第1項第1号中、キの改正前では、国民健康保険法の次に、法令番号「(昭和33年法律第192号)」が表示されておりましたが、既に第1条中の国民健康保険法に法令番号が表示されておりましたので、第3条中の国民健康保険法の法令番号を削除するものであります。

次に、第8条の支給の方法の改正につきましては、第1項に「医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者の請求に基づき行うものとする。」という条文がありまして、次に第2項の改正で、「前項の規定にかかわらず、町は、受給者が、町長の指定する医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、一部負担金を受給者に代わって当該指定医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分について、一指定医療機関等につき、規則で定める額以上の一部負担金がある場合は、この限りでない。」とし、ただし書き以降を追加するものであります。

なお、「規則で定める額以上」とは、高額療養費の対象と成り得る額の2万1,000円

以上とするものでございます。

次に、第4項の「町は、第2項の規定により、指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。」という新たな項を加えるものであります。

また、指定医療機関等の範囲につきましては、比企郡市内を考えております。

なお、附則でございますが、施行期日は平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の規定は、平成28年4月1日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回、重度心身障害の方にも窓口払いの廃止ということでよかったと思います。それで、10月1日からこども医療費のほうも始まっているわけですが、これは来年の4月1日からということで、まず対象人数が何人いらっしゃるのか、人数を教えてくださいのと、あと比企郡管内の指定の病院ということですが、埼玉県内の比企管内外の方とか、東京とかに行っている方は今までどおりだと思いますけれども、確認です。今までどおりの償還払いでやと思うのですが、確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをさせていただきます。

対象人数でございますが、11月分で見ますと、受給者数でいうと455人いらっしゃいました。通常平均だと、月々そのうちの半数ぐらいがその申請を出されている、平均半数ぐらいが申請をされているという数字でございます。

なお、医療機関についてなのですが、管内、比企郡市内の管内ですが、内科でいうと115機関、歯科でいうと79、調剤でいいますと62の機関が医師会等に参加をされているということでございまして、こちらのほう該当させていただきたいと思っております。

また、この比企郡市以外のところでございますけれども、今までどおり償還払いということでさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今のご説明では、455人ぐらいの半数の方が申請に来られているということで、今比企管内の病院の数を教えていただきましたけれども、大体パーセンテージにすると、比企郡管内に医療機関にかかっている方、外にかかっている方って、割合はどのくらいかわかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

以前、何カ月間かちょっと確認をさせていただいたところによりますと、比企郡内という大体半数、50％ぐらいの方が比企郡市内という形の医療機関にかかっておりました。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） こども医療費の場合、窓口払いを廃止すると400万ぐらいでしたか、負担がふえるということであったわけですが、こっちはどのぐらいふえるのか、ふえないのか伺いたいと思います。

それから、経過措置なのですが、これも経過措置って言うのですか。いわゆる来年の4月1日以降、これが適用されると。3月31日以前はこのままですよという、こういう理解でいいのですよね。これが経過措置になるのかなって、私読んでいて思ったのですが、こういう書き方するものなのですか。ちょっとほかの例、見比べていないので、わからないのですが、その2点です。

○大野敏行議長 答弁求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 現物支給とした場合に、どのぐらいふえるかということでございますが、昨年度、26年度の療養給付費の実績値をもとに計算をいたしますと、184万7,000円ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

経過措置の関係でございますけれども、あくまでもこの4月1日以前の分というのは今までどおり償還払いの形で、比企郡市内の中でも償還払いという形でやらせていただくということでございまして、この書き方はこども医療費のときも同じような形だというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 重度心身障害者の医療費の窓口払いの廃止というのは、比企郡下は全部行っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。それで比企郡下の医療機関ということになったのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

比企郡内でいいますと、窓口払い廃止ということでは、今嵐山と小川が残っていたわけですが、今嵐山がなるのではと、小川町が残るという形でございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案とおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第10、議案第57号 嵐山町交流センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、嵐山町交流センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町北部交流センター改修に伴い、使用区分及び使用料を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上文化スポーツ課長。

〔村上伸二文化スポーツ課長登壇〕

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、議案第57号につきまして、細部説明をさせていただきます。

本条例の改正は、北部交流センターの改修工事に伴い、使用区分である部屋の名称及び使用料を一部改正するものであり、別表の改正を行うものであります。

別表の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。北部交流センターにつきまして、最初に改正前の「多目的ホール」を「大ホール」と名称を改め、使用料につきまして、ホール面積、ステージ面積とも増加したことにより、午前を「1,000円」から「1,200円」に、午後を「1,500円」から「1,800円」に、夜間を「2,000円」から「2,400円」に、終日を「4,500円」から「5,400円」に改正するものであります。

次に、改正前の「研修室」と「調理実習室」について、「小会議室」と名称を改めるものであります。小会議室の使用料につきましては、改正前の研修室と同額でござ

います。

次に、改正前の「和室」と、新たに別表2はございませんでしたが、図書室また子育て広場として利用していた場所を「小多目的室」と名称を改め、使用料につきましては、小会議室と同額の午前300円、午後500円、夜間700円、終日1,500円と改めるものであります。

施行期日につきましては、平成28年1月4日からとするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 以前ふれあい交流センターの使用時間の規定が非常に難しいということで、北部交流センターの改正をするときに一緒に改正を考えてはどうかというふうにお話ししたのですけれども、それについては全く考えられなかったのでしょうか。例えば、夜間ですと、午後5時から10時、午前中だと午前9時から正午という形なののですけれども、これ倍になっていますよね。ですけれども、夜使う方というのは2時間単位ぐらいの使い方のほうが多いような気がしますし、何かなかなか難しいなあというふうな感じがありました。使い方自身が、例えば夜でも1時間しか本当に使用しない人でも、700円というのはかなり厳しいなあというのが実際にあるものですから、ふれあい交流センターのほうに行きますと、午後6時から7時ぐらいですかね、ヨガの練習している人たちがやっぱり同じ700円使っているのかというふうな感じで見たことがあるのですけれども、たくさんの方が利用されるから、それは決して高い金額ではないというふうに感覚もあると思うのですけれども、ちょっと何か時間設定と金額が、それで夜間の場合、午後5時から10時で、別に職員が配置されているわけでもなくて、鍵を返すためにとても大変苦勞しますよね、皆さんね。それなのに、こういう金額は結構厳しいなあというふうな感覚が私としてはありまして、どうなのでしょう、全くそういうふうなことは考えられなかったのか、それとも全体的に町民ホールやほかの施設も見直しをする機会を設けるのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 北部に限らず交流センターも含めてなのですが、渋谷議員、以前ご質問いただきましたので、交流センターの運営協議会の中でも、時間区分

をどのようにするのが適当かということで議題に上げさせていただきました。特に夜間、ふれあい交流センターもそうなのですが、北部無人でございます。そういった関係で管理、細かい時間設定をしますと、逆に貸し借りの管理というのが非常に困難、またどのように使われているかという確認等もできないということもあります。また、近隣のこの郡内の貸し館の時間設定等を検討した上で現行どおりの時間区分とさせていただきます。

以上です。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 交流センター、貸し館機能ばかりではないので、ですけども、ほかに公共施設でも貸し館機能がかなりあるところありますよね。それについては一度見直すというふうな方法はあるのでしょうか。機会はあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 特に使用料の全体の見直しというのは考えておりません。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 先ほどの説明だと、面積が拡張されたということで、ちょっと1点だけ、この多目的ホールの最終的な午前9時から午後10時の1日の場合ですかね、4,500円から5,400円になっていますね。これ900円アップしてるわけです。その辺の面積の、現状面積だったところの分の単純な割合のような案分みたいな形でこの5,400円が出ているのか、その辺の根拠を1点と、それと小会議室と小多目的室が同じ値段になりますけれども、これについては両方とも同じ面積であるのかどうかお尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

旧の多目的ホールの広さは312平米でございました。それが今回の改修により大ホールと名称を改め、360平米になっております。1.154倍ということで、1.2倍ということで、金額設定をさせていただいております。

それと、会議室と多目的室の面積でございますけれども、会議室は2つとも56平米、多目的室ですが、旧の和室のところの部屋は45平米、旧の図書室としていたところが会議室と同じく56平米、多目的室のほうがステージに向かう廊下の部分が若干面積とられた関係で少し小さくなっておりますけれども、用途的に、また機能的にもほぼ同面積ということで同額とさせていただきました。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この料金も今度これから多くの方が利用されることになると思うのです。4,500円から5,400円ということで1.2倍でおさまったというような説明でいいわけですね。了解しました。

それで、1点、この条例が1月4日から施行となっておりますけれども、実際に利用する団体が、いつからこのふれあいセンターで使用料を払ってやっていけるものなのか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えいたします。

改修の工期が1月30日までとなっております。2月以降のオープンを考えておりますので、そうしますと、前月からの申し込みという形を受ける形になりますので、1月4日という施行日に設定させていただきました。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 嵐山町交流センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第11、議案第58号 字の区域を廃止することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第58号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、字の区域を廃止することについての件でございます。

嵐山町東原土地区画整理事業がおおむね完了したことに伴い、換地処分後の整備された道路境、水路境をもって、字の区域を廃止するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

〔青木 務地域支援課長登壇〕

○青木 務地域支援課長 それでは、議案第58号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第58号は、字の区域を廃止することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、大字菅谷地内において実施をしております東原土地区画整理事業における工事がおおむね完了したことに伴い、新たな区画に合わせた字界を変更し、事業区域内の字を廃止するものでございます。

議案書裏面の変更調書をごらんいただきたいと存じます。今回廃止をいたしますのは、区域内の4つの小字でございまして、それぞれの面積を申し上げますと、菅谷字東原が1万4,169.41平方メートル、菅谷字清水が5,332.52平方メートル、菅谷字久保が7,220.99平方メートル、菅谷字本宿が16平方メートル、並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部を加え、合計で2万8,307.95平方メートルで

ございます。これによりまして、当該区域内におきましては、小字を廃止、新たな区画に合わせて地番を振り直すこととなり、具体的には大字菅谷何番と表記することとなるものでございます。

なお、この変更につきましては、地方自治法施行令第179条の規定に基づきまして、換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものであり、平成29年の7月を予定しておるところでございます。

議案参考資料といたしまして、東原土地区画整理事業の位置図、区域明細図、廃止する区域の地番一覧を添付させていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 字なのですけども、私は、ここでは東原というのは知っていたのですが、清水というのと、久保と、本宿（もとじゅく）というのですか、本宿（ほんじゅく）というのですか、よくわかりませんですけども、そういった字名は実は知らなかったのです。それで、字というのはやっぱり歴史的な事実をある程度残していると思うのですけれども、そういった廃止することによって、その地域の歴史的なものというのはどこで見ることができるか、調査することができるのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回ご提案させていただきましたとおり、この東原土地区画整理事業区域内の小字につきましては廃止をするわけでございますが、これをもってこの4つの小字の名称がなくなるということではございませんで、今回廃止するのは、それぞれの小字のうちの一つの部分というのでしょうか。ですから、この4つの小字名というのは、ほかの区域外のところに残るということで伺っております。そうしたことから、この地域内にあっては、今回措置によりまして、小字名がなくなるわけでございますが、この小字名が残ることによって、嵐山町においてこういった歴史的なものというのが失

われるという理解はしてございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 例えば東原というの残るとして、清水というのも残るとして、久保というのも残るとして、その地域はかつて今まであった字のところは、なぜ東原だったのか、なぜ久保だったのか、なぜ清水だったのかというの、本宿というの、すごくおもしろいと思うのですけれども、そういったものがどっかに、この地域はそういうものであったというものがどっかに残っておかないと、その地域の歴史的なものというのはわからないですよ。私も東原には西原というのが東松山市の唐子地区にあって、対照になっているのだなあというふうな。なぜここに東原と西原があったのか、それはいつもわからないというふうな感じと、清水ということがあったのは、その地域には、かつては清水があったということだというふうに見るわけです。そういうことではないですかね。本宿というのがある、やっぱり本宿があったのでしょうね、昔その地域に。というふうな形で見えるわけなのですけれども、その地域の歴史性というのをどっかに残しとかないといけないと思うのですが、それは博物誌か何かで残っていくということになるのか、どっかでわかるようにしておかないと、と思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

嵐山町の小字、またそれにつきましては、旧の嵐山町誌のほうに言葉、小字というので残っております。それぞれの小字について歴史がございます。この東原、先ほど渋谷議員おっしゃりました西原含めて須賀谷原という歴史の背景等がございます。本宿というのは、おっしゃったように、もと宿があった場所であろうということで、そういったふうには、小字というのは中世以降の歴史というものを色濃く残しておりまして、そういったものは文化財として当然確認しておりますし、博物誌、また先ほど言いました嵐山町誌等で記録として残させていただいております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 聞き違いだかどうか分からないのですが、公布が29年7月公布っておっしゃったと思うのですが、これ議決をされて、これから正式な換地のときには、この小字がつかない地番で換地をされるのだと思うのですが、この換地事務との兼ね合いはどういうふうになってくるのだから。何としても早く宅地として活用できるような体制をとっていくためには、これできるだけ早くこの公布の時期をしていかなくはないと思うのですが、その辺との兼ね合いはどうなのですか。登記所との関係が出てくるのですか。その辺ちょっとお伺いしておきます。

○大野敏行議長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、それから先ほどの説明のとおり、本議会で字の廃止につきまして議決をいただきまして、普通であれば即日公布ということで進めていくわけでございますけれども、区画整理事業の兼ね合いがございますので、今お話しいただきましたとおり、換地処分に合わせて告示をさせていただくということになります。今議員おっしゃりましたとおり、できるだけ早くそういったものが進めば、それにこしたことはないということでございますが、現在区画整理のほうを鋭意努力して、仕事を進めさせていただいております。予定といたしましては、今ご説明申し上げましたとおり、29年の7月を目指して現在進めております。これが順調に仕事が進みまして、もう少し早く換地処分ができるということになれば、換地処分に合わせて、この期日も早めることは可能でございますので、できるだけ早く告示ができるように事業のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 字の区域を廃止することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第12、議案第59号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,925万1,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を63億3,147万7,000円とするものであります。このほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第59号の細部につきましてご説明を申し上げます。

最初に、6ページをお開きいただきたいと思います。6ページ、第2表、地方債補正でございます。今回、学校教育施設等整備事業の起債限度額を520万円から790万円に引き上げをお願いしたいものでございます。この当事業でございますが、この事業につきましては、各中学校の校内無線LAN整備工事でございますが、こちらにつきましては、当初国庫補助金の充当を予定しておりました。しかしながら、今回その申請につきまして採択となりませんでしたので、国庫補助金を減額をし、起債限度額を引き上げさせていただいて事業を進めたいというものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。歳入でございます。まず、第14款国庫

支出金の中で国庫負担金、民生費の国庫負担金につきましては、総額で1,741万2,000円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、各説明欄の各事業の実績見込みに伴いまして補正をお願いするもの、さらにこの中で子どものための教育・保育給付費負担金の増額につきましては、制度改正によりまして、補助金から負担金への組み替えをお願いしているものでございます。その内容でございますが、保育所の運営費に関しまして、延長保育及び保育士処遇改善費にかかわる費用につきましては、公的負担として国庫負担金及び県負担金に算定することになりました。このため、当初予算では、国庫補助金の子ども・子育て支援金交付金及び県補助金の特別保育事業費補助金の対象事業として経費を見ておりましたが、今回組み替えをさせていただいたものでございます。その結果、国、県負担金は増額を、国庫補助金及び県補助金の該当部分につきましては、減額をさせていただいております。真ん中の欄の2の民生費の国庫補助金をごらんいただきたいと思います。924万9,000円の減額でございます。こちらにつきましても各説明欄の実績の見込みによるもの、それから今申し上げました子ども・子育て支援交付金につきましては、補助金から負担金へと組み替えをお願いするものでございます。

次の5目の教育費の国庫補助金につきましては、地方債で説明をさせていただきましたとおり、学校施設の環境改善交付金、こちらにつきましては、申請の結果、補助対象外となりましたものでございまして、減額をさせていただくものでございます。

次の第15款の県支出金、2目の民生費県負担金1,046万円の増額でございますが、こちらにつきましても、各説明欄の各事業の実績見込み及び確定に伴う補正でございまして、このうち子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、国庫負担金の内容で制度改正ということでご説明をさせていただいたものでございます。

次ページをお願いいたします。14、15ページを見ていただきまして、第2項の県補助金でございますが、目の1総務費県補助金中、選挙人名簿システム改修費補助金につきましては、新規でございまして、選挙年齢の18歳引き下げにかかわりまして、選挙人名簿システムの改修に要する経費として、2分の1の交付があるものでございます。

続きまして、目の2民生費県補助金でございますが、そのうちの老人福祉費補助金3,758万9,000円の減額をお願いしてございますが、こちらは9月補正で計上させていただきました、ひだまりの丘グループホームの建設及び開設準備費経費に係るもので

ございまして、年度内完成が難しい状況ということの判断から、本年度の申請を見送ることとなりましたために、9月補正をお願いをし、また今回12月の補正で減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、節の3の児童福祉費の補助金につきましては、先ほど負担金、補助金のいわゆる組み替え分ということで、こちらについてもこちらは減額をさせていただいているものでございます。

続きまして、5目の農林水産業費県補助金でございますが、そのうち農地中間管理事業補助金878万3,000円の増額でございますが、こちら新規事業でございます、農地中間管理機構を活用し、農地を集積して賃貸借を行う場合に、その面積に応じて交付されるもの、補助率は10分の10ということでございまして、歳出におきましても同額を計上させていただいているものでございます。

それから、一番下の第21款の町債につきましては、先ほど地方債でご説明を申し上げました増額分でございます。

続きまして、18、19ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございますが、上の段の第2款の総務費、一般管理費中19、事業費の19の住民・税情報システムの運用管理事業で電算委託料18万4,000円、こちらが先ほど歳入で説明申し上げました、選挙制度の見直しに伴うシステム改修に要する経費でございます。

それから、続きまして、20、21ページをごらんいただきたいと思います。20、21ページの中段でございますが、第3項の戸籍住民基本台帳費、住基ネットワーク事業で、委託料及び備品購入費の補正をお願いしております。この内容につきましては、補正理由欄にございますが、マイナンバー制度施行によりまして、個人番号カードの交付事務を1月1日より行ってまいります。そのために必要な端末機の経費を増額で拡大で補正をさせていただくものでございまして、通知に基づいてマイナンバーの個人カード、こちらの申請が町民課で受け付けることになります。その際に対応すべき機種が、機械類が今一組用意をさせていただいております。しかしながら、1回のこの対応につきまして、20分ないし30分かかるであろうということで、混雑の緩和を行うためにもう一組の機器類をここで補正をさせていただき、1回に2人の対応ができるようにということで配慮させていただきたいというものでございます。

続きまして、第4項の選挙費でございます。町議会議員の選挙費、それから次ページの農業委員会委員の選挙費につきましては、町議会議員の選挙につきましては、無

投票となったための整理、それから農業委員会選挙につきましては、選挙制度が廃止されたことに伴いまして、目の全体を減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。24、25ページの中段でございまして、介護保険事業費のうちの地域密着型サービス等整備助成事業3,758万9,000円の減額につきましては、歳入で申し上げました、ひだまりの丘グループホームの建設、これの延伸に伴いまして、歳出を減額をさせていただくものでございます。

26、27ページをお願いいたします。26、27ページ、中段の目の2児童措置費のうち、（1）の子どものための教育・保育給付事業費、13委託料で4,144万円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、歳入でご説明を申し上げましたが、延長保育及び保育士処遇改善費についての制度改正に伴いまして、公定価格に含まれるために、29ページにございますが、特別保育対策等促進事業費補助金を減額をし、当事業について増額をお願いするものでございます。制度改正による組み替えということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。28、29ページの中段でございまして、第6款の農林水産業費、そのうち3目の農業振興費でございまして、説明欄をござらんいただきまして、19節の農業者フォローアップ事業補助金、農業再生協議会補助金40万1,000円の増額、さらに農地中間管理事業補助金878万4,000円の増額でございまして、農業再生協議会補助金につきましては、転作にかかわる事務の一部を町から埼玉中央農協嵐山支店に移管するために、その経費として補助を行うものでございます。さらに、農地中間管理事業補助金につきましては、地域でまとまった農地を農地中間管理機構へ貸し付けた場合には、貸付割合ごとに異なる単価で支払われる補助金でございまして、6地区分を計上をお願いするものでございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。以上のような内容に基づきまして、予備費でございまして、586万円を増額させていただき、補正後の額を2,388万3,000円に増額をさせていただきたいと思うものでございます。

34ページ以下につきましては、給与費明細等でございますので、後ほど高覧をいただければと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 19ページの一番下の北部交流センターのオープニングをするのに拡大分をするということで経費載っているわけですが、内容を伺いたいと思います。

21ページのマイナンバーの件なのですが、先ほど課長は、個人番号は国のほうにとおっしゃったと思うのです。その関係で、個人番号の関係でこれが出ているのかなって思ったのですが、そうすると、国でやるわけですから、なぜ嵐山がこういう経費をかけてやるのか、ちょっと全体の流れがわからないので、ご説明いただければと思います。

それから、25ページ、これは質問ではないのですが、重度心身障害者、先ほど窓口払い、184万円もかかる中で窓口払いを廃止するという事で大変評価しております。

中間のひだまりの丘なのですが、説明でもありましたように、9月補正でつくりますよと。12月補正で、いやできませんと。ちょっとどんな内容でこれ計画されたのかって、そこはちょっと聞われると思うのです。9月でできると言ったものが、これ12月できなくなってしまった。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

29ページの中間管理事業補助金、農地の6地区区分が今回補正で出るということで、もうこの分は6地区は大体予想されるというか、それだけの申請があるということで理解してよろしいのでしょうか。これはどういうものなのかを伺いたいと思います。

それから、その下の沼の関係なのですが、これは、この3つの沼を改修して耐震等に、地震等に備えて整備をするという内容で、これを上げているのか。補正の中身を伺いたいと思います。

それから、最後に31ページの菅中の体育館のガラスを補修するのだということですが、けれども、まだ建って3年ぐらいですか、補修しなければならないというのはちょっと理解できないのですが、どういうことがあったのか。等って書いてあるので、ほかにも何かあるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、交流センター活動事業、北部交流センターオープニングイベントについてご説明させていただきます。

現在、改修工事のほう順調に進捗しておりまして、非常に立派なものに既に内装等なっております。せっかく北部の改修工事をこれでできると、今まで北部の交流セン

ター使ってこれなかった方、また北部地域の方々に、ぜひせっかくよくなったので、できるだけ多くの方に見ていただきたい、また今度使っていただきたいということで、1日かけて多くの町民の方々に見ていただいて、その際に、中では文化団体等で発表等していただく予定でございます。外にはテントを出して模擬店等を出して、小さな嵐山まつりといいますか、そういった形でできるだけ多くの方に集まっていきたいということを現在考えております。そのための出展者に対する報償費ということで、20万円上げさせていただいております。

以上です。

○大野敏行議長 次に、金井町民課長。21ページですね。

○金井敏明町民課長 それでは、私のほうは、21ページのマイナンバー制度に伴う機器の電算委託料の関係のところにつきましてご説明申し上げます。

先ほど、番号カードにつきましては、ご本人の希望によりまして、国のほうへ申請をしてつくっていただくというふうに申し上げましたが、そのでき上がったカードそのものが、一旦は本人ではなくて、町に送られてくるようになります。それで、町に送られてきたそのカードを、届きましたというご案内でお客様のところへ案内をいたしまして、町のほうへおいでいただいたときに、そのものをどうぞということでお渡しするわけにいかないというのですか、そのときにパスワードというのですか、今ある、例えば住基カードというのイメージしていただければと思うのですけれども、住基カードにつきましては、写真つきと写真つきでないものがあるのですけれども、ICチップのがやはりついていまして、それで税金の申告等、インターネット等で使えるようなシステムということになってございます。今度でき上がる個人番号カードのほうにも、そういった写真がついて、ICチップがついたカードというものがございすけれども、そのときにインターネットに、例えば公的個人認証をするためのインターネットをつないで、いろいろするためのパスワードというのが4種類設定しなくてはなりません。その4種類につきましては、ちょっと英数字を組み合わせで6桁以上16桁未満のものと、あと4桁ずつのものが3種類入れてもらうというような形になります。

先ほど、時間がどのくらいかかるという中で、予定しているものが20分から30分と申し上げましたのは、お客様にちょっとそういったことをご説明しながら、パスワードを設定していただくために町のほうで用意しなくてはならないものというのがタッ

チパネルというのがございまして、イメージ的にはパソコンの画面で番号を押して暗証番号を入れていただくものと、そういうふうを考えていただければわかりやすいのかなと思うのですけれども、そのものと、それに伴う本体というのですか、パソコンが必要になるわけなのです。当初予算では、そのタッチパネルを1台見て、今まで既存のものというのですか、住基ネットのパソコンで組み合わせて、一組考えておったわけなのですけれども、タッチパネルにつきましては、期間がだんだん、当初予算組んだのが去年の今時分でございますので、だんだん期間が経過するごとに、国のほうからいろいろ顔認証のシステムを入れなくてはならないとか、本人確認を厳格にしないてはならないとか、そういったいろいろ仕様がだんだん詳しく具体的になってきまして、近隣町村の動向を見ましてもタッチパネルと統合端末、それをそれぞれ近隣町村見ますと、ほとんど2台とか3台、松山さんなんか人口規模なんかも違いますので、4台用意するとかというのもちっと伺っているのですけれども、1台のところもでございます。おおむね大体2台以上というのですか、2台ご用意しているということなので、やはりお客様の待ち時間だとか、そういったことを考慮いたしまして、できるだけスムーズに発行できるように、まず一つにつきましては、タッチパネルとパソコンということで、それを追加させていただきたいというものが一つでございます。

それと、もう一つ、電算委託料の中で予算化をさせていただいているのは、今現在、例えば住基カードを現在持っている方については、有効期間10年でするので、これから先、番号カードを取得した場合は、それ返してもらいますのですけれども、取得しない場合は、住基カードが有効なものとして持っておられます。そのほかに、例えば外国人の方は、在留カードというものを持っております。同じく大体名刺サイズのもので、今の番号カードと同じようなものとして考えていただければよろしいかと思うのですけれども、住基カードがあり、在留カードがあり、それで先ほど申し上げました、今郵便で送られてきている、こちらは通知カードといって、紙ベースのものなのですけれども、あなたの番号は幾つですよといって、紙で来てるものですか、その3種類が今現在、多い人は3種類を持っている方がいらっしゃる。そういう中で、転居とかあった場合には、そのカードに追記欄というのがございまして、住所がここからこう変わったというのを手書きで今まで書いてたわけなのです。その手書きで書いていることを考えますと、例えば外国人の方で在留カードがあり、住基カードを持っていて、それで今回通知カードというものが送付されましたから、そうすると3種類のカード、

4人家族ですと12枚を転居があったたびに職員が手書きをしなくてはならないということもございまして、今年になってから、そういった追記欄に転入の手続を機械に入れたものを自動的にそのカードの追記欄に記入できるような機械というのですか、それらが幾つか出てきまして、やはりそれも同じように、近隣町村の動向を見ますと、各市町村とも聞きましたら、全部の町村で1台ずつは導入する予定ですよ。早いところの市町村ですよ、先日の9月議会等で認めていただいたということもあるみたいですよけれども、あとはこの12月に出している市町村もあるかと思います。近隣町村でもそういった状況で、カードの追記欄の記載を機械でできるようなということを、そういった機械で対応させていただきたいということで考えてみたいなので、嵐山町といたしましても、さっき申し上げましたタッチパネルの分と、カードの裏書きっていいですか、追記欄の機械で自動的に記入できる機械をこの中で見させていただいてあるというものでございます。

それと、すぐ下の備品購入費の部分でございますが、これは先ほど申し上げました、カードを発行するときに国のほうで厳格な本人確認をなささいということで、顔認証システムというのが今あるそうなのですよけれども、顔の輪郭だとか、そういうものが明らかにちょっと疑わしいとか、明らかにというか、職員のほうで判断してみた場合に、ちょっと本人と余り似ていないということで、疑わしい場合はこのシステムを使って確認する必要があるということで、そういったお話がございました。その話があったっていいものは、本年10月になりまして、国のほうから個人番号カードを交付どきにおける顔認証システムの積極的な活用についてということで、自治法の技術的助言ということでの通知をいただいたわけなのですよけれども、積極的に使いなさいということと、あと示されている事務処理要領の中でも、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、あわせて顔認証システムによる同一性の判定を行うということで、あと質疑応答集がございまして、顔認証システムは必ず導入しなければならないのかということに対しまして、原則として全市町村で導入し、活用することを想定しているというようなこともございまして、こちらの顔認証システムにつきましては、物的にはやっぱりパソコンとカメラとスキャナーというのですか、そういったセットのものでございますけれども、金額的には比較的割合安い単価で何とかなるのかなということで、予算を29万3,000円ほど計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　続きまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうからは、グループホームの関係につきましてお答えをさせていただきます。

議員さんが先ほど申されましたとおり、この件につきましては9月の補正予算で計上させていただきますして、今回減額をとということで、担当課のほうといたしましても大変心苦しく思っておるところでございます。しかしながら、これは町の事情によりまして、こういったことになったということではございませんで、らんざん苑さんのほうからそういった申し出がございまして、今回補正の減額をさせていただいたものでございます。その一番大きな理由といたしますと、県から言われていることで、何しろ年度末、3月31日までに全て、支払いまで全てが終わっていないと、この補助金の対象にはだめですよというようなことが言われていまして、いろいろ4月からこれにつきましては、らんざん苑さんのほうも、町のほうもいろいろ準備をしてきておったわけなのですけれども、10月になりまして、一応らんざん苑さんのほうから、今年については、ちょっと延伸といいましょうか、延期させていただきたいというのが話があったのですが、今年については、全ての工事をやらないということではなくて、補助対象にならない、あそこを造成工事等が必要でございますので、造成工事だけを今年度やらせていただいて、建物等の建築工事につきましては来年度にやらせていただきたいというふうなお話がございましたので、町といたしましても、もし何らかの事情で、3月までにそういった工事が終わらないというようなことがございますと、補助金もまたもらえないというようなこともございますので、来年1年間の中で工事ができれば、補助金ももらえる可能性があるのかなということで、その辺は承諾をして、この減額をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　続きまして、植木環境農政課長。

○植木　弘環境農政課長　お答え申し上げます。

まず、この事業でございますけれども、勝田地区が2地区、それから志賀地区が4地区でございまして、地域でまとまって農地中間管理機構へ貸し付けた場合の貸付割合ごとに異なる単価で支払われる補助金でございます。それがまず1つ。地域に支払われるものと、それから農地の集積に協力した耕作者に支払われるものとの二通りご

ざいまして、地域に支払われるものについては、貸付割合が異なります。8割を超える区域の合意が行われた場合に3万6,000円という単価になります。それから、5割を超えて8割以下の集積が行われた場合ですと、2万8,000円という単価になります。今回は3万6,000円の単価のところが5万6,580平米で203万6,880円、それから2万8,000円の単価のところが5カ所になりまして、10万2,330平米、これで566万5,240円、これが地域に支払われる協力金でございます。

それから、改めて中間管理機構に農地を貸し出しますと、協力いたしますという地権者さんに、あるいは耕作者さんに支払われる補助金につきましては5万4,050平米の対象地がありまして、こちらは単価が2万円となります。単価、先ほどから申し上げている単価は、10アール当たり、1反当たりの単価となります。こちらが108万1,000円ということで、合計しますと878万3,120円ということになります。これは、今回は地域の合意が得られたということで、勝田地区と、それから志賀地区のそれぞれの一部がこの対象となっております。国からは10割の補助をいただける事業ということになります。

それから、続きまして、ため池の改修の補助金でございますが、こちらにつきましては、農村地域防災減災事業という、これも国からの10割の補助事業でございますが、中身としましては、平面測量、土質調査、解析調査によりますハザードマップの作成ということでございます。25年度、26年度から継続して行っております事業の一環でございます。これは、あくまでもハザードマップの作成でございまして、改修事業が必要なものが生じてくれば、今後また別途検討させていただくというものでございます。

以上です。

○大野敏行議長　続きまして、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきます。

体育館の出入り口のガラス等ということでございまして、議員さんご指摘のとおり、新築したばかりの体育館でございますけれども、これアリーナへの入り口が両開きのかなり重たいドアなのですね。そのストッパーがきかなくなったということで、金額的には本当に大したことはないのですが、体育館の話はそういうことなのではございますけれども、菅谷中学校自体がかなり老朽化全体的にしていまして、修繕費はもうないという中で、学校ガラス等も今後修繕とか、小さな軽微な補修とか必要であろうとい

うことが大半の内容になるかと思います。ですから、この表記の仕方として、体育館の入り口のという表記をしてございますけれども、全体的な修繕費用がなくなってしまったので、補正させていただきたいというのが主な理由でございます。

以上です。

○大野敏行議長 質疑の途中でございますが、暫時休憩を行います。再開時間を４時といたします。

休 憩 午後 ３時４８分

再 開 午後 ４時０１分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号の質疑を行います。ほかに。

４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員） １点だけ。今農地の中間管理事業の補助金の関係で質問が出ましたが、この878万4,000円というのがどういうふうな使われ方をするのかと思いましたので、今大体説明を聞きましたからわかっているのですが、６地区ということで、これが年間の費用になる、１回こっきりなのですか。または、来年は来年で同地区にまた違う補助金がつくとか、そういうことなのか、そこのところをちょっとお聞きできればと思ひまして。

○大野敏行議長 答弁願います。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 これにつきましては、中間管理機構を通じてもう一度貸し借りをするわけですが、10年という期間が設定されておりまして、最初の１回だけでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員） 私は先ほどのらんざん苑の補助金のことについて、もう一度ちょっと確認させてもらいたいのですが、これ９月の補正だったわけですね。それで、この12月でまた延伸になったということです。先方の都合だと。どうなのですか。これ当初の予算にもなく、そして補正で出てきて、そして金額が建設資金です

から、かなりの金額ですよ。県からの補助金も。この金額が目的のある、やはり補助金になるわけでしょう、県の目的の、建設費としての。そういったようなものをやっぱり考えていきますと、これ相手の都合だからということで延伸になったということまではわかりますが、来年になったときにこの補助金の額のようなものが、また来年にならないとさっぱりわからないというような性格のものになるのか、それとも一度ある程度申請が出ているから、この金額についてはある程度維持されるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それと、もう一点。もう一点、先ほどからマイナンバーのあれが出ていますけれども、この時間も何か聞くと、20分から30分とかということで、1人の人にかかる。恐らく我々もちょっと聞いてて初めてのことで、なかなか実際に具体的に動き出したときにどうなっていくかというのなかなか理解できないのだけれども、やっぱり申請に来る人がどの程度いるかというのは、そんなに私もいないのだろうと、私は思っています、自分の考え方では。ただ、来た人がいたときの対応として、やっぱりそれぞれ皆さん、1日の時間のある中で動いている人たちが多いと思うのだよね。それを申請する人はね。その辺も含めて、なるべく顔認証とかあるけれども、スムーズなことを課としてはお願いしたい。これは質疑になるので、お願いしたいということに対してどうかということで答えてください。

それと、あともう一つ、1点。こども課のほうに、26ページに、子どものための教育・保育給付事業ということで、延長保育士等の費用が増額になったということでございます。この一般財源の1,244万1,000円とございますね。26ページですよ。この中で、それに相応する金額がどの程度あったか、わかるようであればお答えいただきたい。この3つについてお尋ねいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁求めます。

初めに、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、グループホームの関係につきましてお答えをさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、当初予算にも載っていなかったのではないかとということでございますが、県のほうから補助金についての内示をいただいたのが6月に入ってからでございます。その内示をいただきましたので、9月の補正のほうに計上させていただきました。当然そのときには、町もらんざん苑さんも当然今年建設をす

るというような方向で進んでおりましたから、当然内示が来た段階で速やかに補正のほうはとらせていただいたということでございます。

それで、来年以降の関係でございますけれども、らんざん苑さんから、そういうようなお話がありまして、うちのほうとしましては、すぐ県のほうに、こういったことでちょっと本年度難しくなってしまったというお話をした中で、来年についてはどうですかというようなお話もさせていただきましたが、県のほうといたしましては、来年のことは今何とも言えないという、そういったような回答でございました。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、金井町民課長。

○金井敏明町民課長 番号カードの交付に当たっては、なるべくお客様の待ち時間等の短縮と、それから間違いのないよう職員の中でも検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

一般財源の内訳というご質問でございますけれども、大変申しわけないのですけれども、そこまでの資料はございません。ただ、ご案内のとおり、延長保育と処遇改善が制度改正になったというのと、保育される人数が45人ほど当初よりふえているという要素もございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうですか。やはり本当に必要な施設で、なかなか町もそちらのほうに協力したり、お互いさまっていますか、やっていかななくてはならないことはよくわかるのです。ただ、我々も議会の1回議決をする立場としても、これを町民に、この予算書見て、どうなのだ議員と、やはり言われるわけです。それは、これが6月の内示だったかもしれないけれども、できる限りその辺はやはり少ない金額ではありません。来年のことはわかりませんって、私なんかも答えるしかない。そういったことをやっぱりしっかりと踏んで、大切な仕事なのだけれども、やっていってもらいたいと。課長の答弁、お願いします。

○大野敏行議長 答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

こういったことを、これからこういったことがございましたら、そのようなことも配慮しながらやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） ひだまりの丘の関係については、私も何か、えっ、こういう、何でこういうことになるのかという疑問が残って。今お聞きしますと、6月には内示があって、6月議会にはかけられなかったということなのだからどうか分かりませんが、要するにいろんな行政の関係だと、いろいろスケジュールがあってやるわけですよ。この規模、あるいは確認の段階、そういうものが今どういうことになっているのか。

県の指導によって、年度内にでき上がらなければだめだと。それから、延伸だということでございまして、なおかつ今青柳議員の質問からすると、来年の予算措置はわかりませんという答弁に今私は聞こえたのですが、県の指導で延ばして、県は1回流すと、大体はだめなのだよ。だけれども、そのところは県の指導で延伸をしたということだから、県がそれは確保するのだというふうにとっているのですが、それはわかりませんという答えでした。ということになると、造成は始めるけれども、宅地造成は始めると、始めるということは、確認申請もおりて、施設の規模も決まっていっているのだというふうに認識するのですが、そのところが何かそごが出てきてしまうような気がするのですが、その心配はないのですか。

もう一点は、今平澤にひだまりの丘がありますよね。これとの兼ね合いというか、これ今らんざん苑やっていたいただいているわけですが、これは当初の説明だと、これができ上がった後は、ひだまりの丘は、あそこは閉鎖しますということだったのですが、それとの兼ね合いというのは、どういうことになってくるのですか。何かちょっと見えてこない部分が多過ぎるので、再度確認させていただきます。

それから、続いて中間管理機構のはわかりましたが、ただ私、課長から出された数字が何かメモしたら合わないのですけれども、地域に交付される金額は約556万幾ら、個人に支払われるものは108万ですと言うのですが、ふうに聞いたのですが、何か数

字が合わないのですが、これもう一回説明してください。

それから、その上の農業再生協議会補助金40万1,000円、これは今後農協にというのですが、今担当課が、環境農政課がやっていますが、補正でこういうことが出てくるといのがちょっとわからないのですが、途中で事務をかえるということなのか。これ、事務が今、この協議会の事務を環境農政課の担当がやっているのですが、これ農協にかえていくのだと。それで、ここへ書いていくのですが、どういうことでこういう形になってきたのか。再生協議会はあるわけですが、その事務がそっちに移るという、単なるそういうことなのか。それによって何か不手際とか、町の指導が難しくなってくるとか、そういうことはないのでしょうか。幾つか聞いてしまったのですが、そういうことです。ですから、何でここで補正でやるのか、やらなければならない理由は何なのか、やることによって問題が起こらないのかと、この辺についてちょっとお聞きします。

以上3点、お願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうから、ひだまりの丘の件についてご答弁申し上げたいと思います。

結果から見れば、補正でお願いをさせてもらって、そして次の補正で減額をさせていただく、大変申しわけなく思っております。このひだまりの丘の関係につきましては、以前から議会の皆様方にもご説明を申し上げて、ご理解をいただいて、ここまで来ておるわけでございますけれども、社会福祉協議会が運営をしていたひだまりの丘、非常に防火上等々課題がございまして、専門家に判定をしていただいたところ、これは購入したほうがいいよと、そういうアドバイスもいただきながら、さらに社会福祉協議会という公が運営するのと、民間が運営するのと、どちらが入所者にとって幸せなのか、そういったことも総合的に勘案したところ、民間がもう既にその面のプロがいると。そちらで運営したほうが入所者にとってよろしいだろうと。それと、今までの9部屋というのでしょうか、ワンユニットが9人ですね。9人ですと、お泊りをする方お一人になってしまうという不安な面もございまして、専門家の運営はやはりツーユニットだと。そんなこともございまして、そのツーユニットを専門家であるらんざん苑が運営すべく、町も協力を申し上げながらプランを練ってまいりました。それ

から、用地につきましては、らんざん苑の依頼を受けて、私どもも地権者に当たって用地の確保等も進めてまいりました。

そうした中で、担当課も県といろいろ協議をし、県にお願いをさせていただいて、何とか27年度の事業で県とすれば応援するよと、補助金も上げるよと、そんなこともありがたいお話もいただいて、話を進めてきたわけですが、どうしても、どうしても現場をごらんいただきますと、埋め立てをせざるを得ないと。相当な土量が入るわけなのです。土量が入る、その泥の入れ方がやはり埋め立てをしながら、その後直ちに建物をつくるということになると、埋め立てをしながら、そこにある一定の工に加えて、その埋め立てに必要なプラスする工事が出てくると。そんなこともございまして、らんざん苑とすれば、自然転圧を待ちながら、そして一定の時間を置いてつくったほうがなおいいのではないかというふうな、施設として専門家と話し合った結果、そういうことになったというふうなことでございまして、残念ながら我々とすれば27年の完成を待ったわけですが、1年おくれると、こういうことになりました。

すると、今課長が申し上げましたとおり、県は今年度欲しいというから上げたのに、新年度になるということは、新年度約束できないよと。これは国の予算をいただいて、県も市町村に補助するわけですから、当然のお話なのです。そんなこともございまして、県のほうに我々お願いに行って、ぜひ情状、ご理解をいただいて、ぜひ新年度にこの建設が遺漏なくできるようにお願いをしたいというふうなことでお願いをさせていただいております。新年度のことですから、確約はできないけれども、我々とすれば最大限の努力をしながら、そして老人福祉の充実につながるように今後とも進めていきたいと思っております。この点につきましては、皆様方に深くおわびを申し上げたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 続きまして、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、中間管理のほうでございしますが、先ほども申し上げましたが、単価が異なる地域がございます。3万6,000円の単価、これは地域の合意が8割以上ということで、これが5万6,580平米でございまして、203万6,880円、それから5割以上8割以下の単価が2万8,000円の区域が、これが10万と2,330平米でございまして、こちらが566万5,240円、これが地域に支払われる補助金でございまして、そして、協力者、耕作者個人に支払われる協力金につきましては、一律2万円でござ

いまして、これが5万4,050平米、対象がございます。これが108万1,000円、合計しますと878万4,000円ほどになるということでございます。

続きまして、農業再生協議会の事務でございますけれども、こちらにつきましては経営所得安定対策に係る事業でございますが、JA、農協と町が従来から協力してやってきたものでございます。どちらかといいますと、本来農協が主体的に行われる事務というふうに考えられるもので、他町村では、他の市町村におきましては、農協に移管を少しずつしているという状況がございます。町でも数年前からJAと、農協と協議を続けてきたわけですが、このほど今年度に入って協議が整いまして、今年度につきましては、まだ町が中心に行ってきたわけですが、来年度からは農協がやりますということで、そのためのインフラ整備といいますか、必要な機器の整備ですとか、必要なソフトウェアの配置ですとか、そういった来年度の事務が円滑に進むようにするための事業ということで今年度に補正で組ませていただいたものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そうしますと、今丁寧に説明いただきましたが、規模とかそうしたものは、今計画されてあるものを引き続きやっていくということだという理解でよろしいのでしょうか。今介護士の人数がなかなか確保できないとか、いろいろあったりするわけですが、そうしたものはクリアして、もちろんこれは県の入所者の数の問題だとかも含めているわけですが、その辺は次の計画についても今のものを計画していると。ただ、これ埋め立てをする場所が適地ということで選ばれたわけですが、当然だって、埋め立てして半年やらそこやらで自然転圧できないというふうに思うのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

また、もう一点、ひだまりの丘、今のひだまりの丘については、同じようにこれが仕上がるまでは運営をしていくという、それは確約はとれているの。確約というか、当然そういうことなのだと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。再度聞いておきます。

それから、先ほど私の計算違いだったようで、申しわけありませんでした。農業再生協議会については、補助金がそういう、農協が事務をやるのに何で補助を出してい

なくてはいけないのか。ソフト等々が、嵐山で持っているものが移管されることができるよう気がするのですが、それは新たに農協がそういうものはやるということなのでしょうか。

今再生協議会があるわけですが、ほとんどのことが金の支払いとか、そうしたものは農政局が直接やってくれたりしていますよね。ただ、それは全て個人に来て、個人が返答を出しているわけです。だから、そうすると、町がやっている協議会がやることというのは、そんなにはないのだけれども、そんなにない事業に対して、40万も補助金を出さなければならないような機器が要なののでしょうか。それだけ聞いておきます。

○大野敏行議長 答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今年度工事をしなくて、来年度になると規模等はどうかということでございますが、今のところだと、ツーユニット、18人ということで、平澤の今やっています9人分を、そちらの新しいほうに移しまして、18人というようなことで、来年度計画するときもその予定どおり、今までの予定どおりでやるというふうに聞いてございます。

それから、埋め立てとの関係でございますが、確かに初めからそういうことはわかったのではないかとということでございますが、この1年の中で全てのやるとなると、初めから確かにきつい、タイトなスケジュールというようなことは、ある程度我々事務屋も、らんざん苑さんの事務のほうでもわかっていたことでございまして、それで本当に今年の9月24日に農地転用と開発許可がおりましたので、それからが本格的な依頼みたいな形になってございます。

らんざん苑さんのほうでそういった設計協議、埋め立て工事の設計を始めた中で、そういったことを専門家のほうから、これではちょっと時間的に無理だよというようなことでありまして、お金等もまたかければ、そういった補強工事とかをかければできるのかもしれないですけども、そういうことはしないで、先ほど副町長のほうからお答えがありましたが、自然転圧等で対象の期間を持って、来年ある程度そうした期間がございまして、来年度に工事のほうはさせていただきたいということでお話がございましたので、町としましてもわかりましたということでございます。

それから、今の平澤のほうのグループホームにつきましては、当然その9人分につ

きましては、そちらができるまでは、そちらを運営していただいていくということで聞いてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 この再生協議会の事務でございますが、農協と町が協力してやってきた事務なのですけれども、主に町にある、町の当課のほうにそのシステムを置いておりまして、農協が人的な協力ですとか、そういった関係でやってきたわけなのですが、今回主体的なブロックローテーション等の作付等の事務について農協がやっていただけるということで、こちらと、持っておりましたそのシステム関係をそっくり農協さんにも新たに構築をしていただくということで、こちらから提供するためのパソコン関係ですとか、中の情報ですとか、そういったものを移すための経費ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、2点ほどお尋ねさせていただきますけれども、まず、22、23ページになると思うのですけれども、補装具の給付事業というものがあるわけなのですが、100万と9,000円ですか、補正で組まれています。そういった中で、27年度全体、全額につきましては、400万からいくわけなのですが、これは何名ぐらいの方にこういったものを負担をしていったのかお尋ねさせていただきます。

それから、ひだまりの丘の関係、皆さんわかった、議員さんが質疑をしていらっしゃるのですが、そういった中でちょっとお尋ねさせていただきたいのですけれども、来年度の見込みがちょっとつかないというようなお話のようでしたけれども、町のほうからも引き続きお願いをしていくということですが、これは来年度にならないとはっきり、もちろん4月以降ですから、わからないということになってくるのでしょうか、その間に具体的にどのようなお願いをしていくかお尋ねをさせていただければと思っています。

それでは、すみません、その2点についてお尋ねさせていただきます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁願います。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

補装具に関しましては、種類は車椅子とか義足、補聴器、そのような身体障害のある方のそういった一部になるようなものでございまして、今年度既に新しく交付をしたのが16件、また修理をしたのが13件ということで確定をしております、この先、また新規交付、あるいは修繕という形で、3月までまだありますので、こちらのほう増額補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続いて、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 グループホームの関係につきまして、お答えをさせていただきます。

来年度の補助金の関係でございますけれども、今後、今年度年が明けましてから、また1月、2月ごろになるのだと思うのですが、県のほうから来年度の希望といひましようか、要望はあるかというような調査が来るかと思ひます。そのときに嵐山町では1件といひましようか、1カ所要望を上げさせていただくということになろうかと思ひます。それで、来年度に入りましてから、県のほうのからその結果といひましようか、がつけば内示というような形で示されるものだというふうにお思ひております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、順次再質問させていただきますけれども、補装具の関係なのでございますけれども、具体的に車椅子、あるいは補聴器というようなお話等ということで答弁いただきましたけれども、これは車椅子の貸し出し、あるいはそのほかにはあれでしょうか、老人カーというのですか、押していくようなもの、そういうものも貸し出ししているかなって思ひているのですけれども、そのことにつきましてはどうでしょうか。

また、修繕の負担金ということですから、どんな方が何日ぐらいというのでしょうか、借りているのか。あるいは負担を、借る場合にはどのぐらいの日数、あるいは交付の場合は別としても、あると思ひのですが、借りている方もいらっしやいますから、そういった中での修繕も入ってくるというふうにお考へてよろしいでしょうか。

それと、もう一点、ひだまりの丘の関係に類をしまして、らんざん苑さん等のこちらへの建設の関係ですけれども、来年度からまた町のほうでも、それにつきましてお

願いをしていくというご答弁でしたけれども、それはあれでしょうか、こういうことが二度と起きないように、らんざん苑さんとも十分に協議をしながら町のほうも進んでももちろんいくのだと思うのですけれども、その辺はもう一度確認の意味で答弁いただければと思っています。

○大野敏行議長　それでは、答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

補装具に関しましては、これはあくまでも貸し出しをしているものはございませんで、新しく交付をしたものと、あと本人が持っているものを直すということで、そちらのほうの費用でございます。ちなみに、今までは9種類に新しく交付をしております。修理のほうは7種類、車椅子、例えば車椅子なんかは新しく4件出しております。修理なんかも両足の装具だとか、いろいろお金がかかる部分というのがございまして、お金のほうが結構これかかってしまうという傾向がございます。

以上でございます。

○大野敏行議長　続きまして、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

らんざん苑さんとは、今年度につきましても協議をさせていただきながら進めたわけなのですが、当然来年度につきましてもそういったことで進めさせていただきたいと思いますが、来年度につきましては、もう下地といえましょうか、農地転用も終わっていますし、開発の許可もおりてございます。今年度造成工事も終わりになるということで、来年に建設することになれば、それほど支障なく建設のほうができるのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　すみません、再質問になりますけれども、補装具の関係なのですが、これはあれですか、新しくつくっていただいて、やはりつくったのだけれども、何カ月もたたないで、合わないとか痛いとか、いろんな話を聞くことがあるのですよね。そういった場合には、即またつくりかえというか、あるいは1年なら1年たたなければだめですよというか、ちょっとそういうような規定みたいなものがあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

各装具によっては、その耐用年数というものがございます。つくったのだけれども、なかなかこの足、そういった義足とか、いろいろ足につけるものでございまして、ちょっと合わないとかということは、たまにあると思うのですけれども、そういうときにはそういった業者が責任を持って修繕するという形で、合わせていくような形で行っているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 21ページで何度もという感じなのですが、マイナンバー制度のことで、システムを1機を2機にするということでした。住基ネットのときもそうでしたけれども、予測よりもうんと少なかったですね。その予測は各市町村も同様だったと思うのですけれども、各市町村と嵐山町の予測として、大体1月になったらどのぐらい入ってくるとか、4月になったら、このくらいは来るのではないかという、予測というのはどの程度立てられて、2機になったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 2台にする予測ということでございますが、住基ネットのときには交付に当たっての、たしか費用の金額というのが500円ということで、費用のほう、手数料をいただいていたというふうに思っています。今回、番号カードにつきましては、初回は無料ということで、今通知カードが届いているところかと思いますが、その中に先ほど申し上げました申請書が入ってございます。写真等を撮っていただいて、張って出せば、初回は無料でできるということもあって、結構多くの方が申請されるのかなという予測は立てていたのですけれども、具体的に何%とか、そういったことまではちょっと特に考えてはいなかったのですが、いずれにしても交付に当たっての時間だとか、そういったことを考えますと、2台で対応させていただいたほうが、お客様の待ち時間の短縮につながるのかなということで、2台ということでさせていただいたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 見ていますと、8 %ぐらいの方が少なくとも受け取りしていないわけですね。そして、受け取った人もどうしたらいいのというふうに言われて、私も、えっ、あけなければいいし、申請しなければいいのではないというふうな形でお答えしているのですけれども、そういう方が結構いらっしゃると思うのですが、行政側と住民側とでは、かなりそごがあると思うのです。191万、結構な額だなと思っていて、それに加えて、たくさん来れば、職員の時間数も当然かかってくるわけですね。そのところは、プラスになっていないわけですね。プラスになっているか、すみません、まだわからないということで、職員手当という形ではまだ出てきていないわけなのですから、ではそういうふうな形での具体的な数値に関しては、全くの予測でこういうふうな形が進んでいるということではよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 確かに希望で申請されるというところもございまして、何名ぐらいの方がというのも、国のほうではたしか幾つぐらい、全体でこのくらいの発行を見込むというのがあったかと思うのですけれども、その数字をちょっとうっかりしてしまいましたけれども、国全体としては、このくらいの数を見込むというふうのもあったかと思うのです。ただ、嵐山町におきましては、人口が1万8,000ちょっとぐらいということで、それで仮に10%と考えると、1,800人ということですから、そこまではすぐにはいかないかと思うのですけれども、今後そのカードが、今は使える範囲が少なくても、いろんな面で利用が、例えば今後コンビニとかそういうところで印鑑証明ですとか、住民票とか発行できるとか、また国のほうでも、保険証とかにも利用できるようにも将来考えているかということもありますので、今後徐々には広がっていくということも考えられます。それで、2台にしたということにつきましては、一度にたくさんのお客様がいらっしゃいますと、なかなか対応のほうもお待ちさせていただく時間というのがかなりなってしまうのかなということで、そういったことの中で機械をふやさせていただくことを考えさせていただいたものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

◎議案第59号の修正案の提出

○大野敏行議長 議案第59号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定について
の件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出
されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、修正動議に関してご説明いたします。

これに関しましては、今回で4回目になります。というのは、嵐山町では、こども医療費の窓口払い廃止をしないから、学年費という補助金を交付するという形でやっていた。ところが、今年度こども医療費窓口払いを廃止するので、学年費を半額にするという施政方針になりました。これはとても残念なことだと思っています。子供たちというか、嵐山町の学校教育ではなくて、日本全国、学校教育、義務教育は本来無償化であり、嵐山町はこの無償化をとてごく普通にやっている。それも政策としてはとても先進的で子供たちの人権を守る政策を行っていたと思います。それが半額になってしまったことによって、いろいろな問題が出てきているというか、住民の方もとても残念に思っております。そのことについて修正案として出します。

まず、修正案の1ページ目なのですが、議案第59号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正するというので、1条中のマイナス1,925万1,000円をマイナス1,055万1,000円に改め、63億3,147万7,000円を63億4,017万7,000円に改めるということです。

歳入歳出予算の一部を次のように改めるという形で、基金繰入金に870万円を加え、基金繰入金、補正前の額を2億7,880万円を2億8,750万円にします。歳入合計が補正前は63億5,072万8,000円でしたけれども、それを補正額をマイナス1,925万1,000円をマイナス1,055万1,000円とし、歳入合計額を63億3,147万7,000円を63億4,017万7,000円とします。

歳出ですけれども、教育費を補正前の額が6億2,863万9,000円で、補正額が167万3,000円のところを870万円加えまして1,037万3,000円、教育費の総額を6億3,031万

2,000円を6億3,901万2,000円にします。それは、教育総務費の関係で、子供学年費を870万円加えるわけですけれども、歳出合計を63億5,072万8,000円のところ、そして補正額はマイナス1,925万1,000円をマイナス1,055万1,000円とし、歳出合計額を63億3,147万7,000円を63億4,017万7,000円とするものです。

次に、修正案に関する説明書ですけれども、総括のところですから、これ読み上げます。総括中、歳入、18款繰入金原案3億3,621万4,000円を870万円増額し、修正後の額を3億4,491万4,000円とする。そして、歳出は10款教育費870万円を増額し、原案6億3,031万2,000円を修正後の額を6億3,901万2,000円とする。修正後の総括は、次のようになるとなっております。

そして、次のページに行きます。基金ですけれども、財政調整基金繰入金2億7,800万円を補正額を870万円として、2億8,750万円です。財政調整のため、財政調整基金からの繰り入れを行うために補正するものとします。

3です。3、歳出中、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費中、小中学校学年費補助費原案868万5,000円に870万円を増額し、修正後の額を1,738万5,000円とするという形で、子育て支援及び学習環境向上のため、小中学校の学年費補助金、小学生を1万円、中学生2万円とします。

修正後の予算は次のとおりとするという形で、小中学校学年費補助金、補正前の額が868万5,000円ですが、870万円として、小中学校学年費補助費870万円、小学生804人、中学生468人です。この学年費の補助金というのは、こども課によりますと、その当時の12月1日の人数ではなく、5月1日の人数でやるということです、このような形になっております。

そして、説明資料ですけれども、嵐山町小中学校学年費補助金交付要綱のところを、補助金の額、第3条ですけれども、小学生5,000円、中学生1万円を小学生1万円、中学生2万円とし、施行日を本年度12月11日から施行するというものです。

それで、資料なんですけれども、資料の1を見ていただければわかると思うのですが、各保護者の負担なんですけれども、菅谷小と菅谷中はPTAが一緒になっていきますので、1世帯3,000円になっております。志賀小は、PTA会費が1世帯2,600円、七郷小は1世帯3,600円、玉ノ岡中は1世帯2,500円ですから、2人いれば、玉ノ岡中学校区に通っていらっしゃる方は、中学生と小学生が1人いたら、中学生の分プラス小学生のPTA会費が必要になってくるということです。

学年費なのですけれども、12月現在で集めている金額なのですが、このようになっておまして、菅谷小ですと、1年生が3,400円、2年生が2,000円、3年生3,000円、4年生4,000円、5年生4,500円、6年生2,400円。そして、3学期も集金の予定があるということです。菅谷中学校ですけれども、学年費は1万2,000円、2年生は7,000円、そして3年生は9,000円で、1年分を徴収したということです。志賀小ですけれども、志賀小は1年生が2,100円、2年生が1,200円、3年生が1,500円、4年生が3,000円、5年生が1,500円、6年生が2,700円で、3学期も集金の予定があります。七郷小学校ですけれども、学年費が1年生3,500円、2年生3,000円、3年生3,700円、4年生3,500円、5年生3,000円、6年生2,200円で、3学期も集金予定があるということです。玉ノ岡中学校ですけれども、1年生が1万1,500円、2年生が8,000円、3年生が9,200円で、1年分を徴収したということです。

その裏のほう見ていただくとわかるのですけれども、これに関しますと、小中学生の要保護・準要保護の現状です。これで見ますと、嵐山町全体では、菅谷小が16.3%で、全国平均とほぼ同一となっています。七郷小は6.7%、志賀小が7.5%、小学校全体では、要保護と準要保護の方の割合は9.2%です。菅谷中学校になってきますと、要保護・準要保護の方が17%で、これは全国平均よりも上回っております。玉ノ岡中学校は12%で、これ全国平均よりも下回っています。全体としては、中学校では、要保護・準要保護が14.9%、小中学校の合計では、要保護・準要保護が11.6%となっています。

子供たちのそれぞれの学年別の人口割合なのですけれども、やはり中学校3年生が学年人口として157人、小学校1年生が122人で、一番少ないのが小学校2年生で118人となって、子供の数はどんどん減少していますが、要保護と準要保護の比率は上がってきている。そのような状況で、子供の医療費の窓口払い廃止はとてもよい政策であると思います。ですけれども、同時に嵐山町で学年費を半額にしたのはとてもつらいということで、例えばこの前ちょっと別の親御さんと話していたのですけれども、菅谷小学校では、子供さんを3人とか4人持っていらっしゃる方が結構いらっしゃる。そういう方は出さなくてはいけないので、中学生もいると、かなりの金額になって、高額な負担があるということで、これはとても残念なことだというふうなお話がありました。

平成27年の12月3日の毎日新聞なのですけれども、日本財団が子供の教育格差に対

しては、将来所得に非常に影響があると言っております。子供の貧困を放置すれば、経済的損失約2.9兆円になり、国の財政負担は1.1兆円ふえるということになっていきます。嵐山町の場合、この学年費補助金というのは、私は小学生1万円と中学生2万円で、ほぼ子供の教材費の負担は賄っていたということがわかってきましたので、本当によい政策であったと思っています。ですので、これを新たに学年費を全額戻していくという、学年費の補助金を小学生1万円、中学生2万円に変更していくというのを、私は子育て政策としてとても大事なことだと思っていますし、どなたの人口減少にかかわる体制、対策についての書物を読みましても、書籍を見ましても、子育て支援について積極的に行っているところだけが子供の人口減少の抑制を進めていくことができているというふうな結果ができております。ですので、これは私は4度目になっていきますけれども、これは嵐山町としてはとても先進的な事業であるため、もう一度やり直すべきであると見、今修正動議を提案いたします。

○大野敏行議長 よろしいですね。

○13番（渋谷登美子議員） はい、結構です。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 それでは、修正案の説明が終わりました。

これより、渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 質疑といいますよりも、前の構成された議会で3回ほど出ました。今回これで新しい議会になって初めてになりますかね。渋谷議員は初めてで4回とおっしゃいますけれども、このような予算の修正の動議、このようなことは非常に大切で重みがあるわけです。今まで議決もあるわけですが。その中で、今回こういったことを議運等にはかけられたものなのですか。それをお尋ねします。

〔何事か言う人あり〕

○5番（青柳賢治議員） いや、回数あるからどうなのかと聞いているのです。

〔「いいですか、私は、いいですか」と言う人

あり]

○大野敏行議長 いや、ちょっと待ってください。

〔「どうしたらいいの、こういうの。議会には
提出してあったので……」と言う人あり

○大野敏行議長 申し上げます。

今回この修正案は、議会運営委員会に諮られておりません。ただ、私が事務局長から言われまして、私が今回これを許可したというか、承知をしてしまったということでございます。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり

○大野敏行議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 4時57分

再 開 午後 5時23分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会での審議の事項を議会運営委員長よりご報告願います。

長島議会運営委員長。

〔長島邦夫議会運営委員長登壇〕

○長島邦夫議会運営委員長 本会議休憩中に、ただいま議案第59号の関係につきまして、扱いにつきまして、議会運営委員会を開かせていただきました。

一部事務局長からも説明がございましたが、この扱いについて、今のとおり全国町村議会議長会の事務局に問い合わせをいたしました。事務局長の説明のとおり、議長が既にオーケーを出したということであれば、問題はないでしょうというふうなことでございます。

本来ならば、提出者のほうにつきましても、当然議運に諮られたと、そういうふうに使われたというふうに思いますので、今後もしこのようなものがあれば、今回のもとにして、議会運営委員会で諮っていけばと、議長のほうからもそういうふうな今申し出というかお話もございました。今後はそのようにしていきたいというふうに思いますけれども、きょうに限っては、議員の皆さん方にご意見を伺いましたら、このまま説明も終わっていることだし、質疑の段階のことに入っていますので、このまま継続したほうがいいのではないかとということで、議会運営委員会でもご同意をいた

きました。

以上、議会運営委員会から報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ありがとうございます。

それでは、渋谷登美子議員外 1 名から提出された修正案に対する質疑を行いますので、渋谷議員は壇上のほうへお願いします。

質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、まず原案に賛成の議員の発言を許可します。次に、原案に反対の議員の発言を許可します。次に、修正案に賛成の議員の発言を許可します。以上のような順番で討論をいたします。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 平成27年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件の採決に入ります。

この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第59号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外 1 名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第13、議案第60号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第60号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億6,969万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井町民課長。

〔金井敏明町民課長登壇〕

○金井敏明町民課長 それでは、議案第60号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についての細部説明についてご説明申し上げます。

補正予算書の50、51ページをごらんください。2、歳入でございますが、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金につきまして、平成27年度後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金の額が確定したことに伴いまして、69万円を増額し、補正後の額を3,500万1,000円とさせていただくものでございます。

次に、52、53ページをごらんください。3番の歳出でございますが、第2款第1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を69万円増額し、補正後の額を1億6,615万6,000円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第14、議案第61号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第61号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を17万円増額をし、総額を5億1,888万2,000円とし、事業費用を146万4,000円増額をし、総額を4億8,688万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を90万円増額をし、総額を3億1,145万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、議案第61号の細部説明をさせていただきます。

補正予算書67ページをお開きください。平成27年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第2号）によりましてご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款事業収益、2項営業外収益、4目消費税還付金でございますが、仮受消費税より仮払消費税の額が多いため、差額を消費税還付金としまして、17万円増額補正とするものでございます。

4目消費税還付金の補正後の額を145万7,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の補正予算の内容でございますが、7節委託料の漏水調査業務委託の補正の内容、これにつきましては、漏水調査路線の延長等の増加によるものでございます。

第11節動力費の電気料につきましては、第3配水池の電気料につきまして増額をお願いするものでございます。

4目総掛費の報酬及び旅費につきましては、今年度水道事業運営委員会の開催回数を3回開催する予定のため、1回分の増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、補正がございません。支出の内容でございますが、第1款資本的支出、1項建設改良費、2目浄水場施設費でございますが、第2水源井戸に設置しております電気関係基盤が腐食しているため、交換修繕の工事費用につきまして90万円の増額をお願いするものでございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございますが、資産の部の1、固定資産の（1）有形固定資産のイ、土地からりの建設仮勘定までの有形固定資産合計額が40億2,910万3,182円となります。（2）の無形固定資産の合計額につきましては2,121万5,900円となります。（3）投資その他の資産の合計につきましてはゼロ円で、固定資産の合計額は40億5,031万9,082円となります。

2、流動資産ですが、（1）現金預金から（5）前払金までの流動資産合計は11億628万4,922円となります。資産の部におきまして、1の固定資産合計と2の流動資産合計を合わせた資産合計は51億5,660万4,004円となります。

続きまして、65ページ、負債の部ですが、3、固定負債としまして、(1) 企業債から(3) 引当金までの固定負債の合計は5億6,767万5,064円となります。

4、流動負債ですが、(1) 企業債から(8) 浄化槽使用料までの流動負債の合計は4,853万5,452円となります。

(5) 繰延収益でございますが、(1) 長期前受金と(2) 長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は8億1,341万5,074円となります。負債合計につきましては14億2,962万5,590円となります。

次に、資本の部でございますが、6の資本金につきましては、(1) 固有資本金と(2) 組入資本金の資本金合計は32億1,237万9,747円となります。

7の剰余金ですが、(1) 資本剰余金はイの受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計が2億3,376万124円となります。(2) 利益剰余金は、イの減債積立金から二の当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が2億8,083万8,543円となります。(1) 資本剰余金合計と(2) 利益剰余金合計を合わせた剰余金合計が5億1,459万8,667円となります。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は37億2,697万8,414円となりまして、負債資本合計につきましては51億5,660万4,004円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

62ページにあります水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、それから63ページ、給与費明細書の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成27年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定について、採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員派遣について

○大野敏行議長 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続審査について

○大野敏行議長 日程第16、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

ここで、文教厚生常任委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 議長からご指名がございましたので、陳情第4号 日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書を継続審査とすることに至った経緯と、審査報告をご報告いたします。

本陳情は、嵐山町民からの陳情書ということから、本定例会の12月4日に議長判断で請願扱いとなり、文教厚生常任委員会に付託されました。

陳情審査の結果、さらに調査する必要があるとの結論に達し、全員一致をもって継続審査とすることに決しました。

審査経過についてご説明いたします。

本陳情を審査するに当たり、陳情代表者の三股英昭氏においては、諸事情等により欠席、執行側説明員として、植木環境農政課長、青木副課長に出席を求め、12月9日に委員会を開会いたしました。

質疑応答において、常任委員会の権限というのは、今回の調査においてあるのか。

答弁では、町長が所管している部分に対しての調査権等はあるが、今回においては民間企業であるので権限はない。

また、町からいただいた資料に、株式会社ユニ・スターのスープのような臭気もあると記されているが、臭気指数の規制基準はどれぐらいなのかという質疑に、町の臭気指数の規制基準は18であり、株式会社ユニ・スターの平成27年においては、規制基準に近い17という値である。株式会社ユニ・スターについては、先月末ダクトの清掃を終了したとの答弁でした。

午後3時より東日本明星株式会社埼玉工場第3工場の屋上や第2工場内の現地調査を行いました。現地での企業側との質疑応答において、水蒸気には有機物（たんぱく質）が含まれている状況についてはという質疑に、調停中であるので、細かなコメントは控えさせていただきたいということでありました。

また、陳情書には、油のにおいがする、スープのにおいもするとあるがとの質疑に、スープは株式会社ユニ・スターだけではなく、他社からも入れている。臭気が第4工場から三股さんの家までにおってくるというのは、考えづらいとの答弁でありました。

その後、庁舎に戻り、意見交換を行いました。調査結果として、東日本明星株式会社埼玉工場の現地調査及び審査を行った結果、陳情代表者である三股英昭氏の本陳情は取り下げずに、今後に向けて継続審査としてほしいというご意向と、122名に上る近隣住民等の署名を考慮した上で、本陳情を継続審査とすることと決定いたしました。

また、今後において町としてもこの問題の改善に向け、企業の事業地外、半径20メートル以内の周辺に対しての飛来物、臭気についての調査をしていただくことを要望いたします。

以上で、陳情第4号に関する文教厚生常任委員会の継続審査とすることに至った経緯と審査報告を終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○大野敏行議長 日程第17、閉会中の継続調査（所管事務）の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○大野敏行議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第22号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出についての件、発議第23号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出についての件、発議第24号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出についての件及び発議第25号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第18、発議第22号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔８番 河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員） 議長のご指名を受けましたので、戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書を提案するものであります。

去る９月１９日に参議院本会議において戦争法（安全保障関連法）が強行採決により成立したところであります。この法律は、国会の中で議論すればするほど矛盾や疑問が深まり、また多くの憲法学者や日弁連、内閣法制局長官経験者に加え、最高裁からも元長官や判事経験者からも違憲であり、政府の言う論理、立法事実がないことが明らかになりました。戦争法案に対する国民の反対の声が拡大する中での法案であり、国民の合意が形成されたとはとても言えません。憲法の平和主義に反し、立憲主義に反する戦争法案は憲法９条の違反の集団的自衛権の行使、戦闘地域に自衛隊を派遣する後方支援の拡大、国連以外の治安維持までＰＫＯ活動を拡大するなど、日本の平和国家のあり方を根本的に変えるものであり、これは断じて認めるわけにはいきません。戦争法案の強行採決に強く抗議するとともに、今国会で成立いたしました法律を廃止するよう求めるものであります。

それでは、戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書について、読み上げます。

去る９月１９日、参議院本会議において戦争法（安全保障関連法）が成立した。これは、昨年７月の集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を受け、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の１０の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法の２法からなる。

この法律は国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となっている。戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものだ。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきではない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えていることは、国民の理解が得られていないことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」

や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態である。

憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であり、戦争法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、今国会で成立した法律を廃止するよう強く要望するものである。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 憲法違反の戦争法を廃止すること。
- 2 集団的自衛権の行使を容認した2014年7月の閣議決定を撤回すること。

平成27年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大 野 敏 行

宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣。

以上です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） このタイトルにもありますように、戦争法とする、憲法違反なので戦争法なのか、その戦争法というところの根拠をお尋ねいたします。

○大野敏行議長 8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） お答えします。

9月の議会の中でもこの戦争法という形で出しました。なぜ戦争法と言うのかという形につきましては、法案そのものは安全保障法関連法案でありますけれども、中身は安全保障という形で安全ではなくて、いわゆる全く戦争を遂行するためのさまざまな形のものがこの中に書き込まれているということに対しては、戦争法であろうと。これは、社民党の福島党首が当時国会の中で戦争法ではないかという形をとりまして、それについては、安倍総理が、その質問に対して、やじを飛ばして、さまざま問題になったことは、既に新聞等でご承知だろうと思いますけれども、その後この問題はほとんどの党なり、あるいは反対する勢力によっては戦争法案という形を常にとるようになりましたので、そういう形での今回の問題ができていくということです。

この問題は、今年のいわゆる流行語の一つになっているような状況もあります。そういう関連があって、この国会で出された安全保障法関連法は、その10法が全てそういうものに関連するという形です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対から行いますので、反対の方は。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書に反対の立場で討論をさせていただきます。6番議員、畠山美幸です。

平和安全法制は、立憲主義に反するとか一部の憲法学者から違憲だとの批判もありますが、司法の判断を仰ぐのが立憲主義です。平和安全法制について、戦争法と一部で批判していますが、間違った認識です。集団的自衛権行使の限定容認は、自分の国を守るための自衛の措置というものが本質です。非武装で始まった戦後の日本は、世界最強の軍事力を持つ米国と安全保障条約を結んで、日本の平和を守ってきました。今も日本一国では日本を守れません。戦争を事前にと止めるには攻撃すれば手痛いしっぺ返しを受けるとわからせ、思いとどまらせるしかないと思います。そこで、日米安保条約が持つ戦争抑止、事前に戦争を止めるの機能を強化し、戦争を事前に止めるための立法措置が平和安全法制の考え方なのです。戦争法ではなく、戦争を事前に防ぐ法律です。意味を履き違えた意見書だと思いますので、反対をいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、賛成討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出に賛成します。

今、イスラム国がフランスにテロを起こして、とても大変な状況になっています。

日本はどういう状況になっているかというと、ファシズムがひそかに進行している、そういうふうな状況になってきています。それを議員の皆さんも特に自民党関係、公明党関係の議員の皆さん、それから住民の皆さん、全く感じようとしていない。危機管理意識、これは戦争を抑止するためのものというふうな形で言っていますけれども、そうではない。危機管理意識が余りになさ過ぎる、それが今の安倍政権です。そして、どんどん、どんどんファシズムが進行していったら、いつか気がついたときには真珠湾攻撃のような形になっていったら、そして日本もイスラム国のテロリストに襲われていく、そういった形が考えられています。

それはどうしてかということ、今危機管理というのは中国や、それからアラブ世界といった問題ではなく、中東の石油をとるということで国の経済が成り立っていく。石油をとるところの争奪戦が始まっている。そうではない形で危機管理を持っていく。実際に日本で危機管理をしていくためには、日本ではエネルギーを確保していく、そして食料を確保していく、そのために財政を使っていく。そういったことではなく、戦争法の武器拡大のために、そしてそれはそのために経済を発展させていくという形が今のアベノミクスの状況です。

それを全く無視して、戦争を抑制して、攻撃することを教えて、そして皆さんに怖がらせていく。そんなばかな話はなくて、危機管理というのは、なるべく戦地を拡大しないでやっていく。アメリカにくっついて、戦争にくっついていくというか、今では日本がアメリカにかかわって戦地に出向くというのが集団的自衛権の実際の法律ですから、法体系になっていますから、そのことがわかっていないで、戦争を抑止するという、政党から教えられたままのものを考えていってはいけません。

危機管理意識というのは、どのような形で世界的な平和をつくっていくか、戦争を起こさないようにしていくか。イスラム国のテロが起きることは、日本では多分もう間近になっているだろうと思います。それを抑止するために集団的自衛権を廃止する戦争法を廃止していく、これこそが今日本が一番必要な、70年間平和だったことのあかしであって、これからも続けなくてはならないことであり、この意見書はぜひ提出していきたいと思います。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

次に、反対討論を行います。

第5番、青柳賢治議員。

〔5番 青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、青柳賢治でございます。戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出について、反対討論いたします。

9月19日の参議院本会議をテレビで夕方、朝方といたしますか、見られた方もいました。非常に我々の代表としての態度、いろいろ含めて非常に残念な思いもありました。ですけれども、この2法案につきましては、一つは10の法をまとめているわけでございまして、幾つかの観点から私が反対させてもらう理由を述べたいと思います。

まず、1点目が憲法との関連なのでございますが、これも何度も言われておりますけれども、非常に厳しい新3要件、これがやはり満たす場合に限定されているということが1点でございます。

さらには集団的自衛権、そして個別自衛権という安全保障関連の法になりますが、国の存在を全うし、国民生命と安全を守るための必要最小限度の措置を認めるものがあります。他国の防衛を目的としないので、9条には違反しないのではないかというのが私の見解でございます。

さらに3点目の国際情勢の変化、やはりこの辺が一番肝心なことでございます。安倍首相がかなり海外を回りました。その中で、非常に積極的平和外交、ここに貢献をしていくという安倍首相の判断、考え方は相当数の国に受け入れられ、特に異論を挟んでいる状況ではございません。ただ、韓国と中国については、ちょっと見方が違うかもしれませんということでございます。

それから、日本の安全を守るという法でありまして、米国が攻撃をされても自衛隊は武力行使ができないということです。この法案が通っていきますと。私が一番肝心に思うのは日米の安全保障条約、この中の片務性です。アメリカは、日本を守ってくれるけれども、日本は一切、日本の海外でアメリカを守れない。このようなことが普通の人の考え方として、どうなのかなということが私はございます。

そして、最後にですけれども、一番憂慮される朝鮮半島事情、恐らく北朝鮮が韓国に攻め込むのかどうか分かりません。ただ、その場合には韓国とアメリカ米軍が一緒になって戦うことになるでしょう。ただ、その場合に核の配慮があります。日本からは大変なことになります。そのときに黙って見ているという状況は、やはり私はできません。

以上の観点から、この法案に対しては反対ということで討論させていただきました。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書について賛成をいたします。

まず、最初に安倍自公政権そのものが19日に安保法制、戦争法の採決を強行をいたしました。提案の中にもありましたように、6割を超す今国会での成立に反対という国民の声に背いて戦争法反対の、憲法違反の戦争法を強行した。まず、満身の怒りを込めて抗議をしたいというふうに思います。

私たち日本共産党は、この強行採決の後、3つの提案をいたしました。その一つは、戦争法を廃止し、安倍政権打倒の戦いをさらに発展させようという呼びかけです。何よりも戦争法は、日本国憲法に真っ向から背く違憲立法だということでもあります。同時に戦争法に対して、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁裁判所の長官を含むかつてない広範な人々から憲法違反という批判が集中をしています。同時に重大なことは、違憲立法の存在を許すなら、立憲主義、民主主義、法の支配という国の存在の土台が根本から覆すことになりかねません。

2つ目の提案は、戦争法廃止で一致する政党、団体、個人が共同して国民連合政府をつくろうという提案です。意見書にもありましたように、戦争法廃止、このことは、立憲主義を取り戻す、この1点で一致する政党、団体、個人が共同して戦争法廃止の国民連合政府を樹立しようということです。この国民連合政府の任務は、集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻すことにあります。

3つ目の提案は、戦争法廃止の国民連合政府で、一政党が国政選挙で選挙協力を行おうという呼びかけです。今度の参議院選挙では、32ある1人区の中で、この国政選挙での選挙協力を行おうという呼びかけであります。私たち日本共産党は、戦争立法廃止の国民連合政府をつくる、全ての野党が来るべき国政選挙、参議院選挙になりますが、選挙協力を行おうということを心から呼びかけるとともに、その実現に向けて全力を尽くす決意であります。全ての政党、団体、個人が思想信条の自由を超えて、政治的立場の違いを乗り越えて、安倍自公政権を退場させ、立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻す、この政治を追求していくことを呼びかけています。ぜひこの呼び

かけにも応えていただきたいというふうに思います。

私は、そういう点では、今度の意見書に述べたように、一つは憲法違反の戦争法を廃止する、もう一つは集団的自衛権の行使を認めた閣議決定を撤回する、このためには国民連合政府をつくる、これ以外にないと信じています。ぜひご協力をお願いしたい。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第22号 戦争法の採決強行に抗議し法の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第19、発議第23号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 議長のお許しをいただきましたので、労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出について、提案説明をいたします。

まず、この労働基準法改定案の関係は、私も何度か議会の中に意見書を提出していただきたいという形で提出してまいりましたが、全て否決されてきたところでもありますけれども、この法案改正の問題につきましては、多くの労働組合、労働団体あるいはそれぞれ労働組合にも所属していない労働者からも反対の声が強く起きております。そういう中での私は再提案になるわけであります。

労働法制改悪案のうちの労働者派遣法改正案は、9月9日に強行採決されました。

労働契約申込みみなし制度の施行前の成立を求めた経済界に応える形で、41本に上る政省令の改定を短期間に行うなどの手続的にも問題があるわけであります。派遣期間制限をなくし、3年ごとにセクションをかえれば、派遣労働者として何回でも働き続けさせられるなど、生涯派遣につながる大改悪であります。また、もう一つの残業代ゼロを内容とする労働基準法改正案は継続審議となりました。限定的であれ、労働時間規制を取り払い、長時間労働を過労死をさらに深刻化させるものでありますし、継続法案を認めるわけにはいきません。法改正と廃案を求めるものであります。

それでは、意見書を提案いたします。

政府が国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法案」は、「高度プロフェッショナル制度」の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容である。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、これを揺るがすことは断じて許されない。過労死等防止対策推進法の施行によって、政府は、我が国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案は逆行している。

特に、労働時間、休日、深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」であると国民の強い批判にさらされ、過去に政府が法案提出をあきらめた「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものであり、創設することは断じて許されない。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息時間（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することこそが必要である。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 労働基準法改定案を撤回すること
- 2 「時間外労働限度基準」告示を法律へと格上げすること

3 全ての労働者を対象に、「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入すること

平成27年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大 野 敏 行

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

○大野敏行議長 ご苦労さま。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対はいらっしゃいませんね。

それでは、第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出に賛成いたします。

一昨日ですか、ブラック企業、ワタミで長時間労働で過労死自殺をした人との損害賠償で和解になり、1億何千万かの結果になりましたけれども、今このような事態があちこちで起きています。私たちは本当に労働者をもっと守る体制にならなくてはいいわけですが、アベノミクス、安倍首相はこういうふうに言ったそうです。日本を世界で一番企業が活動しやすい国にする。そのためにこういった労働基準法の改正などが起こってきて、労働者の労働時間を守らない、そういった形のものがどんどん法制化していく。そして、このようにブラック企業によって人々が過労死したり、過労自殺をする。労働者をやめさせようと思ったかどうかという、一番簡単な方法があるそうです。長時間労働で鬱病にしていく。そして自殺をさせる。そうすると、労働者を簡単に首を切ることができる。そういった一つのテーゼがあるそうです。私は、こういった形で今深刻な状況になっている日本の労働者の状況を少しでも変えていかなくてはいいけない。そして、今の嵐山町でも菅谷中学は17%の貧困率になっているという状況、そういった状況を変えていくためには、まず最初に労働基準を大切にしていって、労働基準をもとに戻していく、労働者の生活を守っていくとい

うことに地方議会が真剣にならなくてはならないと考えていますので、まずブラック企業に賛成しないという形で、労働基準法改定案の撤回を求める意見書を提出することに賛成します。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第23号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第20、発議第24号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

脳脊髄液減少症は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故の保険関係者の無理解に、患者や家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。そこで、平成24年に国で先進医療として承認されたブラッドパッチ療法について、患者団体などから保険適用を望む声が多く、国においては、保険適用とともに脳脊髄液減少症の治療推進を図ることを求める。

以上のことから本意見書を提出するものです。

2面のほうの本文を読まさせていただきます。

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成24年にはブラッドパッチ治療が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行なわれた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82%と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野 敏 行

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様。

以上です。

○大野敏行議長 ご苦労さま。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、ブラッドパッチ治療というのは、どのぐらいの期間があって、そして保険適用しなければ、大体どのぐらいの金額がかかっているものなのか伺います。

それと、有効率は82%ということですが、18%の人はどのような形になっているのか、そして副作用は実際に起きていないのかどうか、そのような研究があるのか。厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えることということですがけれども、それに関して危険性があるのかないのかということは調査されているのでしょうか。

○大野敏行議長　それでは、お答え願います。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　まず、何年間これが調査されている……

〔「治療期間です」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員）　治療期間に関しましては、1年ぐらいかかるような人もいるとは書いてありました、最長で。

それで、後は何でしたか。

〔「金額」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員）　金額は20万から30万と書いてありました。

それと、副作用に関しましては、致命的な重大な副作用や後遺症はありません。

針は先端が丸くなった特殊な針で、硬膜に穴をあけることが極めて少なく、慎重に行えば、髄液腔に血液を注入することはありません。

痛みが持続することがあります。おおむね1カ月で改善します。血液は自己のものでも血管外に出ると異物として認識され、処理されるため、炎症反応は必然的に起こります。この炎症反応は個人差が大きく、全く無症状の場合から、痛み、発熱、倦怠が強く、1カ月ぐらい寝たきりになる場合と、さまざまです。

癒着に関しては、硬膜外の癒着は特に強い症状を引き起こすことはまれで、心配はないと考えていますと書いてあります。

あと、何でしたか。あと、答弁漏れがありましたら、再質問で言ってください。

〔「再質問ではない」「答弁漏れは答弁漏れなん

です」「18歳未満」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員）　18歳未満の症例は、今のところ少ないようなので、今回これを入れてくださいということをお願いしてあります。

以上です。

○大野敏行議長　13番、渋谷登美子。

○13番（渋谷登美子議員）　全額で20万から30万ということで、これは通院治療になっ

ているのか、入院治療になっているのか伺います。

あと、研究機関とか、それから実際に治療機関は日本にはどのぐらいあるものなの
でしょうか。

○大野敏行議長 答えを求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 治療機関に関しましては、私調べてまいりませんでしたので、
わかりません。

それで、通院か入院か、入院するのがほとんどだと思います。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） かつて学校の必修授業の中で柔道が取り入れられたわけです。
一番懸念される問題は圧迫と、この脳あるいは脊髄を打つことだったわけです。今こ
の症状で苦しんでいる人たちが相当数出ているということは、報道や何かでも承知し
てきているのですけれども、この症状が、例えばスポーツや何かの、あるいは交通災
害、事故であらわれてくるわけでありますけれども、学校の中の柔道による人たちが、
例えばそういう形で何カ月ぐらいで症状があらわれてくるのか、そのことについて聞
いておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 症状については、そういうのは、私資料を見つけましたけれ
ども、ございませんでした。しかしながら、今不登校とか、そういう子供さんたちが
ふえている中には、この病気を持っていらっしゃる方がいるのではないかというこ
とは言われております。しかしながら、今の柔道で何カ月間で症状が出るとか、そうい
うことはどの資料を見ても私は見つけられませんでした。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、ここに書かれている中では、スポーツ外傷の場
合では、柔道というのは対象になっていないと。あと、学校の中ではそういう症状も
出てきている、柔道でのけがの中でそういう症状も出てきているわけでありますけれ
ども、その辺は理解していないということなのですか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 今お話ししましたように、柔道の授業を受けて、そういう症例が出たというような内容は、私は確認しておりませんが、お子さんで不登校の中にこのような症状の方がもしかしたらいるのではないかと。しかしながら、それがどういう要因でそういう病気というのですか、この症状が出ているのかということは明らかにされていません。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9 番（川口浩史議員） そうですか。私たちもこれについては賛成なのです。全会一致ですから。送り先について、ちょっとお聞きしたいのですが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣だけなのです。衆参両院議長にも送ったほうがいいと思えますし、お金がかかるわけですから、財務大臣にも送ったほうがいいと思うのですが、その点入れなかったのは何か理由があるのか。文部科学大臣はどういうことから入れたのか、ちょっとそれ送り先の件で伺います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） この意見書につきましては、私の党のほうからいただいてきたもので、ここの3カ所ということで印字をされていたので、そのまま出してしまいましたけれども、財務関係にも費用がかかることだからと言えば、それは別に財務大臣と衆参両院議長宛てに出してもいいのではないかなと思います。

それと、もう一個何だった……今のもう一個は……

〔「変えられるの」と言う人あり〕

○6 番（畠山美幸議員） 変えられないのであれば、このままで通したいと思いますけれども……今もう一個が何でしたか……子供の関係があるから、多分文部科学大臣のところにも出したいのです。18歳未満の子供たちの症例も入れたいということなので。ですので、今私言ってしまいましたけれども、やはりこのままでいかせていただきたいと思います。

〔「入れたほうがいいんじゃないの」と言う人あり〕

○6 番（畠山美幸議員） でも、またいろいろと手続の問題がありますから、これで。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひ衆参両院議長と財務大臣、やっぱりこれは入れたほうがいいと思います。送ったほうがいいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 軽はずみな発言をしましたけれども、やはりこの状態で出させていただきたいと思います。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 送り先に衆参両院議長と財務大臣をつけ加えていただきたいと思います。それを提出していただきたいと思います。

○大野敏行議長 ただいま動議が提案されました。

〔「いいですよ。賛成しますよ、そしたら。動議が出たんだから、賛成すると言ったら、それで動議が成立。できるんだよ、そういうことは」と言う人あり〕

○大野敏行議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 6時40分

再 開 午後 7時19分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第24号の修正案の提出

○大野敏行議長 本案に対しまして、川口議員外1名から修正の動議が提出されました。

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書について、私ども賛成でございます。ただし、提案者から提案がありましたように、送り先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣の3名の大臣だけであります。衆議院議長、参議院議長並びに財務大臣も加えるべきだと思いますので、提案をいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまです。

この件につきまして、先ほど議会運営委員会で会議を開きました。その協議内容を報告いたします。

長島議会運営委員長。

〔長島邦夫議会運営委員長登壇〕

○長島邦夫議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の結果を報告させていただきます。

修正動議について、全国の町村会等諮ればいいのでしょうけれども、もうその方もお電話に出ることはないです。ですから、議会運営委員会とすると、この修正の動議について議長の判断にお任せして、それで嵐山町の議会の中で、議員の中で判断をして、その先に進んでいただきたいと、そのようにまず第1点目になりました。

その結果、もし動議が成立して、議長判断がこれから出るでしょうから、出て、その3名の方、衆参の両院議長、そして財務大臣のそれをつけ加えるということができるのであれば、そここのところに加えていただいて、そこで判断を仰ぐのがどうでしょうというようなことでございます。全会一致ということになっているものですから、その点も我々とするとき考慮して審議をいたしました。その線に進んでいただいて、議員の判断を仰ぎたいというふうにしたらどうでしょうかということになりました。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

議会運営委員長の説明及び修正案の出された説明が終わりましたので、これより修

正案に対する質疑を行います。

修正案につきましては、もともと提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣となっておりましたが、これにつけ加えて、衆議院議長、参議院議長、財務大臣という3名もつけ加えたところに提出したいという修正でございます。この件につきまして、質疑を行いたいと思います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 修正案に対しての討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結します。

これよりブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書についての採決に入ります。

それでは、まず本件に対する修正案について採決をいたします。

本修正案に採択の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本修正案は可決されました。

◎発議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第21、発議第25号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 発議第25号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由、マイナンバー制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カー

ドの交付について対応するよう求められている。国はカード交付事務に係る経費について、一部国庫補助の措置を行うことになっているが、市町村にも財政負担を強いられることになる。そこで、政府においては、自治体負担の軽減のため十分な予算措置を図ることなどを求める。以上のことから本意見書を提出するものです。

本文を読ませていただきます。

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助(個人番号カード交付事業費補助金・補助率10/10)が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行なうこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、自ずと市町村は財源負担を強いられることとなっています。

また、平成28年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求めます。

記

- 1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行なうため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行なうこと。
- 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
- 4 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会開催など十分な支援を実施すること。
- 5 配達できなかった簡易書留郵便(マイナンバー通知)の受取人の所在調査に要

する経費の負担軽減を図ること。

- 6 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月10日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大 野 敏 行

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様。

以上です。

○大野敏行議長 ご苦労さま。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

- 13番（渋谷登美子議員） 平成28年度以降について、地方公共団体の情報システム構築に支払う交付金額を全額国の負担するということになりますけれども、というご意見でございますが、全額国の負担にすると、総額は幾らになるのでしょうか。

そして、今マイナンバー制度で最も問題にされているのは、金融機関の連番づけですけれども、それについては金融機関が行うということで、全く国は補助をしないということでしょうか。

それから、今一番問題になっているのは、中小企業はこのマイナンバー制度を導入しなくてはいけないために四苦八苦していて、地方自治体のみではなく、大変な大混乱を起こしていることについての補助というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか。これがないと行えないわけですが、そもそもマイナンバー法制度の円滑な導入ということになっていきますけれども、マイナンバー制度は、国や国民にとってどんな利益があるのか。そしてそれを進めるためになぜこのような地方交付金などを求めているかなくては行けないのか、お答えいただきたいと思います。

特に28年度については、国家公務員のカード、それから民間企業のポイントカード、ＩＣチップの民間開放、公的個人認証の民間開放となっております。29年度から何が始まるかといいますと、例えば私はアマゾンをよく利用していたり、ビザカードを利用していたりします。このポイントが全部ワンカードになるという形で、それが全部1つのカードで見れるような形になっていくというのが29年、30年のマイナンバー制度のロードマップといいますか、そうっております。それを推進するようなことを

なぜ国がやっていかななくてはいけないのですか。ビザカードのポイント点数を皆さんで1つのカードで、ワンカードで見れるようにしたり、それも国民健康保険証も一緒にしたりするようなことをなぜやらなくてはいけないのですか。そのことについて伺います。意見書について。

○大野敏行議長　それでは、答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　まず、28年度の金額ですけれども、ちょっと申しわけございませんけれども、調べておりませんので、わかりません。

それと、中小企業さんが混乱を起こす、いろんな手間がかかる、それについても、うちの夫はある企業に勤めておりますけれども、今回マイナンバーのほうは自分でスマホで製作をして、企業のほうで使うということでもう登録をする手续をしておりますので、企業のほうから求められていますから、社員の方は恐らくそれはしっかりやって取り組んでいらっしゃると思いますので、中小企業さんで迷惑がかかるということは考えられないのかなと思います。

それと、28年、29年でポイントが見られるということにつきましては、私はそこまでの確認をしておりませんので、申しわけございませんけれども、お答えができません。

○大野敏行議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、国全体でこの金額にかかわるものがどのぐらいかということをご存じなくて、交付金額を出せというふうなことを意見書として提出されるということですね。平成27年度、予算化した40億円となっておりますけれども、今ちょっと見ていただいた限りでは、平成27年度の国の金額は1,180億円というふうな形でした。全体で国と、それから地方全体でどのぐらいの金額がマイナンバー制度によって使われているか、それがどこの企業に入っているか、ご存じでしょうか。

○大野敏行議長　答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　今渋谷さんがおっしゃられた1,180億円というのがかかっていて、2014年からの当初予算でも1,000億円かかっているということで、2年間で2,000億円は超えているということにはなっております。先ほどお答えした28年度のことですけれども、5,400万世帯に発送する事業としては、267億円がかかるそうです。

それと、今回の内訳ですけれども、制度の啓発広報に4億7,000万円、内閣官房のほうからはネットワークシステムとマイポータル開発で62億5,000万円とかもろもろ、あと総務省で個人カードの利活用促進のために639億円とか、制度の導入のための仕組みは441億円だとか、それだけかかっております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そして、それだけの交付金を、国のお金を使って、マイナンバー制度を円滑にして、何が国民の利益になるのか、それを伺っているのですけれども、そのことについてのご答弁がないですね。何が利益になって、中小企業はこれだけ苦労して、金融機関が連番制を行っていて、全ての税金、全ての所得を把握するわけですけれども、実際に高額納税者はこの金融機関から外れていきますから、高額納税者の部分はないわけですし、そのところはどのようにして国民の利益があって、そして社会保障、税問題が解決されるのでしょうか。国民年金も年金情報が漏えいされているわけなのですけれども、それをさらに進めるようなことをなぜこのような意見書を国に提出して、どのような効果が国民と国家にあるのか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） もう国でマイナンバーが、付番が私たちはついているわけですので、これをスムーズに事業を推進していくために今回これを、各自治体に負担をかけるのは大変なので、通させていただきたいと思ひまして、出させていただきました。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。反対討論です。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書を提出することに反対いたします。

今この一、二カ月前ですか、厚生関係者と、そしてマイナンバーにかかわる人たちの収賄というのは結構発覚しました。そのくらいマイナンバーに関しては、お金がも

うかるというか、そういうふうな形のものです。マイナンバーによって、何が実際に起こってきているかという、ファシズムがどんどん進んで、人の情報がどんどん国によって明らかにされて監視されていく。そして、税情報や社会保障と言いながら、実は全部いろいろな情報が一体になって、国がそれを管理していくという状況になります。今秘密保護法もありますので、そういったこともありますと、全く国民のプライバシーが守られていかないことをマイナンバー制度、地方自治体がそれを進めていって、今行政の職員たちもこれで四苦八苦しております。進んでしまったマイナンバーを皆さんに通知したからといって、住基ネットと同じで、マイナンバーに関しては決して進まないでしょうけれども、これからさらにマイナンバーを使わなかったら、それにとって刑罰というふうな状況になってくるのかもしれない暗黒社会がこれから始まります。笑いごとではないのです。それは本当にファシズムの始まりだというふうに考えていますし、そういった状況になっていることを皆さん一人一人が全く感じていないことに日本の国の危機感があります。そういうふうな形で笑っていること自体がとても悲しいことで、そういった政党からのことをそのまま受けて、意見書として提出する。自分自身で、今住民や国民がどういう状況になっているかということを考えることができていない議会が今ここにあって、それがとても問題でありますので、マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出には反対いたします。

○大野敏行議長　ご苦労さまでした。

次に、賛成討論を行います。

第5番、青柳賢治議員。

〔5番　青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員）　5番議員、青柳賢治でございます。マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について、賛成いたします。

そもそもこの法律は、日本の社会を公平公正な社会を実現するというのが第1点目でございます。さらには、第2点目としますと、行政の効率化、さらには行政手続の簡素化でございます。すなわち災害が起きた場合の支援をするというようなことも機動的にできるような形になってくるわけでございます。3番目は、国民の利便性の向上と。このカードについては、いろいろな使い方があると思いますが、なかなか今実

際のところ、マイナンバーの通知カードが届いているところがあるとかないとか、実際あります。ですけれども、これはもう既にかなりの金額が国家の予算によって進んでおります。その中で、きょうの質疑にもいろいろありました。予算の中にもありました。実際に町の負担も、きょうの器具にしても1台余計に入れていかなくはならないというようなことを含めて、やはりできるだけ、これは国の方針でございまして、自治体にはなるべく負担のかけることのないように、負担軽減を国のほうに求めています。ということで賛成をさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまです。

次に、反対討論。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論ございませんね。討論を終結いたします。

これより発議第25号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎町長挨拶

○大野敏行議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成27年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月4日に開会をされ、本日まで8日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました27年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては十分検討いたしまして、対処する所存でございます。

さて、飛び石が敷かれ、遊歩道が整備をされた嵐山溪谷は、行く秋を惜しむように、多くの観光客でにぎわいました。魅力と活力にあふれる嵐山町を描いた人口ビジョン及び総合戦略を着実に推進をし、町民の皆様をはじめ、嵐山町に足を運んでくださった方々に、ここに住みたい、ここに住み続けたい、ここで働きたいと思っていただけるよう全力を傾注してまいる決意でございます。

寒さも身にしみるところとなりました。この冬はインフルエンザに加え、ノロウイルスの流行が懸念をされております。議員各位にはどうかご自愛をいただき、ご健勝にて越年をされ、来るべき新年におかれましても引き続きご活躍されますように心からご祈念をご期待を申し上げる次第でございます。

平成28年が嵐山町と嵐山町民にとりまして、明るく希望に満ちた年となりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○大野敏行議長 次に、本職からも挨拶を申し上げます。

私としましては、初めての定例会、議長の大役が果たして務まるのか心配でしたが、皆様のご協力で上程されました案件が全て可決決定いたしました。議員各位の活発なご意見、ご質問、そしてそれに答える岩澤町長をはじめとしました執行部皆様の真摯な姿勢に敬意を表します。今回8名の議員各位が一般質問に立たれ、いつもより突っ込んだ内容でよかったとの傍聴者からのお話もありました。いずれにしても、今よりも先を見据える目線は同じであると感じました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成27年も残り20日間になりました。どうかご自身のご健康にご留意をされまして、来る新しい年に全員が元気で顔合わせができますことをご祈念申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○大野敏行議長 これをもちまして、平成27年第4回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 7時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員